32H
15
1

愛宕郡村志序

愛宕郡長兼田君来告曰吾郡教育會建議郡志編纂事余可之附議郡會郡會一致可決其案請君編纂之余辭以筆硯煩忙著述無暇君曰兄嚮著平安通志爲京都發揚光華請爲吾郡勿惜一臂余與君相知且喜其用心郡治義不可辭也夫愛宕之爲地位山城之北夙聞于神世及桓武天皇建平安京鬱爲國之望郡山岳雄峙土厚水清靈祠巨刹名勝舊迹交錯點接聖主賢輔名士高僧奇人烈女之蹟相望于其間以故史誌之記其事者亦不少而或偏古疎今或記而不詳

Digitized by Google

論而不確概主遊覽而可資政教者殆稀是識者之所憾也夫史誌之於政教可以考施政治民之方可以資愛國崇祖之教其所係極大矣宜哉教育會之建此議而郡長採用之郡會議決之也余深有所感乃不自測閱史料搜舊誌訪名山蹈實地辛苦經營以編纂此書不材薄學且急劇所作其不足以發揚名郡之光華自知之雖然體用地誌參以史體如其統計特擧最近者可以資民治可以參教育其於施政布教庶幾有所裨補乎猶望大方君子修補增訂以完成之

明治四十三年天長節　平安　湯本文彥

愛宕郡村志事目

郡志

總記　幅員　管轄　地質　里程　河川池沼　運輸　租稅　戶數　學事　牛馬羊豚　農業　工業　物產　民業　神社　舊蹟　名勝

區域　形勢　氣候　鄉村　山岳　道路橋梁　地籍　官衙　人口　兵事　舟車　林業　商業　名產　民力　寺院　國寶特別保護建造物

Digitized by Google

愛宕郡志

古墳遺事

風俗人情

Digitized by Google

愛宕郡志

愛宕郡は山城國の最北に位せる郡にして地域最大なり蓋し太古の久我國なり神名帳頭注所引山城風土記の文に賀茂建角身神云々見廻賀茂川而言、雖狹小然石河清河在、仍號曰石河瀬見小川、自彼河上坐、定坐久我國北山基云々とある所にて其地は今の大宮村の北部久我神社の邊に當れり愛宕の名は其起因詳かならず郡の南部に愛宕郷あり是蓋し其本なるへし愛宕或は阿多古に作る天應年間愛宕神社今の鷹峰に在り僧慶俊之を今の所に移し更に愛宕と稱す其後郡名は遠太藝と稱したり其阿多子と云ふ所以は古事記上巻に火之迦具土神の段の傳に又丹波國桑田郡阿多古神社（即京西の愛宕なり）も此神を祭れるとなり（阿多古とは御祖を燒たまひし故に仇子と云意にやとあり於多岐）於多藝の訓は據るところを考かへす延喜式に山城國上乙訓葛野愛宕云々和名抄に山城國管八乙訓葛野愛宕拾芥抄も之に同し

近來學業大に進みしも地理書に至りては未た完備せす其公行せる者の中に於ては大日本史國郡志を以て第一とす但實地に檢考する事少なく書籍上に成りしもの多きを以て往々疎謬を免かれさるところあり是れ勢の已を得さるところなるへし然れとも現今に於て吾國の地理書としては此書に加ふるもの無きを以て其の愛宕郡に係る記事を抄出して此に附く其文中にて松硎川を小野郷に掛け賀茂高野二川の合流は下鴨にて之を蓼倉郷に屬すへきを賀茂郷に掛け小鹽山久多莊等を賀茂郷に掛けしか如きは頗る疑ふへきを免かれさるへし此他猶有れと煩を以て之を省けり次の郷村の部と參觀あらん事を要す

大日本史第二百八十六卷國郡志

山城國愛宕郡

愛宕郡、中、（令義解和名抄）蓋古久我國也（山城風土記大意）後爲郡、更今名、（延喜式）東至宇治郡、及近江滋賀郡、南連紀伊郡、西接葛野郡、北界丹波桑田郡、及近江高島郡、（山城志、國圖、）領郷十一、（和名鈔）蓼倉、（○按一書云、蓼倉郷田中里、今田中村、在京城東北、即其遺名、）仁中、郷名尚存、（類聚符宣抄、延喜式釋、茂注進雜記、）後曰蓼倉莊、（永享四年文書、花洛往古圖、）有賀茂御祖社、三井社、（延喜式、日本紀、）有法雲寺、（○一名

Digitized by Google

蓼倉藥師堂有白川、古今和歌集栗野、○今御栗栖野、在蓼倉西北、即名之遺、有栗栖野、桓武帝獵于此、類聚國史天長中、定爲禁野、三代實錄有緜子池、○在西賀茂村、曰池田、仁明帝幸此放隼、續日本後紀有栗栖野冰室、延喜式○今冰室村、在鷹峯北、有高岑寺、三代實錄紙屋川出、山城志栗田、○刻本爲上栗田下栗田二鄉、類聚符宣鈔、小有記亦同、是後世之爲、非古制也、今從高山寺本訂、但本書註有上下二字、是謂鄉有上栗田下栗田二鄉、與下條出雲鄉例同、今栗田口北白川諸邑、即其域也、栗田氏所居、姓氏錄後曰栗田莊、永享中文書有栗田院、藤原基經故居、元慶中、清和上皇御此、遂捨爲圓覺寺、三代實錄有栗田殿、藤原在衡別業、拾芥鈔有白河陵、有清和外祖母源氏墓、延喜式有白河院、藤原良房別業、簾中鈔、古今榮雅鈔、白河帝就建法勝寺以爲離宮、百鍊鈔、簾中鈔、應仁記、有南禪寺、○在法勝寺東爲龜山上皇離宮、後捨爲寺、南禪寺記有禪林寺、三代實錄山城志、○在南禪寺北又爲龜山上皇離宮、南禪寺記有康樂岡、○一作神樂岡桓武帝嘗獵于此、類聚國史有吉田社、二十二社注式粟田山、文德實錄三代實錄巔有將軍冢、延曆中、敕埋偶像擐甲冑帶弓矢者、以鎭皇城、田村傳記大野、○今大宮村、在栗野南、即古鄉也寬仁中、以本鄉充賀茂祭田、類聚符宣鈔賀茂注進雜記、有紫野、桓武帝獵于此、類聚國史有大德寺、花園帝所創、大德寺文書有船岳、貞觀中、祈晴于此、三代實錄有雲林院、○一名紫野院淳和帝離宮也、類聚國史、離宮據河海鈔、仁明帝亦御此、續日本後紀後賜常康親王、遂爲佛寺、三代實錄有小野篁墓、河海鈔、山城志、○在雲林院南小野、○今高野村有小野社、即其地、小野朝臣世居此、三代實錄○高野村有小野毛人墓有小野社、小野冰室、延喜式○按朝野群載作松崎冰今有松崎村御蔭山、小右記○本書作小野鄉大原御蔭山、又稱御生山、有比叡山、跨近江、古事記、叡岳要記、國圖、其西麓爲小野山、小右記、山城志、音羽川出、拾遺和歌集、八雲御鈔、有南淵年名小野別業、古今著聞集、山城志、○今修學院村有赤山社、即其址、有八瀨里、類聚符宣鈔、小右記、大原里、拾遺愚草、山城志、○河海鈔作小野鄉大原村、今大原莊、屬邑八、有惟喬親王小野山莊、古今和歌集○址在上野村有江文山、元亨釋書○在井出村松埼川、弘仁元年禊于此、類聚國史有伊佐彌里、三代實錄、山城志、○今稱花園村、在八瀨西、八鹽岡、新敕撰和歌集錦部、○按類聚三代格云、本鄉百姓言、鴨河堤東西水陸田、則我等口分、事具圖籍兵範記云、錦織鄉吉田村、據此吉田村以西至京師、古鄉地也、錦部首所居、姓氏錄寬仁中、以本鄉充賀茂社祭田、類聚符宣鈔建長中、有吉田泉殿、後嵯峨上皇幸焉、百鍊鈔八坂、○今八坂町八坂造所居、姓氏錄有光孝外祖母藤原氏八坂墓、延喜式○在八坂法觀寺北有祇園社、諸社根元記有八坂寺、續日本後紀、拾芥鈔、○一名法觀寺清水寺、百鍊鈔、東寶記、○在八坂東南鳥戶、○今新熊野村旁近、即其地、有鳥部山、○其巔曰阿彌陀峯有鳥部寺、鳥部野、日本紀略、扶桑略記、山城志、有鳥部野陵、三代實錄有恒世實仁二親王鳥部野墓、日本紀略、扶桑略記、藤原總繼拜志墓、延喜式、山城志、有清閑寺、百鍊鈔、拾芥鈔、○在清閑寺村有泉涌寺、元亨釋書、薩戒記、○在泉涌寺村其後山稱月輪山、四條帝以後、列聖山陵多在此、前王廟陵記、山陵志、山城志、有法住寺、後白河上皇所營、山槐記愛宕、○今八坂西有愛宕寺、即名之遺、古者郡家所在、和名鈔大意延曆中、定爲諸臣墓地、河海鈔引延曆遷都記有愛宕寺、河海鈔、伊呂波字類鈔、○一名珍皇寺

有建仁寺、（百錬鈔）六波羅密寺、（本朝文粹、扶桑略記引往生記）有六波羅第、平氏世居此、（山槐記、東鑑、）源頼朝亦第于此、（東鑑、百錬鈔、）後、北條氏就置二廨、稱曰南北六波羅、（東鑑、百錬鈔、太平記、）出雲、（○原註曰、有上下、按東大寺正倉院文書、郷有雲上里、雲下里、故云、今下賀茂西有出雲寺址、即其遺名、）龜中、出雲臣居此、（東大寺正倉院文書）有出雲井於社、（延喜式）出雲寺、（智證傳）賀茂、（○今有上賀茂西賀茂二村、在栗野東、）上古賀茂建角身命、自岡田賀茂、沿山代川而上、望賀茂川曰、何水石之清也、因曰石川瀬見小川、遂居久我國北山、即此、（山城風土記）太祖時、其裔爲葛野鴨縣主、子孫因氏焉、（舊事本紀、姓氏錄、）有賀茂別雷社、（延喜式）賀茂高野二水會此、南入淀川、（山城志、國圖）有泥濘池、（○在鴨山東）淳和帝嘗羅水禽于此、（類聚國史）有小鹽山、山下曰芹生里、有寂光院、建禮門院所居、大原陵在焉、（源平盛衰記、長門本平家物語、）有貴布禰社、（延喜式）貴布禰山、（夫木集）貴布禰川出、（千載和歌集、山城志、）有鞍馬寺、（元亨釋書、伊呂波字類鈔、○在鞍馬山）源義經幼寓此、（平治物語、源平盛衰記、）有久多莊、（醍醐三寶院文書○在鞍馬山東、勝邑五、）靜原里、（山家和歌集○今靜原村）

區域

北は斗入して滋賀縣近江國高島郡に界し東は同縣同國高島郡滋賀郡に接し南は京都市上京區に連り西は丹波國北桑田郡山域國葛野郡に隣せり舊時は西方にては花背村一帶は丹波國に雲ケ畑一部は葛野郡に屬せしが後代に至り本郡に編入せられ其南方にては鴨川東山に沿ひ南に延長せしが明治二十一年六月白川田中村以南の九ケ村を割き京都市に編入せられ以て現今の區域を成せり

幅員

南北長所八里東西長所三里三十町面積十九方里六八たり

形勢

南北に偏長して北を首とし南に向ふ北部は高山峻嶺重疊して山彙南に延き以て京都に向ひ賀茂以南に至り平地となる高野川其東に出て鴨川其西に出つ京都に至り合して南流す北部安曇川は滋賀縣高島郡に入り大井川は丹波國北桑田郡に入る

管轄

上代は山背國造が領せしなるべし遷都以前は專ら國司郡司が管せしも遷都後に至り下上賀茂社延暦寺の御

Digitized by Google

崇敬最厚く此社寺に寄進せられし地多かりき初め下上賀茂社に封戸を附けられ神領の雜稅を定められし事あり御戸代田を附けられし事ありしも頗少なかりき延暦寺が叡山の西麓を領せしが如し寛仁二年十一月に及び御料延暦寺領等を除き下社に鞠倉粟野、上粟田、出雲四鄕上社に賀茂、小野、錦部、大野、四鄕を寄進せられ本郡大半以上は全く神領となれり神社にて此を分ちて各八鄕となし之を管領する事數百年なりしが戰亂の世となり武辨に横領せられ朝廷武家に沙汰を加へらるゝも行れず其他社寺公卿も多く領所を失へり此時より所司代の管轄となり御領、宮門跡領、社寺領、公卿武家領其間に交錯せり明治維新の後漸く改易せられて皆京都府の管轄となれり

氣候

平均溫度は攝氏十五度九にして降雨は概ね五六七の三箇月に多く十一十二一の三箇月に少なし結霜は十一月に始まり翌年五月に終り降雪は十二月に始まり翌年三月に終る降水日數は百四十七日なりとす（明治三十九年京都府測候所調査）

地質

北部は山間に介在し礫硝瘠地少からざれども南部は地勢平衍にして良腴多し就中田中、修學院、下鴨、松ヶ崎、上賀茂、大宮、岩倉諸村の如きは地質好良にして肥沃なり故に稼穡に宜し北部諸村は殖林樹藝に適せり其地質の調査大概左の如し

上層砂土下層砂礫
　白川、田中、修學院、鞍馬口、
上層赤紫壤土下層砂礫
　下鴨、上賀茂、
上層下層粘土
　松ヶ崎

上層赤土下層砂礫
大宮、鷹峰、野口、
上層黒土下層岩石
大原、八瀬、鞍馬、雲ケ畑、
上層赤粘土下層砂礫
岩倉、静市野、
上層軽土下層粘土
花脊、久多、
是れ其概略のみ其區域は多少出入あり

郷村

和名抄に愛宕郡蓼倉多天久留良栗野須上粟田改波多大野下栗田小野乎乃錦部爾之古利八阪也佐加鳥戸止利倍愛宕於多木出雲以都毛在上下賀茂あり當時の郡制は令に
凡戸以五十戸爲里、凡郡以二十里以下十六里爲大郡、十二里以上爲上郡、八里以上爲中郡、四里以上爲下郡、二里以上爲小郡、
とあり大郡も千戸に過ぐるを得ず故に其郷も今の一大村の如きものなるべし今其區域は知るべからざるも其所在を考ふるに大抵は知るべし然して概ね郡の半部より以南に在りて其區域は太だ狭隘なるが如し蓋し此地方の先づ開けしと其郡内の平安京に入りて其郷の近傍に移りしとに因るなるべし其北部は深山幽谷僻遠の地にして未開なりしにより戸口寡小なるを以て郷の區域も分明ならざりしなるべし郷の所在を左に掲ぐ

蓼倉　下鴨村に小字蓼倉あり此郷は下鴨より田中村邊に亘りしが如し
栗野　大宮村の西北部に小字小栗野あり本村西北より西賀茂鷹峰に及びしものゝ如し

Digitized by Google

上粟田　白川村淨土寺吉田邊に當るべし

大　野　上賀茂村大字小山に小字大野あり此邊より大宮村西南部に及びし者の如し此邊は京都の北にて紫野等野の多き所なれば大野と稱せしならん

下粟田　鹿谷南禪寺岡崎より粟田邊に及びし者の如し

小　野　修學院村より叡山の西麓に傍ひ大原村の谷に及びしものなり今も式內小野神社小野山小野毛人の墓及び小字小野あり

錦　部　寛平八年四月十三日官符愛宕郡解に此郷の事を記して鴨川堤邊東西水陸田云々と有れば鴨川に沿ひし地の如し或は今の聖護院邊なりと云ふ然れども寛仁二年賀茂神社御寄進八郷の中に屬し此八郷は一條大路より北に在る由なれば聖護院邊とも定め難し上賀茂神社の舊記には松ヶ崎岩倉邊なりとあり猶考ふべし

八　阪　下粟田郷の南に在り今も八阪の名あり官幣中社八阪神社あり今京都市に入る

鳥　部　東山西大谷に鳥部山あり蓋し鳥部郷なるべし今京都市に入る

愛　宕　八阪鳥部の間に在り古代郡治此に設けらる今京都市に入る愛宕寺は當時の古刹にて猶存せり

出　雲　一條より東北今の相國寺より鴨川に連なる所なり舊と出雲路といふ今も出雲路神社あり又上出雲寺の舊趾あり今京都市となる

賀　茂　上賀茂村より其北に連なれり

是は古代の郷なり其後賀茂社領八郷の內を別ちて更に十餘郷とせし事は其村志にあり

村落は明治維新の後六十五ヶ村ありしが同五年五月一村又は數村を併せし區を立つ

上賀茂村　第一區　岩倉村外六村　第七區

東紫竹大門村外七村　第二區　勝林院村外十一村　第八區

下鴨村外四村　第三區　宮ノ內村外十一村　第九區

Digitized by Google

吉田村外七村　第四區　野中村外九村　第十區
白川村外七村　第五區　柳原莊外二村　第六區

同六年第四第五第六區を併せ第一區第二區第三區を併せ第七區第八區第九區第十區を併せて第三區と改む地誌編纂の時は莊一村五十五新田一あり二十年の統計には村四十七にして戸長役場は十八ヶ所たり其後町村制實施に及び更に合併して十八ヶ村と爲す

現村名	大字名	舊村名
田中村	田中、高野川原	田中、高野川原
白川村		
修學院村	修學院、一乘寺、高野	修學院、一乘寺、高野
下鴨村		
松ヶ崎村		
鞍馬口村		
上賀茂村	上賀茂、小山	上賀茂、小山
大宮村	東紫竹大門、西賀茂	東紫竹大門、西賀茂
鷹峰村		
野口村		
雲ヶ畑村		
岩倉村	岩倉、長谷、花園、中、幡枝	岩倉、長谷、花園、中、幡枝、木野
八瀬村		
大原村	大原、小出石、百井、大見、尾越	大原、小出石、百井、大見、尾越、草生、勝林院、來迎院、戸寺、上野、大長瀬、野村、井手
靜市野村	靜原、市原、野中	靜原、市原、野中

Digitized by Google

鞍馬村　鞍馬、二ノ瀬、貴船
花脊村　別所、大布施、八桝、原地新田
久多村　鞍馬、二ノ瀬、貴船
別所、大布施、八桝、原地新田

明治廿一年六月本郡南部鴨川の東に在る各村即ち淨土寺村鹿谷村南禪寺吉田村岡崎村聖護院村清閑寺村今熊野村を割き京都市に編入せらる此時地所千三百五拾餘町戸數千七百七拾四、人口九千三百十九は本郡より京都市に入れり

里程

郡役所所在田中村元標より各所里程

京都府	二十九町	鷹峰村	一里廿一町
野口村	一里十町	白川村	二十三町
雲ケ畑村	三里二十町	修學院村	三十三町
岩倉村	一里卅二町	下鴨村	十七町
八瀬村	二里十町	松ケ崎村	一里九町
大原村	三里十四町	鞍馬口村	十八町
靜市野村	二里廿三町	上賀茂村	一里十町
鞍馬村	三里十七町	大宮村	一里十二町
久多村	八里卅三町	花脊村	七里二町

山岳

山岳の最大なるものは東に比叡山あり近江を界し西に桟敷嶽あり北に大悲山あり中部に花脊峠あり各々郡内の山景を成せり倶に其村志に詳かなり

比叡山

本郡白川修學院大原三村の東方に峙ち以て滋賀縣近江國滋賀郡と界す直立二千百六十尺登路一里拾四町

大悲山

花脊村に在り直立千五百尺登路二里大井川此より出づ

鞍馬山

鞍馬村に在り花脊村及丹波國北桑田郡黒田村に連なる直立二千尺登路十四町樹木多し鞍馬川此より出づ

貴船山

鞍馬山の西に連なり丹波國北桑田郡黒田村に界す直立二千尺登路十五町貴船川此より出づ樹木多し

岩屋山

雲ケ畑村に在り葛野郡小野郷に連る直立千尺

機敷嶽

同所に在り直立千五百尺

河川

郡内山谷深阻大川無し鴨川高野川大井川雲ケ畑川安曇川最も著はる

高野川

大原村の山谷より叡山の西面の諸水を合し八瀬に出て出町に至り加茂川に合す上を大原川中を八瀬川下を高野川といふ延長四里十四町

賀茂川

鞍馬村より出て貴船川を合し神山の北谷を過きて栲野に至り雲ケ畑川を合し上賀茂に出て出町に至り高野川と合し京都市に入る延長二里三十町

桂川（大井川を云ふ）

Digitized by Google

花脊村より出づ本郡西北部諸谷の水を合して曲折して丹波國北桑田郡黒田村に入る桂川の上流なり流筏の利あり

安曇川

久多村に出て本郡東北奥諸谷の水を合し東北流して滋賀縣に入り湖に注く

雲ヶ畑川

雲ヶ畑村溪谷の水曲折して賀茂川に合す

道路堤防

道路の假定縣道に屬するもの左に掲く其他里道は各村に記す

田中街道

府廳より郡役所に達する道路部内に係る延長貳拾六町四十一間

加茂街道

京都より上賀茂村に達する道路延長參拾參町

鞍馬街道

京都より鞍馬に達する道路延長參里

敦賀街道

京都より小濱に達する道路延長四里貳拾町參拾八間

横斷道路（郡道路）

松ヶ崎村地内（高野川原）より上賀茂村を經て大宮村に達する延長千七百八十九間餘の道路にして新設今や工事大畧竣成し僅に加茂川架設の橋梁を餘すのみとなれり起工は明治四十年度より二ヶ年繼續なりしも四十一年度以降繰延べ着手し内七百九十間は同年度に竣工す經費四千三百拾參圓六拾四錢壹厘にして其四十二年度に屬する豫算は五千壹百四拾貳圓八拾錢參厘なり

Digitized by Google

河川皆淺小にして水漕の便無し陸運は舊時道路險惡にして不便なりしが近年大に開修を加へ其南部は皆車運の便を開きたり小部落といへども大抵車輪を通すべし獨り北部に至りて今開修中に屬し甚不便なる所多し殊に積雪に際しては殆と運輸を梗塞するを免れす其縣道の腕車を通する者四里二十一町五十七間餘同里道二十六里三十三町四十間なり里道にして腕車を通じ得ざる者二十七里七町十間なり

備考　松ヶ崎村より大宮村に達する郡道路當に竣成せんとす竣工の曉きは車馬の交通上至大の便利あらん

地籍

明治四十一年十二月末日調

官有地	第一種	一、二九六、九六二四町	御陵墓地	一〇二、四五二四町	
皇同府	宮附屬地	一〇、六八〇二町	御火葬地	六四〇四町	
	社及社地	一、二一五	官國幣社地	八二、一一二四	
		八、六四二三	其他	一、二四一六	
	第二種	一、一三四、三五二六			
御料林野		一六、三二二七	國有林野	八四五、四七二七	
畑		一、三四〇五	道路	一〇五、七五〇〇	
河川溝渠		一五二、一八〇七	其他	一三、二七二〇	
	第四種	六〇、一五〇四		六〇、一五〇四	
寺院敷地		六〇、一五〇四			

備考　道路の欄鞍馬花脊の二ヶ村河川溝渠の欄上賀茂花脊の二ヶ村調査未了反別は之れに含有せず

民有々租地總數　明治四十一年

Digitized by Google

| | | |

段別　五三一五町　地價　二五八、五〇〇円

地租定率　六、四六二円

地租增率　一二、六六一

免租地

總段別　一二七、九九一〇町

學校敷地　三、七八二九町　鄉村社地　二、七四一一町　墳墓並ニ火葬地　一三、一九一九町　用惡水路　七、六三二五町

堤塘　九、〇九〇七町　溜池　三一、〇四〇六町　井溝　九、六〇一四町　道路　一八、五六〇〇町

保安林　三〇、九九一三町　郡役所村役場敷地　三、四一五町　病院　二、七二五町　其他公用　七〇二六町

年期地

總段別　二三、九一〇二町

荒地　一四、二〇一一町　低價地　一七〇九町　開墾地　二、八三二七町　地目變換地價据置　六、六九一五町

變換地

總段別　四、七六二四町

田　五三一九町　畑　六一〇一町　郡村宅地　三、三八二一町　山林　二三一三町

開墾地

總段別　二、五一一九町

目的地目

田　四五二〇町

畑　六二二一町

郡村宅地　一、四三〇八町

元地目

山林　二、一八〇一町

原野　三三一八町

地價最高最低場所及段地價格

Digitized by Google

土地一段歩賣買價格

地目	最高 場所	最高 段金	最低 場所	最低 段金	總反別ニ對スル地價平均段金
田	白川村	七七、五六〇円	下鴨村	四、四九〇円	四九、八〇三円
畑	下鴨村	五一、九四七	鞍馬村	一、六二六	二七、五二〇
郡村宅地	下鴨村	九六、三〇三	岩倉村	七、二四九	四七、八五六
山林	大宮村	三四、三八〇	大原村	、〇三〇	、六八九
原野	野口村	七、二五五	大原村	、〇一三	一、三四七
雜種地	岩倉村	三、〇〇〇	—	—	六、三一〇

土地一段歩賃貸價格

地目	最高 場所	最高 段金	最低 場所	最低 段金	總反別ニ對スル賣買價格平均段金
田	田中村	四五〇、〇〇〇円	久多村	三〇、〇〇〇円	一七七、二〇四円
畑	田中村	一八〇、〇〇〇	久多村	一二、〇〇〇	八八、七八二
郡村宅地	田中村	九〇〇、〇〇〇	松ヶ崎村	三〇、〇〇〇	二三九、七九三
山林	鷹峯村	四〇〇、〇〇〇	鷹峯村	一、〇〇〇	三四、八九八
原野	花脊村	二五、〇〇〇	大原村	、三〇〇	九、三六〇

Digitized by Google

租税

地目		最高		最低	
		場所	段金	場所	段總
田		田中村	三〇、〇〇〇円	鞍馬村	七、〇〇〇円
畑		上賀茂村	一七、〇〇〇	大原村	一、〇〇〇
郡村宅地		田中村	四五、〇〇〇	岩倉村	三、五〇〇
山林		白川村	九、五〇〇	岩倉村	一、一五〇
原野		下鴨村	三、〇〇〇	大原村	一、二〇〇

國税

| | 明治四十一年 | | |

土地一段歩賣買價格

地目	最高 場所	最高 段金	最低 場所	最低 段金	總反別ニ對スル地價平均段金
田	白川村	七七、五六〇円	下鴨村	四、四九〇円	四九、八〇三
畑	下鴨村	五一、九四七	鞍馬村	一、六二六	二七、五二〇
郡村宅地	下鴨村	九六、三〇三	岩倉村	七、二四九	四七、八五六
山林	大宮村	三四、三八〇	大原村	、〇三〇	、六八九
原野	野口村	七、二五五	大原村	、〇一三	一、三四七
雜種地	岩倉村	三、〇〇〇	—	—	六、三一〇

土地一段歩賃貸價格

地目	最高 場所	最高 段金	最低 場所	最低 段金	總反別ニ對スル賣買價格平均段金
田	田中村	四五〇、〇〇〇円	久多村	三〇、〇〇〇円	一七七、二〇四
畑	田中村	一八〇、〇〇〇	久多村	一二、〇〇〇	八八、七八二
郡村宅地	田中村	九〇〇、〇〇〇	松ヶ崎村	三〇、〇〇〇	二三九、七九三
山林	鷹峯村	四〇〇、〇〇〇	鷹峯村	一、〇〇〇	三四、八九八
原野	花脊村	二五、〇〇〇	大原村	、三〇〇	九、三六〇

Digitized by Google

地目

最高

	場所	段金
田	田中村 上賀茂村	三〇、〇〇〇円
畑	田中村	一七、〇〇〇
郡村宅地	白川村	四五、〇〇〇
山林	下鴨村	九、五〇〇
原野	田中村	三、〇〇〇

最低

	場所	段總
鞍馬村		七、〇〇〇円
大原村		一、〇〇〇
岩倉村		三、五〇〇
大原村		一、一五〇
		二、〇〇〇

總反別ニ對スル賃貸價格平均段金

一五、五五一円
六、九八九
一五、五四二
二、〇八七
一、一三三

租税

國税

	定率	増率	定率	増率	定率	増率	定率	増率	定率	増率	定率	増率	定率	増率
田租	一八、四六二円		二二、一五四	●三六五	二二、九七四	●四〇四	二三、四六八	●四〇七	二二、七五六	●四〇〇	二一、九五四	●三八五	二一、四六三	●三五五
畑租	八、四二〇		八、一八〇		八、〇五〇		七、九二〇		七、八〇〇		七、七〇〇		七、六〇〇	
宅地租	四、〇五七	●一四九	三、九九二	●一四八	三、九二七	●一四六	三、八六四	●一四五	三、八〇一	●一四三	三、七三八	●一四二	三、六七五	●一四〇
山林	二、七九一	●一〇二	二、七五〇	●一〇〇	二、七〇九	●九九	二、六六八	●九七	二、六二七	●九五	二、五八六	●九四	二、五四五	●九二
牧場原野及雜地租	二、〇九六	●七六	二、〇六五	●七五	二、〇三四	●七四	二、〇〇三	●七三	一、九七二	●七二	一、九四一	●七一	一、九一〇	●六九

所得税

	定率	増率	定率	増率	定率	増率	定率	増率	定率	増率	定率	増率	定率	増率
營業税	一一、三二三円		一一、七九三	●五六〇	一二、二九三	●五五〇	一二、七九三	●五四〇	一三、二九三	●五三〇	一三、七九三	●五二〇	一四、二九三	●五一〇
酒税	四、〇五七		四、〇五七		四、〇五七		四、〇五七		四、〇五七		四、〇五七		四、〇五七	
	一、九八九	●一四九	二、〇五七	●一四八	二、一二七	●一四六	二、一九六	●一四五	二、二六五	●一四三	二、三三四	●一四二	二、四〇三	●一四〇
	一、九九九	●一〇二	二、〇三八	●一〇〇	二、〇七七	●九九	二、一一六	●九七	二、一五五	●九五	二、一九四	●九四	二、二三三	●九二
	一、九一〇	●七六	一、九四一	●七五	一、九七二	●七四	二、〇〇三	●七三	二、〇三四	●七二	二、〇六五	●七一	二、〇九六	●六九

Digitized by Google

醬油稅　定率　三五一●七四〇
　　增率　八〇●四四〇
其他稅　定率　五二●〇〇〇
　　增率　四一●五〇〇〇

明治四十年度決算

府稅　三四、九二一、四四四
郡費　八、八七二、五七六
村稅　四八、六三〇、二六七

官衙

郡役所　田中村

明治十七年十月地を此に卜し新築せり其敷地一反五畝七步八合一勺建坪百三坪一合五勺

附記

本郡役所開廳以來の郡長更迭すること左の如し

氏名	本貫	任命年月日及事由	轉免年月日及事由
荒井公木	京都府士族	明治十二年四月二十一日新任	明治十三年十一月十九日紀伊郡長ニ轉任
村上義久	大分縣士族	明治十三年十一月十九日新任	明治十九年五月十二日非職
川村政直	京都府士族	明治十九年五月十三日新任	明治十九年十月二十七日制度改正ニ由リ廢官
松野新九郎	京都府平民	明治十九年十月二十八日新任	明治二十三年五月十日衆議院議員當選ニ付退官
野村永保	京都府士族	明治二十三年五月九日京都府屬ヨリ轉任	明治二十五年二月十五日死亡

Digitized by Google

川本正路　高知縣士族　明治二十五年三月四日京都府警部ヨリ愛宕葛野兩郡長ニ兼任　明治二十六年七月六日葛野郡長ニ專任

片山正中　京都府平民　明治二十五年七月五日京都府屬ヨリ轉任　明治三十年一月二十二日下京區長ニ轉職

有吉三七　京都府士族　明治三十年一月二十二日京都府屬ヨリ轉任　明治三十年六月十二日葛野郡長ニ轉任

森田幹　鳥取縣士族　明治三十年六月十二日北桑田郡長ヨリ轉任　明治三十一年三月十二日紀伊郡長ニ轉任

山田親良　京都府士族　明治三十一年三月十二日神奈川縣ヨリ轉任　明治三十二年十月十二日紀伊郡長ニ轉任

田邊信成　京都府士族　明治三十二年十月十二日紀伊郡長ヨリ轉任　明治三十五年五月一日久世郡長ニ轉任

象田義路　京都府士族　明治三十五年五月一日京都府屬ヨリ轉任

警察署　下鴨村

明治二十七年迄は田中村に假設せしが同年此地を相し新築せり本郡一圓ヲ管轄す

村役場（十八ヶ所）

各村に設く或は特に建築し又は小學校敷地內に設くる者多し間には他家を借用して假設するものあり

區裁判所出張所

上賀茂村字上賀茂に在り

郵便局

上賀茂村字上賀茂、鞍馬村字鞍馬、大原村字大原、下鴨村、修學院村字山端、田中村字柳に在り

Digitized by Google

明治四十一年末現在

人口　三四、七六八

本籍

華族	三五	男	一七
		女	一八
士族	一、六四五	男	八二一
		女	八二四
平民	三三、〇八八	男	一六、五九五
		女	一六、四九三

現住戸數及人口

戸數		五、六一一
人口	男	一七、四四九
	女	一七、五〇一
計		三四、九五〇

宗教（在住人）

神道	五、二〇二
佛道	二八、六二七
基督教	一〇二
宗教未詳	六一九

參考

明治十七年地誌編纂の時戸數六千八百二十三內華族十五士族四百八十三平民六千三百十九人口三萬二千

Digitized by Google

八百七十四内華族男十八女二十六士族男千九十四女千百四十七平民男一萬五千三百三十八女一萬五千二百五十一たり其後明治二十年の統計には戸數七千一百十七人口三萬五千三百十七男一萬七千四百七十八女一萬七千八百三十九とあり此減少は二十一年に本郡南部鴨川以東の各村を京都市に編入せしに因れり事は上に記せり

學事

（明治四十一年度末調）

府立師範學校二、郡立農林學校一あり

府立師範學校は上賀茂村字小山に女子師範學校は大宮村字東紫竹大門に郡立農林學校は松ヶ崎村にあり

郡立農林學校は明治三十九年一月三十七八年戰役紀念として通常郡會に提案滿場一致之を可決し同年六月二十八日禀申同年十月五日認可四十年四月一日より元愛宕郡第一高等小學校の校舍を以て開校し同年四月五日其式擧ぐ同年十月郡會に於て經費壹萬五千五百五拾貳圓九拾四錢の郡債を起し本校々舍の建築費を定む四十一年十一月校舍新築を起工し四十二年三月落成同月二十八日新築校舍に移轉開校す

本校は乙種程度にして職員校長兼教諭一名、教諭一名、教諭兼舍監一名、助教諭兼舍監一名、助教諭一名、書記一名、助教諭心得一名、計七名、生徒百三十一名内本科百二十一名別科研究部十名にして明治四十二年度の經費は經常部五千二百拾壹圓六拾貳錢なり

一小學校　　明治四十一年度

尋常	一五	
尋常高等	四	
計	一九	

一分教場

尋常	二

一學級數

Digitized by Google

尋常		五七
尋常高等	尋常	二一
	高等	四
計		八二

一學齡兒童

正教科

尋常科	男	二、〇一七
	女	一、七五八
高等科	男	四二
	女	二七
入學兒童	尋常	男 九一〇
		女 八一三
	高等	男 二九
		女 九
卒業者	尋常	男 一六九
		女 九九
	高等	男 二六
		女 五

一教員

本科正教員	男	五〇
	女	一〇
准教員	男	二
	女	四

代用教員

免狀を有する	男	二
	女	｜
免狀を有せざる	男	七
	女	五
專科教員	男	｜
	女	四
計		八四

Digitized by Google

教育

學事狀況

教育普及の重要なる此に記するの要なし其設備改善策の如き年を追ひ益々之れが進歩發達に努めつゝありと雖も未だ以て完成の域に達するや猶ほ遼遠たり既に校舍の改築教材の研究訓育の方法教授方法の改善兒童の家庭關係等は特に之れが研鑽すべき事項たり然して今や本郡一般の教育狀況に就て一言せん乎着々歩調を進めつゝありと雖も他郡に比し未だ以て誇大するに至らず益々競ふて實蹟を擧げざるべからず抑も教育のことたる社會の現象一つとして其源を此に基因せるものなるを以て職に身を委するものは勿論苟くも己れを知るの士は協力一致共に相補翼し施設改善を企圖せざるべからず殊に近時壯丁の徴兵檢査に際し其學力の程度如何を成蹟上より觀察するに多少其日常の業務上よりの關係あるが如きも商業從事者と農工業及び勞力者との間に自然に區劃せるが如く農工業從事者勞力者は稍や退讓の傾きを免がれず深く注意すべき事ならん乎

今や各村を通じて青年夜學會又は其他の團體は競ふて教育普及に努め孜々として怠らず殊に近時特殊部落に於ける夜學會其他の集團は漸次發展進捗の傾向あるが如きは喜ぶべき現象なりとす

明治四十一年度末本郡學事狀況一斑左の如し

小學校

本年度より本郡に新學令に基づき六ケ年制度を實施したる爲め校舍の狹隘を來たし增築改造の必要あり何れも村債又は其他の方法を以て其費途に充つるが如き已むを得ざる次第なり而して本年度内に於て成工せざりしは僅かに二校ありしのみなり

郡内を通じて尋常小學校十五尋常高等小學校四合計十九校之れを前年度の二十五校に比し六校の減少せるは一村三校ありしを一校に合したるもの一學校組合を設け在來の四校を一校に合したるものあるに依る

學級は尋常小學校六十尋常高等小學校の尋常科二十一高等科四總計八十五教員正教員六十四人准教員六人

Digitized by Google

代用教員十五人合計八十五人にして正教員二十一名の不足なり

教育費

郡費	一四、七二九●〇〇〇円
郡教育費	二一、九三八●六二〇
町村費	八三、四四六●〇〇〇
教育に關係收入	二、九一〇●〇〇〇

兵事

明治四十一年の調査に依るもの左の如し

徴兵

壯丁	四〇〇人	補充兵	一一九人
現役兵	九四	要員超過	五
徴集延期猶豫	五四	徴集免除	九八
兵役免除	二五	海軍	二
現役中	三		

陸海軍々人

佐官同相當以上	三	尉官同相當官	二二
准士官	三	下士	七五
兵卒	五四八	補充兵	八六八
士官候補生	一	一年志願兵	一
幼年學校生徒	一	海軍志願兵	一

國民兵

Digitized by Google

第一國民兵　三一
第二國民兵　四、八〇二

附記

三十七八年戰役に際し出征したるもの左の如し

將校以下　三百三十五人

內譯

凱旋したるもの　二百七十四人
癈兵となりたるもの　十五人
戰死者及傷死したるもの　二十八人
病死したるもの　十八人

畜産

本郡は京都市に接し近時京都市の發展に伴ひ牛乳の需用多く今や日々京都市民の要する牛乳の約七分は殆んど本郡各飼畜業者の供給せる狀態にして年々斯業の發展を示せり今最近調査の狀況左に

明治四十一年末現在

家畜

	牝	牡	計
牛	六八一	五五八	一、二三九
馬	五	一九六	二〇一
豚	一一	五	一六
羊	一	一	二
計	六九八	七六〇	一、四五八

Digitized by Google

四十一年

牛乳

所在村名	搾乳場數	乳用牛頭數 滿二歳以上	乳用牛頭數 滿二歳以下	搾乳高	價額	一石ニ付價格
上賀茂村	四	五一	九	三〇八石	六、七七六円	二二、〇〇〇
大原村	一	二	一	三	九〇	三〇、〇〇〇
田中村	一五	二四六	六四	一、七一一	三八、七七三	二二、六六〇
大宮村	三	三七	五	二三五	六、三二五	二五、〇〇〇
白川村	二	二一	一一	一一七	二、九二五	二三、〇〇〇
修學院村	四	六五	五五	四四一	八、六九四	二一、〇〇〇
計	二九	四二二	一四五	二、七八八	六三、五六六	—

明治四十一年六月末現在

家禽

	飼養戸數 十羽未滿	飼養戸數 十羽以上	飼養戸數 五十羽以上	飼養戸數 百羽以上	家禽數 成禽	家禽數 雛	產卵 個數	產卵 價格
鷄	一、一一六	三〇四	五	七	七、六六〇	五、五二四	一九三、一五五	四、七六九円
鶩	九四	三七	—	—	九五〇	一、九〇五	三五〇	八八
鷲綬	—	—	—	—	—	—	—	—
吐綬鷄	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一、二一〇	三四一	五	七	八、六一〇	九、七三一	一九三、五〇五	四、八五七

明治四十二年四月一日現在

舟車

車　二、六五三

荷馬車　四七　甲牛車　一〇五　乙牛車　二三　大七車　二、〇七五
中小車　二〇一　人力車　二人乘　一三　自轉車　二八　人力車自用　一六
　　一人乘　四五　（四十一年末調）

農業

農業は近年著しく發達し各種の改良を試み進歩の傾向あり郡農會の下に十四個の村農會ありて互に交通聯絡して農事の開進に力めり然れど本郡耕地田千四百八十六町二段五畝十七歩にして耕作專業者は戸數千三百七十一人口七千五百七十五兼業者戸數七百十三人口三千〇八十五合計戸數二千〇八十四人口一萬〇六百六十畑反別は二百八十二町五段九畝〇四歩にして之れを各戸又は人口に配當せば一戸の耕作地田七反一畝十歩弱畑一反三畝二十六歩強是れを一人別として田一反三畝二十九歩強畑二畝十九歩強に過ぎず之も概ね精勵能く耕作に努め近時諸物價の暴騰も裕に自活するに難からず比較的農業者は生計豊かなるもの多し

林業

本郡の北部は概して深山幽谷にして樹藝に宜く殖林に適せり郡内山林は一萬四千三百二十六町餘にして其内官有林八百六十一町八反〇二十四歩公有林三百二十五町五反歩社寺林五百四十一町四反歩私有林一萬二千五百九十七町五反五歩なりとす郡の南部は京都に接近し採伐時ならす天然林の如きは殆ど稀なれど北部には老木大樹多く用材林少からず然れども林政の修ざるや濫伐多く增殖少く林源を沽渇するの恐あるを以て近年大に此に注意し苗圃を設けて苗木を無代價に配付し技師を派遣し之が增殖を謀り年々數十萬株に及べり其產額は最近の調査によるに左の如し

明治四十一年調

山林收入

用材　二八、七三九斤
材積　七八、四八四㎥
價格

Digitized by Google

薪炭材積　二九、五六六棚
材價格　二一六、七〇三円
竹材積　一二、六三二束
材價格　八、五九六円
石材　一四、九五二円
其他　一五、一九一円
計　二三三、九二六円

民有林

村名	樹別	個所	反別
田中村		四四	二町●七三〇八
白川村		一、〇六三	四〇二●九五〇七
修學院村		一、四四〇	二六四●八三〇〇
下鴨村		八五	四●三九一七
松ヶ崎村		三三〇	一一五●三〇一七
鞍馬口村		—	—
上賀茂村		六二〇、	二〇〇●〇〇一三
大宮村		六五一	一、〇九九●一六二九
鷹峰村		二七二	七二六●九九一三

明治四十一年末現在

竹林

個所	反別
八五	一三●三〇〇〇町
六	四●五〇〇〇
一六一	六●九九〇一
二二〇	二二●九二二一
六三	三●五五一二
二七	二●八三一〇
五〇	三〇●〇〇〇〇
二六六	三二●六〇〇〇
一三五	二三●〇七一七

Digitized by Google

雲ケ畑村	一、一〇二	一、四八七●一二二〇	一〇三	三●五五一六
岩倉村	九二五	九三三●九四〇九	八七	●六〇〇〇
八瀬村	一、四五〇	三五二●三六二二	二一六	九●三〇〇〇
大原村	二、三二三	二、一〇二●八九〇四	五〇	二●五〇〇〇
靜市野村	一、〇四七	九四三●五二一一	七六	二●三〇〇〇
鞍馬村	一、〇〇〇	一、一五四●三一一二	二二	●五〇〇〇
花脊村	一、三八一	一、四二四●二六二五		
久多村	一、四二二	一、一一五●五三〇六		
野口村	三	一●七〇〇〇	二七	六●一九一五
合計	一五、一五八	一二、四三二●七七〇三	一、五九四	一六四●七三〇二

工業

世運の開進社會の發展に伴ひ工業は漸々發達して其重なるもの鐘淵紡績會社京都支店工場、紫野織物工場、雲林撚糸工場、都染工場の四工場あり其概要左の如し

鐘淵紡績會社京都支店工場 田中村

絹糸紡績を業とし其資本金は本店と共通にして當工場分としては表示し難くも府下有數の大規模なり

京都織物株式會社紫野織物工場 大宮村

繻子地織成を業とす資本金拾五萬圓蒸氣力を用ひ職工百四五十人を使用し製作好良販路頗廣し

雲林撚糸工場 同

生糸撚糸を業とし資本金參萬圓にして蒸氣力を用ひ西陣各織物業者の寄托に應す

都染工場 田中村

綿布捺染を業とし資本金五萬圓にして蒸氣力を用ひ各種捺染をなし其原料は三井物産會社名古屋支店

Digitized by Google

と特約購入せり

西陣織物模範工場　大宮村

絹綿交織を業とし資本金拾萬圓明治三十五年二月創立の合資會社なり

清藤工場　田中村

綿裏地染を業とし明治三十七年七月創立蒸氣力を用ひ盛に就業しつゝあり

精綿工場　大原村

明治三十九年七月京都市川橋鐵之助の設立せるものにして水力を用ひ精綿を業とす

電線工場　修學院村

明治六年九月の創立にして當時專ら銅電燈線製造なりしが三十九年八月津田合名會社第二電線工場の名義に改稱水力を用ひ銅線被覆を業とす製品は主として造船用に佳良將來有望なりと

洛北水力電氣株式會社　上賀茂村

明治四十年十二月創立資本金七萬圓にして電燈供給を目的とす

其他各種の工場數多有ると雖も未た何れも盛大と云ふに至らず然れとも漸次發展の兆あり後日一層隆盛の期節近かきにあらん乎

（備考）四十一年末調査に依れば以上會社の職工徒弟數は男五百六十一人女七百五十九人計千三百二十人なり

明治四十一年調査

織物	
機業戸數	二八六戸
工場	三
機數	

力織機	五三
手織機	五〇三
職工	
男工	六九五人
女工	八六一
計	一、五五六

主要製品目	數量	價格
絹地		
洋服地類	五、五二〇疋	四五、三五〇円
生繻子類	一五、九一〇	七七、二三〇
縮緬類	一、二五〇反	？
繻子類	五七、〇〇四本	二五六、五一八
女帶地類	七六三	一、三八五
其他	一九五反	九七五
絹綿交織地		
繻子類	一、三八〇本	一、六九四
リボン	三、三〇〇本	一、五六〇
計		三八四、七一二

（備考）本郡内に於ける機業地は大宮村、上賀茂、鷹峰の三村にして大宮村を主とし賃機業なり價格は知り得たるものゝみ表示す

Digitized by Google

商業

明治四十年調

本郡は農業を主とし工業之に次ぎ商業に至りて專業者甚少く所謂小商人にして記するに足らず今之を類別すれば大畧左の如し

物品販賣	一、四三七
金融及保險	五六
旅人宿及飲食店	五八二
其他	八七一

物産

物産の種目及び産額は明治四十一年本郡の統計表に據る

農産物

品目		數量	價格
米		二六、七八二石	四〇四、五六二円
麥		一三、〇三七	一〇四、八四一
計			五〇九、四〇三
大豆		二九五	三、三九三
小豆		一五三	二、五九五
蠶豆		一七九	一、七〇一
豌豆		二三五	一、九二三
甘藷		二三、二四〇貫	一、六二七
馬鈴薯		一六、五〇〇	九九〇
里芋		二九、三〇四	三、五一六

Digitized by Google

酸漿	三三、六〇〇貫		二、三五二
菜			
葉	五、八八五		二、〇六〇
蓋	三三九、四〇〇		一六、九七〇
蘿蔔	八〇、一〇〇		六、四〇八
菜	二八、三五〇		四、二五三
菁	四三、二一〇		三、七八四
胡瓜	四、二〇〇		四八〇
南瓜	二七、五〇〇		一、三七五
西瓜	六七、五〇〇		五、七三八
番椒	一九四、二五〇		二五、二五三
茄子	一五、六〇〇		一、八七二
葱頭	—		一九、八七四
葱			一〇六、一六四
其他			六一五、五六七
計			
合計			

茶

反別	製產額	價格
作付 二四、町六反	二、〇一七貫	四、〇九七円
見積 二、五		
計 二七、一		

Digitized by Google

蠶業

反別	採葉數量	價格
作付 六一反	二〇、二六〇貫	一、七六二円
見積 三二	五三石	二、〇二四
繭	一三	一八一
屑繭（玉、出殼繭等含ム）	六六	二、二〇五

家禽

計	數	價格	產卵數	價格
羽	七、六六〇	九、〇一七円	一九三、一五五	四、七六九
雞	五、五二四	七一四切	三五〇	八八
鷄成禽	九五〇	九、七三一	一九三、五〇五	四、八五七
同	一、九〇五			
鶩成禽	七、四二九			
計	八、六一〇			

林產物

	數量	價格
丸及角材	一五、〇一二尺	六五、〇一九円
其他用材	一三、七四一束	一三、五四五
竹材	一二、六三二束	八、五九六
薪	一八、九七五圍	九七、五五七
炭	四九二、〇六五タ	四一、二九三
諸菌類	一三、〇二五本	六、一四三
苗木	二二三、六五〇	一、七二二

Digitized by Google

石材　四、九七八個　三、五五五円

其他　七、六一八切　一一、三九七

計　一　七、三二六

總計　二五七、一五三

八九三、二一〇

名産

鞍馬石、白川石

鞍馬石は重に手水鉢沓脱ぎ庭石等に用ひ白川石は燈籠又は手水鉢等に製作し共に各地に輸出し其名亦高く原料は古來村内より切出せしが漸次需用の多きと交通の便開けしより附近の諸山又は近府縣等よりも輸入し之れに手工を加へ再び輸出することゝなれり

北山丸太

北山丸太又は洗ひ丸太と稱へて茶人數寄屋等の材料として著名なり雲ヶ畑諸村より産出す

鞍馬炭

其製産は大原久多花脊の諸村と北桑田郡黒田山國の諸村とにして鞍馬は只其集散地に過ぎざれども古來其名を占むることゝはなれり

酸莖漬、柴漬

酸莖菜は蕪青の一種にして上賀茂附近に産し冬季鹽漬となし各地に輸出し柴漬は大原八瀬に産し茄子蕃椒紫蘇等の混合漬にて聖應大師の發明其風味甚だ雅美なり時に高貴の清膳にも上れることあり

胡瓜茄子の速成栽培

夙に速成栽培の名ありしは洛東聖護院岡崎等なりしが十數年前より田中に於ける斯業の發達最も著しく

Digitized by Google

其名市場を賑はせり

民業

本郡は農を以て本位とし林業之れに次ぐも近來京都市等に於ける諸般工業の勃興するより之れが使用人に出ずるもの日を遂ふて增加するの傾あり

民力

納稅

國稅　明治四十年度實收

地租	五七、二八九、一七五
所得稅	八、八七〇、一〇〇
營業稅	四、九九九、四九〇
酒稅	一三、一二一、一一〇
醬油稅	一、一三七、〇六〇
其他	三、六一八、五七〇
計	八九、〇三五、五〇五

府稅

地租割	一六、一四〇、六八二
營業稅	一、五五五、〇〇〇
雜營業稅	八、一一三、八九二
附加稅	五三四、一三〇
戶數割	八、五六三、二八〇
計	三四、九二一、四四四

Digitized by Google

郡費　七、三五〇、八九二

町村稅

直接國稅附加稅

地價割　六、六九四、三九二

所得割　一、二〇四、七八〇

營業割　七四九、六九一

直接府稅附加稅

戶別割　三二、九七八、六五一

營業割　三、〇八九、三五〇

特別稅　二、九一六、四六五

計　四七、六三三、三二九

合計　一七八、九四一、一七〇

直接國稅納付人員

百　圓以上　七四人

五拾圓以上　一九七

拾　圓以上　一、一七八

五　圓以上　六四五

參　圓以上　四五八

計　二、五五二

四十一年末現在

Digitized by Google

生産額收得別表

種別＼年次	三十九年			四十年			四十一年		
	生産總額	平均		生産總額	平均		生産總額	平均	
		一戸當	一人當		一戸當	一人當		一戸當	一人當
農産物價格	五九一、一八四、〇〇〇円	一七三七五円	一七四七六円	六四八、四八〇、〇〇〇円	一七七九円	一八八一五円	六二八、八四八、〇〇〇円	一七二〇七四円	一七九九三円
畜産物價格	六〇、五四八、〇〇〇	一三〇三三	一八八九	三〇、三一一、〇〇〇	五四一〇	八七九	六八、四二三、〇〇〇	一三一九四	一九五八
林産物價格	二一三、九五六、〇〇〇	四二四二六	六三二四	二七九、二九九、〇〇〇	四九八九八	八一〇一	二八〇、四二二、〇〇〇	四九七七	八〇二三
水産物價格	五、三二一、〇〇〇	一〇五七	一五七	八、六六九、〇〇〇	一五四八	二五二	六、四九二、〇〇〇	一一五七	一八六
工産物價格	二〇六、五六二、〇〇〇	四一〇一七	六一〇六	二四四、六九九、〇〇〇	四三六八八	七〇九八	一、三三五、九三二、〇〇〇	三八二一四	三一〇六
商業收得	六四、九六七、〇〇〇	一二九〇一	一九二〇	七二、三六一、〇〇〇	一三一六三	二二二八	一〇八、八八〇、〇〇〇	一九三五一	三一〇六
雜業收得	五二、二七五、〇〇〇	一〇三八〇	一五四五	六〇、二七三、〇〇〇	一〇七四四	一七五一	一三五、二七一、〇〇〇	二四一〇八	三八七〇
其他の收得	八六五、〇二八、〇〇〇	一七一七六九	二五五七一	八九五、一〇二、〇〇〇	一五九八一一	二五九六三	八一九、〇六三、〇〇〇	一四五七九六	二三四三五
合計	一、九九三、九三九、〇〇〇	三九五九二〇	五九〇〇六	三、一三八、九〇〇、〇〇〇	五八〇八二一	六九九二〇	三、一〇二、六〇八、〇〇〇	六〇二七四八	九六七九五

備考

一、農産物の欄四十年度の三十九年に比し一戸當寡額なるは戸數著しく增加せるに因る

二、四十一年度の工産物價格著しく增加せしは鐘ヶ淵紡績會社京都支店の開設に付き同工場の生産額を加入したるに因る

三、其他の收得とあるは名稱以外の凡ての收入を見積計算したる額なりとす

租稅及公課負擔別表

	三十九年	四十年	四十一年
豫算又は關定額	同	同	同

Digitized by Google

國稅	地租	五八、三三八円一一九	五七、二八九円一七五	五八、二六九円六八三
	所得稅	八、一四七、八一〇	八、八七〇、一〇〇	一〇、五四七、七七〇
	營業稅	四、六〇五、〇六〇	四、九九九、四九〇	六、三二四、〇〇〇
	其他	一七、二六三、〇〇〇	一七、八七六、七四〇	一三、三二一、二九〇
	計	八八、三五三、九八九	八九、〇三五、五〇五	八八、四六二、七四三
	一戶負擔額	一七、五四四	一六、〇〇四	一二、二〇二
	一人負擔額	二、六一一	二、五八二	二、五三一
府稅	地租割	一七、二五六、一二〇	一六、一四〇、六八二	二五、三三三、七〇〇
	所得稅附加稅	—	—	九七九、〇〇〇
	營業稅	一、五一八、七五〇	一、五五五、〇〇〇	二、六八七、三五〇
	雜種稅	七、八八六、二五〇	八、一一三、八九二	八、五三八、〇一〇
	戶數割	五、七〇七、四一〇	一二、〇四〇、二三〇	一三、九五〇、〇二三
	營業稅附加稅	四二六、九七〇	五三四、一三〇	八二七、二四〇
	計	三二、七九五、五〇〇	六五、〇三五、七三八	五一、三一五、五三〇
	一戶負擔額	六、五一二	一一、六一二	九、一四六
	一人負擔額	九六六	一、八六四	一、四六八
村稅	地價割	六、五四八、三五七	六、七三五、三九三	七、五二四、一六五
	戶數割	二七、七五一、三九七	三三、二〇九、〇一三	四五、八〇二、九四九
	國稅營業割	五六四、五七六	六〇二、九五七	一、一一四、六五二
	府稅營業割	三、一〇七、八八八	三、一八五、三四七	三、三四二、九九〇
	所得割	七五二、〇六五	九六九、五九三	一、三二九、五七六

Digitized by Google

反別割	七八七、七三八	九九七、三八二		九九七、六三四	
歩一税	二、〇七八、五〇二	二、一六一、五三八		二、一九七、七四七	
家屋税	—	—		二、四四四、八七三	
計	四一、五九〇、五二三	四七、八六一、二二三		六五、八三六、五八六	
一戸負擔額	九、二六三	九、一〇五		一一、七三三	
一人負擔額	一、三八〇	一、四七九		一、八八四	
町村組合費	五、〇五五、〇七九	三、一三八、〇四九		四、九五八、五五〇	
水利組合費	四一七、六九〇	四四四、四〇〇		五三一、六二〇	
計	五、四七二、七六九	三、五八二、四四九		五、四九〇、一七〇	
一戸負擔額	一、〇八七	六四〇		九七八	
一人負擔額	一六二	一〇四		一五七	
合計	一六八、二一二、七八一	二〇五、五一四、九一四	二一一、一〇五、〇二九		
一戸負擔額	三三、四〇二	三六、六九三	三七、六二三		
一人負擔額	四、九七二	五、九六一	六、〇四〇		

備考

戸數　三十九年　五、〇三六戸　四十年　五、六〇一　四十一年　五、六一一

人口　三三、八二九人　三四、四七六　三四、九五〇

各村戸別割及一戸平均負擔別

〇八最高
〇八最低

村名／年次	戸数	戸別割	一戸平均額	戸数	戸別割	一戸平均額
	四十一年度			四十二年度		
白川村	三〇〇	一、七八八、〇〇〇 円	五九〇 円	三〇一	一、九六四、八六八 円	六五二 円
田中村	四一五	二、六八九、二〇〇	六四八〇	四一九	三、一三一、二一〇	七四七三
修學院村	四六五	二、九二〇、七八七	三三二	四七〇	四、五五九、五五五	九七〇一
下鴨村	三二〇	一、五九三、九一〇	四一一	三四〇	一、八二八、五三二	五三七八
松ヶ崎村	九五	二九二、六〇〇	三〇八〇	九七	六八五、七九〇	七〇〇〇
鞍馬口村	九〇	六六五、一五五	七三九四	六六四	一三八	七三七九
上賀茂村	六一〇	二、九六〇、八五〇	四八五三	六二〇	五、七〇四、九〇八	九二〇一
大宮村	六五〇	二、五二八、六九四	三八九〇	八五〇	二、四〇五、〇〇〇	二八三〇
鷹峰村	一四五	八七〇、八七〇	六〇〇六	一四五	一、二九四、八八八	八九三〇
野口村	一四六	一七四、九〇 △	一二一五	一四六	一九三、七〇 △	一三二五
雲ヶ畑村	八六	八五四、五一九 ○	九九三六	八七	九八六、五二六	一一三五九
岩倉村	三九〇	四、〇九六、四五二	六一二〇	三九〇	四、七二七、五三〇	一二一二
八瀬村	一三一	八二八、三九〇	六三二三	一三五	一、二四一、二九八	九一六五
大原村	三七七	二、九〇二、九〇〇	七七〇〇	三七七	三、九二九、三二〇	一〇四二二
静市野村	一八三	二、一九七、四二三	六五五五	一八〇	一、六四八、〇一六	九一五五
鞍馬村	二一五	二、一一六、八八三	九八四六	二一三	二、六六七、九六七	一二五二三
花脊村	一三八	二、二六四、四〇〇	七四〇〇	一三八	一、九〇二、二〇〇	七九〇〇
久多村	八〇	七四〇、三九〇	九二五三	八〇	一、〇八四、八〇〇	一三五六〇 ○
合計	四、八三六	三二、四八九、一一二	六七一八	五、〇七八	三九、八〇七、六一六	七八三九

Digitized by Google

民業

民業は農を以て主とし商工業之れに亞ぐ今左に明治四十一年末の調査を掲ぐ

農業	二、〇八四戸	一〇、六六〇	男	五、三六八
			女	五、二九二
工業	六〇二、	二、六七七、	男	一、二八二、
			女	一、三九五、
商業	七九四、	三、〇九四、	男	一、六二四、
			女	一、四七〇、
其他	一、五七四、	六、六八九、	男	三、二九九、
			女	三、三九〇、

神社

神社　二八四

官幣大社　二　同中社　一　別格官幣社　一　府社　一

村社　四四　無格社　二六　境内社　二〇九

官幣大社は賀茂別雷神社、鴨御祖神社、官幣中社は貴船神社、別格官幣社は建勳神社とす

寺院

一六九

天台宗	二四	眞言宗	九	淨土宗	四八
曹洞宗	一五	黄檗宗	四	眞宗	六
融通念佛宗	一	境外佛堂	九		

臨濟宗　四一
日蓮宗　一二

內門跡寺院は天台宗にては三千院曼珠院實相院林岳寺大本山は淨土宗にては知恩寺臨濟宗にては大德寺とす

此他魚山の各院鞍馬寺峰定寺岩屋寺等の名刹あり

名勝舊跡

本郡は京洛に接し南方遙に鴨川に沿ひ東山に從ひ京都の第一勝地たるを以て平安京の初めより離宮別殿名

祠巨刹其間に相交はり山光水色と相暎映して明光實に海内に冠たり千年の久しく互に盛衰興廢ありて芳蹟遺跡の其間に存するもの少からず明治二十一年七月郡の東南部九ヶ村を割き京都市に編入せられしより東山一帶の名勝如意山銀閣以南は本郡の管轄を除かれたり然れども猶部内に存するもの少からず其最なるものを左に掲ぐ其詳細は各其村志に記せり

下鴨糾林 御祖神社　白川並勝軍山城跡
上賀茂 別雷神社　赤山禪院
船岡山 建勳神社　詩仙堂
紫野大徳寺　鞍馬寺並山
大悲山 峰定寺　貴船山 貴船神社
岩屋山 志明院　大原三千院 音無瀧
寂光院　八瀬川 漱風廬
雲林院 紫野　市原 惺窩先生舊跡
二瀬奉先堂舊跡　魚山 大原寺

國寶並特別保護建造物　明治四十年調

本郡は大社名刹頗多く其藏する所維新變革の爲め散亡せりと雖ども今に寶物古文書古建築地少からず今其國寶並に特別保護建造物と指定せられしものを記す其詳細は各村誌あり此他同等資格を有するもの猶多かるべきも今之を畧す

國寶

一甲種一等中觀音左右猿鶴　絹本三大幅對　牧溪筆　三幅　大徳寺
一同三等百鬼夜行圖　紙本卷物　大徳寺中　一卷　眞珠庵
一同三等竹石白鷺　紙本著色屏風　同　正信筆　一隻　同

一同四等紙本淡彩四季耕作圖襖繪　元信筆　八枚　同　大仙院
一乙種紙本墨書後醍醐天皇　宸翰　一幅　大德寺
元弘三年八月二十四日開山大燈國師に賜はりし所
一乙種紙本墨書後醍醐天皇　宸翰　二幅　大德寺
大燈國師と御問答の投機偈と稱するもの
一甲種四等牡丹孔雀彫刻堆朱盆　張成作　一枚　大德寺中大仙院
一甲種二等過去現在因果經　紙本著色　一卷　上品蓮臺寺
一甲種四等木像金色阿彌陀三尊座像　源信作　三軀　三千院
一同木造不動明王立像　傳圓仁作　一軀　同
一同木造阿彌陀藥師釋迦三尊座像　三軀　來迎院
一甲種二等木造毘沙門天脇佛　吉祥天女善膩童子　立像　不動堂
一同三等木造毘沙門天立像　鎭守夜叉毘沙門天　不動堂　三軀　鞍馬寺
一丙種紙本墨書傳教大師度緣牒　一軀　同
一同絹本著色玄佶和尙像　自贊　一卷　來迎院
一乙種紙本墨書林丘寺御手鑑　一帖　林丘寺
一丙種紙本著色大實圓鑑禪師像　一幅　大德寺中三玄院
一乙種絹本大燈國師像　建武元年自贊　一幅　大德寺
一丙種紙本墨書東巖禪師蒙古退治祈願文　一幅　正傳寺
弘安七年五月二十六日
弘安七年九月日
一雪舟筆小幅山水　双幅　曼殊院

Digitized by Google

特別保護建造物

一本　堂　舊極樂院本堂　三千院

一唐門及勅使門　大德寺

一方丈及通仙茶室　大德寺中　眞珠庵

一本堂方丈書院及忘筌茶室　同　孤蓬庵

一神殿其他二十四ヶ處　賀茂御祖神社

一神殿其他三十四ヶ處　賀茂別雷神社

一方　丈　正傳寺

一本堂供水所仁王門　峰定寺

其記事は各村誌に在り

古　墳

本郡は舊郡なれど歷然たる古墳甚だ少なし上古に在りては僻遠山地にて古墳を管する豪族の居らざりしと京都近傍東山一帶は皇居となり人烟稠密且大社巨刹の造營の爲め荒廢せしもの多きが爲めなるべし唯高野なる小野毛人の墓は早く發堀せられ世に著はる上賀茂松ヶ崎幡枝の山間には古墳頗る遺れど年代姓氏考ふべからず蓋し賀茂氏の舊物なるべし詳細は村誌に記す

風俗人情

本郡は南北に延長し北部は山谷深阻僻遠の地多く南部は都市に接鄰し交通の便あり故に其風俗人情も自ら之を南北に大別せざるへからず北部は概ね質撲素約にして古風を存し保守に厚く農業山野に力む而して進取の策に乏し南部は百事利便需用給足するを以て勤儉の風薄く怜悧にして華美を好むの傾向あり然れとも僅に都市を離るれば頓に風習を異にし村舍の觀あり

本郡は古來朝廷の關係密接なるを以て人民の朝廷尊崇の心殆と先天の性の如く殊に上賀茂下鴨修學院八瀨

Digitized by Google

大原岩倉の如きは此感念尤も深し造次の間に於ても事朝廷に及ぶ時は肅然起敬の色あり是は他に類無き所にして本郡の美風なり

其公共心慈善心も漸々發動し日露の戰役より大に進行して各村に義勇會を組織し軍人の家族遺族を保護し赤十字社に加入し愛國婦人會に賛同し其他種々の方法の下に盡瘁せんとする向き多大ならんとす

尚ほ近時各村競ふて冗費を節し教育の發展風俗の改良を講ずる傾向日に加わり殊に客年十月大詔煥發以來彼我共に報德思誠の實蹟を擧けんとし青年會思恩會自彊會鷄鳴會等の名稱を附し共力補翼せんとするに至れり詳細は各村誌に讓る

Digitized by Google

田中村志

本郡の東南位に在り田中村と高野新田の兩部落より成る田中は舊と本郷、畠中、柳、百萬遍、門前、蓼原、川崎の六字に別れしか明治四年五月百萬遍、門前を合併し同十月蓼原、川崎を合併し田中村と稱す高野河原は二百三十有餘年前武野又兵衞なる者創めて開拓せしか幾ならす四民移住し一村を爲したり明治十二年田中村と合併せり

區域 東は本郡白川村南は京都市吉田町北は本郡修學院村と道路耕地を以て界し西は鴨川と高野川を隔てゝ京都市出町と本郡下鴨村とに界す

幅員 東西約九町南北約二十五町最長距離面積約百六町一反八畝廿四歩

鄕莊 本村より下鴨に亘り蓼倉鄕に屬す今に下鴨に蓼倉の字あり本村の蓼原は恐くは蓼倉の訛ならん岡崎に在る蓼倉地藏は本村に在りしか洪水に流れて彼地に至りしなりといふ

管轄 寛仁二年十一月下鴨御祖社に寄附せられし地にて久しく神領たり明治維新迄は村高九百五十一石六斗七升一勺にして其内五石二斗一升九合は除地たり其領地は禁裡本御料同增御料を主として門跡寺院公卿寺院德川旗本其他を合して三十三ケ所に分領せらる高野河原領は村高二百石なりしか寶永元年水害の爲め百石九斗と改めて見取場と定められ檢地帳を下附せらる禁裡增御料たりしか維新後共に京都府管轄たり

形勢 南北に延長し東西に短く東と南北は平地を以て地界をなし西は高野川を控へ地勢平衍耕種に適せり但し舊

Digitized by Google

時は用水不備なりしか琵琶湖疏水工事成りしより灌漑充實田地沃壌となれり

河　**高野川**

修學院村字一乘寺より南し本村字高野河原の西を過き鴨川に合す延長十四町三十間廣一町二十二間平時は砂礫にして水乏しく大雨には暴漲の憂あり

用水川

修學院村字一乘寺より來り本村の中央を過き市郡界に至り鴨川に入る廣十二尺許深一尺許

用水池

本村東北方南高原に在り廣七段歩

疏水分川路

白川村より北上し本村に入り西折して高野河底を潜り下鴨村に入る本村は用水に乏しかりしに此分水を得て灌漑充足す京都市に年々水税參百圓を納む

道路

敦賀街道

出町橋より高野川の東に沿ひ北上し修學院村に入る延長十九町十五間

白川街道

出町橋より直に東行し白川村に入る延長九町二十間

里程

本村元標より里程左の如し

京都府廳	二十九町	愛宕郡役所　四町
白川村	二十三町	下鴨村　十七町

Digitized by Google

運輸

地勢平坦道路開修運輸最も便なり殊に近時京都市の發展に伴ひ且つ鐘ヶ淵紡績會社京都支店の開設以來交通頻繁にして殆んど京都市と異ならず

字地

田・中區

字名	方位	段別	字名	方位	段別
畑田	北	三六、七二九反	北高原	東北	二〇、九二四反
馬神	北	二一、八一一	西浦	西	四四、二〇三
四十八	西北	二四、〇一八	樋口	東	四〇、九二七
古川	西北	四三、一〇九	畫田	東	一五、七〇三
上番	西北	四三、一〇六	小菜	東	二九、二一一
堂後	西北	二四、六〇〇	車田	東	三五、一二三
玄原	西	四一、七〇二	飛鳥井	東南	二四、八二六
犬馬場	西	三六、五二九	内前	東南	一六、七二〇
中河原	西	一四、二〇四	大久保	中央	一七、一二一
西河原	西	二五、七〇〇	里ノ内	中央	二六、八二八
南河原	東北	二六、六二六	上	中央	二八、八〇八
京道	中央	一六、五二〇	流田	南	二五、二〇九
關田	西南	六一、五〇〇	里ノ前	南	一四、七〇九
柳元	西南	八、四一〇	大溝	南	五三、八二七

Digitized by Google

六反	西南	二九、九〇五	十二	東	三六、七〇六
內前	西南				
高野河原區					
蓼原	南	一六、八二七反	西玉岡	北	八、五一四反
下大開	南	二四、二二八	南白水	北	一七、三二三
嵯峨屋地	南	三〇、二〇四	北白水	北	三一、〇〇四
廻り途	南	一三、九二〇	北玉岡	北	四、五〇三
五十間	南	一二、八〇九	上大開	西	五二、二一一
下竹屋地	北	二〇、七二九	上竹屋地	北	二一、〇二八
箒地	南	二七、二一二	清水	中央	一六、五一五
寺前	中央	一三、七〇五			

地籍

官有地　三八、九八二〇町

第一種

御陵墓地　一〇二

其他　一五〇七

第二種

道路　六、〇八二一

其他　二、三九一八

第四種

寺院敷地　五、〇〇〇四

明治四十一年十二月末日調

府社及鄕村社地　一九〇八町

河川溝渠　一九、〇五二九

Digitized by Google

民有地

租税地	一一六、町一八〇三	地租	二、七二二、四六円五	定率	一、一〇六、円〇七五
				増率	一、六一六、三九〇
田	四六、〇二一一	同	一、二八〇、一〇〇	同	五八一、八七五
				同	六九八、二二五
畑	三〇、七三一一	同	四四三、六〇〇	同	二〇一、四三五
				同	二四二、一六五
宅地	二三、一一二七	同	九二四、〇四〇	同	二八八、八〇〇
				同	六三五、二四〇
山林	一六、〇三〇八	同	七四、六二〇	同	三三、九一五
				同	四〇、七〇五
原野	二七〇六	同	一〇五	同	五〇
				同	五五
民有免租地	三、町五八〇七				
學校敷地	二五〇六				
郷村社地	三三〇一				
墳墓	一、六一二九				
用悪水路	二三一九				

Digitized by Google

溜池　七五〇〇
堤塘　二四一二
井溝　？
道路　？
運河地　？
其他ノ公用地　？

租税　四十年
國税　五、〇〇八、三七八円
府税　二、六九八、七九七
郡費　四七四、五四五
村税　七、〇八三、八八五

官衙

愛宕郡役所　田中
沿革は郡志に在り

田中村役場　田中　小字京道
舊愛宕郡第三區に屬し白川田中高野河原一乘寺山端と聯合當時本村に役場を置けり其後改正の際之を買取り本村役場と爲せり

巡査駐在所　二　田中村字田中小字柳元　田中村字高野河原

學校

田中尋常小學校

Digitized by Google

明治十二年十一月一日創立にして近時年を追ふて各種の事業發展殊に去る四十年鐘淵紡績京都支店工場の字高野河原に創業せしより來住者の數多く且つは小學校令の改正に伴ひ義務教育の延長は校舎の狹隘を告ぐるに至りたるより本年校舎の增築工事竣成せり明治四十一年度在學兒童數は男二百十一人女百四十二人計三百五十三人職員は正教員男四人女一人准教員女一人代用教員男一人計七名本年度經費は貳千七百八拾四圓貳拾四錢なり

牧畜場

牛乳搾取所

近年牛乳需用增加せしより搾取場を本村に設くる者甚多し目下在るもの、數左の如し

明治四十一年末現在

牧場數	一五	
乳用牛	三一〇頭	
搾乳高	一、七一〇石	
價格	三八、七七三円	

物産

土地沃饒五穀に適す其特產と稱すべきは茄子及び胡瓜の速成幷に蕃椒とす

米	一、三八六石	二一、五二五円	四十一年
俵	四六七	三、九七〇	
計		二五、四九五	
茄子	七、二〇〇貫	三、六〇〇	
胡瓜	一二、五〇〇	三、六三〇	

Digitized by Google

南瓜	五、二五〇貫	四七三円
蘿蔔	四二、〇〇〇	二、八〇〇
蕃椒	二、二二五石	二、四五〇
其他	？	五九一
計	？	八、五四四
合計		三九、〇三九

明治四十一年末現在

民職業別	戸數	人口
農業	一〇五	七五五
林業	—	—
工業	一三六	九五四
商業	一九六	八八五
交通業	二三	一五七
日稼及勞働者	八九	七二二
雜業	八	二五
公務及自由業	三四	一四四
無職及職業不詳	一一八	六五五
計	七〇九	四、二九七

備考　近時京都市の發展に伴ひ各種の事業盛大となり殊に一昨年來鐘ヶ淵紡績會社京都支店工場の創設と附近に諸官立學校あるよりして多數の學生幷に諸官衙會社へ通勤せる者及び職工勞働日稼業者

Digitized by Google

等の來住多く人口增加しつゝあり

最近の直接國稅參圓以上を納むる者を擧くれは左の如し

明治四十一年末調

百圓以上　六人
五拾圓以上　一三
拾圓以上　八八
五圓以上　五三
參圓以上　一八

車輛

車　三六七

荷馬車　五
乙牛車　一
中小車　八〇
自轉車　一一

家畜

牝牛　二九八
牡牛　四五
馬　一
　二

戶數及人口

本籍人口　三、六二一
士族　八七
男　九〇
女

明治四十一年十月調

甲牛車　一一
大七車　二三五
人力車　二八
二人乘　二六
自用人力車　一

計　三四三
　三

四十一年末現在

四十一年末現在

Digitized by Google

平

現住人口及戸數

民　男　一、七六九
　　女　一、六七五

人口　男　二、二二八
　　女　二、〇九二

計　四、三二〇

戸數　七〇九

宗教（在住人）

神道　八五

佛道　二、八九八

基督教　一〇二

宗教未詳　二一二

神社

田中神社　田中　小字樋口

祭神　大國主神

式内三代實錄、貞觀五年五月二十二日甲申、勅遷山城國廣幡神田中神於愛宕郡伊佐禰里、以舊社近於汚穢也とある社なり本村の産土神にて社地四百二十九坪官有地第一種樹木多し明治七年二月村社に列せらる氏子三百餘戸

攝社五座

稻田姫神社　祭神　稻田姫命

事代主神社　祭神　事代主命

大字田中

男　一、七六五
女　一、六六一

三、四二六

五二七

大字高野河原別

男　四六三
女　四三一

八九四

一八二

Digitized by Google

倉稻魂神社　祭神　倉稻魂命
猿田彦神社　祭神　猿田彦命
玉柳神社　祭神　倉稻魂命
波邇神社　高野河原　小字上竹屋地
祭神　波爾安日子神　波爾安日女神
式内神社にして高野河原部落の道東にあり明治十八年三月二十一日官令御祖神社攝社七社の内第四社と定めらる社地百四十九坪官有地第一種祭日五月十二日

寺院

知恩寺　田中　字門前

本尊釋迦佛

淨土宗四ヶ大本山の一なり初め慈覺大師釋迦佛像を刻し加茂河原屋神宮堂に安す承安間賀茂神司源空に歸依し之を寄附し一寺となす源空の弟子源智に至り初めて知恩寺と稱し淨土宗と定めたり第六世智惠法德あり三朝の戒師となり花園法皇淨土一宗第一の綸旨を賜ひ後醍醐天皇國師號及紫衣を賜ふ是れ淨土賜紫衣の始なり第八世善河後醍醐帝の勅を奉し惡疫消禳を祈り百萬遍念佛を執行し靈驗あり勅して百萬遍の號を賜はる依て別號となれり寺舊と今出川東洞院の北洛外に在りしが應永三年足利義滿相國寺建立に及び一條油小路に移す按するに此舊地は今同志社西校より舊鹿苑院の邊方一町の地を占めたり相國寺中舊松鶴軒に古き池水あり之を法然水と云ふ源空の舊地なり應仁元年五月兵火に災す再興僅かに成りて永正五年又災す天正十八年京極に移さる寛文年中東福門院附役の邸を立つるに及び更に今の地に移さる此より堂宇を建立し寺院を造營し一の巨刹となり本堂の外開山堂阿彌陀堂勢至堂鎭主社等あり今一條小川に元百萬遍と稱する所あり又寺町廣小路下る東側を百萬遍屋敷と云ふ其舊地也此地に移りし時は荒漠たる荒原田畑なりしが二十餘年の年月を以て一切造營し舊觀に復したり舊境内五町六段七畝七步現境内一

萬二千二百四十七坪官有第四種たり塔頭子院は多く廢し今存する者左の如し

養春院　如意庵　珠窓院　瑞林院
善導院　壽仙院　龍見院　養源院

末寺三百二十八ヶ寺を有す

寶物にて既に國寶と定まりしは顔暉筆蝦蟆鐵枴の畫幅にて寺寶にては利劒名号圓光大師畫像圓光大師道戒後花園帝淨土一宗及賜紫衣綸旨其他綸旨後奈良帝松蔭硯御覽の狀同宸翰寺額松蔭硯善導大師畫像傳惠心筆十體阿彌陀當麻曼荼羅光琳筆花卉卷等なり

光福寺　田中　小字大馬場

本尊　阿彌陀佛

淨土宗知恩院末干菜山齊敎院安養殿光福寺と號す所謂干菜寺なり舊と西山楊谷に在り天文年中遍譽なる者齊敎院を立て六齋念佛を弘通せしが天正年間此に移り武藏寺と稱す豊太閤に眷遇せられ六齋念佛總本山の號を賜ひ更に光福寺と號す干菜山とは豊公に干菜を献せしによれりと云ふ境内千百九坪官有第四種境内觀音堂地藏堂愛染堂毘沙門堂あり

守皎寺　同　小字野神

本尊　阿彌陀如來

淨土宗知恩寺末彈誓開基境内二百二十八坪民有地第一種

福藏寺　同　小字里の内

本尊　地藏尊　智證大師

淨土宗知恩寺末舊三千坊の内にて天台宗なりしか明治六年今の宗に改む境内百四十六坪民有地第一種

長德寺　同　小字六反

本尊　阿彌陀佛

Digitized by Google

正定院　同　小字六反

本尊　阿彌陀佛

慶長年中創立境内五百七十二坪民有地第一種

常林寺　同　小字六反

本尊　阿彌陀佛

天正年間創立境内五百十一坪官有地第一種

右三ケ寺淨土宗知恩院末

法性寺　同　小字六反

本尊　題目

日蓮宗本圀寺末舊と鎌倉にあり後京都に遷り元祿中此に移る

開光寺　同　小字西河原

本尊　阿彌陀佛

眞宗本願寺派本願寺末

獨證寺　同　小字西河原

本尊　阿彌陀佛

眞宗大谷派本願寺末

淨妙庵　同　小字玄蕚

本尊　釋迦牟尼佛

日蓮宗瑞光寺末天和三年六月創立

附記

本庵の門前より北に上る道の左の竹籔の内に古來八間六間の地あり坪數一畝十八歩なり具平親王の御墓

Digitized by Google

と相傳へたる由文化二年六月久我家より親王の遠忌に付表石建設の爲め田中村に申込のことあり兩傳奏を經て武家に達せられ武家より庄屋年寄を喚出し實地を取調へ表石並將來保護のことを承諾して出したる書面あり此時其事を果さゝりしにや明治の初除地處分せられ一般の民地となれり具平親王は北白川に葬りし由舊記にあり此邊は白川に近く之を白川と稱するに當らさるにあらす猶考證したきものなり

妙說庵　同　地藏菩薩　小字里の內

本尊　禪曹洞宗天寧寺末寬文中創立

無礙光庵　同

本尊　阿彌陀佛

禪臨濟宗相國寺末尼寺也

墓

陵

團子の森古墳

田中の北談合森にあり地域東西十七間八分南北二十二間舊と太后の森と稱せしを後に團子又は談合と誤りしと云ふ樫森にて民有地なり往年開鑿せんとせしか其家皆死し唯小兒のみ存し恐れて果さずと云ふ

寶樹院宮墓

知恩寺に在り後西院天皇第七皇女寬文八年七月十八日薨

放光院宮墓

同寺にあり後西院天皇第十一皇女延寶五年九月七日薨

涼月院宮墓

同寺にあり放光宮皇妹延寶八年六月十三日薨三皇女生母六條局梅小路氏墓其側にあり右三墓諸陵寮に管す

三好長輝墓

同寺中養源院に在り長輝永正十七年五月十一日百萬遍に於て自殺す故に其寺に葬る（當時は一條上る油小路にあり今は元百萬遍と云ふ）

竹中重治墓

重治は豊公の謀主にて播州出陣中病歿す其墓は本寺に在り其他一家族の墓も少なからず

鳥居元忠墓

慶長五年元忠徳川氏の爲めに伏見城を守り西軍の爲めに戰死す其墓は本寺に在り碑文あり

右三好以下三墓は本寺と共に今の地に改葬せしなり

猫間冢

同寺門内に古碑猫間冢と稱す雍州府志曰田中村有淨蓮寺、是勸修寺家代々墳墓占地也、猫間冢去斯不遠、疑是勸修寺家祖猫間中納言清隆墓と淨蓮寺今廢す詳かならず或は其廢寺の跡に本寺を移して此墓は舊來其所に在りしにや

古戰場

記すべきなし但延元建武間の戰爭は此邊正に交鋒驅逐の地に當れり然れど證する所なし

人物

寛文中武野又兵衛なる者此地の荒蕪道路粗惡なるを慨し開修の志あり會々後水尾法皇修學院の離宮御幸の事あらんとするや武野之を聞き官允を得て同志と開修に從事し其効を奏す官其荒蕪地を賜ひしか更に開拓して耕作に從事し遂に其部落を爲すに至れり其家今に存し克く業を繼きたり近年其地の有志者相謀り紀功碑を波邇神社境内に立て之を表す

風俗民情

都市に接續し出入頻煩從て人情輕浮を免かれず近來稍生産的進歩の氣を加ふるか如し

Digitized by Google

Digitized by Google

白川村志

白川とは本村溪間より出る溪川の稱なり蓋し山谷花崗石多く其砕沙白くして美なるより名つけしなるへし
舊時は其流域下粟田錦織八阪鄕に亘りて白川と概稱し京白川と相併ふるに至れり本村は其北に在るを以て
北白川と稱す舊來獨立の一村なり

區　域

北は本郡修學院村字一乘寺と山谷及ひ田畑を以て界し東は近江國滋賀郡滋賀村字山中と叡山山嶺を以て限
り南は京都市淨土寺町と山林田畑を以て界し西は本郡田中村と野運を以て界せり

幅　員

東西一里二町四十間南北十二町五十八間半面積五百十四町九段廿五步

鄕　莊

上粟田鄕に屬す沿革詳かならす

管　轄

寛仁二年下上賀茂社に郡内八鄕御寄進ありし中にて上粟田鄕は下社の社領たり其後戰亂を經て管轄沿革考
ふる所なし慶長十一年八月德川氏聖護院興意親王の爲め照高院を建て此村に於て千石の寺領を附し以て明
治の上地に至り京都府の管轄となり明治五年愛宕郡第五區に編入し其後第一組となり又第三組に入る其後
明治二十二年町村制により一村自治となる

形　勢

艮位に叡山を負ひ其山脈南に延ひて東面を限る故に東北は地勢險峻にして本村は其溪間より西に連なれり
谷口西に開けて平衍にして灌漑に便なり

山　岳

Digitized by Google

白川山

白川越道路の南北に在り南を南山と云ふ高約三十丈西面本村に屬す山脈南北に連亘す白川此より出つ登路約二十四町餘北を北山と云ふ高約十八丈西南面本村に屬す勝軍山瓜生山中山南か原岩阪地藏谷蓬谷清澤口丸山外山等の稱あれと皆白川山の內の區分に過きす此內丸山は中間の小阜にて別に一山なせり舊照高院の上地なり

河川

白川

滋賀縣滋賀郡滋賀村字山中より來り叡山南面の溪流と白川山の溪流を合し本村の中間を過き迤に南して淨土寺町に入る延長約一里深さ十二尺淺き所一尺廣き所三間狹き所二間其一派は吉田山の北を繞り京都大學に入る其流急激にて水質清涼なり旱魃も沽るに至らす田地六十町歩に灌漑す水車運轉の便あり

疏水分水路

京都市淨土寺町より本村字久保田を過き白川街道を橫斷し字小稜井、小倉、大稜井、北畠、西街道、土田、小瀨ヶ內、伊織、廻之溝、を經て愛宕郡田中村に至る此延長九町四間反別水路敷地三反四畝七步堤敷地九反三畝廿四步四合二勺

池塘

雪輪池

舊北白川宮泉水にして其舊址に在り東西二十八間一尺南北五十二間半周廻百三十五間半

小龜ヶ谷池

東北隅白川山の內に在り東西二十六間南北六十間周廻百三十五間耕地の用水なり

龜甲池

小龜ヶ池の東に在り東西三十六間半南北八十間周廻二百七十五間耕地の用水なり

Digitized by Google

玉子谷池

魚甲谷の東大津越新道の南側に在り東西三十八間南北二十七間周廻百四十間耕地の用水なり

道路

白川越道

琵琶街道と云ふ即志賀の山越なり本郡田中村より滋賀郡滋賀村に達す延長一里二町四十間舊府費負擔縣道なり

一乗寺に達する道路

淨土寺町より修學院村字一乗寺に達す延長十三町舊二分一補助道路なり

大津越新道

白川越道字中山より分岐し滋賀村界に至る延長十五町

比叡山道

白川越道字蓬谷より分岐し無動寺に達す延長五十四町

橋梁

天神橋

白川越南側天神社に入る所の白川に架する石橋にして明治二十七年五月村内石工より寄附して新造し石欄面洞所謂目鏡橋の構造にて完好なり西面に萬世永賴の四字東側に明治二十七年五月改造氏子幷有志中の字を刻す

里程

本村元標より各地里程左の如し

京都府廳　一里六町十三間　愛宕郡役所　十八町

田中村　二十三町　淨土寺町　四町

Digitized by Google

修學院村　三十四町　滋賀縣界　二十九町五十一間

運輸

東南は山岳溪谷にして道路坂峻凸凹の個所多く西部は稍や平坦にして車運に便なり往時は運輸困難なりしも漸次改修を加へ今や格別困難を感せざるに至れり

字地

字名	位置	段別 反	字名	位置	段別 反
小龜ヶ谷	東	二六、九〇八	土田	中央	一八、八〇九
向ヶ谷	同	一一、五〇三	北畑	同	一二、五〇九
琵琶街道	同	一五、四一四	菜田	同	一二、三〇三
仕伏	中央	五五、六〇五	小倉	西	四七、一二〇
上池田	同	二二、八一二	久保田	同	三三、五二九
下池田	同	三一、五一八	小萩井	同	三三、七二〇
山元	東北	三二、二〇九	追分	同	六四、二二四
山田	北	一五、二一一	大萩井	同	一九、〇一六
鐘杵	中央	三六、五一六	正法寺	同	五六、八二八
上竹	同	一一、一〇〇	西街道	西北	三九、七〇三
椀木元	中央	一五、一一九	上平井	同	一二、三一五
西ノ口	同	三七、一一〇	下平井	同	二五、四二九
加別當	同	一二、六一九	伊織	西北	二五、九一五
堂ノ前	同	三三、四〇三	廻シ溝	北	四八、七〇三
小瀬ヶ內	同	二二、三一八	峠	同	四八、二二〇

Digitized by Google

重石東　六、六二七
瓜生山北　一九五、三〇四
細別小字　目空尻、山田、名無谷、五郎兵衛谷
清澤口東北　一五二、四一八
細別小字　鍋谷、大龜谷、尻高、七廻リ、望キ谷、水洞院、黒岩
地藏谷東北　五六七、二〇四
細別小字　木梅谷、水谷、芝ケ平、蛇谷、具足谷、盲谷、城所谷、不動谷、地藏谷、續キ谷、百合原、天狗原、馬頭山、境ケ谷、盜人谷、鷲ケ森
蓬谷東北　七四、七二一
岩阪東北　二七五、八二七
細別小字　蓬谷、岩阪、地獄谷、猪ノ鼻

瓜生山以下は東北南の山谷にして北は修學院村東は滋賀縣叡山の連岳南京都市淨土寺町なる如意嶽に相連れり

南ケ原東南　一二三三、〇一一
細別小字　御所山、呼子谷、石部谷、大松ケ谷、櫻谷、寒谷、濕ミ谷、菖蒲谷、長尾、大平、廣甲、東谷、厩谷、阪ケ原、上ケ原、古別當片ケ原、牛石谷、銚子谷、抱石、梅木谷、馬脊谷、百ニ掛、小龜ケ谷、龜甲、花ケ谷、雲ケ池、新道
中山東　一六七六、九〇三
細別小字　北新道、苔ケ谷、玉子谷、佛ケ平、向ケ谷、核谷、池ノ谷、二股谷、螺貝谷、小柳谷、風呂谷、鉢伏、新池、袖尾、持越、崩谷、小ケ尾、北足谷、猿戸谷、中ケ谷、指上ケ谷、暮ケ谷、口原ケ谷、御笠、一番目ケ谷、楊木ケ茶屋、茨谷、仕殺ケ谷、皿谷、深谷

明治四十二年十二月末日調查

地籍
官有地
第一種
皇宮地同附屬地　—
官國幣社地　—
御陵墓地　二六二二
府社及鄕村社地　—
御火葬地　—
其他　—

Digitized by Google

第二種
御料林野　一
道路　七、四七一〇
其他　一、〇一一八
第四種
寺院敷地　一
民有地
租税地　四八九、〇九二三　地租　二、九九九、四六八〇　定率
田　六二、〇〇〇一　地租　二、一六六、八七〇　定率
畑　九、二六〇一　地租　一七八、二三五　同
宅地　九、八九二〇　地租　四八四、四〇一　同
山林　四〇七、四五〇七　地租　一七〇、〇四〇　同
原野　四八二四　地租　一三八　同
民有免租地　一七、五四一一
學校敷地　三一二三　其他ノ公用地

國有林野　八、二三二二
河川溝渠　四、六四二一

四十一年
定率　一、二九四、六七五石
増率　一、七〇五、〇〇五
定率　九八四、九四〇
増率　一、一八一、九三〇
同　八一、〇一五
同　九七、二二〇
同　一五一、三七一
同　三三三、〇三〇
同　七七、二九〇
同　九二、七五〇
同　六三
同　七五

郷村社地	？	
墳墓地	四九〇三	
用悪水路	？	
溜池	一、七五一五	
堤塘	九三二四	
井溝	？	
道路	？	
保安林	一三、七〇〇〇	
役場敷地	？	
病院敷地	—	
運河地	三四〇七	
租税		四十年
國税		三、五一三、〇八〇
府税		二、一七九、一三一
郡費		三九六、三四八
村税		三、三八〇、一三三

官衙

白川村役場　字仕伏

明治改正以前は照高院領にて其支配に屬せしが同四年本郡第五區に編入せられ明年第一組となり同十二年第三組に屬す同十四年組を廢せられ一村にて役場を立つ同二十二年町村制實施によりて獨立の一村役場となれり

Digitized by Google

巡査駐在所　字下池田

學校

白川尋常小學校　小字榎元

明治六年七月の創立にして小字西ノ口にあり校舍狹隘なるを以て曩に增築爲したることあり明治四十一年度末在學兒童數は男八十五人女九十二人計百七十七人にして職員正教員男二人女一人准教員女一人代用教員男一人計五名本年度經費は千五百五拾貳圓貳拾八錢なり

工作場

本村は水利の便なるよりして近來水力により工場を設け精米麥幷に製針伸銅又は製粉の業盛大となり其製品量多大なり明治四十一年末調査主たる工作場左の如し

一銅線製造工場	伊東新次郎	
一同	松浦伊兵衞	
一金粉製造工場	西村祐二郎	
一絹綿布艶出工場	木村龜二郎	
一銅線製造工場	佐敷万次郎	
一銅線製造工場	上條久吉	
一銅板延シ工場	寺田安太郎	

牧畜

搾乳場	二	四十一年
乳用牛	三三頭	
搾乳高	一一七石	

Digitized by Google

價格　二、九二五円

物産

特有産

白川石　八、〇〇〇才　五、〇〇〇円

燈籠、手水鉢、庭石　六〇〇個　一二、〇〇〇

右は内國に販賣し近年遠く米國に輸出するに至る

白砂　三、〇〇〇箱　一、二〇〇円

右京都市大阪名古屋東京に輸出す

花卉　三〇、〇〇〇タ　四、五〇〇円

右京都市に販賣す

普通産　四十一年

米　一、三九一石　二九、三八〇円

麥　一、〇九七　九、六七八

芋　？　一八〇

民業　明治四十一年末現在

職業別

	戸數	人口
農業	一五二	五四六
林業	二	五
工業	五四	一一〇

Digitized by Google

商業	七四	一八八	
交通業	一	一	
日稼及勞働者	三〇	六九	
雜業	一	一	
公務及自由業	七	七	
無職及職業不詳	三八	八六七	
計	三五七	一、七九二	

備考　園藝業一戸四人は林業欄へ挿入す本村は石工幷に水車業を主とし農業商業は一に家族の内職の觀あり

民力　今最近調査に關はる參圓以上の直接國税を納むるものを擧れば左の如し　四十一年末調査

國税	百圓以上	一人	五拾圓以上　二人
同	五圓以上	三四人	同參圓以上　三〇人

車輛　明治四十一年十月調

車	一三五	甲牛車	一五	乙牛車	一
荷馬車	一	大七車	一一三		
中小車	四	人力車	二人乘二	一人乘二	自轉車　一

馬牛家畜　四十年末調　四十一年末現在

牛	牝	三五	牡	二六	計	六一	

本籍人口　四十一年末現在

士族	男	二、一〇三
	女	一八
平民	男	一六
	女	一、〇一一
		一、〇五八

現住人口及戸數

人口	男	八四七
	女	九四六
計		一、七九三
戸數		三五七

宗教（在住人）

神道	四
佛道	一、七八二
基督教	一
宗教未詳	一

神社　小字仕伏

天神神社

祭神　少彦名命

村社一村の氏神なり創立詳かならず然れ共頗る古社にて其名高し祭事に用ゆる鐵製の鉾あり黒鉾と稱す其本に一之鉾其中子に延喜八年八月十三日と刻す長三尺許藤井貞幹か好古小錄にも收めたり祭式頗る古

Digitized by Google

風なり舊と白川の西字久保田宮の前にありしか足利義政の發願にて文明年中此地に移せり文政の火災に舊記燒亡す社地四百五十坪樹木蒼鬱民有地第一種氏子三百二十戸祭日十月二十三日

寺

乘願院　小字社伏

本尊　阿彌陀如來

舊天台宗にて叡山の支坊なり中絕の後慶長中僧信譽中興して淨土宗乘願寺末となる舊と照高院の靈牌所なり境內三百三坪民有地第一種檀徒二百三十戸明治十三年本村毘沙門堂を合併す

禪法寺

本尊　阿彌陀如來

舊と天台宗叡山支坊にて普門院と號す康正三年僧幽譽中興淨土宗無本寺となりしか明治五年知恩院に屬す境內六十四坪餘民有地第一種講社二檀徒二十三戸信徒二十四人

墓

後二條天皇白川陵

本村の南字追分に在り東西三十間南北二十四間封土圓形にして南面し陵上古松二株あり近年大に修營を加へらる

邦良親王墓

後二條天皇御陵の西に相鄰す方九間封土高からす近年修理を加へ一株の松を栽えらる

忠譽法親王墓

內御墓と稱し字九山にあり周三十間八分中御門天皇皇子聖護院門主なり

嘉言親王墓

同所にあり孝格天皇皇子なり

Digitized by Google

道晃法親王墓

外御墓と稱し字山の元にあり周二十八間八分後陽成天皇の皇子聖護院門主なり

道周法親王墓

同所にあり後陽成天皇皇子

道尊法親王墓

道祐法親王墓

同所にあり後西院天皇皇子以上守長に附せらる諸陵寮に管轄す

同地に輿意法親王道寛法親王道澄法親王の墓あり以上皆聖護院の門主なり

智成親王墓

字丸山の下にあり碑高八尺三品智成親王之墓安政三年丙辰六月二十日乙巳生明治五年壬申正月薨と刻せり

小澤蘆庵墓

舊心性寺墓地に在り三尺方の白川切石を臺とし黒色川石の碑三尺五寸古隷にて小澤蘆庵墓と刻す其側に由緒あるへく見ゆる墓あれと詳かならす

附記

照高院宮址之碑

瓜生山下地藏堂の麓にあり高八尺五寸明治三十五年舊照高院坊官北白川舊臣近藤親正か照高院廢毀の後其事蹟の堙沒を恐れ宮の沿革を記して之を石に刻せしものなり

後高倉院太上天皇御陵

後高倉院は高倉天皇第四皇子後堀川天皇の御父なり天位登祚の後太上天皇の尊號を奉らる貞應二年崩御北白川に葬るとあれと其地未た定かならず

Digitized by Google

名勝舊跡

白川

叡山の西南及ひ白川村南北の溪流相合し西南に流れ京都に入る白沙銀の如し流泉珠を跳らす其景清奇にして古歌に詠する所の名勝なり今は其流を利用し所々工場を設け大に景致を損すれとも亦洛東の名勝なり

勝軍山

本村の東北叡山の坤位に在り別に小峰をなし松樹蔚生す山上に方二間餘の石窟を築き其中に甲冑佩劍の地藏尊を安す之を白川勝軍地藏と號す足利氏築城の時其廓内に屬す寶暦中照高院宮命じて其像を瓜生山に移し別像を安し其由を石に刻せしめらる

瓜生山

勝軍山の西に連なりたる低き山なり古歌に詠せし名所なり寶暦中照高院宮命じて勝軍地藏を此に移し堂を建て之を安せらる此邊眺望最も宜し

白糸瀧

白川越の北二十間の溪間に在り昔日は高四間許飛泉白絲の如く古歌に詠せし名勝なりしが近來石切の爲め風致を亡へり村人正に復舊を謀れり

志賀山越

白川越字水神阪より以東二十五町の間を稱す白川の溪流に沿ひ青山白水の間を登り滋賀に赴く風景最佳なり古歌に詠して其名最高し

情延山

又茶山と稱す瓜生山の西麓小字目決（ゆくじり）に在り山州名跡志に苦滅寺跡在北白川勝軍山西北麓、古斯處置葬場、有寺號滅苦寺、今寺絶、葬場殘、土人誤滅苦寺稱目決、滅苦寺與目決、因倭語相近也云々又同書白川山

の記事に白川村東北山、惣曰白川山、其內有鑑山情延山之名と見ゆ滅苦寺及葬場は詳かならず其字は今もめくじりと云ふ口碑に此地は織田信長より森蘭丸に賜ひ豊臣氏に屬し其後德川家康より茶屋四郎次郎に賜ひ世々之を領せり茶屋は當時富豪なりしを以て草萊を開らき林泉を築き亭舍を設け別莊とし家康も時々來遊あり四郎次郎名清延又晴延に作る石川丈山と友たり其地詩仙堂と相近きを以て時々往來せり丈山詩を作り板に刻し其朱柄槍を截ちて椽とし額となし且其山を情延山と號し其額を刻し之を贈る此より情延山と稱す頗る名園なりしが茶屋と共に衰荒して其地は典物となりしを京都の杉本某買得して植物園となし其中に住宅別舍を設けたり廣一萬二千坪山に倚り谷を包ね內外植物二千餘種之に充つ百花四時絕えず園中に馬場の跡御茶の水舊時の辨天祠等あり樹林花圃多く眺望亦宜し京都の新名勝たり丈山の詩左に錄す

卜居妥楚荊、土木粗經營、甘退耽幽僻、計安儲地禎、穿林松徑啓、綠麓草堂成、遠水流河府、連山圍洛城、難波南浩渺、台嶽北崢嶸、百里看毛羽、仰時改景情、勝軍傍欄屹、愛宕倚天撐、俯伺泥豬跡、仰聞雲鶴聲、鳴鐘白日靜、烹茗翠烟生、是處忘塵累、長應學老彭、

朗曆二年冬日　　六六山人題書印二

附記

茶屋は當時の富商にて角倉氏等と海外貿易の事を營みしにより安南國王より四郎次郎に下せし國書を有せり蓋し遠航の時に茶屋より安南國王に土物を贈りしにより國王より答書を下し且其土物を贈りし文書なり此書によれば當時安南には國難起りて東京と讐敵を構へしと見え且彼處與我國、由有讐敵、如各貴物許通行販賣、係硫黃銅器並彈銃等物、所特該體、二官嚴禁勿許裝載、云々の文句を見るに近時の交際上所謂戰時禁制品の事當時に行はれしを見るべし參考の爲め全文を此に附す　但本書は散亡し寫本を有せり

安南國王書下

日本國中島氏茶屋四郎次郎、蓋聞交鄰止信、照然大學格言、柔遠及人、炳爾中庸明訓、茲見本國贈來商

Digitized by Google

國、我不勝歡悦、所有片書一札幷信物、用表誠心、係年常遣艘來販賣以通兩國修好、示四海同仁、茲後或艘到東京、且彼處與我國由有讐敵、如各貢物許通行販賣、係硫黄銅器幷鐵銃等物、所特該艘二官、嚴禁勿許裝載、如誠此信、我受賜多矣、茲書、

計

一信物三項

奇南香壹斤　大絹肆正　酒參拾壺

德隆七年　印　四月二十四日

書華押

按に德隆は安南の年號なり安南の國史なる黎記卷九に神宗明皇帝諱維祺其年號を德隆と云ふ其七年は乙亥にして我寛永十二年明の思宗崇禎八年に當れり德隆七年十月改元して陽和元年と爲す德隆は六年に止まれど四月は未た改元せさる前なれは猶德隆七年と稱せるなり

照高院北白川宮址

字外山の麓に在り文祿元年豊太閤大佛を建立し道證親王を請して導師となし照高院を建てしか其後鑄鐘の事により德川家康の爲めに廢せられしか其事已に定りし後興意法親王德川氏に再興を請はれ更に寺域を此に卜し照高院を建て豊公桃山二ノ丸舊殿を移し寺領は本村にて千石を附く天台宗に屬し紋は雪輪菊を用ゆ故に雪輪御所と號す道周道晃道尊忠譽四門主を經て明和七年に至り聖護院兼帶所となり明治元年に至り聖護院宮法弟智成親王を門主とし薙て復舊北白川宮と稱す五年薨せられ實兄能久親王を嗣とし東

京に移住せられ其諸堂殿宇は一切毀撤せられて荒廢せり舊時は林泉殿舍最も美なりしに大に惜むへし

藤原貞平別業址

藤原賴通別業址

藤原公任山莊址

藤原惟方邸址

藤原實方邸址

右は古書に白川に在りと見ゆれど其址詳かならす當時白川とは區域本村に止まらすして廣大なれは其所を知らす

朝山意林庵舊跡

名は素心藤丸と稱す意林庵は其號なり夙く韓人李文長に從ひ經學に通し時の大儒たり後光明天皇叡邁尤も程朱の說を信し素心の名を聞き特に召して經を宮中に講せしめ叡感斜ならす書器の賜あり寛文四年歿す年七十六北白川に閑居せし由なれと今其跡詳かならす

白幽山人舊跡

白幽山人の事は白隱禪師の夜船閑話に其記事ありて伴蒿蹊か近世畸人傳に其傳を記したり其記事によれは業を修め道を行ひ此白川の山中に隱栖せし高隱の士なり其說によりて之を考ふれは老莊を主とし禪觀に入り傍ら醫道を修めし人の如し或云ふ白幽とは白隱か理想を寫したる假設の人物にして實に其人ありしにあらすと然れとも今白川村の山中には其舊跡と稱する地あり村東五六町字清澤口小龜ヶ谷と云ふ所なり左右青山相連なり東北に嶺を負ひ幽邃靜閑なる谷奥なり窟は近年採石の爲め全く舊形を亡へり又吉田町字芝南向に白幽山人の墓と稱する石碑ありしか往年土佐人某か取去りしを以て本年四月京都富岡鐵齋か同志と謀り更に方八寸長二尺の石碑を建て前に松風窟白幽子之墓裏に白幽子墓、舊在此所、明治卅四年某月、有縞去之者、余恐古蹟滅、因謀有志重修之云、明治三十六年四月鐵齋外史、側に白川山居隱

Digitized by Google

士、寶暦六丙丑初秋廿五日と刻せり此地は村外なれど事に因りて此に記す

古城跡

勝軍山古城跡

本村の東北の山上にあり別に一峯をなし京洛を瞰下す形勝の地なり勝軍地藏の堂あり故に號す地藏は近年瓜生山に下したり此山城は足利義澄義植將軍爭の時築きしもの也其後三好長慶足利義晴を攻むるや義晴近江に走りて佐々木氏に依る佐々木氏之を助け此古城を修め濠を深くし堡を築き大に防備を嚴にし永原安藝守をして之を守らしめ以て京都を伺ふ長慶大軍を以て之を攻め永原等力戰して死す時に天文十九年十一月廿三日なり弘治三年六月細川晴元義晴を奉し永祿元年晴元又足利義輝を奉して此に據りし事あり足利氏の亡ふるに及ひ荒廢し今は唯舊跡を存するのみ

風俗人情

都下に接近するを以て特に記すへきものなし

Digitized by Google

修學院村志

本村は舊修學院一乘寺高野の三村を合併せしものなり

修學院村は其中央に在り昔修學院と稱する名刹ありしが足利時代廢絶すれど村名となりて遺りしなり

一乘寺村は其南部にあり昔一乘寺と稱する名刹ありしか早く廢止して村名に遺れり

高野村は其北部に在りて八瀬村の口に當れり口碑には延曆建都の後御狩野となりしより鷹野と云ひしを後に高野と書きしなりと未た如何を知らず

區域

北は高野川に沿ひ谷間に入り八瀬村と接し東は叡山を以て滋賀縣近江國滋賀郡坂本村と界し南は叡山の西麓と耕地道路を以て白川村田中村と隣し西は山嶺耕地及ひ高野川を以て岩倉村松ケ崎村と界せり

幅員

東西廣き所約一里南北廣き所粗同し其面積約一千五百五十五町二畝歩とす

形勢

北は溪谷を以て八瀬村と接し東は叡山の高嶺を負ひ西は岡阜川脈にして南は平衍なり地勢東北に高く西南に面す高野川其西部を過き敦賀街道之に沿ふ南部は沃田多く都て灌漑に宜し山川風光秀麗にして修學院離宮村の中央に在り

鄉莊

古制鄉莊の所轄詳かならす其北部なる高野邊は小野鄉の內なるへし其南部は賀茂又爨倉二鄉の內に係りし乎中代以來沿革傳ふる所なし

管轄

寛仁二年上賀茂神社に寄せられし八鄉の內にて神領なり其後管轄詳かならす其內修學院部は禁裡御料仙洞

Digitized by Google

御料及ひ音羽御所領地等あり高野部は禁裡御料を主とし一乘寺部は諸家の采邑多く一々記するを得す明治以來京都府の管轄となれり

山岳

比叡山

本村の東北にあり山脈南北に亘りて滋賀縣と界す高二千百六十尺頂上より西南は本村に屬す古樹少く多く荊棘を生す延暦寺其上に在りて寺域兩國に跨かり寺院は滋賀縣に屬せり本村より登路二條一乘寺區字北出阪より登る約一里十四町修學院區字雲母阪より登る約一里頗險なり音羽川此より出つ其外細溪多し

河川

高野川

北八瀨村界の谷間より來り村の西邊を貫通して南田中村に入る延長二十五町廣平均約十間深所五尺淺所一尺常に沽れす大雨輒く溢る

太田井堰

高野川の中部大字高野小字野上にあり高野川水を引き長渠となして修學院一乘寺區を過き田中村に入る一村の灌漑概ね此水に賴れり

道路

敦賀街道

本村の南田中村界より北上し八瀨村界に至る延長三十町廣二間餘古來の本道にして今縣道と定めらる明治廿七年三十四年三十六年三回の修繕を經て以て今日に至れり

岩倉街道

本村敦賀街道高野川花園橋より分岐し岩倉村大字花園界に至る延長五町廣三間古來の本道にして今縣道と定めらる明治廿八年修繕

一乘寺街道

本村の南一乘寺入口より北上し修學院に入り高野を經て岩倉街道に合す府費補助線にして明治三十四年より延長四百四十間を繼續工事として起工し本年度を以て竣功せんとす今日に至るまで支出經費金貳千五百圓にして村費金千貳百五拾圓府費補助費金千貳百五拾圓なり（明治三十八年調）

橋梁堤防

高野橋

高野區内高野川に架す木造長十間廣二間

花園橋

岩倉街道高野川に架す木造長十二間廣二間

新橋

松ヶ崎村に通する道にて高野川に架す木造長十六間廣二間

堤防

高野川の東岸に沿ひ延長二十五町

里程

本村元標より各所里程左の如し

京都府廳	一里十二町	郡役所	三十五町
田中村	三十三町	松ヶ崎村	十二町
白川村	三十四町	岩倉村	三十五町
八瀬村	一里十三町	滋賀縣滋賀郡阪本村	三里

運輸

京都及其他の交通は地勢平坦道路修治輸送最も便なり滋賀郡へは叡山山嶺を隔つるを以て山路險阻運輸に

Digitized by Google

便ならす

字　地　修學院區

地名	方位	段別	地名	方位	段別
檜峠	北東	二五、一二九反	開根坊	北東	一三、〇一九反
馬場脇	北	四〇、六〇六	林ノ脇	東	一、〇一九
中新開	南	五、四〇三	藪添	中央	一〇、七二三
後安堂	中央ノ南	一四、五二二	辻ノ田	中央ノ南	一二、九〇一
月輪寺	南	一六、四一五	宮ノ脇	南	二三、三二〇
坪江	南	一八、三二六	南代	東・南	一四、三〇五
石掛	西南	一六、〇二四	烏丸	西南	一八、一〇八
室町	西北	一三、四一四	貝原	西北	六、五一一
大道	北西	七、六〇一	山添	西北	四、三二八
北沮澤	西北	一四、五一五	沮澤	西	一三、九二四
泉殿	西	二一、三一九	佛者	西	一一、四一八
茶屋ノ前	南西	一三、一〇三	登リ内	西南	一八、六〇〇
狹間	南西	二四、〇二八	十權寺	同	八、五〇五
中林	同	三五、一一六	藥師堂	西南	一三、一一一
水川原	同	一五、九二九	川尻	同	一九、三〇七
山ノ鼻	西	一一、五二六	高部	西	九、六一一
水上田	北西	一一、二一六	千万田	北西	一三、二二一

Digitized by Google

沖殿	西南	二三、五一六	
鹿ノ下	西南	七、二〇九	
大城田	西南	三二、九一九	
壹町田	同	二五、七二〇	
橋ノ本	西	五、一二三	
瀧ケ鼻	北西	一〇、九〇五	
大塚	同	一七、四〇九	
川端	西	三七、八〇一	
横山	西北	九三、六二四	
寺谷	北	七五、六〇六	
杉谷	東	四一、一〇三	
桂谷	北東	三五、五〇〇	
丸子青良谷	東	一〇〇、〇〇〇	
四明ケ嶽尺羅ケ谷	東	八六、六二七	

高野區

稻荷町	中央	一四、一〇九	
東田	東	二五、〇〇九	
掃部林	同	一二、一一二	
口小森	東	一六、二二六	
前田	南	二一、四〇四	
畑	南	二八、〇〇〇	
犬塚	南西	二八、五〇九	
林	南	一九、六〇四	
柳ケ坪	同	一六、七二二	
川原	同	一七、二二九	
森本	同	二六、一二五	
君	同	一五、八一七	
岸	同	二四、六〇〇	
守禪庵	北	三四、九一〇	
音羽谷	東南	一一五、七一八	
梅谷	東北	一四二、〇二三	
淵ケ谷	同	三五、六二二	
段ケ尾	南東	四一、五〇〇	
牛ケ額	東北	一三三、七〇五	
木下町	西	八、四〇七	
奥東野	同	一二、一〇一	
畑ケ田	南	三二、〇一六	
奥小森	同	一六、〇〇九	
上畑	東南	一七、一二八	
下東野	東南	三、一二三	

Digitized by Google

| | | |

| | | |

火丸	西	二九、〇二八	
西浦畑	北西	二五、七〇六	
清水	西北	一五、三〇一	
青城ノ宮	西北	一九、一一九	
松ノ内	同北	一八、五一一	
堀ノ	北	九、二〇〇	
葉山	東北	一二、五一六	
馬場	北	一一、八二三	
水掛	東北	一九、二〇七	
小谷	東	一四、九二六	
阪端	東北	三九九、三一八	
城橋	東北	一五、二〇〇	
掛ケ	同	八、六〇〇	
荒ケ谷	同	六一、七〇〇	
割ケ谷	同	一二、五〇〇	
黒目ケ谷	同	四一、七〇〇	
ボケ谷	同	一四、三〇〇	
馬阪	東	五、二〇〇	
逢ケ谷	東	二四、六〇〇	
西樂ケ谷	東北	一三、一〇〇	
地獄谷	東	一六、四〇〇	

四十	西	二〇、三一四	
狐藪	北西	一四、五二三	
向畑	北西	一八、八〇一	
松田	西北	二二、六二三	
閉川原	同	二一、一〇三	
堂ノ前	東北	一一、三一〇	
東浦	北	四〇、七〇四	
月輪寺	東北	二八、二〇四	
竹ノ内	同	五一、二一五	
松原	東南	二七三、七一〇	
大谷	東	三四七、五一六	
池ケ谷	東北	一三、四〇〇	
天ケ丸	同	一八、九〇〇	
長尾	同	一〇九、一〇〇	
小ケ尾	同	三一、七〇〇	
井午ケ谷	同	一八八、〇〇〇	
堀切	東	一二、五〇〇	
北高山	東北	一〇、七〇〇	
南高山	東	一一、七〇〇	
東樂ケ谷	東北	七、一〇〇	
中尾ケ谷	東北	一二、九〇〇	

Digitized by Google

三谷　東北　一九、八〇〇
ヌメタキ　東北　一二、〇〇〇
花ノ木　西南　一六、八二八
風呂ケ谷　東北　二三、九〇〇

地籍

官有地　四七町、二九二一

第一種

皇宮地同附屬地　一〇、六八〇二
御火葬地　—
府社及郷村社地　二、〇一一七

第二種

御料林野　一六、三二二七
田　—
道路　七九二七
其他　一、六五〇二

第四種

寺院敷地　二、四〇二七

民有地

租税地　六〇六町、八六二四

屍ケ谷　東北　四、七〇〇
釋迦堂　中央　一一、八一九
葉山　東　二一一、三〇八

明治四十一年十二月末日調

御陵墓地　一、〇七〇四
官國幣社地　—
其他　—

國有林野　—
畑　一、三四〇五
河川溝渠　一二、〇〇〇〇

地租

定率　四十一年
増率　三、三五四、六三〇円
四、三六五、九四〇

Digitized by Google

田	一八六、三〇一六	地租	定率	二、七五〇、五一五円
畑	二二、五〇一四	地租	同増率	三、三〇〇、六一五
宅地	二四、五四〇〇	地租	同	一六五、三七三
山林	三七一、八二〇一	地租	同	一九八、四四八
原野	一、三七〇五	地租	同	三四〇、四〇五
民有免租地	一九、七七〇一町		同	七四八、八八五
學校敷地	二一一四	郷村社地	同	一〇一、二五五
墳墓地	一、四〇〇六	用悪水路	同	一二一、五〇五
溜池	六一一二	堤塘	同	一、九八五
井溝	？	道路	同	二、三七五
保安林	一六、三二二七	役場敷地	同	四〇二〇
警察署敷地	—	病院敷地	同	？
隔離病舎敷地	—	運河地	同	七九二七
其他公用地	—			一五、〇〇〇〇
租税				—
國税	九、六七四、五二〇円			—
府税	四、二〇七、一一六			四十年

Digitized by Google

郡費　九五一、六八七
村税　五、一六七、六二五

官衙

村役場

明治十四年高野、修學院、一乘寺三村に各戸長役場を置きしか同十七年三村聯合して一役場を置く事となり二十二年町村制實施の時合併して一村役場を設く

巡査駐在所

二ヶ所　字修學院小字山端　字高野

學校

本村は合併前に各村に各一校有りしを以て爾來之に仍れり（明治四十一年度より修學院校を廢し他の二校は格知校の分教場となる）

高野尋常小學校

村立にして學科は修身國語算術體操の四科目明治九年三月創立す經費は明治三十六年度金四百參拾貳圓參拾八錢職員二名生徒七十五名單級編成なり（明治四十年調以下同じ）

修學院尋常小學校

村立にして學科は修身國語算術體操裁縫の五科目明治八年八月創立す經費は明治三十六年度金九百拾七圓九拾壹錢貳厘職員二名生徒八十七名

一乘寺尋常小學校

村立にして學科は修身國語算術體操の四科目明治六年五月創立す經費は明治三十六年度金六百參拾參圓八拾六錢職員二名生徒百八名二學級編成なり

植物試驗場

修學院部落離宮の西南に在り段別五段歩を有す專ら植物の苗を作る其種類は巴旦杏、梨、柑橘等及ひ花卉

Digitized by Google

なり創設幾ならされとも效果好良なるか如し

物産

本村の特産物は音羽谷より出る花崗石を第一とす其他は普通産物なり其種類産額價額大畧左の如し

四十一年

米	三、四三八石	四九、三八八円	
麥	二、〇三九	一七、三七九	
計		六六、七六七	
木材			
丸及角材			
挽材			
下駄材			
竹材	二五四束	二六四円	
其他	？	一四三	
果實	？	八五	
薪材	二、七三二束	四、七五二	
木炭			
茶	四二貫	一〇	
蔬菜類			

Digitized by Google

蘿蔔	一四、〇〇〇貫	七〇〇
葉菁	七〇〇	二五〇
酸漿菜	五〇〇	二四〇
胡瓜	一八、〇〇〇	二七〇
茄子	四五、五〇〇	二、七三〇
蕃椒	九、〇〇〇	四五〇
南瓜	一八、〇〇〇	九〇〇
西瓜	？	？
葱	二五〇	一一三
玉葱	二八〇	三三六
其他	？	一、一五七
石材	二一、六三八個	三、五五五
土類	二、八〇〇切 三五坪	一五三
計		一六、一〇七
合計		八二、八七五

牛乳搾乳場數　四　四十一年

Digitized by Google

乳用牛　一二〇頭
搾乳高　四一四石
價格　八、六九四円

民業

民業は農を主とし商賈職工之に次く其戸別大略左の如し

職業別	戸數	明治四十一年末現在 人口
農業	三二七	一、五六〇
林業	六	六
工業	四二	六六
商業	三五	七七
交通業	一	一
日稼及勞動者	四三	八一
雜業	一	一
公務及自由業	二〇	二四
無職及職業不詳	二	一、七三一
計	四七七	三、一四七

民力　四十一年末調査

Digitized by Google

直接國稅參圓以上を納むるもの左の如し

百圓以上	九
拾圓以上	一二六
參圓以上	二五

車　三六七

荷馬車	二
乙牛車	二
中小車	二〇
自轉車	七

五拾圓以上	二二
五圓以上	三四

明治四十一年十月調

甲牛車	四八
大七車	二八〇
人力車二人乘	一
人力車一乘人	六
自用人力車	一

家畜

牝	一三〇	牡	一五九
牛	七	計	二八九
馬			七

本籍人口　三、一九六　　明治四十一年末現在

士族	男	一一一
	女	一一六
平民	男	一、四六九
	女	一、五〇〇

Digitized by Google

現住人口及戸數

		大字別					
		一乘寺		高野		修學院	
人口	男	五三四		五〇一		五一〇	
	女	五六〇	一、〇九四	五一八	一、〇一九	五二六	一、〇三六
戸數		一七〇		一五三		一五四	

宗教（在住人）		
神道	八	
佛道	三、一三九	
基督教		
宗教未詳		

離宮

修學院離宮

修學院離宮は德川幕府か後水尾天皇の爲に造進せしところなり初め德川秀忠其女を納れて天皇の中宮となし其御腹の皇女興子內親王を立んとて種々の計を旋らし後水尾天皇は劇に御讓位行はるゝ事となれり此時天皇は正に御盛年にしていまた皇子在まさす女帝は奈良の朝より絕えて無き事なるに德川氏か强て此の如き事を成したるは天皇の深く憤らせ給ふところにて輿論も服せぬ事なりき天皇は不世出の英主にして御憤の深かりしかは德川氏は已に其志を得る後天皇の叡慮を慰めんか爲めに遊幸の地として之を造進せしなり此時明正天皇已に御讓位ありて後光明天皇大統を承け給ひしか皇居炎上ありて仙洞御所に遷幸中不幸にして暴に崩御あらせ給へり後光明は聰明叡智の明主に在しゝかは朝野望を屬せしに御年弱冠にして此の如き不幸に罹らせ給ひ上皇には悲歎憂憤に沈ませ給ふ時なりしか此造進の事を聞食し喜ひ給

ひて種々叡慮を留められ地圖に據りて樹石に至るまで模形を造り自から位置安排し時々侍女近臣を遣はし實況を視せしめ頗る經營を盡し給ひし由山槐記に見えたり明暦元年造營功成り初めて御幸あり御年六十歳の御時なり深く叡念に協ひて御喜淺からす此より屢々行幸あり然れと東福門院もともに行啓の時は所司代も供奉し警衛嚴重にして法皇のみ御幸の時は然らさりし由舊記に見えたり法皇崩御の後久しく荒殘せしを靈元法皇仙洞の時更に修理して屢々御幸ありて種々の御遊行はれたりし事は法皇の宸記に詳かなり其後又荒殘して久しく年をへしか文政元年光格上皇仙洞の時幕府より修營を加へ銀百貫目を納めて經費に充て同七年九月二十一日紅葉の盛りの頃御幸あり百官盛飾して扈從し其儀甚た盛んなり希世の盛事なれはとて將軍家齊は畫工原在明に鹵簿を畫かせ岡本豊彦に山水を加へしめ之を見し事あり仙洞崩御の後鳳輦路絶え久しく年をへ明治維新車駕東幸となり管理主なく總區長に屬し僅に拜觀料圖面賣代下草料等を以て番人を置くのみ其後博覽協會に屬し一時は殆と遊覽場の如くなりしか明治十六年宮内省にて京都皇居其他皇室に關係あるところを保存せらるゝに及ひ京都府より之を宮内省に交附し御料地となり改て修學院離宮と號し大に修營を加へられ其後聖上皇后皇太后皇太子行幸啓あり京都三個離宮の一にして山光水色も舊時の盛觀に復したり

離宮は修學院の山を東方に負ひ地勢西南に向ひ爽塏高敞幽邃にして宏豁なり上中下の三所に分かれ鼎足の形をなし上は最も大にして中下は小なり近年其間の地を買收し輦路を通し大に規模を弘めらる坪數山林田畑を合すれは二十八町三反五畝四歩なり上の離宮は其東北に位し山を負ひ中に大池あり溪谷嶋嶼相連り小逕孤橋相接し其間に鄰雲亭洗詩臺窮邃軒萬松塢千歳橋紅葉谷雄瀧雌瀧等あり花樹林を成し眺望雄豁なり中の離宮は林丘寺と相接し其西南にありて音羽川に臨む其殿を樂只軒と號す東福門院の御舊殿あり林丘寺の事は別に記事あり下の離宮は乾位の下にあり其亭を壽月觀と云ふ又藏六庵あり最も小にして雅なり其事宮禁に屬するを以て唯大略を記す

社

Digitized by Google

八大神社　大字一乘寺　小字松原

祭神　素盞雄尊　稻田姫命　八王子

村社社説には永仁二年三月の勸請とあり寛永年間修理す後水尾靈元兩法皇離宮御幸の時御立寄あり御銀並神供を進めらる舞樂寺八王子神社は明治五年に藪里牛頭天王は明治六年に此に合併す境内八百五十五坪官有地第一種民子百九十一戸

境内攝社

皇太神神社　祭神　天照皇太神
日吉大神社　祭神　日吉大神　津日大神
諏訪大神社　祭神　諏訪大神
賢防大神社　祭神　不詳
八幡大神社　祭神　石清水八幡宮
春日新宮大神社　祭神　春日大神　熊野大神
赤山貴布禰加茂大神社　祭神　赤山明神　貴布禰大神　加茂下鴨大明神
鷲森大神社　祭神　素盞雄尊

鷲森神社　大字修學院　小字宮ノ脇

祭神　素盞雄尊

村社社傳に貞觀年間創立なりといふ應仁亂後山中に移したりしか後に舊に復す後水尾靈元兩法皇修學院御幸の時御立寄ありて御銀並に供御を進められ年々米三石を賜ふ林丘寺立つに及ひ其支配となり元祿年中此に移る舊と須陀と書きしを靈元法皇改めて鷲咫の字を用ひしめ給へり舊記は享保の火災に燒亡せり

Digitized by Google

境内二百二十二坪官有地第一種氏子百五十四戸

境内攝社

皇太神宮社　祭神　天照皇太神　豐受皇太神

熊野太神社　祭神　伊冊那美命

住吉大神社　祭神　底土之命　表土之命　祭土之命　神功皇后

八幡大神社　祭神　應神天皇

崇導神社　大字高野　小字西明寺

祭神　早良親王

村社社傳に清和天皇貞觀年中創立せらる元和年間吉田家に屬し位記及ひ玄米三石五斗を給せらる高野御靈とは是なり或は式の出雲高野社なりといふ說あれと如何や社は山に倚り高野川に臨み樹古く水清し地域百三十八坪官有地第一種氏子百三十五戸祭事は古より頗る賑しき式なり今五月五日を用ゆ

境内攝社

太神宮社　祭神　天照皇大神

春日神社　祭神　春日大神　赤山大神　二所大神

貴船神社　祭神　貴船大神　惠比須大神　日吉辻大神

八幡宮　祭神　應仁天皇

敎之神社　祭神　鎌倉神　三輪神　三穗津神　敎ノ神　日吉神足神

伊多太社　三宅八幡　遙拜所

伊多太神社　式社　同　小字大明神

祭神　不詳

村社應仁亂の時全部燒亡荒廢久しかりしか近年其舊址に再興せり境内三十二坪官有地第一種信徒百四十

Digitized by Google

人按に山城名勝志に高野御靈社の内にいたいた社の事あり京都府愛宕郡神社明細帳にも崇導神社（即ち高野御靈なり）の内に伊多太神社遙拜所あり蓋し伊多太神社の定りし後遙拜所と改めしにやいたいた社は蓋し假字にて、いた〳〵社とありしを送り字と讀み誤りて遂にいたいたとせしなるへし高野より三宅八幡に行く道の南の叢林に在り再興は明治十六年なり其地は古來此社の舊跡と傳へし所なりとそ

御蔭神社　同

祭神　御祖神社荒御魂神

東殿　玉依媛命

西殿　建津身命

鴨御祖神社の攝社にして舊社なり高野より高野川を隔てゝ東方叡山の西麓字御蔭山にあり創立由緒種々の說あれと未た定かならす延喜式に小野神社二座（鍬靱とあれと其所在詳かならす此山より高野川を隔て西の山に小野毛人の墓あり續紀に無位小野神社に從五位下を授られし事見ゆ三代實錄に愛宕郡小野鄕人勘解由次官從五位下小野朝臣當峰改めて左京に貫する事あり然れは小野神社は必す此谷に在るへきなり中古以來御蔭社有りて小野社なし而して其より前には御蔭社の名は見えす此地は下鴨御祖祭神に關係尤も深く其祭神も御祖の荒魂なれは昔より式社に加へられしも御蔭の名行はれて遂に小野社の舊號を亡ひしにやあらん猶考ふへし祭日舊と四月中の午日なりしか明治の初め其中絶せしを再興して五月十二日と定りぬ境内五千百三十四坪官有地第一種社殿相併ひ神嚴清穆なる神社なり

三宅八幡神社　同　三宅

祭神　應神天皇

村社創立由緒詳かならす其の三宅と稱するより兒島高德の事を謂ふ者あれと別に據る所なし近年小兒疳虫除神とて四方群參し甚盛んなり信徒講社あり社殿を新築し裝飾を加へ一方の崇敬社となれり境内五百二十一坪官有地第一種社地樹木多し

寺

曼殊院　大字一乘寺　小字脊ノ内

本尊　阿彌陀如來

天台宗延暦寺所轄にして門跡寺院なり延暦年中傳敎大師叡山にて創立せし一院なり慈覺惠安等八世を經是算に至り西塔北谷に移し東尾房と稱す天仁中忠尋始めて曼殊院と號す村上天皇北野天滿宮を創立し忠尋を別當に補し世々其社務を掌らしめらる其後慈順北山村に移す足利義滿金閣を起すに及ひ皇居の側に遷る文明年中伏見宮貞常親王の御子慈運の住院せしより門跡寺院となれり良尙親王後陽成天皇の猶子を以て御在住の時皇居の側佛地に非さるを以て此地を相し請ふて此に移轉せらる親王は八條宮知仁親王の御子學德深く文藝に長し給ひ大に本寺を興隆せらる此時佛堂殿宇新築成りて大に面目を一新せり事は松永昌言か撰みし記文に詳かなり地勢淸淑殿宇雅麗洛北の名刹たり寺祿も增加して七百二十石を給せられ竹の內御所と稱す維新變革の後格別の由緒を以て宮內省より年金九百六拾九圓餘を下賜せられ門跡の稱號を許さる其子院靜慮院隨緣院法雲院は門前に在りしか明治五年本院に合併せり本院は維新の變革に影響を被る甚少く宸殿を獻納せしのみにて境內堂宇殿舍一切建物を亡はす其上地山林は拂下を得て寺有地となり境內三千八百四十六坪官有地第一種田畑八段餘山林十七町餘を有す知仁親王御殿茶寮並林泉の事は名勝舊跡の部に記せり

本院は寶物古文書珍本甚多かりしか明治變革の際散亡せしもの擧けて數ふへからす然れと今日に現存する者猶多し其宸翰は伏見天皇性關住屋云々宸翰後醍醐天皇所賜慈嚴僧正御消息七通一卷二通一卷後奈良天皇今度御進退云々御消息其他宸翰數十幅帝王攝關大臣眞影三卷摸本（原本は朝廷に奉獻此臨本御下賜あり）萬壽三年八月嘉元三年の願文類其他歷朝の諷誦文忠尋僧正天台相承狀天曆三年智淵附法狀慈鎭和尙自筆願文數通耕雲明魏自筆題歌源氏物語三冊朝廷武家の古文書數百通あり其繪畫には傳智證大師筆黃不動像傳空海筆辨財天十面善神晃殿司筆妙音天普賢延命雪舟筆釋迦佛達磨梵竺仙達磨秋月筆羅漢雪舟筆小幅冬夏山水武田信玄寄

Digitized by Google

贈毛松猿雪村筆松鷹双幅趙昌筆花蝶夏仲昭筆大墨竹大有筆蓮鷺月山筆葡萄相阿彌筆梅月朱端筆雪中山水大幅薛湘筆百雁横物部敬夫書大字双幅寧一山復見心石室遺墨等にして其裱装地多く希世の珍にして他に稀なる所なり此外器物も美術工藝の名品少からす此中雪舟小幅山水双幅は國寶たり

圓光寺　同　同　小谷

本尊　觀世音菩薩

臨濟宗南禪寺末足利氏の季世僧元佶三要足利學校第九世となり學問名譽あり徳川家康之を重用し關ヶ原の役召して軍に從はしむ慶長六年伏見城内に於て學問所を開らき元要をして之を主どらしむ即ち圓光寺の開基なり蓋豊臣氏の舊に仍りしものか徳川氏は文教を興すかために元要に明版朝鮮版書籍二百部木製活字十万を附し又銅製活字九万幾千を製せしめ朝廷に獻納せし事あり世に傳ふるところの慶長活字本は多く此版にて印行せしものなり元佶の文學に功勞ある大なり其後伏見より相國寺の内に移る元和七年回祿に罹り九年細川忠利堂宇を再建す又一乘寺の山に東照宮の塔を立つ寛文七年徳川氏より今の地を賜ひ更に移轉せり蓋し東照宮の祠あるか爲めなるへし且東照宮の關係より南禪寺に屬する事となれり寺祿は朱印地三百石を給せられ完全なる寺なりしか維新後大に衰微し本堂山門等は已に之を亡へり然れとも境内山林を合して二千百十三坪官有地第一種にして檀家七戸寺産は田畠壹町餘を有せり當時の圖書大に散逸すれと明韓古本數十部活版幾万を有せしか明治三十九年古書は一切賣却して圓光寺の主要たるものを亡ひしは甚惜しむへきなり徳川氏より賜ひし子昂書十幅和漢運合等あり應擧墨竹屏風其他書畫多し元要肖像及ひ手筆の周易傳授證明書の如きは當時の學風を參考すへきものなり此の中にて三要自賛肖像は國寶たり

安國堂舊址

東照宮の社の跡なり今は荒墟となれり

金福寺　同　小字舞楽寺

本　尊　正觀音菩薩

禪臨濟宗圓光寺末舊と天台宗延曆寺の屬寺なりしか久しく荒廢せしを貞享年中圓光寺の住職鐵舟か再興して禪宗に改め其末寺となせしとそ寺内に芭蕉庵あり境内四百三十一坪官有地第一種檀家五十五戸田畠山林壹町餘を有せり

一　燈　庵　同　小字葦山

本　尊　馬頭觀世音

禪臨濟宗林丘寺に屬す林丘寺普明院宮の時創立せられたる庵室なり檜垣塔といふ石造の古塔ありしか近年林丘寺に引移せり境内五百二十七坪林丘寺の所有地にて其歷世の墳墓あり

西圓寺　同　同　小谷

本　尊　阿彌陀如來

天台宗眞盛派に屬す寺傳に眞紹和尙の創立せし寺なりしを明應中天台宗に改めたりといふ境内五百四十六坪官有地第四種檀徒四百十人

清賢院　同

本　尊　阿彌陀如來

淨土宗墨光寺末天正年中良阿上人創立す吉田の局の本願にて清賢院とは其法號なりとそ境内二百九十二坪官有地第四種檀徒百六十四人

稱名寺　同

本　尊　阿彌陀如來

淨土宗知恩寺末元龜年中創立境内百五十七坪官有地第四種檀徒百八十八人

養源寺　同

本　尊　阿彌陀如來

Digitized by Google

眞宗本願寺派本願寺別院なり舊と天台宗叡山の末寺なりしか後南禪寺に屬し又十念寺に屬す寛文年中訴訟の末官沒せられしか延寶年中幕府本願寺に下附し更に眞宗となり其別院となせし也境内五百七十三坪官有民有相交れり

林丘寺　大字修學院　同林ノ脇

本尊　正觀音菩薩

禪臨濟宗天龍寺所轄の尼門跡寺なり修學院中離宮と相接し其東北に在り初め德川幕府後水尾上皇の爲め修學院御茶屋を立つ此を中の御茶屋と爲す上皇此中に佛堂を建立せんとの叡慮あり皇女緋宮光子内親王深く禪宗を信向し嘗て遁世隱退の御志あり上皇其志を憐み中の御茶屋を賜ひ本堂佛殿を建て禪刹となし宸翰聖明山林丘寺の額を賜へり内親王四十八歳の時大覺寺性眞法親王に就き薙染し名を元瑤と改め天龍寺亡外禪師を師とし此に移住し給へり内親王法德堅固深く禪理に通し文藝を善くし繪畫に巧みなり叡眷尤も深し修學院御幸の時臨幸の事あり第二世普光院宮は靈元天皇の皇女なり此より尼門跡となり寺領三百石を給せられ洛北の名刹となり靈元光格二上皇ともに臨幸あり明治變革の時寺紀紊亂せしかは天龍寺滴水禪師之を憂ひ改めて男僧住院となし自から之を管し大に宿弊を改め明治十七年宮内省に内申し境内二千二百九十八坪及書院建物の内を幾分奉還し特に金千五百圓を賜ひ大に修營を加へ以て之か維持法を立て其後更に尼門跡に復したり明治十年聖上皇后皇太后行幸啓あり境内千七百九十九坪官有地第四種堂宇殿舍備はり林泉の勝あり本寺は皇室の關係尤も深く宸翰御物高僧の筆跡甚多し元瑤の宮の御遺囑書の如きは最も法德を仰くへきものなり其國寶と指定せられしは宸翰類の手鑑帖なり

境内佛堂

開山堂　本尊　普明院宮木像

毘沙門堂　本尊　毘沙門天

赤山禪院　同　小字赤山

本尊　赤山明神

天台宗比叡山延暦寺別院なり初め承和年中慈覺大師入唐の時明州なる赤山の廟に詣て祈誓するところあり歸朝の時海上風濤の難ありしも赤山明神の示驗に因りて恙無きことを得たりとそ既に歸りて禪院を建立し鎭祭せんと思ひしも未た果さすして病を得しかは其門弟に我赤山明神のため祠堂を創立せんと思ひしも未た果さす汝等我志を繼き必す成就せむへしと遺命せしかは其門人等相謀りて仁和四年此の地の靈淑なるを相し大納言年名卿の薨せられ其山莊の主亡きより錢貳百貫文を以て之を買ひ取り赤山禪院と號し祠堂を建立し遂に先師の遺志を成したり赤山明神は天竺の深沙大王支那の泰山府君の事なりとそ其より歷朝崇敬あり正暦四年宣命ありて從四位下を授けられ天台の別坊として台麓の名刹となれり修學院御茶屋御創設の後後水尾法皇御幸の時御遊覽ありて祠堂御修理御製の御歌を賜ひ石鳥居御寄附あり靈元法皇も御遊覽あり中御門櫻町後櫻町三朝の御下賜金ありし事は棟札に詳かなり近年東宮殿下も御遊覽あり然れとも維新以來大に衰頽せしか舊來延暦寺の塔頭として其關係最も深きにより其寺の願により京都府より明治十八年滋賀縣に引繼き延暦寺の直轄となれり祠堂方丈及ひ舊と雲母寺より移したる不動堂あり境內山を負ひ修學院離宮に鄰し風光麗清なる勝地なり近年有志者住職と其保存方に盡力し資金を集め花木を栽ゑたり

境內堂宇　神殿　方丈　拜殿　不動堂　茶所　末社三ケ所

禪華庵　同　小字烏丸

本尊　釋迦如來

禪臨濟宗大德寺末寬永年中清岩和尙創立寬文年中後西院天皇清淨本然禪師の號を賜ふ境內二百八十二坪

民有地第一種檀徒百八十人

境內佛堂

大日堂　本尊　大日如來

Digitized by Google

道入寺　同　小字茶屋ノ前

本尊　寶塔題目多寶釋迦佛

日蓮宗妙覺寺末正保年中創立山田源右衞門なる者の本願なり境内三百二十七坪民有地第一種檀徒三百四十三人

歸命院　同　小字山端

本尊　阿彌陀如來

淨土宗禪林寺末寺傳には眞紹僧都の創立なりといふ境内百七十七坪民有地第一種檀徒二百二十人

蓮華寺　同　高野　小字入幡町

本尊　釋迦如來

天台宗延暦寺末舊と京都七條鹽小路に有りて一遍上人派なりしか荒廢年を經しを寛文年中加賀藩家老今枝近義の本願にて再興し天台宗叡山實藏房の末寺とし此地に伽藍を建立し寺產を附し其父宗二の碑を立つ文は木下順庵の撰にて宗二の行實を詳に記したり篆額は石川丈山にて六尺計の大碑なり寺の庭中泉水の上に在り宗二は豊臣氏の遺臣にて武功の士なり境内三百八十六坪民有地第一種檀徒五十人信徒百三十人寺に叡山某寺の藏書一萬餘卷を藏せり

實幢寺　同　小字釜土

本尊　阿彌陀如來

淨土宗禪林寺末元和八年董空の創立なり境内三百六坪民有地第一種檀徒四百九人

隣好庵　同

本尊　阿彌陀如來

禪臨濟宗建仁寺末慶長年中三江和尙の創立なり境内百一坪民有地第一種檀徒百二十五人

竹林庵　同　小字入幡町

本尊　觀世音菩薩

臨濟宗相國寺末寛永年中創立境内七十六坪民有地第一種檀徒五十人

名勝舊跡

曼殊院茶室並林泉

良正親王寶暦年間本院移轉の時の造築にして清雅高尚なり親王は八條宮知仁親王の御子曼珠院の門主にて學德深く風雅を好み文藝に長し給へり此茶室は書院に接し建築し八疊を開らき八ッ窓の茶席と云ふ其書院茶室とも桂御茶屋の設計に效ひ極めて粗樸の中に種々の意匠を加へたり林泉は平庭にして山林を東南に受け奇石を疊み天然の趣あり其西南隅に老杉一樹あり圍約三十尺蟠々天に聳ゆ其下に小堂あり驚覺堂と號す門外蓮池あり楓櫻多し

赤山明神

即ち赤山禪院なり修學院離宮の北に接し青山其背を抱き碧池其間に湾ふ西南は弘豁にして京都を眸中に收め清淑閑雅の勝境なり貞觀年間大納言南淵年名卿山莊を營みしも故ありと云ふへし一時衰頽せしか近年園池を修め四時の花木を栽る更に勝致を添へたり

詩仙堂　大字一乘寺

一乘寺部落の山麓にあり石川丈山の隱栖にして當時の結構造營なり丈山の遺物猶現存し幽靜閑雅高隱の風格猶存するものあり丈山已に嘉遁し京洛に入り此地を卜し其意匠を凝らし此隱栖を營み探幽をして漢土詩人三十六人の像を畫かしめ自から其人の詩を題し書齋の楣間に揭け之を詩仙堂と號し其人を尚友し傍ら佛殿を設け觀音を祭り樓を嘯月と云ひ門を梅關と號し其他各題するに雅號を以てし園を開き花を植ゑ池を穿ちて泉を引き其風流を極め時の名人高士と文藻を玩ひ風雅の交を結ふ後陽成帝其高操を慕ひ之を徵に及ひ石川や蟬の小川の歌を作り辭し出てす此より京洛に入らす寛文十三年五月廿三日九十歳にて此に終る爾來二百餘年時に變遷あるも今に至りて現存し高人の遺跡京北の名勝たり此堂の事は別に成書

Digitized by Google

あり且世人の遍く知る所なれは此には畧す

音羽瀧　音羽川

一乘寺と修學院の間なる音羽川の上流谷合に在り古來和歌に詠せし名勝にして世に著しかりしか數十年來採石の爲め全く舊形を亡ひ今は殆と見るへきものなし舊記によるに三級の飛瀑をなし高九仞翠岩蒼樹淵を圍み飛沫雨の如しと記せり其勝想ふへし音羽といふ瀧は清水にもあれと此瀑を眞とす往年賀茂季鷹歌を作り碑を立てし事あり然るに如此荒殘せしを惜しみて採石を止めて舊形に復せんと計畫中なり音羽川は其下流にて是亦名所なり

大納言南淵年名山莊尚齒會舊址

今の赤山禪院の地なり年名卿は儒門より出て文德清和の間に當り榮達して亞槐に任せられ學德世に高く年壽を保ちし名賢なり老後此勝地を卜し山莊を營み別業とす林泉京北に甲たり貞觀十九年三月十八日時の耆老を招き尚齒會を開らきし所なり當日菅原是善卿其序を作れり文は本朝文粹に在り是れ本朝尚齒會の始めにして唐の會昌五年樂天か長安履道坊の宅に宿老名賢を招き宴集し尚齒會と名つけしに倣ひしものにて誠に風流高尚なる雅集にして千載の下山光水色猶當時を追想せしむるものあり年名卿は幾年ならす薨せしかは慈覺大師の發願により其弟子か遺旨を奉して之を買得し赤山禪院となしたるなり

隨願寺跡

月林寺と同しく勸學會の行はれし所にて當時の名刹なり事は菅原定義か勸學會詩序に見えたり蓋し慈覺一派に係れる天台宗の寺なるへし長曆三年山門愬訴の時大僧都敎圓を此にて捕へし事あり事は扶桑畧記に見ゆ寺は赤山禪院の近傍にて字に存せしといふも今定かならす

修學院跡

拾芥抄に西阪本不動智辨僧正とあり學護院の舊記には勝算とあり勝算は智觀と云ふ天台の學僧なり播磨守佐伯公行の發願にて此寺を建立し不動明王を本尊とす永延中昇せて官寺と定めらる兼好法師か家集に

修學院といふところにこもり侍りしころといふ詞書あれは當時猶存せしなるへし其舊址は赤山禪院より西の方高野に踰る小阪の南にて舊時は猶礎石の存せしとそ又舊雲母寺の本尊なる不動尊は此寺の舊物なりしといふ

佛性院跡

本朝文粹に佛性院は藤納言の發願にて此勝地を撰み建立せし由見えたり其舊址は赤山禪院の南にありといふ或は離宮の區域に入りしが

雲母寺跡

拾芥抄載するところにて元慶年中相應和尚の開基なりといふ音羽谷の南面に在り延暦寺に屬す境内二千六百餘坪堂宇も完備せしか明治十八年滋賀縣に屬し其後廢寺となり堂宇は毀撤して空しく荒墟となれり其不動堂のみは赤山禪院に移築せり

一乘寺跡

拾芥抄に西阪本三井寺末上東門院康平六年建とあり然れとも永延三年十月圓融法皇叡山御幸の時一乘寺に御宿の事あり長保三年七月一乘寺阿闍梨を置かれし事日本記畧に見ゆれは康平以前其寺の有りしを知るへし蓋し藤原氏創立の寺にて一時の名刹なりしなるへし足利氏の時迄は猶存せしか如し舊趾は今の一乘寺部落の下に當れり

舞樂寺跡

創立詳かならす蓋し叡山の屬寺なるへし足利時代迄は諸人遊覽せし事舊記に見えたり戰國の間に廢絶して一部落の名に存し一乘寺部落に在りしか今は本村に合併せり其山に在りし八大天王社は其鎮守なりしといふ

月林寺跡

西宮記に三月三日御灯の條に貞觀以來、於靈巖寺被奉、寛平初用月林寺、後用圓成寺、又江家次第にも

Digitized by Google

其事あり然れは寛平以前に創立の名刹なれと由緒詳かならす蓋し叡山の屬寺なるへし村上圓融の頃より大學生か毎年三月九月の十五日に勸學會を開らきし所なり講法華經、以經中一句爲其題、作詩歌とあり天延三年の會の記事は慶滋保胤の作にて本朝文粹に見ゆ其文によれは親林月林一兩寺、件寺有觸穢故障者、及會日、以營求他處とあり蓋幽靜閑雅の名刹なりしなるへし其跡は今の曼殊院と其西北の邊にて字に遺れり又月輪寺あり輪林混用して同寺の事なるか如し藤原清愼公か觀櫻の遊を此寺に開らき一時の歌人大中臣能宣平兼盛藤原元輔等を招き各々歌を作らしめし事あり一時の盛會なり此時文章生藤原俊生か此會に預るを得ぬを憾みて昔わか折りし柱のかひもなし月の林のめしに入らねは、といふ歌あり又日本紀略に康保四年二月廿八日左大臣（○清愼公）向月林寺翫花とあり月林月輪同寺なるを知るへし

親林寺跡

月林寺近傍にありしか如くなれど其址詳かならす江吏部集に暮春勸學會に法華經の文句思日復諸闇の句を題にて作りし詩あり亦名刹なりしなるへし親或は新に作る

雲母阪

修學院より叡山に登る山路にて根本中堂へ五十町無動寺へ六十町頗る險にして峻急なり叡山の戰には必爭の道にして延元元年後醍醐天皇叡山蒙塵の時の如きは屢々戰場たり本間孫四郎か弓勢を顯しゝ如きは人の知るところなり

中靈山

叡山の西麓にて雲母阪赤山の邊に在りしか如し其址詳かならす延元の役叡山攻に官軍の陣せし事あり又正平八年（北朝文和二年）六月足利義詮か美濃に敗走せし時中靈山に陣せし事あり

藪下　**下リ松**　**鷺森**

今其名皆遺れり叡山に關係ある地にて山徒の亂南北の軍多く戰陣とせしところなり

小野永室舊跡

山城國氷室五百餘所の内なる小野氷室は小野山に在り大原山に小野山有るにより氷室も其地に在りしよしに記したるもの多けれど高野は小野の本部にして氷室山は今猶宇に存して其東南の山に在れば之を舊跡と定むへし小野氷室は俊成卿慈鎭和上等の歌に見えたり

芭蕉庵

金福寺の庭山に在り清雅なる草庵茶寮にて風流の構造なり山に倚り西南の眺望宜し俳人蕪村等か芭蕉の高風を欽し作りし所なり

三條忠成公謫居舊跡

一乘寺區小字堀の内壹番地に在り前右大臣贈正一位忠成公藤原朝臣實萬の幽居せられし所なり公の誠忠大節は國史に炳然たれは此に記さす安政五年所謂戊午の大獄起り幕府か公か盛名を忌み公を助けて國事に力を盡せる家臣を捕へ之を江戸に押送し其連累を公に及ほしゝかは公は退て其采邑久世郡上津屋村に閉居せられたり公子實美朝臣其地僻遠且出水の憂あるを以て公に勸めて此に移居せられたる也曼殊院家臣渡邊仲助の宅にて田舍風の矮屋六帖二間許の家なりしといふ時は安政六年三月二十七日なり先帝深く公を信倚し其冤を憐み給ふこと淺からす公も幽蟄中深く國事を憂ひ一日も安き心なく實美朝臣も屢々來りて定省せられ孝養尤も深かりしか四月二十二日落飾謹愼を命せられ同二十七日岡田爲恭來りて公の壽像を寫す五月三日落飾法號を澹空と云ふ六月公躬から在職中の建議及ひ規畫せし所を輯錄して傳奏議奏に致さる天皇深く公を倚信し給ひ屢々内旨を下し恩賜頗る厚し公憂國の深き九月の下旬より病あり實美公子來りて看護し名醫をして診せしめらる病勢益々厚きを以て十月三日護して本邸に歸る十月四日謹愼を解き同五日詔して從一位に叙せられ其明六日五十八歳にて薨せられたり此地は三月下旬より十月まで公の幽蟄の所にて殆と其終焉の地なり然るに建物は破壞せられ地所は他人の有にして荒穢狼藉其事を知るもの無きは誠に歎くへき事なり此地は郡内西賀茂靈源寺及ひ岩倉村両所の岩倉贈相國の遺跡と對し千歳に標識すへきところなり

Digitized by Google

渡邊宮內少輔城址

字下り松の北に在り渡邊宮內少輔の居し所也足利義晴に屬す足利季世の人なり堀の跡南北に亘りて猶存せり小學校の前に當れり

某　掃部頭城址

字艮山の上にあり事　明かならす具足谷と云ふ谷あり遺跡を認むへし村人之をシロアトといふ

墳　墓

覺恕法親王墓

後奈良天皇の皇子曼殊院の門主

良恕法親王墓

陽光院太上天皇の皇子曼殊院の門主

良應法親王墓

後西院天皇の皇子曼殊院の門主右三墓曼殊院の後山字第淚に在り諸陵寮に屬す

良尙法親王墓

八條宮知仁親王の王子曼殊院門主明曆年中曼殊院を京都より此地に移轉し大に興隆し給ふ

普明院宮元瑤內親王墓

後水尾天皇の皇女林丘寺の開山

普光院宮元秀內親王墓

靈元天皇の皇女林丘寺第二世右二墓一乘寺區字葉山に在り諸陵寮に屬す周廻二十一間五分

小野毛人墓

高野の崇道神社の背後の山上約一町の上に在り山城名勝誌に高野川北、有崇道天皇社、其山上一町許、人踏之則成響地、土人怪之年舊矣、慶長十八年癸丑十一月、土人高村政重堀之、得石、棺有金牌一枚、

其表裏文如左

表　飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝任太政官兼刑部卿位大錦上

裏　小野毛人朝臣之墓　營造歲以丁丑年十二月上旬即葬

傳說に其石棺は內部長八尺六寸廣三尺二寸深三尺一寸二枚の石材を以て蓋とす　○石棺とのみありて全石を鑿りしものか石を疊みて作りしものか今考ふる所なし　石棺の中に更に石材を用ひて匣を作り其中に銅函あり長二尺一寸四分五厘廣三寸六分深一寸九分五厘にして銅の蓋あり厚五分重一貫五百五十目其銅函の中に木函ありて銅牌を納む長一尺九寸三分廣一寸九分五厘厚七厘五毛金色は多く銹蝕せり其刻文は前に記する所の如し其發堀は今より三百年前に在りて夙く日本の古金石文中にて殊に重んせられ雍州府志幷軒小錄其他考古書籍に此事を記され歷史家の最も重んする所たり今東京帝室博物館に其模造あり里傳に其後久しく其銅牌は其村內の寶幢寺に納めしか延寶年中に至り深く之を敬畏し銅函の表に

慶長十八癸丑仲冬、山腹陵夷、中有石槨、村民驚見、開蓋俱視有物如烟霧、傍有神牌、文字不明、村民相議云、此處曰小野之邑、又聞之奉寔毛人朝臣之神靈也、然則是牌也必錄其神號也哉、爾後磨礲、神號明朗、以故不能奉安之民家、別作銅函、以奉復鎭本處、先願皇闕淸寧武門永泰、次冀五穀豊穰萬民樂業、

延寶元年龍次癸丑十一月吉祥日、山城洲愛宕郡高野村閭民敬白

其舊地に故の如く納めたりと云ふ蓋し同しく癸丑の仲冬なれは其六十一年に當れる時の事なるへし

小野系圖

○敏達天皇——春日皇子——妹子王　大德冠——毛人　大德冠中納言　推古朝遣唐使　毛野　中務卿大貳從三位中納言　和銅七四一薨

とあり毛人は敏達天皇皇曾孫にて妹子の子なり妹子は聖德太子攝政の時隋國に使ひし其名中外に顯はる隋史に蘇因高と稱す毛人は即ち其子也天武の朝累進して刑部卿大錦上に至り遣唐使たり時の名卿也此地は小野鄕にして式內小野神社あり此北に小野山あり蓋し小野氏は此地より出てし氏なるへし墓誌

Digitized by Google

の事は制令あれど山城地方にて發堀せられし古墳當に數十ならされとも墓誌ありしは唯此のみ最も貴重すへし但し銅牌を訛傳して金牌と稱せしより其後盜堀せられし事ありて更に納めしか明治二十六年一月六日又發堀せられしも取返して復舊壙に納めたりと云ふ今果して存在するや否を知るへからす其墓は猶蓋石を露出せり

逸事

高野用水井手切通工事碑

崇道神社境内に古き石碑あり其文に曰く

禁裏御料

山城國愛宕郡高野村用水溢五味藤九郎御代官之時洞中三十五間切通

延寶五丁巳春三月

と刻せり古老の說に高野は川に沿ふも地勢水路より高く谷奥より筧を架して引水せり然るに風雨毎に破損少からす一村之に苦しめり延寶年中五味藤九郎御料地の支配頭にて其利害を審按し地理を測定し字岩の鼻と稱する八瀨川の雌地より巨巖を切通して石渠を作る三十五間此より用水充足して永く旱損を免かるゝ事を得たり山是村民五味氏の功德を表せんとて此碑を立てしもの也とそ此切通しの次に約百間の暗渠あり用水を引けり誰氏の作りしや傳なしといふ古人は此の如き工事を作し利澤を世に施し而して其名を衒はさるものありしなり

風俗　人情

男子の風俗は別に異なる所なし女子の服裝は多く大原女の如し一般に鄕心に厚けれと亦社會の風潮に後れさるを力む舊習を除去して開明に向ふの風あり

下鴨村志

本村は舊村にして古來獨立せしが明治以後他村と聯合せし事數回に及べり事は役場の沿革記事に在り明治二十二年町村制實施に及び獨立の一村となれり

區域　本郡中央の南端に位し北は田畑を以て上賀茂村、松ケ崎村に接し東は高野川中央を以て田中村と界し南は高野川、鴨川の落合なる河原を以て京都市上京區と界し西は鴨川中央を以て鞍馬口村、上賀茂村に隣す

幅員　東西廣き所九町許狹き所二町南北約十六町許にして面積は實測未了なり

形勢　地勢平坦にして鴨川、高野川斜に東西を抱き其南にて合す本村は其間に在り其狀宛も扇子を披らくが如し御祖神社と人家は正に其蟹目に當る所にあり東西河側は一面の竹林にして糾林其間に在り其北は一面の耕地なり

鄕莊　蓼倉鄕の內に屬し今に小字蓼倉の名は村の東北の耕地に在り蓼倉鄕は本村より高野川を跨り田中村に及びしもの丶如し

管轄　承和十一年十二月太政官符を以て賀茂御祖神社に神戶を附せられし事類聚三代格に見ゆ其後寬仁二年十一月官符を以て下上鴨社に寄せられし本郡八鄕の一にして蓼倉鄕は下鴨神領四鄕の內なり其後王政衰へ武人跋扈の世となりしも朝廷、幕府より深く保護を加へられし事は當時の舊記古文書に散見せり天正年中豐臣氏大檢地の時神社境內神領禁裏御料及び公卿社寺等十七所に分割せらる此內社地人民居住地は下鴨社にて

Digitized by Google

支配し其他は村庄屋にて取扱へり明治二年京都府管轄となれり舊村高は二千三百二十三石九斗九升三合也

道路

鞍馬街道

村の南葵橋に起り北上して上賀茂村大字上賀茂小字深泥池に至る延長一千〇二十間廣三間

松ヶ崎街道

御祖神社の鞍馬街道より分岐し松ヶ崎に至る延長一千二百七十五間五分廣二間五分

河川

鴨川

上賀茂村の南端より本村の西界を過ぎ南流して落合に至り高野川に合し京都市に入る延長二十餘町廣き所一百間狹き所七十間常時は磧にして水太乏し暴雨漲溢堤防を破り橋梁を流すの憂多し

高野川

修學院村松ヶ崎村の間より南流して本村の東界を過ぎ落合にて鴨川に合す延長十五町許廣き所七十間狹き所四十間其他鴨川に同じ

泉川

松ヶ崎村より來り南流して御祖神社の東を過ぎ南方にて鴨川に入る延長十八町餘廣一丈八尺前後深五尺より三尺に至る夏季泉質清冷なり

橋梁

葵橋

本村より京都に達する本道に架す木造土橋にて延長五十四間廣三間府費皆支辨なり此橋は舊と假橋にて年々葵祭の時は特に通行の橋を架けられしが明治十七年五月府費を以て改造せられたり

出雲路橋

Digitized by Google

本村と鞍馬口村の間鴨川に架す明治三十一年五月府費二分の一補助を以て初めて架設せらる舊來假橋なりしを此に及び新設せられしなり同三十五年下鴨村より金閣寺に達する道路開修に及び府費皆支辨を以て改造せらる延長八十七間五分廣一間半木造土橋なり

里程

本村元標より各所里程左の如し

京都府廳	三十二町	愛宕郡役所	十四町
田中村	十七町	松ヶ崎村	二十六町
修學院村	一里	上賀茂村	三十二町
京都市境界	七町		

運輸

運輸最も便利にして一の障碍を見ず

字地

字名	方位	段別	字名	方位	段別
明神	西北隅	四七反、九二七	松ノ木	東北隅	二七反、五一四
柳同上	同上	三五、八〇二	北浦同上	同上	三六、〇二九
蓬ヶ久保	同上	四一、七〇四	岸本正北	正北	五二、九一六
北溝正北	正北	八八、一二六	膳部田東北隅	東北隅	五一、四〇三
猪ノ尻同上	同上	八一、五一七	西高木同上	同上	一七、一一〇
間部正北	正北	五六、八二二	森本東南隅	東南隅	一八、一〇〇
野口正北	正北	六九、四一八	蓼倉正北	正北	七八、八二八
芝本西北隅	西北隅	六五、九〇四	東高木東北隅	東北隅	二二、五二九
貴船田同上	同上	四五、五二八一五	森ケ前同上	同上	五六、〇一五
上川原同上	同上	六七、三〇八	東林東	東	六四、八二〇
中川原同上	同上	三五、七二七	下河原南	南	一七、九〇九

Digitized by Google

宮川南　一七、二二八　西河原西　四七、六一八
宮崎西南　九〇、〇二二　明神林西北隅　五六、九〇三
松原西南　二四、〇一〇　淵ノ端北　一二、四二一
合　一三二九、三一二一五反

明治四十一年十二月末日調

地籍

官有地

第一種

皇宮地同附屬地　—
御用地　—
府社及郷村社地　—

第三種

御料林野　—
田　—
道路　一、二四〇八
其他　三四〇一

第四種

寺院敷地　—

民有地

一三二、町七六二一　地租　三、一八八、円〇〇五　定率　四十一年

御陵墓地　—
官國幣社地　一三、町七七二九
其他　〇七二六

國有林野　？
畑　—
河川溝渠　一、八三〇四

増率　一、三六四、三八〇
同　一、八二三、六二五
同　九〇三、六九七
一、〇八四、四三七

田　六九、〇七一二　地租　一、九八八、一三四

Digitized by Google

畑	二二、五〇一四	同	三六三、八二一	同	一六五、三七三
宅	一三、四四二四	同	五九六、三八一	同	一八六、三六九
山林	二七、三二〇八	同	二三九、五五一	同	四一〇、〇一二
原野	四一二三	同	一一六	同	一〇八、八八八
民有免租地	五、町九三二四			同	一三〇、六六五
學校敷地	二八〇一		墳墓地	同	五三
用惡水路	四〇一七		堤塘	同	六三
井溝	一、四三一七		道路	明治四十一年末現在	
警察署敷地	七二六		運河地	二二〇九	
租稅				一、二四〇八	
國稅	四、九九三、円一四一			？	
府稅	二、〇九四、六四四			二、一六一四	
郡費	四九三、七八六			四十年	
村稅	六、一五四、六〇六				

官衙

下鴨村役場

舊時は社領は社にて管理し其他は村年寄にて支配したりしが明治二年庄屋を置かれ同五年五月戸長を置

Digitized by Google

かれ同七月區制を始め愛宕郡第三區の内に屬し本村に區役場を設けらる同六年十二月同郡第二區と爲り又組制と改り組内の戸長役場を本村に設けらる同十三年一月本郡第七組と爲り同十四年十一月組制を改め一村に戸長を置かる同十七年松ケ崎村と聯合して戸長役場を設く其後町村制實施に及び獨立の一村役場となれり

下鴨警察署

本郡警察署は舊と田中村長德寺を借り使用せしを明治二十七年本村へ移轉の事となり現在土地を本村にて金五百七拾圓九拾七錢を以て買收して寄附せり同年八月起工十一月二十九日竣成せり移轉開廳本郡一圓を管轄す

學校

下鴨尋常小學校

明治六年四月創立にして近時年々人口の增加に伴ひ在學兒童の數を增し爲めに四ケ年前一部校舍の增築を成したり明治四十一年度在學兒童數は男百〇二人女百〇六人計二百八人にして教員は正教員男三人代用教員男一人女一人計五人本年度經費は壹千六百六拾八圓八拾四錢にして外に實業補習學校の附設あり經費五拾六圓六拾錢なり

工作場

田中寒天製造所　東京府日本橋區濱町一町目　田中四郎兵衛

本村東南高野川に沿へる所に在り毎年十月より翌年三月の間職工男女六七十人を雇使し寒天を製造す其產額凡一ケ年二萬四千斤價額金壹萬五千圓に及べり明治十年京都御駐輦中槇村府知事より上申あり同二月車駕臨幸天覽の榮を辱くし且金若干を下賜せらる

明治四十一年度の製造高は一千二百五十貫目にして其價額六千圓なり

物產

Digitized by Google

農産

米	一、二八八石	一九、七九六円
麥	一、一一五	九、五九八
大豆	六、九石	八二八
小豆	一、四	一八二
蠶豆	六、六	六六
碗豆	四、四貫	四八
蘿蔔	二、二〇〇	六七二
菁	六〇〇	一二〇
蕪	三、二〇〇	四八〇
葱	二、四〇〇	二八八
里芋	七、二〇〇	三六〇
胡瓜	一六、八〇〇	八四〇
南瓜	七、五〇〇	四五〇
茄子	—	—
蕃椒	一、八〇〇	三六〇
酸漿	八〇〇	六四
甘藷	五四	四三
馬鈴薯	？	四五九
其他		六五〇

林産

竹材　一、三〇〇束

Digitized by Google

民業

本村は市街に接近し農業の外雜業を營するもの多し

職業別	戸數	明治四十一年末現在 人口
農業	一二七	六八一
工業	一二	五五
商業	三五	二三〇
交通業	四	一九
日稼及勞働者	二二	七〇
雜業	二四	一九一
公務及自由業	二〇	一四五
無職及職業不詳	九八	八三六
計	三四二	二二二七

民力

百圓以上	七	四十一年
五拾圓以上	一一	
拾圓以上	六八	
五圓以上	三四	
參圓以上	一一	

車輛

車　一八四

明治四十一年十月調

荷馬車	一	甲牛車	二、
大七車	一五八	中小車	九
人力車二人乘	一	自轉車	七
人力車一人乘	三		
自用人力車	三		

家畜

	牝	牡	計	
牛	五	八	一三	四十一年末現在

戶數及人口

本籍人口

華族	男	六	明治四十一年末現在
	女	九	
士族	男	一一〇	
	女	八二	
平民	男	八八一	
	女	九七六	
計		二、〇六四	

現住人口及戶數

人口	男	一、一一二
	女	一、一二三
計		二、二三五
戶數		三四二

宗教（在住人）

Digitized by Google

神道　三八八
佛道　一、八三九

神社

賀茂神社

加茂神社は下上兩社あり之を下上に分ちしは差等あるにあらず其地の遠近祭事の前後等より來れるものにして宛も一社の如し其創立由緒の事實も大抵同じく又朝廷御崇敬社格神階祭祀より行幸奉幣儀式等も必ず同樣に行はれ共に山城國の一宮たり故に記事も多く同一にして部別し難し之を兩社に記する時は重複を免がれず今舊來の順次に從ひ下社に於て之を記し其下上の別ある事は各其社に於て之を錄す且本社古來の事實儀式は最も多く既に世に公行せる書籍に詳かなれば之に讓りて爰には各事項につき其要を錄す詳細は各書に就きて之を見るべし

賀茂御祖神社

祭神　玉依姫命　賀茂健角見命

東西兩殿あり東に玉依姫命西に賀茂健角見命を祭れり祭神は古來種々の考說あり之を論せし書も少からず今は官社として定められし祭神なれば別に論ずるに及ばず其異說幷に考證は其書に存せり

延喜式神名帳に賀茂御祖神社二座名神大月次相嘗新嘗とあり名神祭二百八十五座に加はり二十一社を定められゝや上七社に列し伊勢皇太神宮に次ぎて朝廷の御崇敬特に厚く賀茂太神宮と號せられし大社にて山城國の一宮たり明治四年五月更に祀典を秩てられゝや官幣大社に列せらる其創立由緒は國史神典に明かなれば別に之を記さず

神階は延曆三年十二月從二位を授けらる長岡遷都の爲めなり同十三年十月從一位勳一等に進めらる平安京に遷都ありて皇居と最も近き名神なるを以てなり大同二年正月正一位に進めらる

社地は太古の創立なれば其區域固より詳かならず承和十一年十二月二十日太政官符を以て其四至を定め

らる

東限寺田　南限參議右近衞大將大中臣朝臣諸魚宅北地　西限百姓宅地幷公田　北限槐樹木里南畔

とあり蓋し賀茂高野兩川の間に在りて其三邊は共に川に至らずして其間に人家公田有りしが如し槐樹木里は松ヶ崎の方に當れと今亡ふ其南邊の境外地にも僧尼屠者の住居を禁じ神樂岡にも死屍埋葬を禁せられて其社地と相望むを以てなり其後亂世に及ぶも猶社地の大體は之を亡はずして經過せり豊臣氏に及び舊制に仍り境内を定め朱印を附し制札を立つ其境内合計二十二町九段五畝五歩其内神官居住地人民居住地を合し九町六段五畝二十七歩ありて一切地子免除にして一社の支配に屬せり德川氏之に仍り變更なし明治の變革に及び社家町即神職及人民の住居と高野川に沿へる活東といふ地を上地せられしのみにして其他は大なる變更なし舊境内二十二町九段五畝五歩の内本末社地道路神林等合十一町八段二畝九歩を境内とし其他は上地となり其幅員東西廣所百三十九間東御手洗川の東約十間より西は社家町東界に至り南北廣所四百六間北神林北溝より南御手洗川の流に限れり

社殿の事の國史に見ゆるは天武天皇白鳳二年十二月令山背國營賀茂神社とあるを始めとす此時新造なりしか改造なりしか詳かならず其後延暦三年修理の事あり此時長岡に遷都ありしが爲めなるべし此後屢々造營あり火災に罹り再造あり後一條天皇の御宇より二十一年毎に本殿を造替らるゝ例となり之を式年といふ伊勢皇太神宮の例に準せられしなり然れど其後朝廷衰微軍國多事の世になりては式年を越ゆる事も少からざれど足利氏の亂世に當りても甚しく荒頽に至らざりしが如し德川幕府の初め寛永五年兩社共一切造營あり多く古式に因れり延寶年中造營の議始まり正德二年落成せり當時の舊記に其事あり曰く

一下鴨合社堂舍

東御本社御拜共　西御本社御拜共　祝言屋　幣殿

東御料屋　西御料屋　畔廠　一言社御拜共二座

二言社御拜共二座　三言社御拜共三座　四ッ足中門　東樂屋

Digitized by Google

西樂屋　神屋　大炊殿廟在　御服所
御供所廟在　舞殿　御手洗水屋（但小社有）
雷殿御拜在　横殿　樓門廻樓
細殿御拜在　比良本社御拜在　御蔭東西社御拜共二ケ所
同拜殿　河合御本社御拜在（間數は之を略す）

右之外に小社十二個所大小鳥居井垣玉垣所々板橋所々門番所所々廊下所々練築地屏木柵湯殿雪隱等有之

右下鴨幷河合社堂舍正德元卯年より同二辰之年九月迄修覆

御本社御造替其外御修覆

右御入用

銀六百二十四貫二百三十四匁二分□厘（但大阪御藏銀相渡る）

金に仕壹萬四百參兩參歩銀九匁二分四厘（但壹兩に付銀六十匁替）

外

金七千四百拾兩二分

下上賀茂幷貴布禰神寶神財佛像佛器品々修補新調遷宮料

右者寶永八卯年御老中御證を以て大阪御城金渡

とあり其後本殿は例に因り造替行はれ現在の本殿拜殿は文久三年三月孝明天皇行幸の爲め新造行はれ元治元年に落成せし者にて其他は寬永以來の建物を時々修理せられしなり

建物

○本殿　東西二宇　○祝詞屋　一宇
○幣殿　一　○御料屋　二
○舞殿　一　○唐門透屏　一

Digitized by Google

○預屋　一
○左右樂屋　二
○橋殿　一
○御供殿　一
校倉　一
棟門　一
栢神社、拜殿　二
大小鳥居　三
河合社本殿　一
拜殿　一
御料屋　一
高麗門　一

○四脚中門　一
○樓門東西四廊　一
○細殿　一
○御服所　一
雷殿　一
大炊殿　一
社務所　一
幣殿　一
祝詞屋　一
四脚門　一

右本社本殿は文久年度造替其他は寛永以來の建物に修理を加へし者にて○は特別保護建造物なり其攝末社は祭神の所に記し雜舍は之を略す

神領は天平神護年中二十戸の神封を附せられしを始めとす延喜式に神稅穀者、社用之外不可用、雖充社用、申辨官待報とあり然れど其額詳かならず嘉祥中御戸代田を加へらる然れど未だ多額に至らず寛仁元年十一月二十五日後一條天皇皇太后上東門院藤原彰子と同輦にて行幸あり愛宕郡を可奉寄云々と宣命あり朝議の上同二年十一月二十五日太政官符を以て愛宕郡十二鄉の內四鄉を除き其他八鄉を下上兩社に寄進せらる此時下社には蓼倉、栗野、上栗田、出雲の四鄉上社には賀茂、大野、錦部、小野の四鄉神領となれり其區域は兩社合一にして

東限延曆寺西至　南限皇城北大路同末　西限大宮東大路　北限郡界

Digitized by Google

とあり即平安京の北一條大路通を東の方白川に至り東大宮通を北の方郡界に至る其東北は皆兩社の神領となれり但其内にて社寺所領齋主月料勅旨濕池埴川（○今の入瀬川氷室儀丁陵戸等田幷左近衞府馬場○今の大宮頓修理職瓦屋○今の西賀茂の内に在り）其守丁役人は仍舊跡に住し敢て改易せず又延暦寺領八瀬横尾等は此限に非ず其神領收入は永く恒例祭禮神殿雜舍及上下枝鳳神社神舘神宮寺等の修造幷臨時費に充てしめらる後年に至り兩社とも其四鄕を分ちて六鄕となし下鴨には下鴨、高野、田中、幡枝、松ケ崎の六鄕と云ふ（但し此六鄕の名は上社の地と混ずる如き者あり猶考ふべし）寛治四年七月不輸田六百町を兩社御供田とす百錬抄に其事を記して近日稱有夢想、供御膳、依神稅不足也、又分置御厨於諸國、俗諺曰、將亡、聽於神、此謂也と論じたり當時に於ても已に此弊を擧げたるを見ても其狀を知るべきなり院政となり諸國に莊園を多く附せられ益々盛大になりしが王政衰へ武人跋扈に及び租入收らず院宣又將軍敎書を下し督責せらる、事絶えず舊史に見えたり足利氏の季世に及び遂に有名無實となり天正年中豊臣氏大政を執るに及び大に檢地を行ひ從來の神領を廢し其近地にて石高を以て支給すゝ事となり下社には下鴨村内にて高五百四十一石を給し社地境内以下地子錢を免し朱印を附す德川氏之に仍り神馬料高十一石一斗を給す元祿七年賀茂祭再興に及び現米四百七十八石二斗を下行し其内二百八十石を御蔭祭料とす文化十一年臨時祭再興に及び其料二百十一石七斗五升を下行せられ以て明治變革に及びたり明治四年官幣大社に列せられ從來の社祿を廢し經費金貳千四百五拾貳圓餘を年額として支給せられ其後一定の制より變更して保存金となり年額千六百五拾五圓と定まれり其蓄積資金は社入金公債貳千圓永遠資本金公債貳萬千百圓を有し御蔭祭再興私祭となるに及び宮内省より年々百五拾圓を賜ひ御内儀より能樂奉納の料年五拾圓を給せらる

賀茂祭は嵯峨天皇弘仁十一年十二月十六日中祀と定められ延喜式之に仍る十卷抄に賀茂祭爲中祀、諸司齋之（御阿禮限賀茂一社云々）とあり中祀は月次神嘗新嘗等皆朝廷の祭祀にて神社にて之に加はるは唯此神社のみ是れ朝廷特に御崇敬あるが爲めなり其式勅使の行列幣物の御覽供奉の行裝華美を競ひ祭事中の最も盛なる式にて單に祭と謂へば必ず此祭の事となるに至れり其宣命の用紙伊勢は縹本社は紅他の神社は黃色を用ひ其

式を殊にせらる故に國史記錄を主とし其他の古書に多く此祭の事を記したり本社創立の古事に基づき葵桂を用ひて社殿神具調度を飾る例なり故に葵祭と謂ふ欽明天皇の時四月吉日に馬に鈴を繋け人は緒頭を冠り馳驅して祭りしを始めとす元明天皇の時より國司をして自から臨みて祭事を檢察せしめらる嵯峨天皇の齋院を設け給ひしより其儀益々重く祭事に臨み齋主は御禊の儀あり又宮中式祉頭式あり儀式其他記錄に詳かなり足利氏の中代より兵亂の爲め中絕せしか靈元法皇本社に御幸の時其廢絕を慨き御製ありしが爲め德川幕府は之を再興して東山天皇元祿七年四月十八日に執行せらる中絕する事三百餘年の久しきを經たり明治維新百度皆改るも此祭は一切舊式に因りて行はれ每年勅使奉行其他職事を宮內省より命せられ五月十五日を定日とし京都皇居より勅使參向祭事執行あり其儀式高尙優美にして海內第一の祭事なり

齋院は弘仁元年四月嵯峨天皇皇女有智子內親王を賀茂齋院と定め給ひしに始まれり此時御兄平城上皇藤原仲成薬子に迷ひ復位の御企あり物情穩かならず天皇深く之を憂ひ皇女を以て大神に奉仕せしめ其の御輯睦あらん事を祈り給ひしなり伊勢に齋宮と稱するにより此には齋院と號せられしも其事粗同じ事は國史及記錄に詳かなり此より歷世皇女相次ぎ齋院と爲り其事行はれしが後鳥羽天皇の皇女禮子內親王以後齋院絕えたり

臨時祭は宇多天皇寬平二年十一月癸酉に始めて行はる天皇龍潛の日天位に登り給ふべき託宣あり其後果して大統を承け給ひしかば其奉賽として臨時に奉幣し走馬の行はれしより遂に年々恒例の如くなりしなり十一月下の酉の日を用ひらる其儀恰も正祭の如し足利氏の亂に及び中絕する事三百餘年にして光格天皇文化十一年に再興ありて年々行はれしが明治三年又中絕し同十七年より更に復興ありけり

御蔭祭は下社にて行はる高野なる御蔭社に下社より神幸ある祭式なり御蔭社は下社と同祭神にて祭神の初じめて來現の地と謂ひ傳へたる所なり其起元詳かならず四月中の午の日行はるゝ例なりしが今は五月十二日と定めらる文明の頃より中絕せしを元祿七年葵祭と共に再興せられ其料現米二百八十石幕府より

Digitized by Google

下行あり勅使發向神職皆盛裝して道樂を奏して供奉し糾森にて神事あり最も優美なる祭事なり維新後廢せしを神職氏子相謀りて之を再興し毎年例日に之を執行せり一社の私祭となりしも其儀は古式に從ひ異ることなし朝廷より特に御下賜金あり行幸は延曆十三年十二月二十日桓武天皇行幸御親祭ありしを初めとす此年十月二十二日長岡より平安新京へ遷都あり此より先き勅使を差はし新京經營の事を告げ神階を進め此に及び親く行幸ありしは皇居最近の大社として深く御崇敬ありしを見るべし賀茂松尾兩社は平安京の東西にあり賀茂は東の嚴神松尾は西の猛靈と稱し平安京の鎭護として殊に御崇敬ありしなり天慶五年四月二十九日朱雀天皇行幸將門純友の反亂の平きしを賽し給ひ圓融天皇以來八幡に行幸あれば必ず本社へも行幸ある例となり以來歷朝屢々行幸あり又仙洞御幸后妃の行啓も屢々行はる後醍醐天皇建武中興の初め行幸ありしより南北の爭足利の亂となり行幸中絕する事五百餘年にして文久三年三月十一日孝明天皇兩社へ行幸あり此時外患日に深く攘夷論正に盛んにして大將軍家茂勅を奉じて上京す天皇攘夷御祈願として行幸あり百官扈從し大將軍諸大名を率て供奉す誠に希世の盛儀なり德川時代には寬永中三代將軍家光が後水尾天皇を二條城に行幸なしまゐらせしより非常御立退の外御出門を許さゝりしかば寬永以來三百年間絕へて行幸の儀無かりしに此に及び朝命を奉じて大將軍が行幸に供奉せし事とて拜觀のもの都に滿ち萬歲を唱へ或は忝さに涙を下すもの多かりし此より幾年ならずして王政復古の盛運開かれたり德川氏も仙洞の御幸は間はざりしかば後水尾明正靈元の三上皇は御幸あり明治維新の後今上天皇は元年八月二年二月三年八月十年二月に行幸あり皇太后皇后東宮も時々行啓あり朝廷の崇敬昔と異なる事なし

奉幣は神龜三年に始まり延曆三年には長岡京遷都の爲め奉幣あり同十三年二月には平安京造營の爲め壹志王を勅使として奉幣あり此より平安京鎭護の名神として即位大嘗國家の災害大極殿の火災等必ず奉幣勅使あり本社の火災には廢朝行るゝ例なり

攝關賀茂詣は天祿六年九月二十六日攝政藤原伊尹の參詣せしを始めとす此時藤原氏專權の世なりしかば

其儀俄に盛んになりゆき一族子第の公卿を引率し官人を供奉せしめ行裝華奢を極め多く乘輿に僭擬するに甚しきに至りては行幸も及ばざるもの有り以て藤原氏一家の大儀となせり其後藤原氏の衰ふるに及び廢絕せり

神職は健角見命の苗裔にして社の創立以來其祖神に奉仕せしは其後縣主の姓を賜ひ下上兩社の分るゝに及び其族も兩社に分仕し上は賀茂縣主と稱し下は鴨縣主と稱す本社の祝禰宜に補せられ位階に叙せらるる嘉保二年兩社行幸の時勸賞行はれ昇進せしめらる其後攝社にも神職を補せらるゝ事となれり後年に至りて其門流を分ち本社禰宜には泉亭梨木兩家祝には鴨脚家補せられ之を四軒本戶とす比良木社禰宜には泉亭の庶流廣庭泉亭二氏比良木社祝には鴨脚四家之に補せらる例となり本家は從二位を庶流は正四位下を極位とす又本社には權禰宜祝新權禰宜を置かれ貴布禰三所社にも正權禰宜祝を附けらるゝ之を二十二職と稱す其位階は本階の勅叙にして朝儀に列し宮中に祇候し中古は其家に御幸の事有り如此名族にして舊時は互に婚嫁し他姓を雜へずといふ從前社職大畧左の如し

祠官　禰宜祝二十二職

本社	禰宜	一人	權禰宜	一人	祝	一人	
	權祝	一人	新權禰宜	一人	新權祝	一人	
河合社	禰宜	一人	權禰宜	一人	祝	一人	
	權祝	一人					

本社河合社禰宜祝は本家を補せらる其他本家庶家とも之に補せらる

比良木社	禰宜	一人	權禰宜	一人	祝	一人	權祝 一人
貴布禰社	禰宜	一人	權禰宜	一人	祝	一人	權祝 一人
三所社	禰宜	一人	權禰宜	一人	祝	一人	權祝 一人

職員

Digitized by Google

祠官二十二職は先に之を記す

氏人　無定員　以上鴨氏

膳部　六家　大江藤原橘平中原の五氏あり舊と大膳職の人を附けられしなり

雜人又公人と云ふ　無定員　鴨氏建津見命第五世の多加此子より

別かる西泥土氏

神人　六十人　一乘寺村中村に住す

沙汰人　三十二人　靜原村岩倉村幡枝村松ヶ崎村田中

村に住す神人沙汰人は鴨氏なり

刀禰　無定員　下鴨村

使部　三人又は二人　同

神工　三人　清平氏　藤井氏

棟梁　四人又三人　同　同

鍛冶工　二人又は三人　藤井氏

檜皮工　二人　同

神馬飼口　二人又一人　同

右下社の祠官職員にして其祿は社領配當と下行米分配なり上社は祠官以下多數にして社領も多く其職制も明かなれば之を詳記すべし大抵此も同じければ互に參照すべし

攝社

鴨河合坐小社宅神社　祭神　玉依姫命

式内名神大月次相嘗新嘗天安二年大社に列し四度の官幣に預かり御祖苗裔の神として朝廷崇敬他に異に本社奉幣の時は先づ此社に奉らるゝ例なり貞觀元年正月從五位下より從五位上に進め此より漸々昇階あ

りて正一位に進めらる禰宜祝を補せらるゝ事本社に同じ今第一位の攝社に列せらる其社格より[illegible]幣社に列せれらるべき者の如し

三井神社　祭神　三座　建角身命　伊賀古夜日賣命　玉依姫命

式内名神大月次新嘗本社の西に別に區域を爲して相併ふ山域風土記に建角身命丹波伊可古夜日賣命玉依日賣命三柱神者、蓼倉里三中社坐也とあり又三身の社ともいふ三柱の神を祭れるに因れり

出雲井於神社　祭神　素盞烏命　一說速佐須良姫命

式内名神大月次相嘗新嘗今比良木社を以て之に充つ貞觀元年正月從五位上を授けらる元永二年十一月一日本社燒亡の時神體を地主明神殿に移すとあるは此社の事にて此地の地主神なりと云ふ

日吉神社　祭神　大山咋神

貴船神社　祭神　龍神

右境内に在り境外に在るものは其村に記す

末社

靈璽神社　祭神　皇太神宮神璽

一言神社　二字　祭神　大國魂命　顯國魂命

二言神社　二字　祭神　大物主神　大國主命

三言神社　三字　祭神　國作大己貴命　華原醜男　八千戈神

岩本神社　祭神　住吉社同神

橋本神社　祭神　玉津島同神

諏訪神社　祭神　建御名方命

小杜神社　祭神　志賀乃美神

Digitized by Google

白鬚神社　祭神　猿田彦神
井上神社　又稱御洗手社　祭神　瀬織津姫神
相生神社　祭神　猿田彦神
澤田神社　祭神　太田神
任部神社　又稱小鳥社　祭神　八咫烏命
三塚神社　祭神　三井神社同神
愛宕神社　祭神　火產靈神
稻荷神社　祭神　宇迦乃御魂神

諏訪外五社　一宇　祭神　建御名方命外大柱神

右境内に散在す其境外に在るもの左に記す

河崎神社　祭神　猿田彦命

右境外字河崎に在る末社なり口碑に舊と齋院の在りし地にて其鎮守也といふ其他詳かならず攝末社の內諏訪橋本岩本社の如きは上賀茂に在るを主とすべきに似たり又其祭神の名も種々にして同神又は同神異名の者少からず要するに後代此等の攝末社上賀茂に在るを以て更に創設せしが如し

流木神社　祭神　天太玉命

即ち半木社にて流木の森に在り別雷神社の末社なり境內四百二十三坪官有地第一種古木多し

中古佛法の盛んなりしより神社にも讀經行はれ建塔營寺の事多し本社にも承和六年五月金剛般若經轉讀行はれ此より貞觀永承寬仁天仁の頃屢々執行せらる或は公卿より奉納せしものあり又櫻會あり全く佛式法會なり永元三年正月塔供養行はる神宮寺を建立し天台宗の僧を看坊とし兩部を用ひらる然れども僧尼は社壇に入るを得ず祭事に預かるを得ず祭事の日には佛事を作し鉦を鳴らし經を讀を得ず此の如く制禁ありて他の社の如く僧侶權柄を專らにするを得ず神職常に一社の事を支配せり齋院の如き深く佛法を信

せらるも一切之に預かるを許されず式子内親王のたもへともいはれぬ事と知るからにそなたにむきて書をのみそ泣くといふ歌を見ても其狀を知るべし是れ伊勢皇太神宮の外には例なきところなり明治改正の初一社より神佛判然の旨を奉じて事を上申し舊來の佛像佛具は夫々處分し僧侶は其本宗に歸し全く其跡を絶ちたり

寺院

本村は古來の神地にして寺院なし兩部神道の時神宮寺ありしは維新後廢せられたり

勝舊跡

鴨川

石川瀨見小川　鴨羽川

鞍馬貴舟及び雲ケ畑の溪谷の水上賀茂を經て本村の西を過ぎ高野川と合し南流して京都に入る本村の邊より遙に東山と掩映し所謂山明、水媚の景色を爲し風光最も宜し古より歌詞に詠じ其名早く著るし人の能く知るところなれば詳に記さず石川瀨見小川の名は神名帳頭注に引ける山城風土記の文に建角身命の此地に至り坐せし事を記して至給山代國岡田之賀茂、隨山代河下、坐葛野河與賀茂河所會立坐、見廻賀茂河而言、雖狹少、然石河清河在、仍號曰石川瀨見小川、自彼川上坐、定坐久我國北山基、從爾時名曰賀茂とあるより起れり、（岡田之賀茂は相樂郡賀茂村にあり此地は本より賀茂と謂しが如し山代川は今の木津川にて葛野川與賀茂川所會とは葛野川は今の桂川にて當時小椋湖は一面の沼澤にて諸川此に合したれば其二川の會ふところとは伏見下鳥羽の邊なるべし賀茂川は當時未だ名なかりしなるべし命の賀茂より來りて定坐し給ひしより其名始まりしが如し久我國といふは古名なるべし事は久我神社の所に記す）

奏橋

賀茂祭の爲めに初めて造られし橋なれば此く名づく

河合林

賀茂川高野川と合流する所なれば河合と謂ふ太古より御祖社の森林にて老樹蒼蔚枝を交へ御手洗川は其間に流れ又湧泉あり水質極めて清冷なり且櫻梅楓樹多く四時の景尤も宜しく殊に納涼に適し京都に接近せるにより其名尤も高く歌詞に詠じ京都の名勝たり

Digitized by Google

御手洗川

御祖神社の東なる方池より湧出して三伏の炎天に清泉混々として清徹鑑の如く且水質尤も浄く炎熱を洗ふべし

齋院跡

末社河崎社の邊に在りしが如し河崎社は院内の鎮守社なりしといふ

神館跡

祭の時齋院の居給ふ所なり輿路に在り輿路は河合社の西北にて社家町の南に當れり山城名勝志の注に輿路在河合社西北、是神館舊跡、社家町南、松一村所云々、有拜石とある所なり拜石今は亡し

勅使館跡

今の樓門の西神服殿の所其舊跡たり

御所屋跡

本社の西入口三所社の西に比ひ橋より西側にあり

神宮寺跡

河合社の背なる小池の北の梅林は神宮寺の跡なり拾芥抄に二十一寺内、公卿依例被行御讀經とある所にて社頭讀經の始まりしより創設せられ天台宗の僧之に住し其事を行へり維新之を廢し其建物は少敷院に充てしが其後毀ひて梅林となりぬ

東御塔跡

御祖神社の本殿の東の森の外高野川の西に一堆の冢の如きものあり是れ舊跡なりといふ百錬抄に大治三年七月二十日鳥羽上皇鴨御祖社東御塔供養の事を記して播摩守家保造進之とあれば此時に成りしものなるべし早く廢れたり

西御塔跡

Digitized by Google

御祖神社の西の口の石橋の側に塔の墳といふ所あり百錬抄に天承元年十月十日待賢門院賀茂下社御塔供養の記事あり又保延四年二月二十三日神館神宮寺社頭西御塔焼亡とあり此両塔は鳥羽法皇の御時に創設ありしと見ゆ

經藏跡

元永二年十一月一日下社焼亡の時殘りし經藏幷厨殿云々とあり然れば塔より先に有りしと見ゆ其跡詳かならず

泉亭跡

鴨禰宜資綱か亭にて後鳥羽上皇屢々御幸あり山城名勝志の注に元在松崎與下鴨間至後世爲田地云々然れば村の界に當れる邊に在りて高野川より引ける水に因りしものか又松崎椙谷の邊にて今の日輪月輪の瀧の水を用ひしものならんといふ

蓼倉郷跡

本郡の舊郷にて下社の神領なれど其區域詳かならず然れど本村の北東に蓼倉といふ字あり此邊一帶の稱なりしなり

人物

鴨長明

鴨の社人にして菊太夫と稱す世々禰宜に補せらる文學に通じ和歌を能くし又管絃に達す從五位下に叙せられ後鳥羽上皇の召を蒙り和歌所寄人と爲る父祖の職を繼かん事を請ひしも許されず門を閉ぢて出でず葵の歌を詠じて其意を寓し遂に世を棄て薙染の妻となり名を蓮胤といふ大原山に入り後宇治郡の外山に隱れ方丈室を作り取疊むべく造構して其意に隨ひ勝地を逐て移り住み幽靜閑寂山に登り水に臨み諷詠絃歌して自から娯み衣食屢々空しきも晏如たり建保年中鎌倉に遊ぶ源實朝厚く遇すれど留らず後鳥羽上皇再び召せと和歌を作り辭して入らず最も和歌に長じ巧妙にして自から林下の風あり著述に富み方丈記無

Digitized by Google

名抄、發心集、四季物語、玄玉集あり其方丈記の如き行文精妙記事正實にして最も世に行はる外山の舊跡に大石あり方丈室の遺跡なりといふ岩垣彦明の文を刻せし碑あり

鴨祐之　稱祐爲

禰宜永祐の子初名永春桂齋と號す寛文八年從五位下に叙し比良木河合兩社禰宜を經て本社權禰宜に轉じ禰宜に進み正三位に至る享保九年正月薨す年六十五寶永二年四月江戸に趣く九月二十六日將軍綱吉松平美濃守の邸に臨みし時命を受けて神代卷を講じ時服を賜ふ其著日本逸史、大八洲記、諸葉竹諸神記、與名草あり孫祐爲冷泉爲村の門に入り和歌を能くす

人情風俗

京都に接近せるを以て大抵京都に同じ然れども差々儉樸にして古風あり舊時神領にして社家多く一時の風習ありしが今は亡し

松ヶ崎村志

本村の名は頗る舊代より顯はれる日本後紀に嵯峨天皇弘仁元年十月二十七日甲午松崎川に御禊の事あり又古歌にも多く詠出せり拾芥抄には靈所七瀨の內に加へたり蓋し山の出崎にして松樹の茂れるより起りし名なるべし古來獨立の一村にて以て今に至れり

區域

北は西より東に延びたる小山と岩倉川を以て岩倉村と界し東は高野川を以て修學院村と東南は同川を以て田中村と界し南と西は耕地を以て上賀茂村と下鴨村とに接したり

幅員

東西十六町五十間南北十七町二十間此面積二百三十六町一段十歩

鄉莊

賀茂鄉に屬す中世賀茂六鄉と稱するに及び岡本鄉に屬するが如し

管轄

寛仁二年十一月賀茂別雷神社に寄せられし神領の內なり其後沿革詳かならず天正十七年豊臣氏大檢地の時更に禁裏其外の分領となり寶永二年二月禁裏御料となる舊時村高は千百八拾五石八斗七升にして禁裡御料仙洞御料准后御料の外曇華院靈鑑寺總持院慈受院各門跡及び九條橋本東園諸家長橋局新典侍局大御乳人今大路氏十四本所に分かれ外に十四石九斗八升は古來より氏神御供米修繕燈明料に充つる例にて天正十七年及延寶七年に出願許可せらる以て明治維新に及び皆京都府の管轄となれり

形勢

北方は岡阜を負ひ地勢高爽にして南に面して開らけたり土地平衍にして沃壤なり

山岳

Digitized by Google

西北上加茂の山巒起伏高低して東に出で高野川に盡く山勢東南に亘る高約三百尺を出でず總稱して虎ノ脊山といふ蓋し其形に因るなるべし其内にて北西の峯を高野川に臨む所巉岩斷崖怪松多く景色頗佳なり

河

高野川

修學院高野より南流し本村の東界をなし下鴨村に入る延長十七町十四間田地百町に灌漑す

寶池

村北山間に在り寶暦十二年築造す周回十八町養水溜池にして田地八十町に灌漑す

道路

大黒道

本村より南方下鴨村界に至る巾九尺延長十町

岩倉道

本村より北方山間を踰へて岩倉村界に至る巾九尺延長二十七町

修學院道

名區勝地道路として府費を以て明治三十四年開修上賀茂村深泥池部落より本村部落を東に進みて高野川を渡り修學院離宮に至る巾二間延長二十五町

里程

本村元標より里程左の如し

京都府廳	一里二十二町	愛宕郡役所	一里十三町
上賀茂村	二十六町	下鴨村	二十六町
岩倉村	二十八町	修學院村	十二町
田中村	一里九町		

Digitized by Google

官有地

第一種

皇宮地同附屬地		
御火葬地		
鄭村社地	四三二〇町	

第二種

御料林野		
道路	三、四九二六	
其他	四七一〇	

第四種

寺院敷地	一、三八二九	

字地

字名	方位	段別
樋ノ上	東	三八、一二〇
河原田	同	一三、五二九
小脇	東南	三六、一〇三
東町	東	一九、〇一五
御所ノ内	中央	三六、八一六
雲路	同	二九、一〇九
鞍馬田	東南	三〇、六一三

御陵墓地		
官國幣社地		
其他	〇一一三	
國有林野		
河川溝渠	八、四七一四	

字名	方位	段別
久土	南	二一、五二四
中海道	同	一八、四一七
杉ケ海道	同	二四、八一一
尻海	中央	二一、二一二
壹町田	西	二二、五二六
修理式	西南	二一、七二四
横縄手	同	二二、三〇四

明治四十二年十二月末日調査

Digitized by Google

橋ノ上	東南	三〇、六一三	二一、九二〇
正田	同	三一、七二六	二八、四一六
木本	中央	一八、五二四	二五、三〇三
御所ノ内	同	二二、二〇六	一六、二一三
海道	南	二三、四〇三	一六、二〇一
平田	西	二二、五〇三	一五、一二六
六ノ坪	西南	二二、三二〇	九四、七一八
井手ケ海道	同	三八、四二八	四、二二二
芝本	西	二九、七〇六	八、七〇一
今海道	西南	二七、六一〇	一〇、七二一
三反長	同	二、二〇三	二四、七一七
井出鼻	同	五〇、九〇六	一六、八二〇
小竹藪	東南	一二三、五〇一	八、一二五
東山	東北	八六、〇二四	一一、四一〇
林山	北	一〇六、五〇九	二七、四〇五
西山	西北	六八、七〇三	四、五一〇
深泥池端	西	三〇、四二九	一八、〇一八
狐阪	同	八一、七〇六	八九、一二四
大谷	同	三六、八一五	五九、九〇三
ヲルケ山	北	七三、一一五	八〇、四二七
九ケ谷	同	七二、八一二	五二、一一二

堂ノ上	西南	二一、九二〇	二一、九二〇
森本	南	二八、四一六	二八、四一六
柳井田	同	二五、三〇三	二五、三〇三
村ケ内	同	一六、二一三	一六、二一三
総ノ内	同	一六、二〇一	一六、二〇一
西池作	同	一五、一二六	一五、一二六
北裏	北	九四、七一八	九四、七一八
丈ケ谷	同	四、二二二	四、二二二
木燈籠	東北	八、七〇一	八、七〇一
千石	同	一〇、七二一	一〇、七二一
岩川	同	二四、七一七	二四、七一七
返川	同	一六、八二〇	一六、八二〇
呼泉	西	八、一二五	八、一二五
中町	中央	一一、四一〇	一一、四一〇
堀町	同	二七、四〇五	二七、四〇五
東池ノ内町	同	四、五一〇	四、五一〇
南池ノ内山	西	一八、〇一八	一八、〇一八
高槻ケ芝	西北	八九、一二四	八九、一二四
笹ケ谷	北	五九、九〇三	五九、九〇三
木燈籠	東北	八〇、四二七	八〇、四二七
		五二、一一二	五二、一一二

Digitized by Google

租税　四十年　四十一年

國税　三、二〇六、二九一

府税　一、二四六、六二六

郡費　三〇四、八七〇

村税　一、三一四、七四四

民有地

租税地	二一一町一七〇	地租	三、〇六四、八七五円	定率	一、三六一、五〇五円
				増率	一、七〇三、三七〇
田	八四町二二〇一	地租	二、六九九、八九五	定率	一、二二七、三三五
				増率	一、四七二、五六〇
畑	二、三一一五	地租	二八、一六〇	定率	一二、八〇〇
				増率	一五、三六〇
宅地	五、五七二〇	地租	二二四、三六五	定率	七〇、二一〇
				増率	一五四、一五五
山林	一一八、八五二九	地租	一一二、二六〇	定率	五一、一三五
				増率	六一、二六五
原野	二〇〇二	地租	五五	定率	二五
				増率	三〇
民有免租地	一〇町六六〇五			明治四十一年末現在	
學校敷地	一六一二	郷村社地			
墳墓地	五三〇〇	用悪水路		一四一九	
溜池	八〇二八	堤塘		五九〇八	

Digitized by Google

井溝　一、一六〇〇　道路　？
役場敷地　？　病院敷地　八二八
運河地　？　其他ノ公用地　一七〇〇

官衙

松ヶ崎村役場

明治三年初めて妙泉寺内に設け同十三年上賀茂下鴨鞍馬口四ヶ村聯合して下鴨村に設け同十六年一村獨立して舊地に復し十七年下鴨村に移り二十二年町村制實施に及び獨立の役場となれり

校

格知尋常小學校

本校は明治四十一年三月從來の松ヶ崎一乘寺修學院高野の四尋常小學校を廢し松ヶ崎村修學院村二ヶ村の學校組合を設け格知尋常小學校と改稱したるものにして舊來の一乘寺高野の二校は分教場に充つ明治四十一年度在學兒童數男二百五十人女二百四十九人計四百九十九人職員正教員男五人女二人准教員男一人代用教員男二人計十人本年度經費は參千貳百拾九圓參拾錢尙ほ附設女子手藝學校ありて經費六百貳拾五圓四拾貳錢の豫算なり

郡立農林學校

明治四十一年四月一日の創立にして乙種程度詳細は郡誌にあり

避病院

參倉病院

明治三十三年本村下鴨修學院白川の四ヶ村組合病院として松ヶ崎村字森ヶ本に設置せしが同三十六年其組合を解き更に本村下鴨鞍馬口田中修學院岩倉八瀨各村の組合を以て此に建築し組合各村の避病院なり

物産		四十一年
米	一、一八五石	一六、六九五円
麥	、五八九	四、九四八
蘿蔔	二一、〇〇〇貫	一、〇五〇
蕪菁	一四、〇〇〇	一、一二〇
茄子	二〇、〇〇〇	八〇〇
胡瓜	六〇〇	九〇
西瓜	一、二〇〇	一二〇
其他	?	二、〇〇五
計		二六、八二八

民業

職業別	戸數	人口
農寫	七二	四〇二
林業	—	—
工業	七	四二
商業	六	四一
交通業	—	—
日稼及勞働者	—	三七
雜業	—	—
公務及自由業	一〇	二七

明治四十一年末現在

Digitized by Google

無職及職業不詳　一　九〇
計　九五　六三九

民産

村民は本村土地を所有するもの多く他村人の所有は一分に過ぎず其地租を納むるもの左の如し　四十一年末調査

百圓以上　二　五拾圓以上　一七
拾圓以上　四〇　五圓以上　九
參圓以上　一八

車輛

明治四十一年十月調

車	七五		甲牛車	一	
荷馬車	一		大七車	六七	
乙牛車	一		人力車二人乘	一	
中小車	四		人力車一人乘	一	
自轉車	一		自用人力車	二	

家畜　四十一年末現在

牝	牡	計	
牛	二	一	二
馬	一	一三	一三

本籍人口　明治四十一年末現在

士族　男　六七六
　　女　一二一

Digitized by Google

平民 男 三二〇 女 三五三

現住人口及戸數

人口 男 二九五 女 三四四

計 六三九

戸數 九五

宗教（在住人）

神道 一

佛道 六三九

基督教 一

宗教未詳 一

神社

新宮神社 小字林山

祭神 猿田彦神

村社舊大比叡大明神と稱せしを德治元年一村改宗の時日像の書せし法華經を合祀し妙泉寺の僧に托し祭祀せしが明治の初之を止め白鬚神社と號し祠掌を置きしも明治二十年に至り社號を復舊せり境內千三百十坪官有地第一種祭日十月二十三日氏子百七戸

末社

八幡宮 祭神 八幡大神

三光社 祭神 日月星

岩上神社 小字林山

Digitized by Google

祭神不詳

社殿を設けず大石を祭れり口碑に昔兵庫の海中に光物あり某高僧其光を探り此石を得岩上大明神と號し此に祀りしに始まれりといふ舊時は漁獵又牛馬の神とて參詣多かりし由なり境内百五十坪民有地第一種

寺院

妙泉寺　小字鞍町

本尊　題目　釋迦佛　多寶佛

日蓮宗立本寺末相傳ふ松崎寺の舊跡なりと松崎寺は拾芥抄に中納言牒利創とあり牒利といふ人傳なし日本紀畧に正暦三年六月八日中納言源保光卿供養松崎寺號圓明寺とあり外の書にも同じ記事あれば牒利は誤なるべし蓋し延暦寺に屬する寺院にて本尊は觀世音菩薩なりしと云ふ其後永仁年中日蓮宗の名僧日像上人此地に來り法華弘通の時本寺の住職實眼大に之に歸依して改宗せり乃ち本尊以下皆日像の點眼せし佛像を安し寺名をも改めて妙泉寺と號したり一村の住民遂に隨喜して改宗するに至れり時に德治七年なり松ヶ崎題目踊此より始まる此後寺運年を逐て盛んなりしが天文五年山徒日蓮宗の寺院を亂妨するに當り本寺も燒亡を免がれず天正三年に至り中興する所あり今の本堂は聚樂邸の厨庫を豊公より賜ひしものなりといふ舊と實成、實泉、玉禪、大乘、止靜の五院ありしが明治九年本坊に合併せり境内八百九十六坪内六百二十九坪官有地第四種其他民有地なり本堂庫裏客殿等備はれり檀徒百軒餘あり

境内佛堂

妙見堂　本尊　妙見大士
七面堂　本尊　七面天女
開山堂　本尊　開山碑石

妙圓寺

本尊　題目　釋迦佛　多寶佛

Digitized by Google

日蓮宗立本寺末元和二年本涌寺能化本覺院日英隱退の所なり日英法德あり歸依者多く松ケ崎東部の者之が檀家となり一ケ寺となし妙圓寺と號す元化年中本堂庫裏を建立せり境内に大黑堂あり勇猛庵主日量の遺佛にて傳敎大師の作なりといふ信仰最も多く甲子の日遠近參詣群をなす松ケ崎大黑天とて其名尤も高し境内九百十一坪民有地第一種檀徒百二十五人

境内佛堂

大黑堂　本尊　大黑天

境外佛堂

鬼子母神堂　本尊　十羅刹女

本涌寺　小字東山

本尊　題目　釋迦佛　多寶佛

日蓮宗立本寺末天正二年敎藏院日生の開基する所にして日蓮法華一宗學林の濫觴なり日生此地に法華を講談せしに門徒四方より雲集し遂に敎林となれり日生飯高寺を下總國に開らき再び本寺に歸り遂に立本寺に出世し後此に隱退して終れり日生最も法華の奥義を究め本宗に於て之を稱して講經の鼻祖と爲せり當寺門前に法華宗根本學室の石標を立つるは之が爲めなり承應三年の春女院御所新造の餘木を賜ひ講堂を建つ今の本堂是なり爾來繼續明治の初めに及び之を廢し學校を毀撤せり然れど明治二十九年九月更に日蓮宗第七敎區小檀林を此に設置せり境内三百六十三坪同三百五十四坪は官有地第四種なり本堂客殿庫裏等備はり寺產は地所三町餘を有す信徒二十餘人

境内佛堂

鎭守堂　本尊　護法善神

開山堂　本尊　開山上人

妙見堂　本尊　妙見大士

Digitized by Google

名勝舊跡

松ヶ崎

古來和歌に詠せし名所なり皇城の北にありて賀茂に連り秀麗なる地なれば早くより著はれしなるべし

松ヶ崎川

嵯峨天皇即位の年大同四年十月二十一日松ヶ崎川に御禊の事あり是は十一月に大嘗祭行はるゝ爲めなり拾芥抄に靈所七瀨の內に加へたり蓋し高野川の西涯なるべし

氷室舊跡

舊趾は村の北なる丈ヶ谷の奥寶池の東に在り山州名跡志には古昔其室に架たる材木土中より近來堀出たるよし記したり朝野群載に松ヶ崎氷室南北にありし由を記し古歌にも多く詠じたり

木列坂

本村より岩倉村に踰ゆる坂なり岩倉村大雲寺古文書に其四至を記して南限木列坂とあるは此所なり今狐坂といふは訛なるべし

日輪月輪瀧

妙泉寺境內七面天女の祠畔谷間より出づる細流なり岩石に懸りて瀧を成す高十尺許今は荒れたれど猶存せり

大黒天絲櫻

大黒堂の邊に大樹の垂絲櫻多し花時遊客頗盛んなり近年其後山を開墾し亭榭を設け大に景致を添へたり

城山

村の東北の山の名なり城趾の如き所あり天文の亂に砦を構へし所といふ

御所ヶ谷　御所の內

狐坂の艮の方又村の西の字に存せり是多く貴顯の別業などのありし跡をいふ

Digitized by Google

櫻井

岩上社の下狐坂の右に在り淺き山の井にて其上に題目の碑立り旱魃にも沽れず枕草紙に擧げし櫻井なりといふ櫻井僧正の事を傳ふれど確かならず櫻井の里と古歌に詠しは此には非ざるべし

經塚・數珠塚・御輿塚

虎山の內にあり今僅に遺れり口碑に一村改宗の時舊來用ひし物を埋めし所なりといふ或は古墳にやあらん

楢谷

今の本涌寺の地なりといふ百錬抄に後鳥羽上皇の事を記して御幸鴨社禰宜祐綱二座楢谷之東西、此間渡御逸士、令尋勝地給ふとあり建保六年にて彼承久大亂の一年前なり

古墳

虎の脊山の內城山の上に四個あり其頂上に在るものは現存し隆然たる圓塚にて周圍三十餘間外に濠の在りし如き窪地之を周れり今は陸軍省標杭其上に立てり西山に五個東山に三個皆小にて周濠の痕なし且多く發掘せし者の如し明治三十四年妙泉寺大黑堂を改築する時山土を取るとて地を掘りしに古墳に掘當れり山石にて石窟を築き其口南に向ふ上は大平石三枚を蓋とす素燒の皿一枚の破れしものあり其皿に菊の紋の如き模樣ありしといふ又他の古墳の側より壺の如き物を取り來りしに皆破れりといふを聞き其破片を見るに埴輪なり愛宕郡に埴輪古墳の無きは嘗て怪みしが果して之有るを知るべし此邊は鴨縣主の住せし所に近ければ或は其人の墳墓にやあらん本郡にも埴輪古墳有るは大に考證の資となるべきものなり

逸事

仙洞御所御田植の事

仙洞御所御田（仙洞御所の內にて東北の隅に在りし也）に松ケ崎村の農民が年々此田植を爲す事は何年に始まりしを知らず天保十一年以來中絕せしが明治十一年大內保存係より舊式により御田植致すべき旨命せられ此より二十三年迄

Digitized by Google

は年々執行せり然るに御田か苗木養成所となりしを以て其後は廢せらる舊式は天保以來中絶久しく古老も其事を記するものなし然れど遺聞を集めて之を記するに當日馬二疋を以て御田を鋤き返し畦を作り田植の用意已に成れば公卿構への御棧敷に著坐仙洞御所出御翠簾の内にて叡覽あり先づ苗取より始めて御田を植ゑ始め事終れば十一歳より十三歳までの女子八人紺の單衣に白の小手白足袋草鞋菅笠を被り御田の中央の道にて踊るなり音頭

ヨイヨイヨイヤサ、めしてうれしや、いまこゝへ、
花の都の八重ざくら、花は色々多けれど、あいこの花に二首の歌、よんでつけたる其こずえ、文もとゞかず、顔も見ず、それさへいまは、其花も、やかたをいでゝひらくぞや、常に見なれし花ならば、手にとるやうに、たもへども、つい一枝や二枝を、たもひたをれ糸櫻、
緣を結ぶは、神さんまゐり、水のたる樣な前髪さんと、あいたなやハテいやらしや、

御所の御庭に千代萬代の
こひの色香や、うたゝねの、思ひの君の夢まくら、中略
鶴と龜とが舞をまふ
萩のしほれに、かじかゝないて、いつも空さへさえ景色、たゞさへなげきの露の音、末はしら川高野川、うれし涙の泉川、せみの小川のなる瀨にたちて、たもひかなふた貝川で、さが〳〵かつら川、筏のせんどで氣がういた、梅と櫻はどちらがよいか、梅がよいぞや、中略
長ひ事にはたそれがござるチャンと引きましよ我宿へ

踊り終れば小判形の饅頭七つ粽一把宛御强飯幷に御膳を下されて退出す馬には饅頭粽二人分下さる

按に今の仙洞は大署藤原忠仁公染殿の邸の舊址に當れり染殿拾芥抄に正親町今の中立賣通の南京極今の寺町の西忠仁公家とある所なり類聚國史に清和天皇貞觀六年二月二十五日、車駕幸太政大臣東京染殿第、觀櫻、幸花亭、親王以下侍從以上並侍局、中略山城國司守從四位下紀朝臣今守、率郡司百姓、於東垣外、行耕

田之禮、欲令帝覽之、知農之有事也、自晨至暮、極觀而罷云々、此天皇觀耕の地は即此仙洞の地にして近年迄田植叙覽の式此にて行はれしは誠に奇と謂ふべきなり

人情風俗

本村は古來廢合なき一小村なるも村民能く協力精勵團結力に富み近時農事改良及び村治蹟の上に於て漸次に開發の風あり

Digitized by Google

Digitized by Google

鞍馬口村志

區域　本村は小村なれども舊來獨立して變更なし

西北は上賀茂村と耕地舊堤防道路を以て界し東は鴨川を以て下鴨村と界し西南は京都市上京區に接す

幅員　東西五十八間南北約二十五町許面積零方里〇三四なり

鄉莊　古代蓋し出雲鄉の內なるべし

管轄　維新前は京都所司代の支配に屬せり

形勢　平坦にして東は鴨川に沿ひ北上賀茂村に界し西南は京都市に接し地味膏腴菜圃に適せり

河川

賀茂川　上賀茂村より東南して本村と下鴨村の間を過ぎ京都市に入る延長十九町十九間常に水に乏し大雨の時汎濫潰決の憂あり

道路

鞍馬街道　京都市出町柊橋西詰より堤防に由りて上賀茂村に至る延長二十五町廣四間

堤防

Digitized by Google

賀茂川堤防

即ち鞍馬街道の由る所にして延長二十五町馬蹈五間根敷八間高二間此堤防は寛文十年德川幕府京都所司代に命じて新築せしもの也當時板倉内膳正宗重其事を奉行せしにより世に板倉堤といふ其後修營あり又安政二三年の頃當時の町奉行淺野中務少輔長祚奉行して高三尺の置土を爲し更に完堅となれり西屋敷の與力三浦締太郎其事を監したりといふ

鴨川舊堤防

上賀茂村誌にあり

字地

字名	方位	段別	字名	方位	段別
松ノ下	北	二一、四一二反	内河原	北	六七、六〇七反
立テ本	北	二八、八二二	俵野	南	三三、〇一八
神樂	南	二一、四一三			

里程

本村元標より

京都府廳	三十三町	愛宕郡役所	九町
下鴨村	八町	上賀茂村	二十八町
大宮村	二十九町	京都市	接屬す

地籍

四十一年

民有地

有租地	一六、六八〇三町	地租	二六三、三一〇円	定率 一一一、三七〇
				增率 一五一、九四〇
田	—	地租	—	同 —
				同 —

畑	一一、四八〇五	同	一八八、三〇〇	同	同	八五、五八五
宅地	二、一二〇七	同	五八、六六五	同	同	一〇二、七一五
山林	二、八三一〇	同	一六、二五五	同	同	一八、三五五
原野	二四一一	同	九〇	同	同	四〇、三一〇
民有免租地	五六一三町					七、三九〇
學校敷地	〇二一七			墳墓地	二八一二	八、八六五
用悪水路	三一二			堤塘	八一〇	四〇〇
井溝	二七			道路	？	五〇〇
運河地	一二二五					

公衙

鞍馬口村役場

明治五年四月戸長役場を開設し同二十二年四月一日より村役場となれり

學校

鞍馬口尋常小學校

明治十七年創立下鴨村小學校の分校なりしが同二十二年に至り獨立せり明治四十一年度在學兒童數は男六十人女四十三人計百〇三人職員正教員男一名專科代用教員女一名經費參百四拾圓七拾五錢なり

物産

農産			
麥	七二石	五七六円	

Digitized by Google

蘿蔔	三六、〇〇〇貫	二、九〇〇
馬鈴薯	三五〇	二四五
葱	八〇〇	一二〇
牛蒡	一三〇	七五〇
里芋	三〇〇	二一〇
胡瓜	二、〇〇〇	一七五
南瓜	六、〇〇〇	五〇〇
茄子	二、〇〇〇	一五〇
薩	二八〇	二五〇
計		五、三五〇
合計		五、九三〇

備考　本村は耕作地少なく僅かに畑地を有するのみにして産物も僅少なりと雖も能く耕作に努め今や蘿蔔牛蒡、薩の如き年々収穫増加しつゝあり

民業

明治四十一年末現在

職業別

	戸數	人口
農業	二五	六三
工業	二	五
商業	九	三八
交通業	一	一
日稼及勞働者	四〇	五五八

Digitized by Google

公務及自由業　一
無職及職業不詳　二一
計　九九

民力

本村は土地狹隘細民多く民產太だ薄く其直接國稅を納むるもの左の如し

拾圓以上	五人	二	
五圓以上	六	一〇三	
參圓以上	七	七七〇	

車　八〇　　四十一年

荷馬車　一　甲牛車
大七車　六三　中小車
本籍人戶　九九四

現住人口及戶數　明治四十一年十月調

人口	男	四〇五	一
	女	四六三	一六
計		八六八	明治四十一年末現在
戶數		九九	
宗教（在住人）		四八〇	
平民	男	五一四	
	女		

Digitized by Google

佛　　道　　七七〇

神　　社

一村上御靈神社氏神なるを以て村内神社無し

寺　　院

西光寺

本尊　阿彌陀如來

淨土宗金戒光明寺末天明七年運譽和尚創立境内四百八十坪民有地第一種檀徒百七戸

人情風俗

京都市に同じ但し差々卑陋なり

Digitized by Google

上賀茂村志

賀茂の名稱は神代より起る即ち賀茂健津見命より起れり此地は命の鎭座ありしより賀茂と號せしなり賀茂又鴨とも書けり下鴨と合稱するときには下上鴨と書き別ちて記す時は上賀茂下鴨と記す建津見命の事は神社の部に記す古代鄕里を定めらるや其舊名に仍りて賀茂鄕と稱す鄕制廢れしより村となりしなり明治二十二年町村制實施の時南方なる小山村と聯合となり遂に小山村を合併して上賀茂村となれり其部落及び其後增加せし土地左の如し

上賀茂　本村の中部にして數町に分かる

小山　本村の南み一部落を成せり

栂原　本村の北に在り寛文二年本村より開發して支村となりし所なり

深泥池　本村の東にありて一部落を成せり開發年代詳かならざれども鎌倉時代已に其名稱有り

十三石山　明治三十一年雲ケ畑村と訴訟の上全く本村に屬す皆山地なり

區域

北幷に東北は靜市野村市原岩倉村木野幡枝と山林田畑と若狹街道を以て界し東及東南は松ケ崎村下鴨村と山林田畑を以て界し南は京都市上京區市街及び鞍馬口村と相接し西北は雲ケ畑村と十三石山大宮村西賀茂の山林田畑幷に鴨川及び道路田畑を以て界せり

幅員

北は靜市野村市原界より南本村小字大野にて京都市上京區清藏口界に至る一里五町東は本村深泥池にて松ケ崎村界より西は大宮村西賀茂小字上の境界に至る十町此面積約百八十六萬六千坪餘なり而して東南下鴨村界より西北雲ケ畑村界には二里十餘町に及ぶ

鄕莊

Digitized by Google

賀茂郷なり其後河上郷と別れしといふ賀茂郷は其區域蓋し栗栖、大野、出雲、鞠倉、小野諸郷の間に在り其北部の境界考がへ難し

管轄

別雷神社の御崇敬厚きにより此所にて神封を加へられしより其關係益々深く寛仁二年賀茂郷外三郷と共に神領となり本村は全く其本部たり且其大部分は社地に屬したり爾來數百年他郷は有名無實となりしも本村は然らず豊臣氏神領を定むるに及び更に神社の領地となり徳川氏も之に仍り所謂守護不入地となり以て明治の變革に及び上地の時より京都府の管轄となれり

形勢

北は神山本山の靈山を負ひ西は鴨川の清流を控へ南は京都に接し東は遙に叡山に對し地靈に水清く京北の勝地なり

山岳

神山

所謂賀茂の神山にして本社の正北に在る最も神秀なる山なり高約六十間周廻二里餘松樹蔚然たり本社の舊境内なり

本山

神山と相併び其東南に連屬し神社の東北に在り高約五十間周廻一里餘松樹滿山蒼翠滴らんとす本社の上地宮林なりしが近來更に境内に編入せられたり片岡山太田山等此山と相連なれり

計志山

本山の東に在り高約五十間周廻約十町許東南西三方は本村に屬し北は岩倉村幡枝に屬する松山なり

十三石山

字栂野の北西に在り小野川を跨り西は大宮村西賀茂北は雲ケ畑村東北は鞍馬村二ノ瀬靜市野村市原に界

Digitized by Google

す高約八十間周廻約三里餘雲ヶ畑村と交誼の上本村に屬せり

河　川　池　溝

賀　茂　川

鞍馬村より出づる鞍馬川雲ヶ畑村より出づる中津川と本村の西北にて合流し賀茂川となり本村を貫通し東南下鴨村に入る延長二里十四町廣十五間流水常に乏しく大雨多く溢れ堤防橋梁を損する事あり別雷神社の流水幷村内灌漑多く之に資す

中　津　川

雲ヶ畑村より十三石山の山峽間を下り賀茂川に入る延長三里十町廣五間

楠　溝

本村字毛穴井より賀茂川を分水し賀茂社境内及び村の中央を過ぎ南流泉川に入る延長三十一町廣二間田七十餘町の用水となる

毛　穴　井　溝

本村字葛ヶ淵より賀茂川を分水し楠溝に入る延長十二町廣二間田十一町餘の用水となる

大　野　溝

本村字大野より賀茂川を分水し字小山を經て京都に入る延長二十餘町廣一間田十町餘の用水となる

阿　禮　ヶ　池

本村の北本山の間に在り周廻五町段別四町八段四畝歩

小　池

同所に在り周廻四町段別三町六段七畝餘歩

深　泥　池

本村の東に在り段別八町一段三畝歩は名勝の部に在り

Digitized by Google

道路

山國街道

本村南端京都市上京區清藏口界より北上し賀茂川堤防に上り西北して御薗橋を渡り又西北に進み若狹街道と分岐し賀茂川を渡り十三石山の溪間に入り雲ヶ畑村を經て山國に達す延長六里餘廣二間

東道

本村南端京都市上京區鞍馬口通長乘西町界より北上し賀茂川堤防に上り假橋を渡り賀茂部落の東部を過ぎ大田神社に至る延長二里餘廣二間半

鞍馬東街道

本村東南下鴨村界より本村に入り深泥池部落を過ぎ小坂を踰へ岩倉村幡枝に入る延長一里半廣二間半

同西街道

本村上賀茂部落字朝露より山國街道と分岐し右折して柊原部落を過ぎ字二軒茶屋に至り東街道と合し靜市野村市原に入る延長一里二十町廣二間半

此道路は往古よりの本道なり

修學院に達する名區道路

本村御薗橋より起り東北深泥池部落に至り松ヶ崎村に入り修學院離宮に達す延長一里餘廣二間半明治二十七年より名區道路に編入せらる

橋梁

御薗橋

賀茂別雷神社の西南賀茂川に架す木造の土橋にして延長五十一間廣二間五分高一間二尺明治二十二年地方稅を以て架設す舊時に於ては常に廣四尺高三尺の假橋を架したるのみにて時に流失を免がれず毎年四月葵祭の爲め長五十間廣二間五分の板橋を架する例なりしが明治十五年に至り始めて常設の新橋を架せ

Digitized by Google

られ二十二年に至り改造ありしなり

大橋

本村西北部十三石山内中津川に架す延長十三間廣二間高九尺五寸明治三十六年流失同年九月再び架設せり

高橋又葛ヶ淵橋

本村西北上賀茂川に架する橋梁にして延長九間五分廣一間五分高二間慶應年間始めて架設爾後明治二十五年に至り橋材腐朽に付改修し其後同三十五年に至り橋板張替を爲せり

堤防

東堤

賀茂川東岸の堤防にして上は栂原部落小字毛穴井に起り下は下鴨村界小字今河原に至る徳川氏時代の造築なり天保年間迄は猶存せしが其後出水毎に破壊して明治六年洪水の爲め其形跡を亡へり

賀茂川堤防

又西堤とも云ふ本村御薗口に起り川の西岸に沿ひて東南に下り下鴨村葵橋に至る延長三十一町馬踏五間堤敷八間高二間堤上行松有り徳川氏の初め寛文十年所司代をして新に造築せしめしなりといふ此新堤の内なる舊堤をも修理して二重防水とせしにや其後大修營を施し又安政二年淺野中務少輔町奉行たりし時三尺の置土工事を成したりといふ

内堤

鴨川の舊堤防にして王代の時造築せられ防鴨河使の司どりし所なりといふ戰國となり荒頽せしを足利時代細川氏をして修築せしむ故に細川堤と云ふ豊臣氏の時又修補せり徳川氏の初め板倉勝重所司代の時更に修營を加へたるにより板倉堤ともいふ其後新堤新築ありて舊堤は不用に屬し年々荒壊し今は耕地の間に繼續存在せり

Digitized by Google

里程

本村元標より各地里程左の如し

京都府廳	一里二十四町	愛宕郡役所	一里一町
大宮村	二十二町	松ヶ崎村	二十六町三十一間
鞍馬口村	二十八町十九間	下鴨村	三十二町
岩倉村	一里五町	静市野村	一里二十七町
雲ヶ畑村	二里十八町	栂原	十八町
深泥池	六町	小山	十二町四十間

運輸

本村より京都及び近村皆道路平坦運輸至便なり但し山國街道は雲ヶ畑村部落迄車輛を通ずるのみ

字地名

字名	方位	段別	字名	方位	段別
堀池	東南	六〇、四一四反	蟬ヶ垣内	東	二一、五一八反
柏辻	東南	三八、三〇五	東荒草	東	一五、〇二三
物柏	東南	五七、〇〇六	藪田	東南	一〇、六二七
物烏	東南	七五、二〇四	御琴持	東	二九、〇〇四
物下	東南	五三、六〇九	高縄手	東南	二〇、七二一
懸中	南	三一、六〇九	糠田	東	一九、八〇一
大野	南	五九、七〇六	向縄手	東	三三、一〇七
中溝	南	三九、六二五	東岡本口	東	一二、九二〇
花賊	南	四九、七一四	豊田	東	二一、三二三

Digitized by Google

烏帽子ヶ垣内	東	三〇、九一四
忌田子	東	一一、七一五
西荒草	東南	一一、五一四
土門	東	一七、〇〇〇
石壺	東	二一、五〇〇
一ノ坪	東	一一、八〇一
二股	東	一六、三一八
松田	東	一六、〇〇五
榊田	東	二一、三一七
中流石	東	二〇、一二四
櫻井	東	二八、七一四
下櫻	東	一三、一二九
櫻	東	二六、九一〇
東松本	東	一三、七二九
西松本	東南	二四、五〇六
梶田	東	一三、三〇五
萩ヶ垣内	南東	二七、七〇六
狗子田	東南	一四、八〇九
南野々神	東南	二六、九一〇
神殿	東	二〇、四二〇
梁田	東	二一、八〇四

畔勝	東	一九、七一五
穂根	東	二一、五一〇
石計	東	二〇、九二六
岩ヶ垣内	東	一九、三二二
五反ヶ垣内	東	一八、五二二
窪田	東	一八、七二九
辻ヶ鼻	東	二一、二二一
池尻	東	二四、四二二
風呂ノ木	東	一八、五〇五
黒田	東	二二、七一三
大水口	東	二六、六一四
茶ノ木原	東	二五、〇二四
天井ヶ芝	東	二〇、九〇三
長谷	東	二二、六〇四
御屑	東	三一、七〇九
北野ノ神	東	一三、九二一
池殿	西	二四、七〇二
菖蒲園	西南	二六、七一〇
中大路	西	一五、五〇一
南大路	中	三九、四〇六
藤ノ木	東北	一四、四一七

Digitized by Google

| | | |

妻	西北	一七、九二〇	
今井河原	西北	四二、八〇〇	
隨念	南	三一、三二〇	
十三石山	西北	一七六六、六二〇	
前萩	東南	一九、八二八	

地籍

官有地	第一種	四六〇、〇八〇六	町
官幣社地	第二種	五〇、八六一二	
國有林野	第三種	三八五、五七二七	
河川溝渠		?	
京都府師範學校敷地		四、九七二二	

民有地

有租地	地租	四七八、四二〇五	町
田地	地租	一九一、八一一三	
畑地	地租	二八、九三〇〇	

朝露ケ原	西北	三〇、八〇	町
瀬見河原	南	二、二二七	
ケシ山	東北	八五、四〇五	

明治四十二年十二月末日調査

道路		一一、〇二二〇	
其他		七、六三一五	

四十一年

地租	七、七九三、五六四	定率	三、三九三、二九三
		增率	四、四〇〇、二七一
地租	六、〇〇〇、二九二	同	二、七二七、四〇五
		同	三、二七二、八八七
地租	四四五、一二五	同	二一三、一五七
		同	二三一、九六八

Digitized by Google

宅地　二六、七九二四　地租　一、一一九、四八七　同　三四九、八四〇
山林　二三〇、〇〇一三　地租　二三八、五一六　同　七六九、六四七
原野　八七一五　地租　二四四　同　一〇二、七八〇
民有免租地　一九、九〇一八町　同　一二五、七三六
學校敷地　五一一九　同　一一一
用惡水路　二五〇五　同　一三三
堤塘　七七一四
道路　？
運河地　一二〇三

明治四十一年末現在

租稅　四十年
國稅　九、二二〇、七三四円
府稅　四、四七六、六九二
郡費　九二三、四五五
村稅　七、二三七、〇一八

官公衙
上賀茂村役場　上賀茂　小字藤ノ木
明治二年初て役場を上賀茂村四百五十番地に設立し六年六月同所小字南大路十八番地に移し同三十六年現在地に移轉せり
上賀茂巡査駐在所　同所

墳墓地　一、三六一五
溜池　一三、三六〇六
井溝　三、一七二八
役場敷地

Digitized by Google

京都區裁判所上賀茂出張所　同南大路
東京帝國大學所屬磁氣觀測所　同本山
上賀茂三等郵便局　同池殿
京都小林區署出張所　同所

學校

府立師範學校　大字小山

舊と京都市上京區寺町通荒神口松蔭町に在りしが校地狹隘なるを以て移轉の必要を生じ明治三十一年此地を購入新築に着手し三十二年四月を以て移轉式を行へり地坪一萬四千八百七十六坪敎場八百九十坪其他建物三千九百三坪に一切整理せり其土地買收及建築費金拾參萬六千圓を要し以て現今に至れり

因に從來男女の生徒を收容したりしも四十二年四月大宮村字東紫竹大門に女子師範學校の創設開校により男子生徒の專校となれり

上賀茂尋常小學校　同南大路

農業補修學校

女子手藝學校

明治六年二月一日の開創にして上賀茂學校と稱し古屋を使用し上賀茂村内に在り同十六年四月十八年三月二回に之を增築し二十年七月十五日上賀茂尋常小學校と改稱す二十七年四月八日新築落成式を擧ぐ學童增加せしを以て本府制定の規則に準し改築せしなり三十七年九月農事補修學校を併置し三十六年七月より女子手藝學校を附設せり明治四十一年度在學兒童數は男二百二十三人女百八十九人計四百十二人敎員は正敎員男六人女二人代用敎員男一人專科代用敎員女一人計十名四十一年度經費は貳千九百參拾壹圓なり

會社

Digitized by Google

洛北水力電氣株式會社　上賀茂小字南大路

明治四十年十二月の設立にして電燈の供給を目的とし資本金七萬圓なり且つ近時株主間に於て增資し業務擴張の計畫ありと云ふ

工場

工場としては規模の大なるものなし然れども製綿、伸銅、艶出し、撚糸、製材等の工場ありて何れも水力に因れり

工業

工業にありては著しきものなし近年織物業に從事するもの漸次增加せんとす

牧畜

牧場數　四　　四十一年

牛乳搾乳高　三〇八石　六、七七六円

乳牛數　六〇頭

物産

本村は地域廣大なりと雖も物産は比較的に尠少なり今最近調査に因る產額左に

農產　四十一年

米	三、七一九石	五四、二二六円
麥	三、一〇七	三四、八七三
計	六、八二六	八九、〇九九
大豆	三四	四〇〇
小豆	二〇	二九〇
蠶豆	一〇	八五

Digitized by Google

豌豆	一〇	貫	九五
蘿蔔	三〇、〇〇〇	〃	一、五〇〇
蕪菁	六、〇〇〇	〃	四八〇
酸莖菜	三〇、〇〇〇	〃	三、〇〇〇
葱	三、〇〇〇	〃	三六〇
南瓜	二、三〇〇	〃	五七〇
西瓜	一、八〇〇	〃	三六〇
胡瓜	三〇〇	〃	四五〇
茄子	三六、〇〇〇	〃	四、五〇〇
甘藷	六、〇〇〇	〃	四二〇
牛蒡	二、〇〇〇	〃	六〇〇
藍葉	六〇〇	〃	二〇〇
其他	—		八二二
計			一四、一三二
林産			
丸及角材	一、三〇〇	尺ノ	八、五〇〇
竹材	一、五〇〇	束	一、〇六五
苗木	五〇、〇〇〇	本	五五
薪材	一、二五〇	棚	四、一三〇
松茸及諸菌類	六、五〇〇	貫	三、〇一〇
其他	—		一、六〇〇

Digitized by Google

計　一八、三六〇

工産

織物

絹地

緞子	九六反	?
傘地類	八四	?
繻子	一、〇二四本	?
絹織	四五反	?
女帶地類	六一三本	?

絹綿交織

綿繻子	五八〇本	?
リボン	三、三〇〇	?

製綿	九、六〇〇貫	?
伸銅	七、六八〇枚	?
艶出シ	一二、〇〇〇才	?
製材	八四、〇〇〇貫	?
撚糸	一〇〇枚	?
瓦	三九、五〇〇枚	一、四七〇

備考　酸莖菜及び茄子は本村に於ける特産物とす

民業

Digitized by Google

本村は農業を主とし間々兼業を爲すものあり商業之に次く工業又日稼人も少からず其概畧左の如し

明治四十一年末現在

職業別	戸數	人口
農業	四〇六	三、五五四
林業	二〇	六四
工業	三九	七四
商業	五二	五六
交通業	八	一五
日稼及勞働者	三〇	六五
雜業	八	二五
公務及自由業	一〇	二〇
無職及職業不詳	四七	四八八
計	六二〇	四、一六一

備考　養蠶業專業一兼業一計二戸人口六は農業欄に挿入す

民力

最近直接國税を納むる者左の如し

四十一年

百圓以上　六
五拾圓以上　二八
拾圓以上　二一三
五圓以上　一三二

Digitized by Google

參圓以上　九六

車輛

車	三五四		四十一年十月調
荷馬車	一六	甲牛車	三二
乙牛車	二	大七車	二八〇
中小車	一八	自用人力車	四
人力車 二人乘 一人乘	二		

家畜

	牝	牡	計	
牛	六五	一一七	二三二	四十一年末現在
馬	一	二八	二九	

本籍人口　明治四十一年末現在

華族	男	三	
	女	一	
士族	男	三二〇	
	女	三四四	
平民	男	一、八五六	
	女	一、七七五	
計		四、二九九	

現住人口及戶數

大字別

上賀茂　小山

人口　男　二、〇九三　女　二、一〇一　男　二、〇三七　女　二、〇四二　男　五六　女　五九

計　四、一九四　四、〇七九　一一五

戸數　六二〇　五九六　二四

宗教（在住人）

神道　三、八七三

宗教未詳　二八八

神社

賀茂別雷神社

祭神　賀茂別雷命

本社祭神は下鴨神社と同じく古來種々の説あり考證せし者も少からず今已に官幣大社として祭神を定められしかば論ずるに及ばず神典國史に附て見るべし

延喜式神名帳に亦名若雷、名神大、月次、新嘗、相嘗とあり名神祭二百八十五に加はり二十一社を定めらるゝや上七社に列せられし大社にして舊來山城國の一宮なり明治四年五月官幣大社に列せらる其創立由緒は鴨御祖神社と同じく國史神典に載られたるを以て此に記さず

神階祭禮齋院奉幣行幸御幸行啓及び攝關賀議詣は兩社ともに同事に行はる例にて其月日事實異なる所なく已に下社に記したれば此には略せり

社地は上古の區域知り難し承和十一年十二月二十日太政官符を以て鴨御祖神社と共に社地四至を定めらる

別雷社

東限路并百姓宅地　南限路并百姓宅地公田　西限鴨川　北限梅原山

Digitized by Google

とあり梅原山は今も神山の北界市原の間に其名存せり鴨川は即ち今の地と變動なし東南は地形上より察するに舊境内と大差無きが如し元慶八年七月賀茂神山に狩獵するを禁ぜらる其後沿革詳かならざれど戰國時代も諸人崇敬の大社の境内として妄りに横領するもの無りしが如し天正年間豊臣氏大權を行ふに及び更に境界を正し朱印地とし舊に仍り守護不入地たり元祿四年五月の舊記に

上賀茂社境内

東西二十一町　南北三十五町　但山林共

社　三十七個所内　本社一個所攝社八個所　末社二十九個所

佛閣　十八個所内　社領配當寺八個所　境内寺庵十個所

とあり

社殿

創立造營とも大抵下社に同じ但し本社は太古に於ては今御阿禮と云ふ所に於て神籬を建てゝ祭事を行ひ其後社を建て更に今の地に移したるものゝ如し中古以前沿革詳かならず朝廷崇敬益々深く其式殆ど伊勢皇太神宮に次ぐにいたり社殿の造營も伊勢に準し廿一年を式年と定めらる足利兵亂の時は或は其式年の延期となりし事もあれど甚しき荒廢には至らざりし寛永五年德川氏にて一切古式に準し造營し其後延寶正德の間に下社ともに造營修理行はる當時の舊記に

一上賀茂社堂舍

御本社御拜共　權之社御拜共　透廊　曲廊下

祝言屋　御料渡屋　祝方御料屋　西渡り之屋

樂之屋　神事料屋　直會所　椽側

御所之屋　高倉　細殿　舞殿

Digitized by Google

土之間　樂屋　幣殿

右之外小社十九個所大小鳥居井垣板橋所々門幷番所廊下所々塀板木柵井戸屋形雪隠等幷に取置假殿舞臺
等有之（中略）

右上賀茂社堂御修覆寶永七寅年より正德元卯年十一月迄に御造畢
御本社御造替其外御修覆
右御入用
銀六百貫四百十二匁九分一厘　但大阪御藏銀相渡る
金に仕壹萬六兩參分と銀九分一厘　但壹兩に付銀六十匁替

とあり其後本殿に式年造營ありて現在の建物は孝明天皇行幸に付御造替ありし者にて文久三年の造營な
り其他は舊來の建物時々修理ありしなり現在社殿其他建物左に列す

○本殿
○本殿若宮取合板塀
○東渡廊
○日供門
○直會所
○忌子殿
片岡橋（一名唐破風高欄附）
○樂座
南神饌所（一名酒殿）
新木屋
拜殿
○權殿
○祝詞屋
○西御供所
○唐門
裏門
○高倉殿（一名神器庫）
○舞殿（一名橘殿）
○外幣殿（一名御所ノ屋又馬場殿）
社務所
舞臺小屋
橋殿
○同取合廊
○透廊幷昇唐戸
○西渡廊
○中門
○神寶庫
○樓門
○拜殿（一名細殿）
校倉
土藏
鳥居三
土ノ屋
○屏重門
○東御供所
○樂所
○御藉屋（東局共）
○幣殿
同東西回廊
○土屋
北神饌所
御水井舍
廐舍
樂ノ屋

Digitized by Google

外幣殿　北神饌所　細殿　○樓門及廻廊

○御藉屋

但圏點は特別保護建造物なり

神領は其初め下社に同じ寛仁二年十一月愛宕郡八鄉を賀茂神社に寄せらるや上社には賀茂、大野、錦部、小野の四鄉を神領とせらる下社よりは更に廣大にして北は郡界を極め殆ど本郡の三分の二以上を占めたり然れども其歳入は幾許有りしや詳かならず中古已來其四鄉を分ちて川上、岡本、小野、中村、大宮、小山の六鄉とし之を賀茂六鄉と稱す又諸國にて數十の庄園を寄進せられ四十餘ヶ所に及びたり王政衰へ武人專横に及び院宣又鎌倉室町幕府の敎書を以て督責せらるも多く行はれざりしが如し然れども上社に傳ふる寶德三年の社家檢地帳に六鄉の事を記せし條あり

六鄉　元賀茂、小野、錦部、大野也寛仁二年官符

賀茂鄉と河上岡本の二鄉とす

一川上鄉　河上、田尻、仙足、水室、一瀨、中畑、雲畑、此田六十八丁六反三百廿歩

二岡本鄉　繩枝、龜枝、市原、野中、二瀨、長谷、花園、岩倉、此田三十六丁四反半二十歩

三小野鄉　三十四村高六十七石九斗六升

東小野十村　田中、一乘寺、殿里、修學院、高野、矢脊、小原、小出師、出中、瀧下

西小野十四村　中川、杉阪、下小野、眞弓、餘野、中小野、東河內、西河內、瀧、中細川、下細川、宇津、秀山

北小野十村　靜原、鞍馬、別所、八升、奥瀨、久多、キブネ、芹生、灰谷、山谷

四錦部今中村と改む　下鴨里、中賀茂里、松ヶ崎、深泥池

大野鄉を大宮小山二鄉に分つ

五大宮鄉　紫竹里、大門里、雲林院、北野村、大宮村、此反別六十五丁一反四十歩

六小山鄉　清藏口安樂小路東頬より柳原鞍馬口賀茂川迄下は一條大路の北頬を限る、此反別四十七丁七反三百四十歩

右文書は頗る詳細なれど田中、矢脊、下鴨及び葛野郡北部桑田郡秀山宇津等を加へしは甚疑ふべし然れど

Digitized by Google

今參考の爲に之を記す縱令之を領地とするも實德は足利氏の時なれば已に有名無實とならんとするの時に當れり此より兵亂相踵き京都は戰區となり神領は武人に奪はれ文明の一社爭亂より祠官も散亡少からず益々衰微に陷れり豊臣氏大權を執るに及び大に檢地を行ひ舊來有名無實となりし社領は之を廢し更に西賀茂に三十四石六斗上賀茂に二千五百三十七石四斗合二千五百七十二石を社領として天正十九年九月十三日朱印狀を給せられ境內山林竹木諸役免除せられ德川幕府之に仍れり外に栂原新開地百三十石深泥池百六十四石一斗六升を殿舍修復料として加增せらる社家配當は社領の田地を以て分配す受給人員百六十一人を定額とし一人十二石より八石に當る但神人以下役人は役料あるを以て之に加へず滿員の時は死亡あらざれば其次に當るものも受くるを得ず年齡は凡三十歲に至らざれば受くるに至らず之を廻給田又往成田と稱す又舊來公武寄附田あり貴船田と稱す氏人惣納五十八石四斗社僧中惣納九十五石二斗一升七合柳芳軒、海藏院、竹林庵、祖芳院、四ケ寺領合九十六石九斗四升餘合二百五十石四斗六升五合餘あり社職料は本社神主十五石禰宜權禰宜祝各十三石權祝片岡貴船兩社禰宜祝各十二石新宮太田若宮奈良澤田氏社六社禰宜祝各十石宛とす即ち給料なり外各高八石七斗三升二合餘を梅辻富野二氏に給す別朱印は高百十一石八斗岡本氏四十一石松下氏二十石林氏同森氏同三十石鳥居大路氏同三十八石三斗岡本中大路二氏の領地なりしが廻給田と共に廢祿の時公債に引換へられたり

別に下行米あり賀茂祭に現米五百五十一石八斗臨時祭に三百六石五斗なり此米は二條藏より下渡され祭事社頭の費用幷に神職の下行に充つる例なり

明治七年社祿を廢せられ經費年額四千貳百拾四圓を給せらる（但七年四月より十二月迄の經費を記す）其後增減變革を經て明治三十六年の經費は貳千八拾五圓其積立金は貳萬參千圓なり

攝社

攝社八座舊來沿革次第あり明治維新の後改正ありて名稱の改りしものあり八座の內五座は式內社なり

片岡御子社　式內　祭神　事代主神

片岡の西面樓門の前に在り

太田社　式内　祭神　宇鉏女命
太田山の下に在り

若宮社　祭神　本宮に同じ
本宮の東側に在り

奈良社　祭神　宇迦御魂神
三の鳥居の側に在り

賀茂山口社　式内　祭神　保食神
澤田社と稱す片岡の南に在り

久我社　式内　祭神　建津見命
氏社と稱す大宮村西賀茂小字竹殿に在り村志に詳か也

諏訪社　式内　祭神　建御名方神
片岡の西面に在り

新宮社　祭神　貴船神社に同じ
本宮の東に別に區域を爲せり貴船の神と新に勸請せしにより新宮と稱す中古貴船神社と葛藤を生せし時の事なるべし

末社

御尾社　祭神　經津主神
土師社　祭神　玉依彦命
椙尾社　祭神　不詳
山尾社　祭神　大山津見神

Digitized by Google

藤尾社　祭神　大國主神
川尾社　祭神　圖象女神
橋本社　祭神　衣通姫
岩本社　祭神　住吉神
梶田社　祭神　瀨織津姫命
藤木社　二座　祭神　瀨織津姫命・船玉神
箕里社　祭神　高靇神
白鬚社　以下四社太田社末社　祭神　猿田彦神
鎭守社　祭神　大國主命
白大夫社　祭神　船玉命
福德社　祭神　宇迦御魂神

外に小森山森流木の三社あれど他村に屬す

賀茂競馬の事

賀茂競馬は上社にて行はる是儀は上代禁衞の武藝貢馬の良否を撿し講武の務とせられし式にて延喜式に四月二十八日武德殿に行幸御監駒式あり五月五日に行幸貢馬の簡定せられしを御覽の式あり同六日に行幸禁衞の競馬幷騎射御覽の式あり皆所謂治に居て亂を忘れざるの意にして其儀甚だ盛んなり競手番眞手番等の事あり賀茂競馬社傳には堀川天皇の寬治七年此式を社に移されしものなりといふ之が爲め美作國倭文庄加賀國金津社を寄せ其料に充てられ毎年貢馬を簡定して十番の競馬行はれ車駕臨幸上皇女院に行幸啓の事あり一年の盛儀なり天下騷亂貢馬は絕へしも此式は能く繼續せられたり德川幕府時代に及びては京都所司代より馬一頭を出すを例とす明治五年以來社領は廢せられしも一社私費を以て執行せしが同二十年に及び舊儀の行事廢れんとするを惜しみ朝廷より騎射裝束二十領其他用具一切御寄附あり同二十

Digitized by Google

七年より年々費用をも御補助ありて廢する事なし舊時は五月五日を用ひしが近年より六月五日に行はる社頭幷馬場にて夫々の古式ありて當時の舊儀を失はず甚莊觀なり

名勝舊跡

神山　本山の南に面せし小阜にして本社の東に在り山城名勝志の注に片岡山本宮東南片岡森同前とある所なり山高からず矮松叢生す御手洗川其麓を回りて流れ片岡社諏訪社岩本社其間に在り

賀茂の神山なり承和十年定められし社地にして本社の北一帶の山嶺なり其後北を神山南を本山と稱す其內に御生山、二乘山、龜山、片岡等の名あり全山峰巒蜒蜿起伏青松蔚々林を爲し翠色掬すべし明媚溫秀なる名勝地なり古歌に多く詠せらる

片岡山　片岡山本宮東南片岡森同前とある所なり山高からず矮松叢生す御手洗川其麓を回りて流れ片岡社諏訪社岩本社其間に在り

御手洗川　御物忌川　楢の小川

御手洗川は賀茂川の分水にして栂原より別れ本社の北より入り社殿の背を回りて樓門の南に至り御物忌川と合し片岡の麓を過ぎ東して南に折れ一の鳥居の東に流れ本村に入り更に東に流れて田地の用水となる御物忌川は山後の蟻ヶ池より溪間を出て御阿禮より南流して神林の間を過ぎ樓門の前を流れて御手洗川に合す楢小川は御手洗川の岩本社の邊より南に折れ奈良社の前を過ぐによりて號く老樹蔚蒼天を覆ひ危岩磊落涯々堆し清泉淙々玉を戛し其間に流る清景點塵を見ず尤も三伏納涼に宜し楢小川は六月祓を行ひし所なり

御阿禮

又御產に作る本殿より約一町餘の北神林の內小高き所に在り其地稍平かにして人工を施せしものゝ如し今は灌木叢生すれど約一段餘の所老樹無しと相傳ふ賀茂大神初めて生の所降故に號くとつきねふに曰く此御生野に每年四月中の酉の日葵祭を行ふまづ午の日御生所に榊にて假宮を構へ天孫來現の義をなす祭

禮あり當日葵を六十四本本宮にたさむとあり其古儀を行ふ例なりしなるべし上代は本社も[illegible]といふ然もあるべし今も清淑にして神左備たる所なり俗に御旅所といふ此所の事なり又神代の浦舟著などいふ所あり是は天降の說より出でし地なるべし

御戸代田

山城名勝志の注に加茂御戸代は馬場の北なる神林の邊に在りしが如し續日本紀承和十五年二月の條に御祖社の奏請により別雷社に準し御戸代一町を加增せられし事あり則ち別雷社には早々より御戸代田ありしなり又曾根好忠が御安れ川かものみとしろ引うゑて今はた年の神を祈らんといふ歌ありつきねふに御戸代方十間二月晦日細殿にて早苗の種たろしの祭禮とて御戸代に種をまきこれを土解の祭と號す卯月葵祭の翌日澤田にたいて苗代をみる祭あり田植祭といふとあり古代の式の遺りしなるべし

齋院跡

齋院の事は下社の所に記せり院は一條大宮の頭にあり此の齋院といふは祭事の時祇候せらるゝところなり其舊跡は馬場の北詰の西なる林の中に在りて俗に三本松といふ

神館跡

本社の北二町に在り齋院の祭事の時入らるゝ所なり式子內親王祭の日神館に宿りて詠じ給ひし歌あり

假寢の野邊

御阿禮の邊といふとぞ

神野の原

本社の北今の柊原邊の一帶を稱すとぞ寬文以前開拓せざりし頃は廣き野原にて遊覽の地なりしよし

多寶塔跡

澤田神社の東片岡の南に在り其礎石遺れり百練抄永久四年六月二十日壬午是日公家供養賀茂上社多寶塔今上懷孕之時御願也、但馬守家保朝臣造立之とあり鳥羽天皇御願の爲の創立なり

Digitized by Google

經所跡

今の社務所の地に在りしなり山城名勝志の注に在本宮西南二鳥居内とあり文明七年九月三日社司氏人爭亂の時本會以下紛失せしを數日經て尋出せし事親長卿記に見ゆ供僧讀經の所なりしが明治變革の時取毀ちたり

經藏跡

東北に在り參議爲隆の建立にて金字大般若經と四大天王像を安せしよし

聖神寺跡

一の鳥居の内馬場の西南隅にあり延喜式七寺の中に列せし官寺にて三代實錄元慶三年四月、一百座仁王經を說かしめられし内に在り山城名勝志の注に土人云、元左衞門村、此村別名號聖神寺村とあり寛文五年此所に移したり明治改正の時廢して古道館と號し學校となし又少敎院となりしが明治二十二年に至り毀撤せり其地に在る貴船社は當時の鎭守なり

孝明天皇御愛櫻

二の鳥居の西にある八重櫻なり文久二年三月十一日天皇攘夷御祈願の爲め兩社行幸の時此櫻の正に滿開なるを愛で給ひ社司四品山本多氏に仰せて手折らせ鳳輦の内に入れて還幸なりし櫻なり此行幸は五百年來の盛典永く紀念すべき事なれば此櫻は能く培養して標石をも立て世に知らしめたきものなり

御蔭跡

御蔭橋の東詰の東南に在り續日本後紀承和元年太上天皇雲林院御幸の時の記事に北郊有四蔭云々と見ゆ此蔭もと其一なるべし其南に菖蒲池といふ地あり

御蔭橋

御蔭の在りし所に架るによりて號く昔は大橋なりと見えつきねふに文祿の頃迄は橋杭のわたし二尺ばかりのもの殘れりとあり其後久しく假橋となりしを文久三年孝明天皇行幸の時更に架設せられ近年常設の

Digitized by Google

のとなれり

酒殿橋

一の鳥居を東に進む所の石橋なり舊と板橋なりしを元祿八年後藤行忠寄進して石橋となし銘を刻せり曰く

邦畿之鎭　賀茂之流　運濟利渉　宛轉虹渉　玉甃沈影　不朽千秋

金匠伐石　式答神休（伊藤長胤撰文）

講學所跡

酒殿橋の下川の南に在り創立詳かならず神職の學問講習所なり文明の爭亂に燒亡し古來の圖書烏有となれりとあれば其より上代より始まりしなるべし慶安の初九條關白幸家公より其の松ヶ崎にありし松殿を贈られ之を移築し元祿八年德川家及び諸大名より書籍の寄附あり又今井似閑の藏書を寄附せしより藏書も多かりしが明治の初神職と共に廢せられ圖書は散亡し建物は賣却せり今井似閑の書籍のみは本社に存せり

附記

今井似閑は契沖門人にて和書を多く藏し且契沖及自身の遺著少からず其部類冊數別に目錄あり永く本社に存せしは藏に幸といふべし

井關關目

酒殿橋の下流にあり

太田山太田澤

本山の東の一峰を太田山といふ太田神社其下にあるを以てなり太田の澤は社の前にあり昔より和歌に詠みし名所なり

岡本神社跡　岡本堂跡

Digitized by Google

岡本社は式社にて攝社の中にても舊來殊に重んぜられ早く禰宜祝を置き崇敬せられしが中古より其所在を亡へり岡本堂は續日本後紀、天長十年十二月癸未朔、道場一處、在山城國愛宕郡賀茂社以東一里許、本號岡本堂、是神戸百姓、奉爲賀茂大神所建立也云々とあり中古賀茂鄉を分ち川上、岡本二鄉と爲せしよしにて川上は今の西賀茂邊に在り岡本堂は賀茂社以東一里とあり當時の一里は約六町にして宛も今の深泥の邊に當れり大約今の太田社と深泥池との間なるべし太田社の邊を今も岡本と稱すれば必ず此邊なるべし中山神阪は其北の山に在り其間にいばと稱する舊地あり其地に神木として昔より伐らぬ木ありいばは齋場にして此邊岡本神社の舊跡にやあらん岡本堂も蓋し此邊に在りしものなるべし山城名勝志の注に岡本謂太田社邊、今有藥師堂、是岡本堂領とあり

佛光山塔尾石水院跡

建保六年賀茂能久が明惠上人に歸依し此堂舍を建立し上人を延請せし所なり其坊を石水院といふ其後上人の爲め石水院を栂尾に移したり近年其腐朽せしを以て更に改築せしが今特別保護建造物となれり其舊跡は字塔尾に在り太田山の北にて本社より二十餘町正に幡枝八幡社と相近し今も礎石所々に遺れり或云ふ其地水に緣無くして石水と號せしは八幡宮と相近きを以てにやあらんと云ふ

美曾呂池　美泥關跡

美曾呂池又美土呂、深泥、御菩薩池等に作る全く古代に於て用水の爲に造築せしものなり關は足利氏の頃賀茂の神領なれば願ひ出でゝ設けしものゝ如し幡枝に踰ゆる阪の上に建てたりしを其後全く廢したり

大乘寺跡

今村内の町名に遺れり片岡の下なり山嵓に影堂の角といふ所あり古き淤池の中心に圓形の地あり祈雨に靈現ありとて來り祈るもの多し

梅原山

承和十一年社地四至の官符に北限梅原山とあり延曆二十二年桓武天皇行幸ありし所なり和歌には詠ずれ

ど知るもの少し

細川高國曲水宴跡

太田神社より小阪を踰へて蟻ヶ池に至る東の谷にあり字を姥が懐といふ四山合抱するを以て此名あり大永六年春細川高國時の文人を會して曲水宴を行ひし所なり高國一武人を以て此風流あり其雅懐を見るべし文明の爭亂には氏人方の家族此に隱れたりとぞ

賀茂社家族別資格

賀茂社家は神魂命の後賀茂建津身之命の後裔にして初めは祝部として別雷神宮に奉仕し其後に賀茂縣主の姓を給ふ同姓一列格別の種姓を混せず系統連綿左京神別として姓氏錄其他史上に顯然たり上古補職の次第文書に詳かならすと雖も平安朝以前より祝禰宜勅補の事史上に散見し天曆九年在實を神主に補せられ祝禰宜次位となる爾來子孫嫡庶の別なく其器を簡擇し社職に補せらる故に子弟父祖伯仲を越て神主職を拜する事少からす此社職を稱して社司やしろつかさと云ふ其餘は悉く氏人と稱す社職欠員の時も氏人中より撰任して別に某家と稱するものなく十數戸に分居するも皆一家に等しく平等の資格なり建保年中時の神主能久（大池と號す後築紫の神主と號す）後鳥羽天皇の恩寵淺からす遂に末の御子氏王を賜はり子として氏久と稱し賀茂姓を冒さしむ後神主從三位を拜し且昇殿を聽さる其四子も亦父の例による茲に於て松下、森の兩家起り世襲職の端緒を生し子孫多く上職に補せられ上階を拜す天承以後成平（鳥居大路家遠祖）蹴鞠道の長者として公卿の間に重用せられ子孫彼の二家と交々上職に補せられ足利三代の初に祝重俊（林家祖）子重家前三家と蹴鞠道を以て宮廷柳營に出入し公武の眷顧を蒙り神主禰宜祝等に襲補せられ互に親屬となれり足利氏の末造に至り武門の庇護至らさるなし文明の擾亂に右四家に加勢の軍兵を派する等其一斑を徵するに足る又傳奏甘露寺親長卿も此職を保護す這回騷亂彼等か暴慢遂に神殿を灰燼とす罪萬死に當ると雖家名存在子孫等上職に補せらる應仁以來社人の氣慨ある者神領諸國の庄園に分祀の賀茂社在番の儘其地を占有し武人と成り近郷をも武力を以て押領し風雲の到るを待つ豊臣氏の末に至り歸來する者多く元和偃武以來生齒繁昌す

Digitized by Google

寛永四年に至り氏人古來の如く次第轉補の制に復せん事を請ふ彼四家僞謀を陳し双方の爭論一再ならす明暦二年幕府古制に復せられ氏人岡本保可（一社惣代として東武に到り氏人の論旨正當勝訟と爲りしときの一人にして擔任せられ社官に補せらるに際し世襲の念慮を去り水魚の思を爲し補職承引を誓ひしも後ち松下、森、鳥居大路、林等に加擔し遂に七家の列に加へらる氏族中其食言非行を惡むと云ふ）山本氏之、林重榮等を以て社職の欠を補はる後寛文四年に松下、森、鳥居大路、林等次第轉補に復舊せは自家爲めに沉淪するを憂ひ窃に各方面に衷願内訴し其計策至らさるなし遂に其前裁を變更し前四家に松下の分流梅辻、森の分流富野（共に新家なり）を加へ猶彼保可をも加へて是を七家と稱し五官及片岡、貴船兩攝社の禰宜、祝を以て交々世襲し新宮以下氏神の社迄六攝社の禰宜、祝等は自餘の家々より撰出補職せしむるの制となる茲に初めて家格なるもの定まる然るに享保六年林、岡本を除き五家は遠勅を以て家名斷絶せしも幾年なく再ひ稱號を復せられ七家依然たり明治二年此の制を廢し次第轉補となり五年正月八日に至り悉く神職を解かれ士族に編入せらる又別に預職、贊殿、別當、歌役、陽陰役等は嘉承以前より漸次社司以外に家格となる其遷宮祭祀の方式古來其器により授傳せしも後には某々の傳と稱し統一を欠き間に本旨を失し浮屠の説をも時として施行せられんとす享保以后祭事の絶廢せるを繼興し兩部に近き行作を廢し古法を稽考して一生面を開きたる岡本清茂を師として事大小輕重となく祭事行作皆其教示を受く茲に師家の家格起り襲世以て明治の初年に及ひたり師家は一社古實の專門にして其式を專習傳授し一社の神職皆に傳習せり故に今に至るまて其家には一社古實の秘書多しと云ふ

賀茂一社職制

古來祭政一致の地にして中古より守護不入地伊勢八幡と併て三社と稱せらる神主職惣理し社司氏人諸般の事務を分掌し賀茂社政所の名稱の下に祭事行政を處理せしも足利の中頃より神主の命令十分に行はれす殊に文明八年以後は益威信なく實權氏人に歸し陰然互に仇意を含む寛永正保以來互に上奏陳訴止ます寛文四年政府古來の慣例沿革等を斟的稽考し社職を世襲と撰定補職とに分ち七家を以て神主職以下片岡貴船兩攝社の社職九員に交補し七家の社司と稱し氏人百四十人（中古以來百四十人と定めしは神領減少實給乏しきを以て也欠員あれは餘員を繰上げ補充す餘員は無息の氏人と云

の内より撰出奏請して新宮以下六社の禰宜祝に補せらるゝを神宮以下の社司と號し七家社司と併せて二十一人之を二十一職と云ふ

社司二十一職

一本　社　神主　一人　禰宜　一人　權禰宜　一人
一片岡社　禰宜　一人　祝　一人
一貴布禰社　禰宜　一人　祝　一人
一新宮社　禰宜　一人　祝　一人
一太田社　禰宜　一人　祝　一人
一若宮社　禰宜　一人　祝　一人
一奈良社　禰宜　一人　祝　一人
一澤田社　禰宜　一人　祝　一人
一氏神社　禰宜　一人　祝　一人

右二十一職とす外に氏人百四十人あり之と互に參加して事務を執り一社政事を取扱ふ事とす其長は惣官と稱す神主職之に當り祭祀行政の事を總ふ其雜役甚多し一々列擧するを得ず

一惣官　社務とも云ふ　神主當職し祭祀行政を總理す
一評定　四十人　内社司二十人氏人より撰出二十人とす此四十人互撰して左の諸役に就く評定專任者二十人也
一沙汰人　三員　七家社司新宮以下社司氏人より撰出の評定各一人宛以下の諸役員三名の定員皆之に同し二名以下の諸役は氏人より撰出の評定就職す
訟訴、戸口、庶務、會計及上司の命令社則等社家及郷民に通告等の事を掌る
一雜掌　又一社惣代とも云ふ　二員
公武に上奏申請の事宣旨其他の命令を受け沙汰人に傳告し凡て一社代表の任に當り參朝公署に出入

Digitized by Google

の事を掌り其文書に署名す此署名出仕には必ず七家の社司一人加入す蓋し内奏情願の宿弊を防き相互の確執を豫戒するの本旨なり

一執筆　一人
　上奏申請其他の文書及諸記錄に從事す

一藏年番　三員
　貢米の收納諸役米下行米の支給を掌る

一修理方　三員
　神殿以下諸建造及び建營物の修繕を掌る
　附工匠には正大工權大工棟梁權棟梁等ありて世襲し苗字を免す

一山奉行　三員
　境內營林及祭用材採伐等の事を掌る

一川奉行　三員
　河川を管理し祭供の魚漁をも掌る

一造作方　二員
　社家以下鄉民家作の許否を掌る但過分の造營新造等を節制す

一月番　四員
　月交代を以て前諸役員の外七家の社司自餘の社司氏人より撰出の評定各一員日勤諸般の事務を監し且補助す神主は實際日出せす故に常役三員也

一若役　人員定めす百四十人外の氏人十六歲以上凡三十歲迄
　沙汰人の補助役として社家人別帳を總括し會議開催及諸通告を掌る
　鄉民には各部に年寄一人乃至二人行事三人乃至五人あり部內民戶、通告人別帳取扱の事を管し每夕

Digitized by Google

沙汰人の私邸に參り通告其他の要件を承合す

會議は老若參會三手總會の二樣あり

老若會は毎月會計及事務の報告公武の命令披露重要事件の協賛を受け且建議の權を有す前記若役以上の當局及七家を除き評定及氏人等參會す三手總會は七家を除き社司氏人百數十人幷十六歲以上無息の氏人も總會し社家身上に係る重事を議評す六十一歲以上は除く

三手とは東西中の三手に組合せたるによる

又小寄合と稱し諸役より報告の結果により神主は評定以下役員と評決し事後承諾を老若會に求むる事もあり

會議の種別性質權力は頗る整然と存立せり月番より召集する事あり又其役員の意見ある時は何時なりとも評定會を開く事を請求するを得此時評定所は役員に通告し時日を期し會議を開らく發意者主として其議題を出し說明す又月番出席辨明する事を得るも議決の權なし又出席辨明を請求せらるれば辭するを得ず議決の件は評定所より直に傳奏に出し傳奏より勅裁を仰ぎ判決せらる其事恰も方今の會議法に似たりと云ふ舊時は神主自邸又は他所に開會せしが其後社廳を設け事務所とする事となれり

此他雜職數十員あれど煩雜なれば之を畧す

神事と佛事の關係

佛法渡來より朝家崇信せらると雖とも敬神尊祖報本反始の大義は嚴然として確守せられ賀茂祭其他臨時の朝使派遣には前後共に僧尼服者の內裏に參入を止められ致齋尤も至れり況んや神社社家に於ては清淨潔齋至らざるなく佛に關する言語をも忌みたり然るに中世より上下一般崇佛風を爲し次て本地垂跡の說行はれ神社本來の定義一變せるは他社に同じ弘仁十一年以後聖神寺神宮寺の創立あり一條天皇は舍利奉獻讀經所經藏を神殿の近傍に設られ治曆元年五月二十一日天台の僧徒來て仁王經を讀みて雨を祈り堀河天皇寬治六年供僧を置き讀經所神宮寺に佛供せしめ屢八講三十講行はる鳥羽天皇御宇多寶塔を建て供養

Digitized by Google

あり近衛天皇康治二年神宮寺供養久安三年一切經會を行はる神主は重保櫻會を起し重繼佐々木野に最長壽寺を創し民寺とし能久は神光院を創し石水院を明惠の爲めに建つる等敬神の心崇佛に移れる時潮の然らしむる亦止を得ざる歟後柏原天皇宸筆の法華經奉献其他竹園公卿の舍利經卷佛軀を寄するもの少からず供僧は神主の補任によりて供入し其執達に依り權大僧都法印勅許あり天台眞言二宗にして本寺なるものに屬せす繼嗣は師承實子等あり皆社家の猶子たり祭儀葬儀に關せす祭前より讀經撞鐘、社邊往來を禁し各所の蔀を卸さしむ平日も中門内に入る能はす近代迄廿一員あり祿米一人五六石給與す如上の慣行にて祭儀其他に佛法の混雜せる跡なく寺院建塔續經は別途に行はれ舍利は經所に安置せられたり兩部神道の流布するに及て彼の加持灌頂結印の行作を天台僧より受傳し是を神道と稱せり此作法少しく神祭の儀式に混入せし跡あるも延寶以來洗滌せり然れとも禪宗の勢ひ大なりし時代より之を學習して寛文の末迄は自家安心立命の要旨とせしは或行爲及辭世の詩偈謌詠及古則公案等の舊文書の諸家に殘留するを以て明なり葬儀は現時の神葬式なるものと大差なしと雖必す日沒後に非らされは行ふ能はす埋棺了りて氏寺の僧侶墓前に燒香念佛を爲し日時又之を行ふ諸家米幣を施與して其勢とすと雖とも門内には入らしめさるなり死者を寺門に托して後に喪を發す是れ自家死穢を忌むの故なり社司は除服墓參を禁す故に女人僧徒等之を行ふ其土民も零同義と雖とも各部に惣堂ありて住持の僧尼葬後に讀經する社人と同しきも出入混同す社人の忌服者は脇門より出入して其所に清薦を垂れ居室も服の輕重に依りて異にす其忌服中は一般網笠を冠る社司の門には潔齋也（或は神事也）僧尼輕重服凡不淨之輩不許入門内矣の簡を揭く祭日のみ奉仕の輩は時に及て揭く明治の初年に廢佛の令に接し神宮寺聖神寺（經所は文久三年に破壞せらる）其他の寺院淫祠を破却し佛軀經卷器具等燒却或は域外に出せり

一社特殊の慣例

社家幾多の戸別あるも人員百六十一人に限定し（社司廿一人氏人百四十人）社司は職祿を給し氏人は往來田を給す往來田とは總員に缺あるとき員外より補充し次第轉領するより名つく（一に回給田とも云ふ）故に一家にして數人之を領し猶

父兄の職祿あるもあり總員中年長者上十人（十老と稱す）には老者田を次の年長者三十人に貴船田を增給し（養老費なり）又一般に官祭の下行米を附與す七家は在職中の外所得なし若子孫補職者なければ無祿たり（之に反し兄弟末子多きときは其者補職の期なければ多くは氏人となる）七戸にして九職交補なるを以て斯る例は稀なり七家の末子氏人等賀茂以外の家に入り賀茂姓に改めたるときは苗字改正一戸分立として位置舊の如し而し養家の職位祿を兼有す其他姓を冒すときは社家例を解く朝家皇族攝家清華の職を兼帶するも資格變せず二者及一般も他住せは給田以下給與なし祭事の席次は社職の順位自餘は位次により公會には社司格順餘は位次別に定むる席次等により私會には年次に從ふ二百餘戸社家他姓を養子する事を嚴禁す（近時數家他姓の人相續せるあり）

文明一社燒亡社家氏人爭亂の事

賀茂の社人は社家氏人の兩族あり共に賀茂縣主の一流にして社家は本家氏人は庶流なり初め神主能久材能ありて後鳥羽上皇の寵愛を被りて勢力あり神光院及び石水院を建つ其系譜に據るに能久の第三子氏久は後鳥羽上皇の御子にて能久に賜ひし事を記したり上賀茂舊社家傳來の舊記に其事あり曰く能久皇子を賜はり其子と爲し祝宴を開らきし時能久の弟貴船禰宜久時獨賀せず曰く後來此皇子の統のみ獨勢を得て他家は自然に下風に立ち必ず一族の不和を生じ爭亂にも及ぶ事ありて之を思へば俄に賀すべきを見ずと述べしが氏久遂に神主に補せられ特に正三位に昇り此より勢力增長して遂に他年社家氏人の爭亂となれりとあり

應仁大亂後文武の領地は互に掠奪せられ訴訟屢々起れり文明五年吉田社より其領地を氏人が橫領せしを訟ふ神主勝久命を傳ふるも氏人は元來賀茂領なれば返すべき理なしとて從はず社家は朝廷幕府の勢に依りて之を壓せんとす氏人益々怒りて爭亂の用意を爲す社司神體を禁中に假りに移さんと請ふ許されず社家は氏人の首謀を刑すれば其餘は赦さるべしとて遂に二人を捕へて河原に殺す氏人益々恠々或は云ふ武家來り伐んとすと氏人遂に連署盟約して社家に當らんとするもの九十一人に及べり文明八年に及び軋轢益々甚しく神事も勤もすれば行はれ難し氏久已來社家は氏人を蔑視し已に二人を殺し更に憚る所なく社

Digitized by Google

入を私し神木を切り別荘を西賀茂に造り日々遊蕩に耽けり神事益々荒めり氏人屢々諫むれど聽かずして大に怒り其黨を拉かんとし五月十九日神光院にて明朝急に氏人を襲ひ其疾むところを殺さんと密議す供僧圓光坊之を聞き急に氏人に報ず氏人大に驚き正祝重則の家に會し評議區々にして決せず雅樂助滿久膽勇あり逆襲の策を建て即夜七十餘人を分ち二十人を遣はし密に神光院の背後竹林中に潜ましめ五十餘人田尻より神光院を襲ふ社家驚愕二十人背後より亂入し松下延久竹内榮久鳥居大路遠平市敏平久用久道等を斬る勝久遁れ免る貞久危を知り早く京に在り直ちに上變す朝廷大に驚く氏人已に勝て賀茂に歸る宿老及び黨外の氏人大に驚き相議して曰く先に二人を罰して平和を得しに今此大事に及びしからは定めて武家を向けられ一社の大變となるべし元來今度の事は去年殺されし二人の子弟か首となり其父兄の仇を復せしなれば其情を量りて宥恕あらん事を願ふに若かしとて甘露寺親長卿によりて上申せり朝廷にては彼れ父の仇を報ひ又之を處分せば遂に相仇する事窮りなけん其黨のもの退散せば其罪は問はざるべしとの内議あり六月十二日氏人八十八人連署して社頭に祈願を行ふ十三日宿老の願を許されしかば各々契約狀を與へ退散せしむる事と定りぬ然るに勝久は神光院にて其子の殺されしがため深く氏人方の勝平滿久を惡み必ず之を除かんとす氏人恟々安んぜず更に死生を誓ひて連署する事となれり勝久其黨と謀を回らし公武の間に通じ此二人を首謀として誅罰せば其他は宥めらるべし然らずは違勅に問はるべしと相達したり氏人黨之を聞き誓約を破り社家に通ずるものあり氏人相集りて評議すれど決せず二人曰く今社家と戰ふも勝算なし勝久惡謀已に深し我等生き殘りては事治らず我等已に死するも猶惡計を逞くせば相共に社頭に立籠りて以て訴訟に及ぶべし然れば寃罪始めて白し一社の權氏人に歸せん是れ禍を轉じて福となすの道なりといふ此時社家は武家と西賀茂に屯し相迫る益々急なり於是勝平滿久刺違へて斃る宿老涙を揮ひ其首を取り書狀を添へて西賀茂に送る社家黨大に喜ぶ勝久等更に策を立て詐りて和し急に襲ふて氏人を亡さんとし平和の連判狀を送り其心を懈らしむ時に八月二十二日也勝平繼平更に社家を煽動し二十三日朝急に武家と兵を進めて氏人を襲ふ氏人相共に社頭に據り防戰し大に大鳥居樓門の邊に鬪ふ殺傷過當

Digitized by Google

社家軍入る能はず遂に火矢を放つ會々雨風烈しく火焔殿社に及ぶ氏人急に神體を奉じ神山の奥に移す神殿已に燒け氏人大に敗れ或は戰死し或は自殺し死者永顯孫壽丸富顯胤顯等合三十六人社家已に勝ち三十六人の首を斬り山本町に梟し神光院に旋り更に殘黨を殲さんとす氏人即夜神光院を襲ひ社家を殺す勝久其事を奏せしかば朝廷大に驚き神社燒亡のため三日の廢朝行はれ社家以下亂妨者は其々罪せられ勝久は神主を罷め彌久を神主に補せられたり然れど此より社家は大に勢力を削られ氏人更に權勢を得る事となれり

享保年間社家流罪の事

社家氏人積年亂轢相和せず文明八年の內訌となり大破裂を生ぜしが爾來猜忌益々甚しく多く年所を經たり明曆に至り氏人の願により古制に復せられ寬文四年には七家の制立ち益々其勢を逞しくし森連久か時に至り益々跋扈を肆にし氏人憤慨尤も甚し貞享三年正月十五日森連久松下賢久貴船神事の歸途騎馬にて本社一鳥居を過ぎて下らず氏人大に怒り其非禮を責め社法に照らし社家列より放たんと欲す連久の養父（連久は宮野家より神主維久の養子となりしや連久又松下梅辻富野等を煽動し神主未補の輩上階の例なきを訴ふ賀茂傳奏中山篤信大に朝憲を輕んずるを怒り武家傳奏柳原資廉と謀り連久を召し大に譴責を加へ特旨減等の上同月閉門謹愼を命せらる明年歲末に至りて赦さる其跋扈此の如し氏人積怒益々深し朝廷之を憂ひ享保四年十二月十三日傳奏職より左の三ヶ條を達せらる

一社職五官（神主禰宜權禰宜祝權祝）缺如の時は片岡社職代理し其者故障の際は氏人中より代理し片岡以下八攝社々職缺員等の際は亦氏人中より代理神事奉仕の事

一七家及一般子孫共位袍は（社職未補の間）從五位下宣下の時及び元服當日社參の外著用不可致事

一叙爵は七家の子孫は九歲より其他は十五歲より宣下の事

此命令は全く社家をして法度に遵ひ禮式を守らしむる爲めに下されしに神主森連久祝富野致久權禰宜松

Digitized by Google

下常久權禰宜梅辻郡久片岡祝鳥居大路佐平（實は連久の男）命を奉せず私黨を樹て屢々違法驕僭の擧動を爲したるを以て同五年六月十三日皆職官を免じ位階を奪ひ閉門を命せらる六年二月十五日連久佐平は隱岐に郡久は壹岐に流罪せられ致久常久等は追放に處せられ家族は流浪し家名斷絶し其傳來の舊記文書は社頭に沒收せらる之を享保社家流罪の一件とす此時岡本清茂藤木直恒最も力有りといふ即今社頭に存する舊記古文書は此時に沒收せられし者なり其後幾年ならずして特に其家名再興氏族中舊別の子孫にて繼承仰出さるゝや清茂直恒其事に周旋し繼承者の簡定より諸般の事に當たり五ケ條の誓約を立て其繼承者をして兩家に對し謝狀を呈せしめ以て家名再興を得たりと云ふ

人物

本村は賀茂縣主系圖完存し且其遠裔の家も存するもの少からず其內には傳ふべき行事ある人物少からず今左に抄錄し補ふに他書に載するところの記事を以てす

慶滋保胤

賀茂忠行の子心を文學に潛め自から姓を改め慶滋と稱す菅原文時に從ひ聲名當時に冠たり具平親王と文を論ず大內記に任ず六條に亭を構へ其記を作り平安京の盛衰を傳ふ深く佛を信じ薙髮して寂心と號す日本極樂往生傳を著す東山如意輪寺に終る

賀茂能久

賀茂縣主正系にして神主に補せられ正五位上に叙せらる後鳥羽上皇に仕へ寵あり系圖によれば上皇の皇子を賜ひ其子とす即ち神主氏久なり承久の役能久官軍に加はり宇治に向ふ七月二十七日六波羅に捕へられ遂に築紫に流され貞應二年六月十日配所に沒す築紫社務と云ふ能久の二妹共に上皇の宮に仕ふ美濃局讃岐局と云ふ

從三位季子

賀茂神主能直の女にして能久の孫なり左大臣實雄の女となりて伏見天皇の宮に入り寵あり但馬局と稱す

花園天皇及び朔平門院延明門院の御生母也從三位に叙す花園帝即位の後顯親門院と號す然れど大日本史には其事を記せず賀茂系圖により之を記す

賀茂重保

賀茂縣主氏にして神主に補せられ從四位上に叙せらる和歌を善くし千載集以下七代の撰集に入る治承二年三月十五日別雷社前に於て三十番歌合をなす當時の歌人平氏一門多く會す藤原俊成判者たり歌卷世に傳はる又尚齒會曲水宴を開らく其集を月詣集と云ふ建久二年卒す其子重政も神主に補せられ歌人なり

賀茂氏久

神主能久の三男にて家傳には後鳥羽上皇の皇胤なりとあり賀茂系圖に氏久氏王文曆二年若宮禰宜建長二年貴布禰禰宜同六年正禰宜弘長二年八ノ十四補神主建治二年十月二日神主上表弘安九年三ノ十六神主再任同日叙從三位此上階始也同年十二ノ二十一上表正應九六薨年七十八とありて皇胤云々の事は無し社家の說にては系圖には謹みて記入せざるなりといふ氏久は後鳥羽上皇に非常の恩遇を受け御內翰を賜ひし事屢なり其家は松下氏と稱す今も猶數通を相傳せり其文章を見るに父子骨肉の間にあらざれば賜はり難き文句少からず其中このあきは、かまへて、まいらせらるべきよし、京へも申たれども、きこえ事を、れぼへてあるや、さのみたなじすがたにてあるもそれしもいよ〳〵たぼつかなくたぼゆるもせんなければ、ことしのふゆはたとこになるべき也中略ことしこれへまいる事、えあるまじくはとくたとこになりてもしやともまつべし、ついにたもひとをらずして、このくにゝて、くちもはてぬときかは、そのたり出家をもすべし、かつは權中納言がもとへもこのよしを云ふ也信成がもとにて元服はすべき也あなかしこ六月一日又此外にも此樣の文句多し尋常の間とは思ひ難し氏久は末子にて神主に補せられ古來例なき從三位に進み其家獨り榮えて勢力を擅にしたるを見れば自から因る所有るが如し黑川道祐が遠碧軒雜記に松下は後鳥羽院の宮女の腹に懷妊めいたるを松下に被下てその王孫なりと云へりゆへに後鳥羽院の宸翰の物多し尤も懷紙もあり後に隱岐國へ遷幸以後をきより松下に被下た宸翰もありめいよの物ども多し今に

Digitized by Google

一つもちらす罰あたるとをばへてしめかざりしてたく七夕に出して虫はらひをするなり先年法皇より叡覧ありたきとあれども終に門外不出の物にてある間御所へは上げ申すまじきとのこと也と記したり然れど大日本史には他に證無しとて取らずして疑を存せり總て貴顯の落胤の傳說は所謂證據不充分の事多くして何とも判じ難きものなり思ふに後鳥羽上皇の御時は宮壺肅ならず白拍子より皇子女を誕ずるものあり此時能久の二妹も上皇の侍女たれば或は此女幸を得て家に下り產みし兒を能久に賜ひ其末子となさしめられしには非ざるか當時に在りて能く有りし事なるのみならず後來氏久に賜ひし宸翰を見ても其故あるべしと考がへらる

賀茂清爲　通稱甚助

後陽成天皇の皇弟智仁親王（八條宮後桂と云ふ）に仕へ從四位下肥後守に任す慶長五年七月石田三成の細川幽齋を丹後田邊の城に圍むや親王古今和歌集傳授の堙滅を歎かれ甚助を遣し旨を諭し自重せしめらる幽齋感喜し傳授の書卷に古も今もの和歌を添へて奉答し甚助に馬具等を贈りて款待す大阪の圍益々急なり親王歎惜奏請あり三條西實條烏丸光廣を遣し和解せしめらる天保年中甚助の子孫馬具等を桂宮に献す

賀茂氏譽

醫術を以て德川家光に仕へ友仙又は道悦と號す正保五年三月東福門院異例あり命を承け拜診大に驗あり七月院宣に因り參院勸賞を蒙り直叙の法眼を拜す門院特に御手製の香合を賜ふ今尙家に藏す

賀茂重助二女

共に白河天皇の宮人となり姉を宇禮志支妹を祝緒と云ふ祝緒賀茂女御と號す花聲を作る

賀茂成平

神主なり蹴鞠に妙なり天承二年烏羽上皇御幸の時上ケ鞠をなし名譽を揚ぐ難波飛鳥井兩家の蹴鞠成平より出づ又和歌を善くす

賀茂定久　又作貞久

Digitized by Google

建武二年五月十一日神主に補せらる此時尊氏亂をなし神官改補の事あり大平記に「中にも賀茂の社の神主職は神職の中の重職として恩補次第ある事なれば咎無して改動の沙汰も難有事なるを今度尊氏卿貞久を改めて某久に被補任被眉を開く事僅に二十日を不過天下又反覆せしかば公卿の御沙汰として貞久に被返付」とあるは此人の事なり定久は始終勤王の志を懷き氏人を率ゐて賊軍を防ぎしが延元元年六月二十三日賊軍賀茂に亂入せんとするや定久之を拒むと雖ども賊軍聽かず定久馳て叡山の行在所に登る賊軍亂入氏人防戰すれども衆寡敵せず賊軍火を社殿幷民家に放ち亂妨を擅にす供僧承忠氏人經村疵を被り死者多しといふ

賀茂成定

正五位下駿河守藤木彌右左衞門と稱す勇武にして細川幽齋に客たり戰功多く一人當千と稱す京に歸り感狀を燒く書を幽齋の弟妙佐に學び其法を賀茂敦直に傳ふ賀茂の書博士此より始る又鍼法を善くし駿河流と稱す中和門院の病を治し其子成祥後水尾天皇に奉仕し世々鍼博士となる

岡本保望

從四位下宮內少輔豊太閤に仕へ祿百餘石を賜ひ家に傳ふ幟十本吹貫一本を豊公に獻じ謝狀を賜ひ子孫に傳ふ

賀茂元久

從四位下神主松下氏慶長五年九月細川幽齋田邊に籠城の時三條西實條烏丸光廣を勅使として下さるゝや元久之に隨行せり

賀茂敦直

從五位下甲斐守賀茂成定に太師樣の書法を受け書博士と爲る明正天皇即位の時萬歲の旗を書す賀茂の書博士此より起る

賀茂虎子

Digitized by Google

美濃守清國の女岡本氏關白秀次の侍女となる秀次敗るに及び夫人衆姫と同じく三條河原に斬らる年二十四辭世の歌を作り從容又を受く

賀茂滿子

賀茂弘之の女會津城主保科正之の室となる後聖光院と稱す正之は一世の明主其正室となりしかば定めて賢夫人なりしなるべし

賀茂季鷹

山本氏正四位下安房守和歌を能くし殊に狂歌に長ず其家を雲錦亭と號す其著雲錦集、みあれの百くさ、萬葉集類句、富士日記、正誤かなつかひ等あり

賀茂直兄

松田氏正四位下伊豫守嘉永七年卒す其著藤園歌集、言葉の直路、千秋錦鴛の記、貢の八十船、長歌考、萬葉歌意、硯の海等あり

賀茂直一

蔣池氏四品上賀茂社家氏人確執の起因を考へ其事實を記し南柯記一卷を編次す

梅辻規清

從五位上飛彈守天保五年より東北諸國に遊歷し又江戸に出て復古の說を唱ふ又町毎に學舍を立て子弟を敎育する事を論ず又醫藥に精く曆數に通ず印幡沼治水の事を論ず四方の士其門に集る弘化三年四月寺社奉行召して之を幽閉す其日本紀解の事を咎むるや一社の總代を召して對決せしむ屈せず遂に八丈島に流さる三宅島に漂着し島民に尊敬せらる明年八丈島に至る土豪其德に服し敎育文筆の事を托す規清時世を慨し曆法により支干を推し政道の事に論及す故に幕府の爲に罪せらる然れど近年遺書東京に行はれ其支干敎會の如きは多く此學派に基けり三宅島の人爲に其紀念碑を立つ其著に日本魂復古廼乳房、太平の船歌、神道大意、國史義解大意、日本紀解注、東雲秘事（於八丈島著之）、神曆、壬寅曆、性質變化論、和訓考等あり

舊社司從四位下紀伊守たりしが明治變革士族に編入せらる上賀茂神社禰宜となる明治二十二年死す學を好み和漢を兼ね考證に精し其著和漢合律疏、律令釋義、古俗字典書記、人物考、山城八郡考、賀茂史略、及び田家文稿等あり

賀茂山殖林計畫

殖林經濟は財政の要務にして近年頗る進歩せし如きも古人早く已に心を此に注ぎたり上賀茂神社の事を記せし南柯記といふ舊記の舊神官の家に有りしを見るに賀茂神社經濟困窮を歎して神山に殖林する案を記せり此書は四品賀茂直一の著也直一は蔣池氏を稱す享和文政年間の氏人にて考古の士なり其記事頗る正し其案は今日より之を見れば其事幼稚なれども當時に於て此に注意せしは頗る取るべきものあり因て其原文を左に抄錄す

倩今の一社中の形勢を案するに中略騎者次第に彌增居宅衣食音信送答に至り量入製出の古語を用いず分限相應せざるに依て自然と困窮に至る是全く其人の不經濟にあらず天下の時勢如何ともせん方なし雖然兎やせん角やせんと評議のみにて年月を送らば借財廣大に成て本錢は勿論足物まで遲延し銀主より出訴に及ぶべし是れ一社一流の恥辱のみにあらず然れども今急に濟之は難成緩々可計之此經濟を案するに當山境内之荒地に不如植木、寛保正保の比までは毎年社家百姓等十六以上兩三日惣出にて松杉檜等を植し由なれど今は其事絶て奉行を定め人夫を雇ひ、年々被植候へ共雜費多く其上少分の事にて廣大の境内行屆き難きは往古の如年年に惣出して被植度事にや將又此木植場所新原多葉粉原其外山麓荒地の所にて幾くなく植度事なり其大概を積り見るに新源一所にて凡二萬坪とし一坪に二本宛植惣木數四萬本十三四年を經て伐る時一本一束積りにて四萬束十束一駄にして四千駄一駄六文目積りにて二十四貫目是より八年目毎に伐拂ふ時一株に付二束或は三束平均二束半積りにて十萬束駄にして一萬駄代銀六十貫目是を伐留と號し八つに割一年に二ケ所宛伐拂へば年に七貫五百目の物成り次第に伐廻り九年目に再び初めの場所に歸

Digitized by Google

り伐る此外多葉粉原以下所々の木伐拂ひ此代銀を合せ年々御常用不足を相補はゞ御持所不足無く永く相續可無滯將又この木植入用は結講有餘銀の内より出すべし中略伐畠興立し置時は御益と云勳功未伐に殘るべし入用を厭はるれば先其半を植殘る所は二三段ハカリ令新開實を蒔き其苗を以て年々新植或は植拓の跡等へ被植付は雜費も減少すべし云々

逸事

賀茂踊謠

其始めは詳かならねど一種の盆踊なり其曲數十にして各其譜あり其歌は多く賀茂の神職の作りしものにて頗る優美なるものあり舊時は宮中御内儀及び公卿の間にも賞せられ祠職を召されて音頭を取り謠ひし事ありとぞ其中の一首を抄出して以て概畧を示す

花の梯

照りもせず曇りもやらぬ春の夜の徒然なりし折からについ筆とりてそこゝなく下まつ花の品定め先雪間よりさきそむる梅のしづ枝にほつそりと三日月眉のうす霞櫻の笑顏えもいはぬ中略とかく浮世はうの花とたもひ定めて氣散んじにそふてすてたるけしの花今は蓮のはなからて外に願はなつたけてはや文月の夕ぐれや小萩にそよとふく風の手に手をひきて朝がほの朝ひらきて晝しほむ中略とへどこたへぬ玉たれの内やゆかしき闌の香はゾッとするほどやこゝなき中略花もものいはぬ唇のゆふくれなゐの茶山花やあかり障子に影見えて鳴くは霜夜の小夜千鳥

人情風俗

京都に接近するを以て大抵京都に同じく別に記すへきなし農家は稍醇素なるのみ

大宮村志

本村は大字東紫竹大門、大字西賀茂の二部落より一村を成せり

東紫竹大門は舊と大宮郷と號し其内に雲林院、門前、新門前、上野、三筑、開、藥師山、大門、大宮森、紫竹の十小村あり（雲林院は本村の南部に位し門前新門前紫竹大門大宮森と南より北に連なり大宮道を相挟み市街を爲し上野開藥師山三筑は村の西より北に相連れり）明治五年合して一村となし東紫竹大門村と稱し同八年西南部なる千本廻を合併す

西賀茂は舊と細別して川上、今原、鎭守庵、總門、田尻の六小村をなし明治四年氷室村を合併し同五年林田尻に合し竹殿と稱し以上八組を合せて西賀茂村と稱す（各部落の距離一町又二三町に過ぎず總門鎭守庵の如きは殆ど相接す氷室は西北の山中に在り相距る一里三十餘町）明治二十二年二月町村制施行に及び京都府令第二十六號を以て東紫竹大門、西賀茂兩村を合せ大宮村と改稱せらる

區域

愛宕郡の西南に位し北は上賀茂村十三石山鷹ヶ峰村勘請山の峰を界とし東は賀茂川及新町通の街道を以て上賀茂村と界し西は紙屋川船岡山千本通り及び耕地山嶺を以て鷹ヶ峰村野口村及び葛野郡衣笠村大北山と界し南は京都市に限る

郷荘

南部は大野郷に屬し北部は栗栖郷に屬せし者の如し栗栖は類聚國史に延暦十四年十月辛卯遊獵栗栖野、又續日本後紀に天長十年九月戊辰（朔なり）天皇幸栗栖野、遊獵とある所なり大野は日本後紀に延暦十三年八月癸卯、遊獵于大野と見へたり此邊は宮郊の原野にて西北の連山より舟岡山に及び大内裏の正北に近く坡陀延曼の狀をなし歷朝御獵の地たり又栗栖野は馬寮の秣料の地となれり寛仁二年十一月官符を以て下上鴨神社に寄進ありし八郷の内にて栗栖は下社大野は上社の神領となれり山城名勝志の註に賀茂氏人注進記を引て大野郷今大德寺領とあり又栗栖郷愛宕郡鷹ヶ峰東有御栗栖野、今西賀茂南とあり今に大宮通と鷹ヶ峰の

Digitized by Google

間に畑地に栗栖野と云ふ字地あり又上賀茂村の南部小山部落の邊は總て大野と稱し其間に大野と稱する字地あり是れ二鄕の名の僅に存する所なり其後大宮鄕と號す是は大宮通に當れるより此名起りしなるべし

幅員

東西約二十五町南北約二里五町餘面積は未だ實測を了らざれども約一方里餘と云ふ

管轄

古代は蓋し宮北の御料なりしが如し寛仁二年愛宕郡八鄕下上鴨社に寄進せらるゝに及び栗栖は下社大野は上社神領たり但し大宮通を限りて東は神領西は大嘗會畑氷室馬草料等有るを以て神領に入らず王制亂れしより沿革詳かならざれど上社六鄕の內に在り仍神領なり然れども大德寺創立に及び東紫竹大門は多く其寺域又寺領に屬し西賀茂は多く禁裏御料地たり其本所三十餘に分割せられたり其區別大略左の如し

東紫竹大門

禁裏御料　大德寺領　吉見家領
柳原家領　三條西家領　西洞院家領

千本通り支配地本所不詳

西賀茂

禁裏御料　仙洞御料　會津上知領
本阿彌平十郎領　里村昌春領　德壽院領
角倉伊織支配所　二條殿領　金剛王院領
大聖寺領　藤波家領　寶慈院領
建仁寺領　相國寺領　正受寺領
大德寺領　正傳寺領　上賀茂社領
岡本越後守給知　岡本下野守給知　松下攝津守給知

Digitized by Google

中大路甚介給知　上賀茂供僧頂　千手院領

右の如く領主數多にして其地各所に混在す就中大德寺領の如きは一千石以上なるも其他は百石或は五十石小なるものは僅かに十石に充たざるものあり明治維新の後悉皆京都府の管轄となれり

形勢

西北は連山疊重し東は賀茂川を帶び南は平坦にして京都市街に連り道路四達して運輸便利なり地味は概ね膏腴にして概別すれば四分は耕地田三分畑一分六分は山林なり耕地は稻蔬に適す東南は賀茂川を控へ養水自由を得て頗る便なり西北の山麓に接する地は溪水動もすれば涸盡し往々旱に苦むことあり又山林の地味は植樹に適し木材良竹等の產出夥し

山岳

氷室

本村の北方字氷室に在り蓋し氷室の舊址なり

船山

字鎭守庵に屬し高さ十丈周廻五町餘山面船形を畫す艫より舳に至る八十餘丈船底より檣梢に至る四十三丈毎年八月十六日晩に炬火を點ず其壯觀東山如意嶽の大文字と伯仲す山脚の丘陵を鐘打山と云ふ點火の時村民今原鎭守庵總門の人齊しく鉦太皷を叩き念佛するを例とす

城山

船山の後方に屹立す傳云ふ明智光秀の築ける城趾なりと山上今尙石垣等の古形を存せり

毘沙門山

字鎭守菴に在り山上に古堂を存す京都市街を瞰下し眺望頗る佳なり傍らに稻荷の社あり

釋迦谷

西方連山の總稱なり

Digitized by Google

船岡山

本村の南方に孤立し其形舟に似たり別に記事あり京北の名勝地なり

河川池沼

賀茂川

其源を貴船鞍馬雲ケ畑等より發し本村の東北上賀茂の界を流下し下鴨に至り高野川と合し京都市に入る幅三十間乃至五十間あり常時は砂磧のみ流水僅かに五六間許其深く淵をなすものは一丈餘淺きは一尺餘に過ぎす最も駛流にして清冽なり霖潦洪漲するときは全川盈溢して堤防を破壞すること往々あり

堀小川

賀茂川の支流にして本村字山の森より分流し東部の田間を南下して京部市街に入る市中に於て堀川と稱するは即ち此川の下流なり本村過半の田養水は此川に取る川幅は二間乃至三間なり

若狹川

本村の西方摺鉢池より發し三筑、上野を經て今宮神社前に至り繞りて大宮頭に出て東に折れて堀川に合す川幅僅に一間餘の細流なり

有栖川

紙屋川の支流にして葛野郡衣笠村字大北山より分岐し船岡山の南方の田圃を潤し南流して市街に入り堀川に合す

尺八堀

村の西北に在り周廻凡四町平水深さ一丈餘あり田養水に供す國史に綿子池とあるは是なるべし

摺鉢池

村の西方に在り周廻凡三町三十間平水深さ四尺許なり田養水に供す

六兵衛池

Digitized by Google

村の南方船岡山の北麓に在り周廻凡三町餘平水深さ五尺許なり

道路橋梁堤防

大宮街道　又は紫竹街道とも云ふ

京都市大宮頭より門前紫竹を通じ大宮森を經て西賀茂に達す此間人家接續し小市街をなす西賀茂字竹殿に至り兩岐となり左は雲ケ畑街道にして右は鞍馬街道とす延長五百九間廣三間八分

御輿街道

大宮街道の支道にして字雲林院より船岡山の北を過ぎ鷹ケ峯村に至り丹波街道千本通に合す延長四百二十二間幅二間七分

上野街道

大宮街道の新門前より西北に通ずる支道にして上野を過ぎ字倉ケ坂に至て兩岐あり左は三筑を過ぎて鷹ケ峰村に出て丹波街道に合し右は西賀茂字鎭守菴に通ずるなり延長九百三十四間幅二間三分

雲ケ畑街道

字竹殿より林を過ぎ川上を歷て車坂を越へ雲ケ畑村に達す延長千八百七間幅二間

鞍馬街道

字竹殿より上賀茂村に出て鞍馬に達する道路にして本村に屬するもの僅かに六町餘に過ぎず

金閣寺街道

船岡山の南方に在り下鴨より金閣寺に通ずる街道にして明治三十五年の新設なり延長七百六十間幅三間

門前南橋

大宮街道に屬し若狹川下流に架す石造長一間幅二間半

門前北橋

南橋の北二町許に在り石造長一間巾二間半

Digitized by Google

御輿橋

御輿街道に屬し若狹川下流に架す石造長一間巾二間

菱屋橋

鞍馬街道堀小川に架す木造長三間巾七尺

賀茂川堤防

本村に屬する分は河の西邊にして其内民有の分は僅かに百六十間餘は官民區分判明せず

里程

本村元標よりの里程左の如し

京都府元標	一里三十三町	愛宕郡役所	一里十二町
京都府廳	一里三十三町	京都市界	十町
上賀茂村	二十二町	雲ヶ畑村	二里二十五町
鷹ヶ峰村	二十一町	葛野郡衣笠村	三十三町
東紫竹大門部落中央	五町	西賀茂部落中央	十町
氷室部落	一里三十町		

運輸

本村は京都市に接續するを以て北方鞍馬、雲ヶ畑等より市街へ木材薪炭等を運搬するの要路に當り運輸頗る便なり

字地

字名	方位	段別	字名	方位	段別
東紫竹大門部落					
宮の後	東南	五二、九一三反	下柳	東南	四四、六二一反

下御所田	同上	三二、四一九	
中御所田	同上	三〇、九〇二	
上御所田	同上	四〇、五一五	
堂ケ芝	東北	三四、三〇八	
梅の木	同上	三〇、二二〇	
口才	同上	三六、〇一四	
上芝本	同上	二八、三〇〇	
下芝本	同上	四八、三一四	
桃ケ本	東南	二七、五一〇	
八重	同上	四四、〇〇九	
高縄手	同上	二七、五一〇	
辻ケ内	同上	三二、八二五	
石名田	同上	三一、二〇一	
龍ケ坪	東南	三五、九〇〇	
横路	南	八、八一二	
雲林院	同上	三三、三一二	
薬師山東	同上	五四、九一九	
薬師山西	同上	五五、二一七	
箱の井	同上	二二、六二四	
三筑北東	北西	四四、六一〇	
三筑北	同上	四五、六〇五	

鳥田	東南	三九、六二八	
小柳尻	同上	二五、三一九	
佛前	同上	五四、七一七	
紫竹南門	南	四一、三二六	
紫竹南東	中央	二三、二〇九	
紫竹北東	同上	四一、三一二	
紫竹西北	同上	三九、九二七	
紫竹西南	同上	二六、五〇三	
大門筋	北	五三、二二九	
中堂谷	中央	四五、五二五	
三栗野南	同上	四一、七二五	
栗栖野北	同上	三七、八一四	
開臺	同上	五一、六〇一	
脇ノ臺	同上	二二、二〇一	
小野堀山	同上	三八、五〇二	
龍臺野	同上	二四、一〇五	
蓮臺野	西	九五、四二〇	
上西野	南	六四、九〇二	
山の東	同上	二二、二〇〇	
藤の森	同上	四一、一二七	
		四八、一〇二	

Digitized by Google

字名	方位	段別	字名	方位	段別
三筑	同上	五二、二〇一	築山	同上	三八、一二九
西裏山	同上	二八、九一九	南山腰	同上	二七、二二四
倉ヶ坂	西	三二、八〇四	中溝	南西	四八、一一三
丹後山	同上	二九、〇〇一	船岡南畑	同上	二四、七〇四
中島	同上	五六、三〇八	西山腰	同上	二一、七〇七
今宮	同上	五〇、九一五	郷の上	同上	二六、四一四
泉堂	中央	四九、五一二	上柏野	同上	三八、〇一七
上野	同上	三六、八二四	中柏野	同上	四六、三〇九
下柏野	同上	三三、五〇七	舊土居	北	三八、六一七
釋迦谷	北	七、一一三	一の井	同上	五四、九〇九

釋迦谷山、秋葉山、二ノ坂、萩原西北合三十八町

西賀茂部落

字名	方位	段別	字名	方位	段別
神光院	中央	二九、反二一八	總門口	南	五二、反九一二
中の社	同上	二九、〇二一	林裏	同上	七一、五一四
角社	同上	二九、八〇八	林ノ前	同上	二九、九一〇
丸川	同上	二七、一〇四	山ノ前	南西	八六、六〇三
田尻	東南	四五、五〇九	舊土居	南東	一七、一一八
樫ノ木	同上	二三、六一六	竹殿	同上	六七、七一四
上ノ岸	同上	二七、一一五	長目	同上	五一、八二六
原	同上	四二、六〇七	氷室	北	六七、九一九

但一里餘ノ飛地アリ

西氷室　北西但同上　七、三一四
中島　北　一六、八二二
樋ノ口　同上　一三、四二九
蟹ケ阪　同上　六二、八〇九
今原　同上　六五、六二二
川上　同上　八六、七一九
山ノ森　北東　二九、三二三
大道口　北　二三、二〇四
鎭守苑　西　六九、六二三
水垣　北東　三〇、〇一二
傍示ケ尾　西北　五一六、九一二
由利ノ向　北　三二三、四一二
小峠　北　六〇〇、八〇六
檜ノ谷　西北　五八〇、八〇六
西山　西　二五八、六二七
烏帽子岩　西北　三三六、二一八
蛙ケ谷　北　五〇三、一二一
圓峰　北　一九九、二二七
妙見堂船山　西　六四四、七〇六
毘沙門山　西　一七三、八一六
岩門　西　一八三、六〇六

下庄田　北　四二、七〇六
上庄田　同上　五八、四〇二
井ノ口　同上　四二、一〇三

山林字三十個所西全部

勸請　北　一四五、〇〇三
松茸島　北　六七、六一五
谷中　北　一七〇、五一八
唄ノ尻　北　一六三、三一八
棚谷　西北　二七四、一〇一
萬壽峠　北　三〇一、〇二一
二ノ坂　西北　四三、六一八
宮山　西　一五六、八〇六
檀ノ尾　西北　一二三、一二一
蓬萊谷　西　三一三、一一五
城山　西　一三一、九〇〇
笠松　西　一〇四、七一五
鑓磨岩　西　一四四、五〇一
宮ノ谷　西北　一四二、九二〇
中尾　西　七一五、二一三
卯ノ谷　西　六三七、二二九
尾横　北　三〇四、四一八

Digitized by Google

萩原西　四二、七二三

地籍

官有地　一〇七、六〇〇一町

第一種

御陵墓地　、〇三二三

別格官幣社地　二、四五二五

鄕村社地　、七〇二七

第二種

御料林野　—

道路　七一、二六一二

其他　—

第四種

寺院敷地　一八、三七〇七

民有地

有租地　一、四四三、一四二六町　地

一九一、八六〇〇　地

八五、九六二八　地

二九、一四〇二　地

御火葬地　、〇一一二

府社　一、八八一五

其他　—

國有林野　五、七六〇〇

河川溝渠　七、一〇〇〇

明治四十一年十二月末日調査

租　九、八〇六、八〇〇円　定率　四、二七三、三二九円

租　五、七九六、八三〇　同　増率　五、五三三、四七一

租　一、六七五、〇二四　同　二、六三五、〇四〇

三、一六一、八九〇

租　一、二八一、九三一　同　七六一、二七四

九一三、七五〇

四〇〇、八四〇

八八一、〇九一

四十一年

Digitized by Google

山林　一、一三一、七六二九　地租　一、〇三三、九四五　同　四六九、九七五
原野　一、三五一九　地租　同　五六三、九七〇
民有免租地　八、町八七二九　同　一七〇
學校敷地　五四〇三　警察署敷地　一　同　二〇〇
鄉村社地　一　病院敷地　一八二七
墳墓地　六〇二二　隔離病舍敷地　一
用惡水路　四、八〇二〇　運河地　？
溜池　二、二八〇〇　其他ノ公用地　一
堤塘　三六二九　井溝　？
道路　？　保安林　？
役場敷地　八一八

租稅　四十年
國稅　一一、五二四、円五一一
府稅　五、三四九、三八六
郡費　一、二〇〇、三五三
村稅　一七、四七一、三一四

官公衙
大宮村役場
村立待鳳尋常小學校舍内の一部を以て之に充て來たりしが明治四十二年四月村會に於て決議し舊位地より少しく南方に新築し事務の敏捷を計る爲め電話機の設備を爲し大に治蹟を揚げんとするに至れり

Digitized by Google

學校

待鳳尋常高等小學校

東紫竹大門字紫竹西北四十八番地に在り本校は明治六年一月二十日の創立にして當時字紫竹東南の地に在り東紫竹小學校と稱せしが明治十二年十二月現今の地に建築移轉し待鳳小學校と改稱す爾來學制の改革に伴ひて幾多の變遷且つ校舍の增築又は改築等ありて現今の校舍となりしものにして明治四十一年度在學兒童數は尋常科男百九十三人女百七十七人計三百七十人高等科男七人女十人計十七人合計三百八十七人にして教員數は正教員男八人女一人專科正教員女一人計十人なり

愛宕郡第二高等小學校

待鳳尋常小學校の北隣にあり上賀茂、大宮、雲ケ畑、鷹ケ峰、野口五個村の組合にして明治二十五年の創立なり因に明治四十二年四月より京都府女子師範學校の開始と小學校令の改正實施とに伴ひ村立小學校を廢止し其の附屬小學校となれり

病院

私立船岡精神病院

船岡山の南麓に在り明治二十年の設立にして岩倉精神病院と共に其名高かし

工場及び牧畜場

工場は雲林撚糸合資會社、京都織物會社紫野工場、西陣織物模範工場等あり其他は畧す

雲林撚糸合資會社

字雲林院小字横路に在り明治二十九年四月の設立にして資本金參萬圓西陣織物に用ゆる生糸を撚るを業とす

京都織物株式會社紫野工場

字雲林院小字下御所田に在り明治二十八年十二月の設立にして繻子織物を專業とす

Digitized by Google

西陣織物模範工場

字雲林院に在り明治三十六年の創立にして資本金拾萬圓主として絹綿織物を業とす

牧畜　　四十一年

搾乳場數　三

乳用牛　四二頭

搾乳高　二三五石

價格　六、三二五円

物産

本村は特産物なし普通産物は米、麥、菜種、茶、野菜類、藍、木材、竹、薪柴、松茸等にして其産額幷價額は概ね左の如し

農産　　四十一年

米	四、三〇七石	六二、五五五円
麥	一、七二〇	一二、九三〇
計	六、〇二七	七五、四八五
大豆	四〇	四七〇
小豆	一二	二七四
蠶豆	四九	四二〇
豌豆	一八貫	一七〇
藍葉	五、二八五貫	一、八五〇
菜種	三二三石	二、五八四
苧	二〇貫	一〇〇

Digitized by Google

蘿蔔	八〇、〇〇〇	四、〇〇〇	
蕪菁	四、五〇〇	三六〇	
葱	一七、五〇〇	一、七五〇	
葱頭	三、六〇〇	四五〇	
胡瓜	五二五	七八	
南瓜	八、七五〇	七八八	
西瓜	三、〇〇〇	三〇〇	
胡瓜	七五〇	一二五	
茄子	一四、〇〇〇	一、八二〇	
菠菜	三、六〇〇	三六〇	
牛蒡	一、三五〇	二五〇	
筍	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	
其他	？	一、五〇〇	
計		一八、七二九	

林産		
九及角材	三、三〇〇 尺	三、四〇〇
挽材	三、〇〇〇 坪	三、〇八五
竹材	一、六〇〇 束	二、四五〇
苗木	五五、一五〇 本	八二七
薪材	六〇〇 圓	一、三六五
松茸及諸菌類	八〇、〇〇〇	三、〇〇〇

Digitized by Google

其他	？	一、一一六	
計		一五、二四三	
工産			
絹織物			
洋服地	五、五二〇㎡	四五、〇〇〇	
生繻子	一五、九一〇〃	七七、二三〇	
女帶地	五五、八三〇〃	一一〇、六六〇	
其他	？	三、〇〇〇	
計	？	二三五、八九〇	
合計	？	三四五、三四七	

備考　其他製茶、蠶繭絲、畜産、家禽等の産出多少ありと雖も畧す

民業

本村は從來農業本位なりしも近來京都市の發展に伴ひ各種の製造工場の設置あり殊に西陣に接近せるより各種の機業者年と共に轉住する者多く今や村の南部市に接近するもの恰も京都市街地たるの觀ありて漸次益々發展の趨勢あり今最近の調査に因る各職業別左の如し

職業別	戸數	明治四十一年末現在 人口
農業	一七四	八七四
林業	｜	｜
工業	三五〇	二、一〇〇
商業	五五	三五五

Digitized by Google

交通業	一〇	二八	
日稼及勞働者	一〇〇	三〇〇	
雜業	一五〇	四三三	
公務及自由業	二〇	六〇	
無職及職業不詳	四六	五三〇	
計	九〇五	四、七八〇	

民力

直接國稅を納むるもの左の如し

百圓以上	九	
五拾圓以上	二七	
拾圓以上	一一六	
五圓以上	五九	
參圓以上	三六	

車輛

荷馬車	二	甲牛車	二
乙牛車	一	大七車	二三三
中小車	二三	人力車二人乘	一三
自用人力車	二	自轉車	二

畜產

四十一年末現在

四十一年十月調

Digitized by Google

家畜　　四十一年末現在

	牝	牡	計
牛	四七	三〇	七七
豚	七	四	一一

家禽

輓近養雞の農家副業として有利なるを覺り內外の種禽を撰擇し斯業の發達を期す既に百羽以上飼養するもの四五に及べり

養蠶

古來土地の關係上より蠶業甚だ振はざりしが數年來二三の熱中者ありて大に斯業の發達を期せり今其一端を揭ぐれば左の如し

刈桑畑三町四反步見積反別二反步計三町六反步此採葉約三千七百貫目

養蠶戶數三、掃立枚數二七、收繭五石其價格參百圓

製茶

製茶は年々減少しつゝあるも本村に於ては尙左の反別と製產とあり

惣反別　六町四反步

製茶　四百四十五貫目此價格千百五拾八圓

本籍人口　　明治四十一年末現在

華族	男	八
	女	八
士族	男	二三
	女	一七

Digitized by Google

平民　男　二、二一六
　　女　二、一三〇
　計　四、四〇二

現住人口及戸數

人口　男　二、四六九
　　女　二、三一四
　計　四、七八三

戸數　九〇五

宗教（在住人）

神道　一二

佛道　四、七六八

基督教　一

宗教未詳　一

神社

建勳神社　東紫竹大門　字舟岡山

祭神　贈太政大臣從一位平朝臣信長

合祀　從三位左近衞中將平朝臣信忠

別格官幣社なり明治中興の隆運に際し信長の撥亂反正の偉勳を追賞せられ同二年十一月十七日其裔孫羽州天童城主織田信敏に勅して信長に健織田神社の號を賜ひ之を祭らしめらる明年十月九日天童の藩邸に祠を建て勅使少辨五辻安仲を差遣せしめ改て建勳神社と號せられ同八年四月廿四日別格官幣社に列せら

大字別

東紫竹大門　男　一、八六七
　　女　一、七四六

西賀茂　男　六〇二
　　女　五六八

三、六一三
六八二

一一七〇
二二三

Digitized by Google

れ京都府に命し神祠を舟岡山に新設せしめらる初め天正十年の變あるや豊臣秀吉一城其仇を誅し更に公の爲め大に葬儀を大德寺に行ひ總見院を建て公の菩提を吊ふ此時新に巨刹を舟岡山に建て大德寺より長廊を架し之と通し公の菩提寺と爲さんとし舟岡山を仁和寺より買ひ之を大德寺に寄進し已に其工事を起し後陽成天皇辰翰天正寺の額を賜ひしか軍國多端其事を果さゝりしと云ふ此に及ひ當時の舊地なるを以て社地と定められしなり同十三年六月工事竣成同七月一日織田邸内鎮座の靈代を遷し九月一日勅使參向宣命を奉し其由を告けたり其翌日特に信忠を合祀せしめらる近年有志者織田公彰德會を設け社地拓張、神社改築の計畫中なり境内七千三百七十五坪

今宮神社　同　小字紫野

祭神　大已貴命　事代主命　稻田姫命

府社なり初め一條帝正暦五年疾疫流行天下不靜之に由て六月廿七日疫神を舟岡山に祭り御靈會を修せしめらる木工寮神輿を造る僧をして仁王經を講せしめらる伶人樂を奏し群參市の如し事終りて神輿を浪華海に流す蓋し疫神祓の祈なり未だ幾年ならす長保三年五月九日疫神祭を紫野に遷し御靈會を行はるこを今宮祭と稱す此時藤原長能の奉納せし歌あり日本紀畧に事を記して此非朝議起自巷說とあるを見ても當時の狀情を知るへし此より歷朝及將家とも崇奉甚厚く上下士女相競て之を祭れり故に近衞帝の時には京中兒女風流を備へ鼓笛を調へ紫野詣を爲す事甚盛んなりしかは之を禁せらるゝに至れり弘安二年に從二位を授け幾年ならす又正一位に進めらる其崇信此の如し故を以て足利時代戰亂相踵く時に於ても今宮祭は京都の大祭として大抵斷へす行れ奉幣神幸其儀甚盛んなり京都荒殘の間に於ても甚しき衰頽に至らす德川幕府の時代を經過し明治の維新に會し一旦鄉社に列せられしが明治十四年六月九日更に府社に進められたり社地五千六百五十五坪官有地第一種神社宏麗舍殿相連れり明治廿九年四月五日燒亡せしが其後更に新築せり氏子は其近村及京都市上京堀川以西數百町壹万二千餘戸を有し稻荷、八阪、北野、御靈諸社と共に京都の崇敬社たり例祭十月九日神幸は五月十五日其儀太盛んなり四月十日に鎭火祭あり世に「や

Digitized by Google

すらひ祭」と云ふ

境内攝社

疫神社

祭神　素盞烏尊

社傳に正暦以前より此に在りし社なりと然れとも詳かならす明治廿九年燒亡

若宮社　八社社　稻荷社　月讀神

宗像社　日吉社　織姫社　地主社

八幡社

右由緒皆詳かならす之を畧す

貴船神社　同　小字紫竹西北

祭神　高龗神

村社創立詳かならず境内九十五坪官有地第一種

總神社　同　小字紫竹西南

祭神　天穗日命　入幡大神

天滿大神　源義朝

村社創立詳からす境内九十二坪官有地第一種

八坂神社　同　同三筑北

祭神　神速須佐乃男命

村社創立不詳境内百七坪官有地第一種

玄武神社　同　靈林院内

祭神　惟喬親王

村社社傳に惟喬親王の遺物なる劍を紀名虎の祭れるなりと云ふ社地九十二坪官有地第一種

Digitized by Google

小森神社　同　小字下芝本

祭神水分神

久我神社の末社無格社舊社記に文永八年の記事に見ゆ中古廢せしを正德以來本宮造營の時之を作る社地十四坪官有地第一種

久我神社　西賀茂　字竹殿

祭神健津見命

舊と氏神社といふ賀茂の社人の氏神として仕へしによれり是れ社人は此神の裔なれは社の本稱を擧けずして單に氏神と稱せしより舊名を失ひしなるべし釋日本紀引く所山城風土記に建角身命の此地に至り給ひし事を記して隨山代川下坐葛野河與賀茂河所會至竺迴見賀茂川而言雖狹小然石川清川在仍名曰石川瀨見小川自彼川上坐定坐久我國之北山基從爾時名曰賀茂也とあり久我とは此地の舊名にして命の川を上りて此所に來り其山川を愛して居を定め給ひし所なり北山基とある能く地勢に合へり伴信友の說に久我神社は當初建角身命顯身にて久我の北の山基に在住給ひしに殿舍の跡所にも社を建てゝ久我神社と申して祀りしなるべしとあるは然もあるべし貞觀元年正月二十七日正六位上より從五位下に進められ延喜式に久我神社とあり古來攝社の中にて特別に崇められ氏人禰宜祝を置かれ第八位の攝社たり賀茂氏人註進狀に氏社祭四月神申日社司五官云々騎馬向于氏神社奉弊下向小森有舞樂とある所にて氏人の特に祭を成したるを見るべし明治五年更に考證ありて久我神社と改稱ありて攝社第六位と定められる祭日四月一日十一月一日境內四百九十坪官有地第一種

大將軍神社　同　字總門

祭神磐長姫命

村社創立詳ならず相傳ふ元と瓦屋寺の鎭守なりと境內二百五十五坪官有地第一種

境內神社八宇之を署す

Digitized by Google

山の森神社　同　字川上

祭神　素盞嗚命　稻田姫命　思姫命

賀茂別雷神社の末社創立詳かならず境内二百八十八坪官有地第一種一名浮田の森と云ふ

氷室神社　氷室　字氷室

祭神

村社口碑に舊と伏原家の領地にて其勸請せし社なりと云ふ祭神幷年代詳かならず其拜殿は東福門院の御寄附なりとぞ境内二百七十五坪

寺

大德寺　字東紫竹大門　小字紫野

本尊　釋迦如來

禪臨濟宗大德寺派の大本山にて龍寶山と號す後醍醐天皇の勅創にして大燈國師宗峰妙超の開基なり妙超大燈國師紹明に從學し後京都東山雲居菴に居る赤松圓心則祐之に歸依し爲に小堂を紫野に營す時に正和四年なり後醍醐天皇叡眷尤も深く更に其地に就き廣大なる寺域を賜ふ其四至は東限舟岡鼻南限盧山寺西限鷹峰土手北限千足藥師山北道とあり殆ど本村の大部分を占めたり大に伽藍を營し號を龍寶山大德禪寺と賜ひ御祈願寺と定めらる帝隱岐より還幸に及び本朝無双禪苑となし大燈の門弟相承け他門之に住するを許さずこの宸翰を賜ひ又南禪第一の上に相幷び聖躬億兆の寶位を祈り奉るべき綸旨を賜へり諸山之を猜む勅して法を清涼殿に論ず玄惠法印儒者と共に之に當る皆伏す花園法皇叡眷亦尤深し此より寺運益々隆に法燈益々暉けり享德二年回祿に罹り未だ幾年ならず文明二年兵燹に罹りしか同五年一休禪師土御門帝の綸旨を奉し勸募して之を中興し天正慶長元和の際に德川幕府及諸大名の力を以て漸く修興せり其寺域は建武元年五月綸旨を以て東限舟岡山南限安居院大路西限竹林北限内山後社とあり維新前には二十三町九反五畝餘を領し今は十五町一反四畝餘を有し官有地第四種にして其他は上地の後寺有又は民有とな

Digitized by Google

れり其寺祿は創立後所々庄園を給せられ又寄附の地を合し七千石を領せしが兵亂の爲め之を失ひ天正十四年豊臣氏より千五百四十五石を給し德川氏に及び二千十一石に及び以て明治革正に至れり其堂宇は關祿の後再營せし建物にて現存する主要のもの左の如し

本　堂　桁行九間半　梁行九間

大雄殿と號す本尊釋迦如來即本寺の本尊也第三回の建物にして寛文五年京都の那波素順兄弟其亡父常有の爲に再建せし者なり

法　堂　桁行十三間　梁行十間五尺

演法堂と號す享德燒亡の後寛永十三年小田原城主稻葉丹後守正勝の其嗣正則に遺命し再造せし所なり

山　門　桁行九間半　梁行五間半

解脫門と號す文明年間柴屋軒宗長一休和尙の爲めに再建せしを天正年中利休居士其上の閣を加へし者なり

勅使門　桁行四間　梁行三間半

寛永十七年明正天皇の賜ふ所にて皇居の南門なりと云ふ

方丈　桁行十六間半　梁行九間半

元弘中北畠玄慧開山に歸依し其宅に施し方丈とせしが文明燒亡後一休和尙之を再興す寛永十三年京都の後藤益勝之を庫裏とし更に此建物を構造せりと云ふ

日暮門　桁行三間　梁行二間一尺

豊太閤桃山舊門にて舊と山門の西に在りしを明治三十三年特別保護建造物に定められ舊來の明智門を撤却し（此門は南禪寺金地院に移す）修理移轉せり

梶井門　桁行三間　梁行三間

梶井尊胤親王の舊門なりしを本寺徹山に寄附せられ此に移築し享德應仁の火災に免れしものなりと云ふ

Digitized by Google

境内佛堂

雲門庵

本尊　開山大燈國師

大方丈の後方に接す即ち開山國師の塔所なり其他之を畧す

別院

德禪寺

本尊　釋迦如來

後伏見天皇皇子二品尊胤法親王は梶井門主にて本寺第二世徹山に歸依し其宮地を賜ひ本寺を創立せしめらる林泉の勝あり親王の影を竹影閣に安せしが明治九年泉涌寺に移す此因緣を以て特に別院となせり

塔頭子院

一般寺院に於ては塔頭子院は之を畧すれど本寺は特別の名山にして塔頭の創立は其事實甚重きものあるを以て別に之に記す

養德院

本尊　釋迦如來

應永年中左大臣足利義滿之を洛東祇園に創立し後養德院と號す明應中此に移す

眞珠庵

本尊　一休和尙

一休禪師の庵室にして舊と瞎驢軒と號す延德三年再造今の名に改む寬永十五年今の堂宇を建つ通仙庵は正親町天皇女御の御粧殿を侍醫半井瑞庵に賜ひしもの庭玉軒は永享年間一休の徒弟沒倫の舊菴金森宗和茶室を創立し頗る古雅なり東雲菴は睦室紹睦の庵室にして長祿年間の建物なり本菴方丈と庭玉軒は特別

Digitized by Google

保護建造物と定められ明治三十六年國費を以て大に修營を加へられたり

龍源院

本尊　釋迦如來

永正元年能登國畠山氏豊後國大友氏周防國大內氏相共に之を創立す

大仙院

本尊　同上

永正六年六角近江守政頼其徒と之を創立す其子の僧となる者古岳を開山とす方丈の襖畫花鳥は元信筆林泉は奇石を疊み之を築く相阿彌作と云ふ

興臨院

本尊　同上

天文年中能登國主畠山左衛門佐々木義綱と之を創立す

瑞峯院

本尊　觀世音菩薩

天文四年豊後國主大友宗麟之を創立す

聚光院

本尊　釋迦如來

永祿九年三好左京太夫義継其亡父長慶の爲めに創立す

大慈院

本尊　同上

天正年中織田信長の女兄安養院大友義鎭の女兄見性院之を創立す

三光院

Digitized by Google

本尊　同　上
天正十四年石田三成淺野幸長森忠次各資を投して創立す

高桐院
本尊　同　上
慶長年中參議細川忠興之を創立す

正受院
本尊　同　上
天文年中關民部太輔盛衞之を創立す

玉林院
本尊　同　上
慶長三年曲直瀬養安院之を創立す

芳春院
本尊　同　上
慶長十三年贈從一位前田利家の後室芳春院及其子利長利常の創立する所なり玉室宗珀を開山とす呑湖閣あり前田氏の靈廟なり

龍光院
本尊　同　上
慶長十一年黒田長政其父如水孝高の爲に創立し如水の法號を以て寺名とす黒田家靈塔あり聯芳堂と云ふ又有栖川宮の御廟所なり境内四百七十四坪民有地第一種寺產として田畑三町六段餘を有せり

孤蓬庵
本尊　同　上

Digitized by Google

慶長十七年遠江守小堀政一小庵を龍光院内に創立し後更に此に移し堂宇を建て茶寮を設け其菩提寺とし政一の子江雲宗龍之を受く政一一家の墓あり其後出雲國主松平治郷更に修理を加へ家廟を立て大圓菴と云ふ茶亭林泉其名最高し其茶室と方丈は特別保護建造物となれり寺產田畑四町餘を有せり

黃梅院

本尊同上

天正十二年小早川隆景毛利輝元と共に之を創立し其後隆景の髮塔を設く黃梅院とは其法號なり

大光院

本尊同上

天正年中豊臣秀長大和を領せし時郡山に創立す慶長年中藤堂高虎之を此に移す即ち秀長の菩提寺なり其墓あり

以上現存する所なり舊時隆盛の際には此外數十の塔數子院甍を併へ門を連ねしが數百年の間興廢一ならず明治後廢止せし者少からず其中豊太閤の織田公の爲め創立せし總見院又太政所の爲めに創立せし天瑞寺の如きは堂宇莊麗寶器無數寺中第一の亘刹たり且其寺領も多く之が爲め本寺は數百年間其功德に賴りしに一朝廢撤沽却して其墳墓をさへ荒穢に委するは甚だ惜むべきなり本坊寶物の優等品は多く此二寺の遺物なり昌林院は蒲生氏鄕の菩提寺にて其眞墓あり是亦廢毀して荒蕪となしたり是等は國史に關係する所の惜むべき者なり又其法流に屬する松源院龍朔寺の如きも亦廢滅せり

大德寺は朝廷御崇敬公卿武家の歸依特に厚く名僧の支那に學ぶ者多く又豊太閤の關係より什器文書の貴重品甚夥し維新の變大に散逸せしも今猶五山に冠たり其內にて國寶と定まりし者本坊にては後醍醐天皇開山大燈國師投機偈二幅元弘三年八月二十四日大燈に賜ひし宸翰絹本著色自贊大燈國師像、絹本中觀音左右猿鶴牧溪筆、水墨龍虎二幅塔頭にては光信筆百鬼夜行卷物、正信筆竹石白鶴屏風一隻眞珠庵牡丹孔雀模樣蟄堆朱盆銘張成大仙院等なり此類を擧ぐれば宸翰古文書書畫工藝品の國史の證憑美術の模範となるべき

Digitized by Google

者數ふるに遑あらず又其建造物にて特別保護建造物と定りしは豊太閤桃山遺物の門眞珠菴方丈茶室の庭玉軒、孤蓬菴の茶室方丈等なり

以上大德寺及び塔頭子院とす

雲林院　同　小字紫野

本尊　觀世音菩薩

平安京の初め特に造營ありて嵯峨院に亞く離宮なり嵯峨帝は嵯峨院を淳和帝は此院を營み離宮と爲し給ひしものなるべし其國史に見へしは類聚國史に天長九年四月癸酉、鸞輿幸紫野院、御釣臺、院司獻物、命陪從文人賦詩、御製和成、賜祿有差、新擇院名以爲雲林亭とあり其の紫野に在るを以て紫野院と云ひしを此に及び雲林亭と號せられしなり其大小結構は詳かならざれども山城名勝志引く所古今榮雅抄に東西七十三丈南北七十三丈也舟岡山の東からすれかはなの近所うぢゐといふ所なりとあるによれば其廣大なる地域を占めしと且其所在をも知るべし即ち今僅に存する堂宇の在る邊に當れり此院行幸は屢々行はれ文人詩客の作も少からず誠に莊麗なる禁苑なりしが如し仁明帝の時皇弟常康親王に賜ひ親王天台に歸依し此にて出家せられ貞觀十一年二月此院を僧正遍昭に附せられ元慶八年遍昭の奏請により官寺となし元慶寺は當時遍昭の住院なるを以て此院を其別院とし年分度者三人を賜ひ此より天台の巨刹となれり歷朝の崇敬文人墨客の遊觀史書に傳はるもの少からず或は念佛寺を營み菩提講を興し寺運甚隆盛なりしが北條氏の頃より漸次衰頽せしを大德寺建立に及び大燈國師に賜ひ此より殆ど荒廢せしが寶永年中寺名再興し一宇の小堂を建て大德寺の末寺となせり境內二十六坪民有地第一種堀川天皇中宮後三條天皇の皇女馬子內親王御墓は此內に在るべきも今詳かならず

寶泉院　同　同雲林院

本尊　脅　神變大菩薩

眞言宗三寶院末寬政年間創立境內八十四坪民有地第一種

常徳寺　同　同三栗柄野

本尊　釋迦佛　多寶佛

日蓮宗妙顯寺末知足山と號す寺傳に知足院の舊地なりと云へど猶考ふべし明治の初迄は本堂其他備はりしが多く撤却して現況となれり知足院のことは舊跡の部に記す境内百五十三坪官有地第四種

來光寺　同　同門前

本尊　阿彌陀如來

禪臨濟宗大德寺末元和年間創立境内九十四坪民有地第一種

西向寺　同　同蓮塞野

本尊　阿彌陀如來

淨土宗知恩院末寛永年中創立境内四百四十五坪民有地第一種

招善寺　同　同西裏山

本尊　阿彌陀如來

淨土宗一心院末寛永年中創立境内千四百六十坪民有地第一種近年大に修營を加へ寺運を興隆せり

光念寺　同　同上野

本尊　阿彌陀佛

淨土宗知恩院末寛永二年創立

一樣庵　同藥師山

本尊　藥師如來

禪黄檗宗萬福寺末正德年間隱岩禪尼創立近衛基凞家久之に歸依し殿舍を寄進し其夫人光相院の祭料十石を付す一時尼の一叢林たりしが維新變革に會し祭料は廢せらるゝも依然存立せり境内三百九十三坪民有地第一種寺產耕地七段餘山林十町餘を有す子院三、長揚庵、淨心庵、長寧庵と云ふ

Digitized by Google

清泰庵　同　同三筑北

本尊　釋迦牟尼佛

禪曹洞宗源光庵末境內百六十二坪民有地第一種

西方寺　大字西賀茂　小字總門

本尊　阿彌陀佛

淨土宗光福寺末舊と天台宗にて慈覺大師創立中絕せしを正和年中道空上人中興改宗す境內百四十七坪民有地第一種

慈源庵　同　小字田尻

本尊　地藏菩薩

淨土宗知恩院末慶長中創立境內五十七坪民有地第一種

神光院　同　字總門

本尊　弘法大師

眞言宗古義派醍醐寺所轄一等格院寺傳に建保五年上賀茂社務能久（松下氏）社頭に參籠し靈光と託宣とに感じ其光の照せし地に神殿を設け慶圓上人を請して法樂を供せしに始まれり其地は即瓦屋寺の在る所なり能久三男三位氏久醍醐金剛王院覺濟を請して院主とす其子孫永く檀越たり其本尊は舊と愛染明王なりしが中古弘法大師となし今は右に愛染明王左には舊と上賀茂神宮寺の本尊を安す此佛像は明治維新神佛分離の際現住職智滿僧正請て此に移せりと云ふ寺祿は舊七十石餘を有せしが維新後無檀家にて廢寺とならんとせしを智滿僧正拂下を願ひ同十一年新規則により之を維持し更に寺產地面を寄附し堂舍を造營し之を中興せり境內六百十八坪皆智滿の寄附地なり本寺は京都三弘法の一にして衆人參拜多し寺內の茶場は蓮月尼の舊栖なり

境內佛堂

Digitized by Google

開山堂　本尊　中興慶圓上人
太子堂　本尊　聖德太子
辨天堂　本尊　辨財天

正傳寺　同字鎭守庵

本尊　釋迦如來

禪臨濟宗南禪寺所轄初め弘長年中兀庵禪師歸化す東岩宏覺禪師其衣鉢を嗣き法德甚高し靜成法師深く之に歸依し一條今出川に於て一寺を創立し佛殿諸堂を建つ山徒の爲に破却せらる此時蒙古襲來の事あり東岩深く之を憂ひ石清水八幡に祈る龜山帝深く之を賞し更に護國の二字を加へ吉祥山正傳護國禪寺と號し此地を賜ひ大に伽藍を建立す此より名刹となれり此地は舊と天台宗寺門派の寺院の有りし舊趾なりと云ふ後醍醐天皇勅願所の綸旨を賜ひ莊園を附せらる文明九年戰亂の際に於ても足利義政此に遊びしことあり豊臣以來朱印地を給せられ以て明治に至る子院は正芳寺南陽院瑞泉院ありしが今南陽院のみ僅に存せり廢絲沒維持策なく本堂は沽却し其他撤却せし者少からず其方丈は桃山城の舊殿にて豊公の遺物也梁行四間半桁行七間檜造にて其襖書は狩野山樂精密水墨山水金泥雲取の名畫五十餘枚なり大に荒殘すれど特別建造物たり寺寶は散亡すれど開山東岩禪師自筆文永七年同八年石清水神宮にて蒙古退治願文二通同十年本寺創立の時の記錄東岩禪師行狀記東岩自芳聖賢一轍儀三冉虎古書傳王安石猛虎行双幅等あり文永八年の願文の卷軸卷込に極細假字にて末の世のするのする迄わが國は萬の國にすぐれたる國と云ふ一首の歌あり禪師の筆にて當時潛に手記せし者にて禪師の精神を見るべし此願文は本年七月東京帝國大學へ行幸の時天覽に入り叡感に預り其後國寶に編入せられたり希世の寶庫なり舊境內十四町二段五畝十五步現境內一町九段七畝十八步官有地第四種也

境內佛堂

開山堂　本尊　開山禪師

Digitized by Google

八幡堂　本尊八幡神

靈源寺　同　小字今原

禪臨濟宗相國寺所轄初め後水尾天皇佛頂國師一絲文守和尚の高德に歸依し丹波國桑田郡千ヶ畑の草庵より延請し京都に迎へらる和尚の市塵に交るを厭ふを以て此地を相し草庵を結び名を靈源庵と賜ふ時に寛永十三年也時々召對禪要を問ひ恩遇尤厚し寛文五年十月帝御幸六年宸翰清凉山靈源寺の號を賜ふ又寺域を弘め一派本山の宸翰を賜ふ法皇の遺勅により法體香衣の聖像を造り其御胸中に聖牙を納めらる靈元帝勅願所の綸旨を賜ふ佛頂は岩倉家の出なるを以て岩倉家の關係尤厚く明曆の變尚具卿此に隱れ其墓あり又贈丞相具視公も難を此に避て落髮隱栖せられ薨後其塔を立つ朝廷の崇敬厚く宸翰御賜物及禪家の遺墨多し現境內九百八十坪官有地第四種宮內省より特に年金百圓を賜ふ

名勝舊跡

紫野

古代は大野郷の內なり舟岡山東北一帶の地を紫野と稱す蓋し大內裏の北に在る廣き野原にて御獵又遊覽の地たり後世に及び漸く開拓せられ村家又耕地と社寺とになりて今は今宮大德寺邊を紫野と云ふ延曆十四年十月朔日桓武天皇御遊獵の事類聚國史に見えたり此より時々の行幸公卿の遊覽ありて洛北の名勝となれり淳和天皇の離宮紫野院即ち雲林賀茂齋院今宮白毫院知足院等皆此中に在り圓融上皇紫野子の日御遊は一時の盛事にて大中臣能宣平兼盛清原元輔等時の歌人扈從し兼盛は其記文を作れり其地は舟岡山と大德寺の間に在りしなるへし又葵祭の時には此地にて御覽ありし事あり雲林院は古代の勝地なれど已に寺院の部に記せり

舟岡山

其形覆舟の如く溫藉にして正に大內裏の北に當り苑も御苑の中に在るが如し貞觀元年八月陰陽寮に命して此山にて祭事を行はれし事あり國史に蓋擇清淨之處云々とあり紫野御遊の時には多く此邊にも及ひ王

公貴人より風流前士の遊覽地たり中古より茶毘所を設けられて上下の火葬所となり又墓地となり又は刑場となりし事あり保元元年七月十九日源爲義の子頼賢、頼仲、爲宗、爲成同二十日に其幼弟四人を此にて斬首せしは實に古今の慘事と云ふべし天正以來豊公より大德寺に寄附せしが明治の變革に上地となり曩に建勳神社を其東端に建造せられ滿山の松樹櫻梅と相交はり風景明媚にして今猶洛北の一勝地なり

大德寺内の勝地

方丈庭園

寺傳祐天と小堀政一との作にて比叡鴨川の大景を利用し庭内には巨岩を疊み別に奇を弄せず宏壯雄大なる造築にて他に類少なし

眞珠庵庭園及庭玉軒

庭園は方丈と同しき造構なり庭玉軒は茶室の模範となる者にして特別保護建造物となり已に大修理を加へられたり

大仙院石庭

小室の庭に奇石怪岩を疊み之を造築す勢自然の如し傳ふ相阿彌作にて東山義政の愛する所なりと

芳春院呑湖閣

二重四阿の高閣にして林泉に臨み老林喬樹の間に兀立す

孤蓬庵の庭園幷茶亭

小堀政一創立の寺にて庭園も其造築なり舟岡山を控き林泉を作り風致自然の如し茶亭は風流古雅にして茶人の欽仰する所なり

星の山

西賀茂小字今原の山にて靈源寺の上に在り三井氏の所有也明治二十三年十一月廿九日晃親王遊覽の時山を妙見山と云を聞給ひて左の御歌を賜ひしより三井氏之を星の山と稱す

Digitized by Google

三井高朗が領せる妙見堂といふ所に葺狩しけるとき妙見は北斗星なるをたもひて

星の山夕の星の影も見ん仙人さひし今日の遊ひに

同廿四年十月十八日英照皇太后上賀茂より此に御遊覽あり御板輿にて御登山葺狩し給へり御休憩の亭今猶存せり

賀茂齋院舊跡

賀茂齋院は類聚國史帝王編年記等に曰く嵯峨天皇平城上皇と藤原藥子仲成の亂より御不快の事あるを歎き時に皇女有智子内親王を始めて賀茂の齋院となし神宮の齋宮に擬し上皇と御平和の事を祈らしめ給ひし也と此時は大内裏の皇居にて賀茂には一條より大宮通を北に進む順路なれば其便を以て齋院を大宮一條以北の地に置かれしなり其所在を考ふるに三代實錄には紫野齋院とあり江家次第には擇吉日、臨流祓訖、遷野宮（紫野也）とあり山槐記には紫野院とあり今昔物語には雲林院に行て返りけるに齋院の東門の細目に開きりけれは云々とあり乃ち大宮大路の上雲林院より南にて大宮大路の西に在りしを知るへし又有栖川は紙屋川の支流にて葛野郡大北山より別れ蓮臺野を過き市中に入り堀川に合する小川にて山城名勝志に有栖川土人云有洛北大宮西、源出自舟岡東麓、經安居院北小路、至戻橋邊、合堀川とある者也古書に有栖川は齋院の側を流るゝ由を記すれは大略今の大宮盧山寺通の西北の邊に當れるなるへし齋院のことは當時の文詞に多く詠出せり今昔物語の記事により其院内の林泉善美を盡せしを見るへし

栗栖野

延暦十四年十月桓武天皇の遊獵の地にて紫野の北賀茂川の東の山邊に在りしなるへし御厩馬草の地となりしことあり古歌に詠する名所なり今本村の西鷹ヶ峰に近き所に三栗栖野と云ふ字地あり

綿子池

續日本後紀に天長十年九月戊刁、天皇幸栗栖野遊獵便幸綿子池、令神祇少副從五位下大中臣朝臣磯守放所調養隼拂西齋、〇按に（捉の誤か）拂はとあり今詳かならす然れと栗栖野より便幸とあれは近邊なるへ

く今の藥師山の谷合なる尺八池は今も頗る大にして舊栗栖郷の内なれは或は此地には非るか猶考ふへし

大日本史國郡志の説も亦た之に同じ

栗栖野寺跡

三代實録に出つ曰く權律師法橋上人位宗叔豫造御願寺、山城國愛宕栗栖野、堂舍顯覆、佛像元在北山高峰寺、貞觀十三年大雨水、自然以大巖石塞其道路、行人不通、去高峯寺、移立於栗栖野とあり此寺は外に見えされは早く廢せしにや高峯寺亦知るへからず然れとも之に因て應峯舊と高峰に作りしを知るへし

瓦屋舊跡

木工寮に隷し御用の瓦を焼く所にて其工人も此に住せしなるへし本郡には小野と小栗栖とにあり木工寮式に凡自小野栗栖野兩瓦屋至宮中車一兩賃四十文とあり其舊跡は神光院の邊なりといふ

瓦屋二階堂舊跡

是も同しく神光院の邊なりといふ

白毫院跡

創立詳かならす山城名勝志割注には或云白毫院今大德寺之内總見院其地也とあり大平記には元弘三年楓井尊胤親王が三四年間亂を此に避けられしことを記し園大暦には文和二年七月十九日四條隆資山名氏清の軍の大德寺白毫院に亂入の事を記せり此より後應仁の兵亂に絶へし者か今引接寺に在る大石塔は白毫院の舊跡なりと云ふ又河海抄によれは小野篁の墓より北にありし由に見ゆれは名勝志とは差東に寄れり

圓融寺跡

圓融天皇永觀五年雲林院中に創立し永觀五年天皇此に御落餝あり崩御此地に火葬を行れし由なれと其跡詳かならす

知足院跡

創立詳かならす盞延喜已前に開基せし天台の名刹なり拾芥抄異本に千葉菩薩創立の由見ゆれど確かなら

Digitized by Google

ず白川鳥羽の頃に至り益々隆昌なりしが如し古書に雲林院知足院と幷べ書きたれば其近傍に在りしなるべし久壽二年七月二十三日近衞天皇崩御船岡山西に火葬し御骨を此寺に安置せしことあり中に不動堂丈六堂爲行堂女房播磨堂能積院林殿等あり女房播磨堂とは關白藤原忠實の家の女房播磨局が爲に仁平三年に建立供養せし堂にて最も莊嚴なりし事は兵範記に詳かなり保元の亂左大臣藤原賴長敗れて南都に走り死す忠實は其長子忠通を惡み賴長を愛し父子相善からざりしが此に及び恐れて奈良に走りたり後白川帝怒て遠流に處せんとせられしを忠通奏請して事無きを得たり忠通更に勸めて京に歸らしめしかば舊の女房の緣故によりて此播磨堂に隱居せり此より數年をへて應保三年六月十八日此に薨す歳八十五因て知足院關白と稱す壽永二年七月二十五日平氏が安德天皇を奉じて西幸の日關白基通が七條迄扈從せしが後白川法皇の西幸なき由を聞き俄に車を回らし姑く此に隱れし事あり知足院は足利氏の時迄は猶僅に存せしが其後荒廢せり今常德寺を知足山と號し此舊跡なりと云ふも如何にや

西林寺跡

創立詳ならず蓋し雲林院知足院の邊に相連りし寺の如し藤原氏の歸依寺にて仁安二年攝政基通の新に丈六堂を造營供養の事あり壽永二年安德天皇西狩の時關白基通が乘輿に扈從せんとて七條迄下りしが後白川法皇の御幸無きを聞て車を返して其家にも入らず先づ知足院に隱れ更に此寺に遷れり仁治三年十二月猪隈關白を此等の竹林中に荼毘せしことあり其荒廢の時考ふる所なし

梶井宮舊跡

梶井宮は圓融房にして尊胤法親王の時犁ヶ鼻に宮院を設けらる親王は後伏見帝の皇子にて梶井門跡大塔宮尊雲法親王の後住なり大德寺徹翁和尚に歸依し入室弟子となり傑山の號は徹翁の授くる所なり親王宮地北邊を割き大德寺に寄附せらる竹影閣あり林泉最佳なり今の梶井門の邊の地なり名勝志の注に在犁鼻自元弘至應仁爲御所于今舟岡東、有梶井田字、云々雲林院と建勳神社の間に當れり應仁の兵火に燒亡せり應仁記の記する所を見ても其林泉の勝を知るへし

Digitized by Google

安國寺跡

齋院の北に在りし由なれど詳ならず

天正寺造營地跡

天正寺は天正十年六月織田信長の變あり十月豊臣秀吉公大に其葬事を大德寺に行ひ總見院を建立し猶織田公追福の爲め更に寺院を立んと欲し天正十二年十月新紫野天正寺敷地東西百間南北百二十間幷舟岡山を古溪和尚に寄進し已に其工を起し大德寺より南舟岡山に連なり通ずるに長廊を以てし舟岡の上に堂殿を建立せんとし後陽成天皇は宸翰天正寺の額を賜ひしが事ありて果さず此より舟岡山の大半は大德寺領となり明治の上地に至れり

舟岡山茶毘所跡

舊と舟岡山の北面に在り延壽堂其他建物あり或は天正寺を造營せんとせし地にやあらん京都七所の一なり元來此山は王代以來の火葬地墓地とし舊史に散見すれども區域は詳かならず此茶毘所は蓋し舊來の因緣より設けし者なるへし明治三年に至り廢せらる

牛若丸誕生產水井跡

字上野大源庵舊趾竹林中にある古井なり相傳ふ源義朝の別莊にて常盤栖所となし牛若を此に產むと時に古瓦を堀出す事あり

常盤井

字雲林院御輿街道の北なる田間にあり堙埋して僅に殘れり側に碑あり常盤井と刻せり口碑に常盤の用ひし井水なりとも云ふ

窪堂跡

西賀茂字田尻の竹林中にあり舊と西念寺と云ふ相傳ふ西行法師暫く此に栖みし所にて其庭の梅を賞し「とめこかし」云々の歌を詠せりと其樹は近年迄存せしか廢寺の後華族裏辻家に移し後北野神社に奉納し

Digitized by Google

今に在り

氷室跡

氷室の山中にあるへきも今詳かならす式に見へたる愛宕郡氷室の一にて栗栖野とあるは此所なるへし

舟岡山古戰場

舟岡山は巍爾たる孤山なれと京都の北に屹立し京都を瞰下し頗る形勢の要害なり其戰場となりしは實に應仁二年九月七日なり此時細川山名の兩軍京都に對峙し互に其間を覗ふ此日勝元能成寺口に安富民部香川某芝藥師寺安居院口より進み山名是豊藥師寺與一浦上美作等成身院より向ふ舟岡山には西軍一色左京太夫義近山名相模守之に據り小鴨安藝守は山の乾位を守る浦上の厮卒一若なる者五六十人と繞て西賀茂正傳寺より山の背後に出て濠を渡り築地を踰へ壘に躍り入り火を陣屋に放つ一色の軍大に驚く三方の軍急に攻む一色大に敗れ走りて西軍に入る小鴨安藝守戰死せり之を應仁舟岡山の役と云ふ其後足利義植義澄の爭に及ひ永正八年義植京都に在り細川政賢南海東國の大兵を率ひて京に入り義植を攻んとす義植大內義興の策を用ひて丹波に避け敵を誘ひて京都に入らしめ八月に至り義植畠山政長、細川高國尹賢、大內義興と兵三萬を以て丹波より上り長阪山に陣す長阪山は鷹峰西北の山にして下りて幕府を攻んとするなり義澄之を拒かんとして舟岡山に陣し細川政賢、畠山義英遊佐三好等と大兵を率ひて大德寺、今宮、小川頭等に陣す澄元五百餘騎を以て小川の舘に屯す已にして義澄の軍大に破れ播州に走り義植京都に入る此後細川政賢、遊佐河內守等小川の舘に據り戰死せり時に此月二十四日なり

陵墓

本村は大德寺中に墳墓甚多し然れとも齒髮塔影塔多くして眞墓は甚少なし名士の墓は多く碑文あり一々抄錄するあたはず

媞子內親王墓

舟岡山の北御輿道の南に在り北面す內親王は白川天皇の皇女なり堀川帝の準母となり尊ひて皇后と曰ふ

Digitized by Google

郁芳門院と號す永長元年崩す年二十一上皇鍾愛甚し於是大に悲悼し遂に薙髪し給へり

妙吉祥院聖輔義英墓

大德寺中龍光院に在り後西院天皇女御明子女王延寶八年七月八日薨ず

清淨觀院墓

同院にあり後西院天皇の皇女諱誠子八百宮と稱す貞享三年十月二日薨ず年三十三

大圓大禪師墓

同院に在り後西院天皇第十一皇女相國寺惠叢に具戒得度し通玄寺に主たり法諱宗悟寶永三年九月十日寂年三十三瑞光禪師と稱す

中興通玄大成和尙大禪師墓

大德寺中養德院に在り後西院天皇皇女正德二年十二月三日寂

前住通玄崇峯祝禪師墓

東山天皇皇女享保六年四月二十日寂

瓔珞珠院墓

光格天皇皇女見音宮と稱す文政十年八月十九日薨

前住通玄蘭溪秀禪師墓

後奈良天皇皇女元和九年二十五日寂

瑞岩聖與沙彌墓

後陽成天皇皇女文錄三年十二月十五日寂

前住通玄二品法親王玉記和尙大禪師墓

中御門天皇皇女寶曆九年十一月三日寂

右諸陵寮に管す

Digitized by Google

大燈國師妙超墓

大德寺本坊大方丈の後に在り雲門と號す碑版あり大德寺の開山なり

近衞信尋公墓

信尋は後陽成天皇の皇子出て近衞家を嗣ぐ大源自性院と刻す即應山公なり

近衞尚嗣公墓

妙有眞空院と刻す

近衞家凞公墓

豫樂院と刻す法號眞覺

織田信長公墓

五輪石塔高五尺六寸總見院殿贈大相國泰岩宗安大居士天正十年六月二日と刻す同年十月豊臣秀吉追薦佛事の時建つる所なり

織田信忠墓

五輪石塔大雲院殿三品羽林仙岩大居士天正十年壬午年六月初二日と刻す

織田信雄墓

五輪石塔德源院故正二位內府實岩常眞大居士寬永七年四月晦日と刻す

右六墓舊總見院內に在り織田公墓の事は所傳紛々未た決せず史家考證中に屬せり織田氏の墓は此外に猶在れど之を署す

豊臣大政所天瑞寺墓

寶筐卵塔高六尺三寸餘面に天瑞寺殿預修大功德主從一位春岩宗桂大姉船儀壽塔天正二十年壬辰二月彼岸日と刻す按ずるに夫人は美濃國關の人木下彌右衞門の妻にして豊太閤の母なり豊臣公貴顯の後從一位に叙せられ大政所と稱す公母に事ふる至孝最も心に盡す天正十六年大政所の病に罹かるや大德寺中に寺を

建て墳墓の地と爲さんと欲す公其意を承け大納言秀長に命じ此寺を建て壽塔を營し金鳳山天瑞寺と號す此時征韓の役の爲め公は名護屋の行營に在り母の病を聞き急に歸りしも既に及ばず其薨日は實に此年七月二十三日也八月八日蓮臺野に火化し此に葬り大に佛事を脩む朝廷特に准三宮を贈らる天正二十年壬辰は文錄元年なれど其改元は十二月二十日にして此塔は二月なれば猶天正二十年とある也墓上に舊と墓堂あり方一間半寶筐造り完好精良なる古建物なりしが往年寺僧か賣却して全く荒墳となし果てたり

豊臣秀長墓

同寺大光院内に在り五輪塔大光院と刻す豊公の同母弟にて大和大納言なり郡山に封せられ七十萬石を食む舊と大光院は秀長の法號を以て寺名とせし菩提寺にて郡山に在りしが藤堂高虎大和に封せらるゝに及び院と共に其墓を此に移せしものと云ふ

蒲生氏郷墓

同寺舊と昌林院墓地にあり氏郷文祿四年二月七日京都聚樂の邸に薨ず（今飛彈殿町と稱する所其邸趾なり）年四十蓮臺野に火化し此に葬り寺を建て其法號を以て寺號となす舊と非常の大五輪なりしが維新後廢寺となりしより其五輪は賊に奪はれ現在する者は他の無緣の古塔なり卿の畫像は今黃梅院に藏す薨時寫す所にして大德宗賢の贊あり又靈牌あり昌林院殿前參議高岩忠公大禪定門と題せり

小早川隆景塔

同寺中黃梅院に在り五輪塔黃梅院殿泰雲大居士藝州小早川大江氏隆景在世六十五歲慶長二年丁酉六月十二日と刻す遺髮塔あり又畫像あり

細川忠興塔

同寺中高桐院にあり一區域を占め石柵を繞らし一基の石燈籠を立て左右に石花立あるのみ別に石塔を設けず相傳ふ此石燈籠は忠興の深く愛する所にして遺命により遺齒を埋め此を其上に建つと墓門に大石手水鉢あり亦遺愛物と云ふ高桐院に遺像あり上に其傳を書せり

Digitized by Google

附記近年舊熊本藩士高見祖厚入道して僧となり小庵を墓邊に結ひ隱栖し此墓を保護せしことり

與津彌五右衞門外四士墓

皆忠興の遺臣なり忠興三年忌日に當り彌五右衞門は舟岡山上に四士は高桐院に追腹を切り殉死せしを以て此に葬りしと云ふ

黒田孝高墓

同寺中龍光院にあり初め孝高本院を此に建て其法諡を以て寺號となし別に墓廟を營す薨後筑前崇福寺に葬り遺髮を此に埋め五輪塔を龍光院殿如水圓清大居士慶長九甲辰年二月廿日と刻す夫人遺髮塔と相併へり

黒田長政塔

孝高の塔の北に東面せり莊大なる輪塔なり興雲院前筑前都督右心道卜大居士元和九壬癸年八月四日と刻す其他黒田氏歷世遺髮塔あり

附記此墓廟の扉は征韓役の分獲品にて山水詩篇を螺鈿にて書き頗る巧妙なり

吉川廣家塔

龍光院内黒田孝高塔の南に在り圭狀大石を立つ高丈許金光院殿前拾遺補闕四品中岩如兼大居士寛永元丑年九月廿一日吉川廣家公と刻す廣家長政と契合尤も深く生前相約する所ありしを以て特に之を建てしなりと云ふ

水野勝成墓

同寺中瑞源院にあり石碑高五尺八寸方二尺七寸表に大機院殿日州太守下太夫勝成壽碑と刻し其他は碑文を刻す碑は生前に建て歿後道春の撰せし文を刻せしなり勝重の墓も其側に在り

小堀政一墓

同寺中孤蓬庵にあり庵は政一の建つる所なり墓は一區域をなし小堀歷世の墓なり政一の墓は蓋石圓塔高

Digitized by Google

六尺圍八尺面に孤蓬庵大有宗甫居士正保四年丁亥二月六日と刻す庵に遺像竝に碑文あり其傳甚詳かなり

金森長近塔

同寺舊金龍院に在り院は近長の建つる所なり塔高五尺三寸金龍院兵部卿法印要仲玄公居士慶長十三年八月十二日と刻し別に石碑あり

珠光墓

同寺中眞珠庵にあり唯一片の苔石を安するのみ珠光は文龜三年五月十五日寂す壽八十一其傳は人の知る所なれは畧す

千利休墓

同寺中聚光院にあり石塔奇古中心空虛にして佛像を其中に安す此塔は舊と舟岡山火葬所の供養塔なりしを利休か其古雅を愛し引き來りて遺命して其墓表と爲したるもの也と云ふ

里村紹巴墓

同寺中正受院に在り五輪塔高二尺二寸臨江軒紹近法眼慶長七年四月十二日と刻す

古田織部墓

同寺中三玄院にあり塔に金甫宗屋禪人慶長廿年六月十一日と刻す

石田三成首塚

同所にあり寺傳に三成梟首の後義故か其首を竊みて此に葬りしものなりと云ふ

山中幸盛塔

同寺中玉林院にあり大阪豪商鴻池氏は山中氏にて幸盛より出つるを以て享保年間一族相謀りて此影塔を立て服部元喬に托し祠堂の記を作り之を揭けたり

片桐且元墓

同寺中玉林院に在り顯孝院殿東市令三英宗玄居士慶長二十年五月廿八日と刻す又靈牌あり此寺は片桐氏

Digitized by Google

の香華寺なり且元豊臣氏の爲に心を盡せしも行はれず遂に東軍に應せしも憂憾して病を發し元和元年五月七日大阪落城豊臣氏亡ふ其月廿八日遂に憂慚して死せり慶長二十年は乙卯にて即元和元年なり

平康頼墓

同寺山門の西南に古樹叢生して隆然たるものを康頼墓と相傳ふ云ふ康頼還京の後此に隠栖し歿後就きて葬れりと石造地藏尊を安せり

紫式部碑

同寺内碧玉庵跡にあり庵は天正年中立花宗茂の創立なれど近年廢せり碑は寛政七年井後久米女五十川菅正齋等主となり文を畑維龍書を杜徹に托し石碑に刻し其墓に立んとせしを故ありて此に建てしなり此外寺中には開山其他高僧の墓多し又瑞峰院に大友宗麟玉林院に佐竹義宣大光院に藤堂高虎碧玉庵に立花宗茂大源院に峰須賀義鎭墓ありと云へど今詳かならず因て之を略す

小野篁墓

大字東紫竹大門小字下御所田にあり今京都織物會社紫野工場の中に屬せり明治二年金澤藩家老横山政和は其裔孫なるを以て其墓を修め大碑を立てたり

紫式部墓

小野篁墓の西に在り即ち雲林院の東疏水分川の北なり今は京都織物會社紫野工場の内に入り甚荒殘せり

招魂碑

大德寺門前に在り明治三十五年本村出身軍人戰死者の爲め本村尚武義會の建つる所なり

三宅亡羊及一家墓

大字東紫竹大門小字三筑東に在り鷹峰妙見堂の後山也亡羊以來一家の墓二十餘基あり儒式にて馬鬣封をなし前に石碑を立つ亡羊の墓其正中に在り題して處士三宅亡羊之墓と刻せり其他一字なし外に碑文有る者二三基あり亡羊名は島寄齋江南野水翁と號す和泉の人學問深博識見あり召辟就かす石田三成の厚幣を

斥く後陽成、後水尾二帝叡眷厚く特召經を御前に講す御物を賜ひ且鷹峰に於て方四十間の墓地を賜ふ即此地なり慶安二年六月二日歿年七十墓は荒廢して墓樹も已に伐られ只大一株猶遺れり

野間玄琢同靜軒墓

小字玄澤舊檀林の側に在り京都の人醫業を曲直瀬正紹に受け御醫となり壽昌院の號を賜ふ東福門院を治療し効あり靜軒名成大字子笵三竹と號し又柳谷と號す石川丈山の碑文を作る著書多し

岩倉尚具墓

西賀茂靈源寺内に在り尚具右大辨に任す明曆年中山縣大貳藤井右門と朝權恢復を謀り事敗れ此に幽蟄す開山佛頂國師は岩倉より出てしを以て也蒐後寺中に葬る

贈太政大臣岩倉具視公斷髪塔碑

同寺に在り公幕府の嫌忌を避け落飾閉居の舊蹟なるを以て其薨後遺命により斷髪を埋め塔を建て文を刻す

蓮月尼墓

西賀茂小字小谷の墓地に在り明治八年十二月十日蓮月神光院の草庵に歿す年八十五院主智滿此に葬る富岡鐵齋等碑を建て題して太田垣蓮月尼之墓と曰ふ

人物

本村より出てし人物の世に著しき者無し本村に墳墓ある人物の有名なるは多く歷史に灼然として世の知る所なれば記するに及ばず獨蓮月尼は近世に在るも其名甚高く嘖々世に稱せらる然れとも事實家系に至りては知るもの極めて少く惜むへし由是其大畧を此に揭け附するに富岡鐵齋の作りし小傳を以てす此文も粗にして遺漏多けれど鐵齋は壯年の時深く尼の愛顧を受けし人なれば特に之を取れり

蓮月尼

氏は太田垣と云ふ因幡人の子なり其家但馬の太田垣氏より出つ親の名は傳らす或云ふ其母懷姙して都に

Digitized by Google

出て尼を生むと又云ふ嬰兒の時國を出てしなりと其父は藩の世家に仕へし人にて故ありて國を去りしなりとぞ太田垣氏は鳥取附近の古市村の資產ある農家にて尼の老後まで時々音信せりとも云ふ余も幼時は尼の話を聞しか今は故老凋謝して知るものなし富岡鉄齋一時深く尼の庇護を受く故を以て其中年以下の事は鉄齋が傳に在れと記して詳ならす又誤あるを免かれず尼は容儀妍美資性端嚴凛如として犯すへからさるの色あり和歌を善くし傍ら諸藝を綜へ薙刀を善くす園基にも通せり其歌は獨詣自得にして古人に因らす清新にして妙思を發す而して性情を正を失はず別に一新機軸を出せり又和文を善くす大佛にて夏を脩めし記あり其筆跡輕妙他人の及ふ所にあらす恬淡寡欲操守氷の如し蓋し近世の奇尼なり其陶器を製する以て米資に供するのみ一點の匠氣なく高雅にして韵致多し故に深く世の爲に賞せらる世人之を模する遂に及ふなし其老後神光院の茶場に寓するや簞瓢屢空しきも晏如たり三條公深く其人を重んし就ひて見んと欲す固く辭して出てす京都府知事槇村氏其病を聞き醫を遣はして療せしめんとす尼固く拒みて應せす住職智滿和尚深く之を眷し壽を以て終る其辭世に曰く

塵ばかり心にかゝる雲もなし今日を限りの夕暮の空

亦以て其爲人を見るべし蓮月歌集有り世に行はる

富岡百錬撰

蓮月尼傳

蓮月老尼太田垣氏其先出於足利氏臣山名持豊之麾下但馬竹田城主太田垣土佐守古朝也、遠孫某移于因幡鳥取、爲農、數世之後、至左兵門者、有故携其妻名和氏來於京都、後仕東山智恩院、即尼之父也、尼以寛政三年生於三樹坡、幼名誠、幼而聰慧善和歌傍及武技、而家無男子母先父歿、父爲謀贅近江彦根士藩古川重二郎爲婿焉文政六年、重二郎病歿、有子六人皆夭、因養同藩風見某子古敦者繼家、於是乎尼與父共剃髪、父號西心、尼號蓮月與子古敦別居、尼時三十三歳自製陶器、々必彫所自詠和歌、鬻以給焉、以器皆有別致、人爭賞之、蓋以此養親、天保三年、父亦病沒、享年七十八、尼哀痛以越年云、遂決然避世之喧囂、結茅於東山、或寄寓廢寺、一鍋一甕晏如也、後遂住于西賀茂村神光律院之傍以終世、明治八年十

Digitized by Google

二月十日病沒、享年八十五、葬於村中之西隅、尼爲人謙遜、淡于名利、聰慧而若無能者、居常以賑救貧民爲樂、沒後不留一長物、世人呼爲陰德尼、良有以也、

風俗人情

本村南部は市街に連接せるを以て大抵京都市に異ならず西賀茂は稍々市街に離るゝを以て所謂京田舍の風を有せるのみ人情は市街に比し較質樸なるが如し

Digitized by Google

Digitized by Google

鷹峰村志

舊史或は高岑に作る明治二年三月西北方の村道に沿ひ散在せる小部落千束、一ノ阪、石拾ヒ、堂ノ庭の四ケ所を併せ西紫竹大門村と號し同四年十一月南方上京區二番組上之町、木畑町を併せ同八年又南方蓮臺寺村を併せたり千束等四ケ所は德川氏の初めは葛野郡に屬せしが其後本郡に入れり（元祿年間雲ケ畑村を葛野郡より割き本郡に入れし時此地も分割せられしなるべし）明治二十二年町村制實施同二十五年蓮臺寺部落と分離し舊稱鷹峰村に復したり

區域

北西は山嶺溪谷を以て葛野郡小野郷村と界し東北は山嶺岡阜を以て大宮村と界し東と南は田畑宅地を以て大宮村野口村と界し西は葛野郡衣笠村と山谷及紙屋川左涯を以て界を分てり

幅員

南北二里十二町二十九間東西廣き所十七町二十間面積約七百七十八町四段二畝二歩とす

郷荘

舊時蓋し栗栖郷の內にして西部は或は葛野郡に屬せしが如し

管轄

寛仁二年十一月下鴨神社に寄られし四郷の內なり但其內に在る所の神社名刹御料に屬する地は此外たり馬寮の秣地も此中に在りし者の如し德川幕府の時には本村の大部分は御料地にして一ノ阪、堂本、千束、石拾ヒ等は金地院、悲田院、上ノ町、木畑町は蓮臺寺領たり上ノ町に藤林と稱する一部は幕府の藥園にして藤林氏世々之を管したり明治變革後京都府の管轄となる

形勢

西北は連山疊疊地勢高峻にして溪谷多く南東に向ひて傾斜狀をなし大宮野口二村に至る而して部落は其谷口に當り全村面積九分は山谷にして一分は耕宅地に當れり水田の如きは纔に五段に充たず全村水利に乏し

Digitized by Google

山岳

長坂峠

西北部に連亘せる山嶺にして大宮村字西賀茂葛野郡小野郷字杉阪に跨り其最高峰は直立九百尺ありと云ふ衆峰叢立一々記し難し

河川

紙屋川

長阪山しらみ峠より源を發し溪谷の水を合し本村の南西を過ぎ山に隨ひ南流し葛野郡衣笠村字大北山に入る延長二十町餘

道路

周山街道

野口村より北上し本村の中央を貫き長阪を經て葛野郡小野郷に入り周山に至る延長三里二十五町廣二間京都七口の一にて所謂長阪口なりしが近來間道となり荒廢に及べり

中川街道

字千束より分岐し葛野郡中川村に至る延長二里十五町廣八尺

大北山街道

字千束より分岐し葛野郡衣笠村字大北山に至る延長十八町廣八尺

里程

京都府廳	二里五町	愛宕郡役所	一里二十一町
大宮村	二十一町	野口村	十四町
上賀茂村	一里七町		
葛野郡小野郷村	三里二十五町	同衣笠村字大北山	十八町

Digitized by Google

同郡中川村　三里十五町

運輸　丹波國北桑田郡若狹國の北部及び葛野郡小野郷等より運輸多かりしが高雄街道開通以來年を追ひ遺路荒廢運輸の便亦た昔日の如くならず

字地

字名	方位	段別
舟ノ水	北北西	二五二、四〇五反
堂ノ庭	同上	二一六、三三三
長阪	西北	一四一、九二六
一ノ阪	同上	一四八、五二六
千束	西西北	二二、一二五
光悦	西	六一、七二一
北鷹峰	西	四二、一一三
南鷹峰	東南	四八、八〇六
在天井	南南東	五五、三二七
黒門	東南	四五、六一六
上ノ町	南南東	一九、〇一〇
笹ケ尾	西北	一五一、〇二四
株地	同上	二〇四、四二七
株地天ケ峰	同上	一七九、六〇三
八ケ所	同上	二七三、二一二

字名	方位	段別
藤林	南南東	四七、七一四反
木ノ畑町	同上	三六、六〇六
舊土居	同上	五〇、〇一九
冠岩	西北	二四一、八二一
滑池	西西北	九五、九二四
赤阪	西北	一六六、二〇九
牛ケ首	同上	二三七、七一八
東奥長谷	同上	一一〇、三一二
奥長谷	同上	二六三、五〇三
皿谷	同上	九七、一〇六
大日	同上	一九七、二〇三
扇ケ原	同上	一九〇、七〇六
長尾	同上	一八〇、六〇〇
御藏尾	同上	二六三、一〇六
西流尾	同上	二一〇、八一八

Digitized by Google

逆ニツ岩　同上　二九六、三一五反
燒尾　同上　一五〇、八二四
地獄谷　同上　二四二、七一八
大山　同上　四〇六、六〇九
菩提　同上　三三五、三二一
西菩提　同上　二三六、三二一
四十二箇所　七、六九〇、三一一

堀越　同上　二九二、九一二反
大谷　同上　二九九、五〇八
護法谷　西西北　三七三、八〇三
佛谷　同上　三八〇、四二一
桃山　西　四二二、七〇〇

明治四十二年十二月末日調査

地籍

官有地

第一種

皇宮地同附屬地　—
御府社地及火葬地　—
鄉村社地　—

第二種

御料林野　—
道路　五、四一二五
其他　—

第四種

寺院敷地　二、二六二八

民有地　七六八、三七〇六　地租

御陵墓地　—
官國幣社地　—
其他　—

國有林野　—
河川溝渠　一、五一一八

定率　四十一年　四八一、五八〇
增率　六七三、九九〇

田地	四八〇二	地租			
畑地	一〇、九二一七	同			
宅地	六、八八二八	同			
山林	七五〇、〇七〇〇	同			
民有免租地					
學校敷地	一町、五六一五	郷村社地	同	同	三、八三〇〇
墳墓地	一九〇九	用悪水路	同	同	四、六一〇〇
溜池	三七〇六	堤塘	同	同	七〇、九八〇〇
井溝	？	道路	同	同	八五、一八〇〇
保安林	？	役場敷地	同	同	九五、九八〇〇
隔離病舎敷地	｜	病院敷地	同	同	二一一、二五〇〇
其他ノ公用地	｜	運河地	同	同	三一〇、七九〇〇
租税			四十年		三七二、九五〇〇
國税	一、五〇三、五五五				
府税	八五一、四〇七				
郡費	一八一、九三〇				
官公衙税	一、八七四、八二九				

鷹峰村役場

Digitized by Google

鷹峰尋常小學校内にあり

學校

鷹峰尋常小學校

明治六年三月創立同三十六年新築したるものにして明治四十一年度在學兒童數は男四十八人女五十一人計九十九人職員は正教員男一人代用教員男一人女一人計三名本年度經費は七百〇九圓〇貳錢なりとす

物産　四十一年末調査

丸及角材		
挽材		
竹材	五、〇〇〇	束
筍	三〇〇	貫
松茸諸菌類	一、三〇〇	貫
薪材	三七〇	棚
木炭		
竹皮	二、五〇〇	貫
農産物		
養蠶		
繭	三六	石
茶	一五〇	貫

	三、五〇〇、〇〇〇	
	四五、〇〇〇	
	九七五、〇〇〇	
	一、一一〇、〇〇〇	
	六二五、〇〇〇	
	一、三三五、九〇〇	
	一、二一七	円
	三九〇、	

民業

Digitized by Google

本村は舊郡内に於ける商業盛んなる地にして北桑田郡周山葛野郡小野郷村中川村等より木材薪炭を京都市へ搬出する集散地なりしも近年高尾街道開通以來交通運輸の便變動し年々衰微となるの觀あり今最近に調査せる職業別を擧ぐれば左の如し

職業別

	戸數	人口
農業	一五	五八
林業	一六	六二
工業	四〇	一三九
商業	三六	二〇三
交通業	九	五六
日稼及勞働者	一八	五五
雜業	一	二三
公務及自由業	七	八
無職及職業不詳	四	二九八
計	一四五	九〇二

明治四十一年末調

備考　養蠶業一は農業欄に挿入す

民力

最近調査に因る直接國稅を納むるもの左の如し

百圓以上	一人	四十一年末調査
五拾圓以上	二	
	二百五十七	

Digitized by Google

拾圓以上　一七
參圓以上　一〇

車輛　五四

荷馬車　一
乙牛車　二
中小車　七
自轉車　一

家畜

牛　牝　一
　　牡　九

本籍人口　一、〇九七

士族　男　六
　　女　七

平民　男　五四六
　　女　五三八

現住人口及戶數

人口　男　五一八
　　女　五一六

計　一、〇三四

戶數　一四五

宗教（在住人）

五圓以上　八

明治四十年十月一日現在

甲牛車　四
大七車　四一
人力車二人乘　一
一人乘　一

計　九

四十一年末現在

神道　七
佛道　八九五
基督教　｜
宗教未詳　｜

神社

本村は全部今宮神社の氏子にして村内神社なし

寺院

源光庵　字北廻峰

本堂　釋迦牟尼佛

禪曹洞宗大乘寺末初め貞和三年大德寺第二世徹應國師此地を卜し草庵を結ひ閑居の所となせり其後四百餘年を經て衰頽せしを元祿七年三月大乘寺二十世卍山道白禪師之を再興し堂宇を建築し改て曹洞宗となしたり先是卍山宇治興聖寺を再興し其老後此に隱栖せり卍山禪德最も高く靈元法皇特に召命ありしも病を以て辭して出てす特に純綿の賜物あり曹洞宗寺院は山城には甚少くして本寺は興聖寺に亞く名刹なり本堂方丈庫裏樓門鐘樓衆寮皆備はり本村第一の寺院なり境內佛堂には開山堂位牌堂あり境內千四十二坪官有地第四種檀徒百三十餘人明治十一年宇治郡花山村楳本寺同十二年葛野郡小野村福壽院を合併せり

讃州寺　字千束

本尊　地藏菩薩

禪臨濟宗大德寺末初め明應年間細川讃岐守一寺を京都二條西洞院に創立し祈願所となし讃州寺と號す今の讃州寺町は其舊址なり後竹屋圖子に移る慶安五年板倉宗重の命により大德寺玉林院第二世祥岳此地に移せり境內六百五十九坪官有地第四種信徒五十人

吟松寺　字千束

Digitized by Google

本尊　阿彌陀如來

淨土宗淨蓮華院末寛永三年圓譽吟松創立し其名を以て寺名とす境內四百五十二坪官有地第四種

境內佛堂

權現堂

瑞芳寺　字南鷹峰

本尊　首題寶塔　釋迦牟尼佛　多寶佛

日蓮宗頂妙寺末頂妙寺第三世日珖慶長年中創立正德五年再造境內二百五十二坪民有地第一種檀徒三十三人

常照寺　字北鷹峰

本尊　題目寶塔　釋迦牟尼佛　多寶佛

日蓮宗久遠寺末元和年寂照院日乾創立し講學所とし以て明治五年に至る京都六檀林の一にして鷹峰檀林と稱す近年廢して普通の寺院となれり境內三千四十六坪官有地第四種

境內佛堂

開山堂　開山の墓堂

光悅寺　字光悅

本尊　題目寶塔

日蓮宗本法寺末元和二年德川幕府此地を本阿彌光悅に賜ふ光悅日蓮宗の信徒なるを以て本法寺第十二世日慈を請して之を創立す大虛山光悅寺と稱す光悅此に住し大に此地を開きたりと云ふ明治十一年本村妙秀寺を合併す本寺は光悅の故を以て其名頗る高し境內六百九十四坪官有地第四種

圓成寺　字北鷹峰

本尊　釋迦如來　多寶佛　日蓮上人

Digitized by Google

日蓮宗本滿寺末寛永七年本滿寺第十三世日住創立す境内九十五坪官有地第四種

境内佛堂

妙見堂　本尊　妙見菩薩

清正堂　本尊　清正公

名勝舊跡

太虛庵舊址

光悦寺の内に在り光悦か此地を賜はり草庵を結び隱栖せし所なり板倉勝重林道春等來り遊ふ風流清雅にして幽間なる草堂なり道春鷹峰の記を作り元政法師太虛庵の記を作れり庵は其後荒廢せしか目下再造計畫中なり其道春の記は其文集に在り元政の記は其眞蹟を保存せり共に高士の遺蹟を表すへき文なるを以て此に抄錄す

鷹峰記

夫鷹峰之爲佳境也、九重之鳳城巍々於其南、一支之鴨河溶々于其東、蓮野紫野接鄰乎其前、若州丹州通塗于其北、或愛當隔在一峰之西、或比叡聳於寸眸之中、或拜雷社于艮隅之靈鎭、或挹舟岡爲庭際之假山、若夫雞外看梅則隔林彷彿聞菅廟之暗香、況又長松鵑啼似移若耶之風物、霜後愛楓則薄晩想像寄雄峰之秋色、加旃修竹雪飛如借鍾阜之景氣、此乃鷹峰之四時也、林霏朝開山氣夕佳、花穿午簾月入紗窓、此乃鷹峰之朝暮晝夜也、且夫樵蘇唱於路、耕牧遊於野、行旅憩於坂、鳥集而不驚、獸馴而不畏、在洛外而人不遠、非市中而徑有媒、不江湖而有涓流、此乃鷹峰之境致也、依境以思人光悦叟蓋其人歟、叟嘗占數百弓之地以搆小宇於此、自號太虛菴、今依人而亦可以見境、去歲一日太守源公赴鷹峰、時偶誘余、余亦從行、忽入佳境終日忘歸、其景殆如嚮所云也、叟請余記其所見、太守亦屢慫慂焉、奚得不言哉、於是思之古人論書法、以山川星雲草木禽蟲之類而比喩之、其間有如危峰沮日者、有如夏雲多奇峰者、有如鷹跱鳥震者、有如驚鳥乍飛者、矧文字權輿自鳥跡乎、然則雖以鷹峰論之亦可也、世傳昔浮屠空海師來此、而擬斯山於

Digitized by Google

靈鷲、因名鷹峰焉、海師得書法三昧鳴于本朝、今也叟心匠有功尤善能書、自謂花鳥風雲得之心、而後倭字漢字應之手故心在筆前、自成一家法、人求者多縑紙盈戸、或獲者皆珍藏焉、嗚呼庶幾其人境俱得而書法與鷹峰齊垂於不朽也、

寛永七庚午年孟夏　　羅洞道春記
　　深草元政撰

太虚菴之記

太虚菴乃光悦翁佳城之地也、翁嘗告乎官關鷹峰之荒穢若于畝成茂林、翁遂築居其間、以太虚扁焉、前京尹板倉氏與翁甚善、來服景致、乃令羅山子爲太虚菴記、依茲名愈彰矣、翁卒而葬乎此、因爲精舍、明暦中有由信春繼二沙門在常照講寺之中、始修常唱題之行、講學之衆相助者多、寔乙未之歳十月八日也、於是乎又二人胥議、欲結社於太虚菴之地、翁之曾孫光傳素篤佛、仍分其地喜捨焉、明年三月已移居、各隨地之高低參差締廬、佛殿齋堂具體而微、入社者十二人、二六時中唱題之聲綿々不斷、又早晩午時社中咸集、共作讀誦之行、正助相藉無有懈倦、嗟乎二子其常唱題之濫觴乎、夫未法要路莫過乎唱題一門、所謂本化薩埵直於靈山親承此法、乃衆生之大本諸佛之達道也、其曰圓融焉、曰中道焉、曰直如焉、曰實相焉、曰一相無相焉、皆詮此法之詞耳、如其所詮是妙法蓮華、名外無體、體外無名、若以文冤之、以義取之、則非其所謂妙法也、吾祖曰今至末法餘經法華俱無用矣、惟此唱題而已、此徹上徹下之語、乃行者之頂門鍼也、或以此語爲末後指南之義者、吾縞不取焉、

愛宕神社舊址

本村より周山に赴く山路の登り口二町許の所に突兀として双岩の直立する所あり天應元年以前愛宕社の在りし地なりと云ふ

高岑寺舊址

三代實錄に貞觀十六年八月廿四日官符の中に佛像元在北山高岑寺貞觀十三年大雨水自然以大巖石塞其道路行人不行去高岑寺移立於栗栖野云々と有り舊跡詳かならす

Digitized by Google

菩提瀧

葛野郡花園村山中に在る池の谷と稱する池水西下し本村西部の山谷に入り瀑布となる更に西流して清瀧川の水源となる瀧高二丈餘廣四尺景致甚佳なり

附記先年此水を引き本村に落し灌漑に資せんとする計畫ありしも成立せさりし由

藥園舊址

字藤林に在り舊と南北に別かれ西に面し各南北八十三間東西七十五間方形を爲し南は藤林氏北は土岐氏之を管す德川幕府の藥園にして內外の藥草花木之に充つ中に藥師堂あり老樹多く幽雅の所なりしか明治變革の廢園となり賣下の上開墾して畑地となれり今は唯老樹兩株を存し鷹峰の二本杉と云ふ

墳墓

本阿彌光悅墓

光悅寺墓域の東南隅に在り側に古塔あり板倉勝重の光悅の爲に建てし供養塔なりと云ふ

本阿彌光悅逸事

本阿彌光悅の人物事蹟は世に顯著なれと此地は其隱栖開拓の攸にして又其墳墓地なれは爰に其傳の概畧を記さんに光悅は本阿彌第七世光心の養子光二の子なり光二は田賀豊後守高忠の孫片岡宗春の子なり光心の女妙秀を妻とす本阿彌家は菅原氏にて五條長經より出つ長經の子長春薙髮して妙本阿彌と號し足利尊氏に仕へ刀劍の事を掌とる之を本阿彌の祖とす光悅養子たりし後光二の男光利生れしかは即て其家督を讓りて別家を立たり妙秀賢母にして諸子皆克く樹立せり長女は尾形道柏に嫁す光琳乾山は其五世の孫なり二女本阿彌光德の妻たり弟宗智も能く其家を立つ光悅人物高尚學問淵博にして深く皇室を尊ひ德義を重んし靜恬を娛めり其家業なる刀劍鑑定磨礪拂拭とも其妙を極め傍ら百技に達したり書は尊朝親王に學ひ一家を開き書は狩野海北等を折衷し高雅簡妙なる一派を立つ宗達光琳等は其流より出つ蒔繪を能くし新機軸を出し陶器を造り茶事に通し皆後來の模範となれり最も佛法に歸依し法華を信す聲譽一世に高かりしも名利を貪

Digitized by Google

らす靜閑に處り道を樂しみ晏如たり徳川氏勃興の時に當り東照公の眷顧厚く江戸に召されと辭して出てす（其事後に記す）公其志を奪はす所司代板倉勝重に命して鷹峯の地を賜ふ廣袤數町光悦其勝地を相し草庵を結ひ又其地を分ちて親故に與へ草庵に閑居して風流を樂しむ板倉勝重林道春等一時名流時々相訪ふて其樂を同くす道春之か爲めに鷹峰記を作れり光悦の傳に

權現樣大阪御歸陣の御時板倉伊賀守殿に御尋被成けるは本阿彌光悦は何としたるそと仰ありける存命に罷在候異風者にて京に住居あき申候間邊土に住居仕度よし申上けれは近江丹波なとより京都への道に用心あしく辻切追はきをもする所あるへし左樣の所ひろ〳〵とゝらせ候へ在所をも取立へきものなりとの上意なり此旨還御なされて後伊賀守殿より仰渡され忝仕合に奉存なり其拜領の地は鷹峰の麓なり東西二百間にあまり南北六七町の原なりしみつなかれ出る所を光悦か住居とさめむ道春記をかゝれたりその外數々にわけて一類朋友ひさしくめしつかひの者までもめい〳〵にわかちとらせける未た新寺御法度の御沙汰もなき時なれはしかるへき寺地四ヶ所まて見たて一ヶ所は嫡子光瑳か才覺にて法華の談所を建立す常照寺これなり（中略）又一ヶ寺は光悦の母妙秀か菩提所にて妙秀寺と名つけ（中略）又一ヶ所は天下の御祈禱次に本阿彌か先祖の菩提所光悦寺なり（中略）又知足庵には八軸の讀誦彌以てたえす云々

鷹峰は王城の乾にあたり丹波に通する道なれとも樹木茂り人家なき故盜賊群居して行人を惱ましゝに光悦か此地を賜はりて家居せしより家康の言れし如く盜賊悉く逃去り一の在所となれり

されは光悦しつかなる夕暮にこゝかしこなかめありきて思ひけるはいかなるゆゑにかゝる大なる野山を領し申なにかのたもふ事なくあかしくらす事の忝さ今生一世の事にはよもあらしとたもひけるに若年の時母妙秀かたりける事をふと思ひ出し扨は疑もなく我親の善心のむくいなりと肝に銘しける

此文によりて其鷹峰を賜ひし事光悦か此地に於ける事實の大略は知らるへし其年度は元和の初とも寛永の初ともあれと元和の方眞なるか如し光悦は太虛庵にて老を養ひ寛永十四年十二月三日此にて歿せり年は八十一歳なりとそ又八十とも八十六ともいふ近來考證して七十歳といふ說あり光悦の工藝に妙に風流高古な

る事は人の能く知るところなれど其尊王の大義に厚かりしは左の一節にて見るへし行狀記に

當時關東御憐愍我々親家共殘らず蒙り奉るといへどもいつまても王城に住居して御用向の節は出府可仕候江戸表へ引越しの義はゆめ〳〵有へからす足利御代より禁裏樣の御劔を清め惣ての御用を勤め來りし事何程か難有事にて候關東の御憐愍も厚く御恩は海山深くといへども權現樣當代にて漸く二代なりゆめ〳〵禁裏の御用を麁末に思ふへからす日本國中は神の御末にて皆々禁裏樣の物なりこれをあらはに申せは禁裏樣の御先代の事まて恐れ多くも罷出詮なき事也只吾子孫のものはこれを心にわするへからす殊に先祖代々墓地も王城にあれはこれを自然江戸表に引越し候得は麁末になり申へし是非引越被仰付候はゝ嫡家は御斷別家の衆一兩人引越可被申哉同しくは是も好まぬ事なり云々

此一節を見ても光悅の卓識時輩に超越せるを仰くへきなり此時に當り德川氏海內を一統し勢威顯赫朝野を傾倒す天下の人誰か媚を呈し意を迎へ其鼻息を仰かさるものそ光悅は一の刀劔家のみ獨り此言あり公明正大にして忠孝兩全正理の在るところ天地に愧ちす之を林道春か一世の碩儒を以て覇府に佞媚し大佛の鐃銘を曲解し辱を世界に遺したるに比すれは何啻霄壤の差のみならんや其工藝に妙にして世の貴重するところとなるも其技藝に秀てたるにあらす其人物識見の卓越なるに基くものなるを知るへし今や工藝の奬勵甚切なるも其技倆の古人に及はさるものは其人物識見の一點に在ることを忘るへからさるなり

人情風俗

大宮村に比し較々質樸なるか如し別に特記する點なし

Digitized by Google

Digitized by Google

野口村志

本村は舊と上京區盧山寺の北木瓜原町に接する地に在りしが寶永五年同町に住せし妙玄尼なるもの所有地を買得し今の所に移轉せりと云ふ明治六年鷹峰村と合併し西紫竹大門村と稱せしが町村制實施の後兩村協議の上分割して一村の自治となれり

區　域

北は耕地道路を以て大宮村鷹峰村と界し東南は舟岡山及ひ耕地を以て大宮村と隣し西は大土居を以て葛野郡衣笠村大字大北山と界す

幅　員

東西四町南北七町二十間餘面積一方里の八分の一に過ぎず

形　勢

鷹峰の地勢東南に傾斜し本村に至り東に舟岡山あり地域南北に長く人家は其西北部に一區域をなし其他は寺院と畑地なり

鄉　莊

古代大野鄉に屬せしが如し其後大宮鄉の內に屬せり

管　轄

舊時は蓋し賀茂神領の內なるへし其後多分は上品蓮臺寺の領地たりしか上地の上京都府の管轄となれり

道　路

周山街道

京都市千本通より北上し鷹峰に入る延長七町二十間廣三間

御輿道

Digitized by Google

小濱街道より分岐し東南大宮頭に至り延長三町餘

里程

本村より里程左の如し

京都府廳	一里二十七町	愛宕郡役所　一里十町
大宮村	二十町	鷹峰村　十四町
葛野郡衣笠村界	十町	

運輸

京都市に接し至便なり

字地

字	方位	段別	字	方位	段別
十二坊	南	一一、九一七	内畑	中央	四二、〇二五
東寺崎	東	三〇、八〇七	蓮臺野	同	二〇、九二六
御輿道	東北	四六、八〇三	花の坊	西南	八、四〇二
木ノ畑町	北	一三、七二二	舊土居	西	一九、五二三

明治四十一年十二月末日調

地籍

官有地	第一種	二、四〇〇三町	河川溝渠　七二一
御火葬地	第三種	一、一〇三町	
道路		一、〇八〇三	
其他		八二八	

Digitized by Google

第四種

寺院敷地	一、〇四〇八				
民有地					四十一年
有租地	一九、五一〇四町	地租	三五〇、九九〇円	定率	一四〇、八六〇円
				增率	二一〇、一三〇
田	—	地租	—	同	—
				同	—
畑	八、八六二六	地租	一二六、五一〇	同	五七、五〇五
				同	六九、〇〇五
宅	二、六六〇八	地租	一三一、五八〇	同	四一、一一〇
				同	九〇、四七〇
山林	七、八九一五	地租	九二、二九〇	同	四一、九五〇
				同	五〇、三四〇
原野	五一六	地租	九〇	同	四〇
				同	五〇
民有免租地	二、〇八二二町				
學校敷地	二一九	鄉村社地	—		
墳墓地	九〇〇一	用惡水路	七二〇		
溜池	九	井溝	?		
道路	一、〇八〇三				
租稅					四十年
國稅	三九七、三一三円	郡費	六五、七五七円		
府稅	四七〇、二〇五	村稅	八二七、七四八		

Digitized by Google

公衙

野口村役場　小字蓮臺野

沿革は卷首にあり

巡査駐在所　小字蓮臺野

舊と鷹峰村に在りしも數年前現今の處に移轉せしものなり

學校

樂只尋常小學校

明治六年三月創立にして明治四十一年度在學兒童數男六十八人女六十六人計百三十四人にして敎員は正敎員男一人四十一年度經費は參百貳拾參圓拾貳錢なり

病院

私立益井療眼院

本村益井信の私立なり初明治六年信父茂平眼病院を開き撥雲堂療病所と稱す同十二年此地を買得し新築の上移轉せり二十二年今の名に改む

物産　四十一年末調査

本村は耕地少なく農產物隨つて尠少なり加工物としては靴下駄疊を主とす其他とも產額概價左の如し

靴	三、〇〇〇	足	六、〇〇〇、〇〇〇
下駄	一〇〇、〇〇〇	足	一〇、〇〇〇、〇〇〇
疊	一七〇	疊	六二〇、〇〇〇
竹	一〇〇	貫	五〇、〇〇〇
藍	九、〇〇〇		四五〇、〇〇〇
大根			

民業

Digitized by Google

本村は主として日稼勞働を以て糊口を凌ぐもの多く一面製靴其他下足類の製造幷に修繕を爲すを以て業とせり今最近調査職業別を擧ぐれば大畧左の如し

職業別	戸數	人口
農業	五	二八
工業	四五	七五
商業	一二	八三
交通業	二〇	八〇
日稼及勞働者	九〇	五一七
雜業	五	五
公務及自由業	三	一〇
無職及職業不詳	—	四六一
計	一七五	一、二五九

明治四十一年末現在

車輛		甲	牛車	四十一年十月調
荷馬車	二九	大	七車	—
乙牛車	—	人力車	二人乘	一一
中小車	—		一人乘	二二
自轉車	一四			

民力

本村は細民多く民力乏し其直接國稅を納むるもの左の如し

Digitized by Google

拾圓以上　三
五圓以上　七
參圓以上　三

本籍人口　一、三四一

平民　男　六七五
　　女　六六六

現住人口及戸數

人口　男　六五四
　　女　六六九

計　一、三二三

戸數　一七五

宗教（在住人）

佛道　一、二五九

寺院

上品蓮臺寺

本尊　地藏菩薩

新義眞言宗智積院末別格本山格なり寺傳には聖德太子母公の爲め三國の土を合せ此本尊を造り母公遺身の舍利を其腹内に納められたりと謂へど其據を知らず日本紀畧に天德四年九月九日權僧正觀空供養北山蓮臺寺とあれは之を正とすへし或は此時中興して眞言宗と改めしか未た知るへからす或は香隆寺と同しと云ふ説あれと香隆寺は葛野郡小松原にありし事古書に明らかに記したれは蓋し訛傳なるへし香隆寺も

明治四十一年末現在

眞言の名刹にて觀空の關係あれは其事を訛りしや知るへからす村上天皇上品蓮臺寺の勅額を賜ひ寺運旺盛子院十二を有す故に十二坊の名あり寛和二年二月裔然上人宋國より釋尊瑞像十大弟子像十六羅漢畫幅一切經を奉し歸朝するや勅して道樂を備へ本寺に迎へしめらる往時は境内二十餘町に及ひ寺運甚盛んなりしか應仁の兵燹に罹り大に衰頽せしを文祿年中豊臣氏より更に寺地を附し寺祿七十石を附せられ以て明治維新に及びたり現境内三千八十五坪官有地第四種堂宇完備猶一方の名刹なり然れとも總門已に廢撤せられ寺域大に舊形を變したり國寶には因果經一卷あり其他重寶には寛空僧正自畫贊像地藏菩薩文殊大士畫像等あり子院は舊と十二坊有りしか近年廢絶して福藏院、眞言院、大慈院、玉藏院、寶泉院のみ僅に存せり

境内佛堂

鎭守堂　今宮大明神

大師堂　本尊　弘法大師

蓮生寺　字蓮臺野

本尊　阿彌陀如來

眞宗本願寺末寛永五年敎圓創立其開創の來由は定覺上人の靈瑞に據り此地をトし蓮臺野に蓮生寺の一宇を建立すと云境内百三十五坪民有地第一種

正覺寺　字蓮臺野

本尊　阿彌陀如來

眞宗大谷派創立詳かならす境内百六十六坪民有地第一種

陵墓

後冷泉天皇御火葬所

本村小濱街道御輿道の南舟岡山の西北に在り西面す圓丘の上松樹を植う面積百五十六坪周垣石門制札を

Digitized by Google

立てらる

近衞天皇御火葬所

小濱街道の西字内畑にあり方形にして内に圓丘あり南面す松樹を植う面積百七十七坪周垣石門制札を立てらる

右舊來荒廢せしを近年大に修營せられ諸陵寮の管轄に屬す

源　頼　光　墓

上品蓮臺寺内眞言院に在り地域方九尺五輪塔を立つ世に蜘蛛冢と云ふ由緒詳かならす

大佛師定朝法橋墓

上品蓮臺寺内照明院墓地にあり五輪塔を立つ定朝は佛師中興の祖にして卓絶の名手なり

富士谷成章父子墓

上品蓮臺寺内大慈院墓地にあり成章は皆川淇園の弟にて和漢の學に通し歌を善し語格に精なり淇園の撰せし碑文あり御杖の墓も之と相併へり

賀茂敦直墓

上品蓮臺寺内玉泉院にあり敦直は書博士にて斯道の名手なり此他賀茂氏古墓有り

後藤養庵墓

上品蓮臺寺内佛眼院墓地にあり養庵は享保年間の名醫にて門人香川修德の碑文あり

名勝舊蹟

蓮臺野

京北七野の一にして古來著名の地なり蓋し古時は此邊一帶の名なりしも今は本村人家の在る所に其字を存せり山城名勝志蓮臺野の注に蓮臺野北千本通西惣土手内今曰蓮臺野とある所なり其の名稱は定覺上人か法華念佛の功德によりて蓮花の化生せしより起れりと言傳へたり

Digitized by Google

地藏院址

今廢す遺跡は十二坊の中に在り文正元年十一月二十五日畠山義就か南國より歸洛して暫く此に宿れり此時細川山名の爭己に熟して未た幾月ならす遂に應仁の大亂とはなりしなり

蓮臺野廻地藏堂

源平時代に西光法師か京都近傍に七ヶ所地藏堂を設けし一所なりしが早く廢絶せり源平盛衰記に平重衡の幼兒を捕へて源氏の殺せしは蓮臺野奥峰堂と云ふ所なり其母は藤原通憲の子櫻町中納言の女にて新中納言局と稱す一世の美人なりしが其事を哀み阿證房上人によりて此所の地藏堂にて落飾せしとあり今其跡詳かならず

人情風俗

本村は京都市に接近し古來種々の世評もありしが輓近雞鳴會なるものを組織し專ら風俗の改善に力めつゝあり

Digitized by Google

Digitized by Google

雲ヶ畑村志

本村は中津川出谷中畑の三村を合併せし者なり愛宕郡の西北隅に在り舊時は葛野郡小野鄉に屬し中畑中津川出谷上村下村東河内西河内杉坂眞弓の十ヶ村に分かれ之を小野鄉と稱せしが元祿年間に至り今の三部落の一谷を割き本郡に編入せられたり故に元祿以前の古書には皆葛野郡と記し其後の書には本郡に收めたり然れど古來よりの小野鄉との組合は依然と存續せしが明治七年に至り三村を合併し雲ヶ畑と稱し一村と爲したり但し雲ヶ畑の名は舊時より有り口碑には此山谷藥草多く之を望めば彩雲の如くなりしより起りし名なりと云ふ三部落の所在左の如し

中津川區　本村の東南中津川の右涯に沿ふ南北九町東西一町餘

中畑區　本村の中央小野川に沿ふ東西九町南北二町餘

出谷區　本村の北部東西十町南北一町餘

區域　北は丹波國北桑田郡黑田村山國村に山嶺を以て境界を分ち東は鞍馬村貴船二瀨と山嶺を界とし南は上賀茂村大宮村西賀茂氷室と鄰し西は葛野郡小野鄉と棧敷ヶ岳岩屋山を以て界とす舊時は十三石山も本村に屬せしが明治二十三年十月上賀茂村に編入せられたり

幅員　東西一里强南北約二里半面積約一方里許但し未だ實測を經す

鄉莊

Digitized by Google

往古の事詳かならず或は云ふ丹波國山國郷に屬せりと其後葛野郡に屬せしがため本郡の郷莊には入らざりしが如し其南は栗栖の内に入りしにや詳かならず

管轄　舊來御料地にして仙洞御在世の時は仙洞御料となれり元祿年間より小堀氏の支配地たり明治維新の後に京都府の管轄となれり

地勢　西北隅に棧敷ヶ岳の高嶺あり山景連亘峰勢層複小野川其溪間に曲折し村落は川に沿ひ其間に散在せり山谷深阻地勢狹隘にして全村殆ど皆山なり

山嶽

棧敷ヶ岳　本村の西北隅に在り北面は丹波國北桑田郡に屬し西面は葛野郡に屬す郡内の高山にして高さ約二千尺周廻約三里餘樹木多く小野川出づ登路出谷部落の北端より岩屋谷に入り山巓に登り更に北に進む山中鷹の水羽著と稱する涌泉あり常に全出して沽る丶事なし本村の水源なり

岩屋山　出谷區の西北にあり西北棧敷ヶ岳に連り西は葛野郡小野鄕に屬す高約千尺周廻約二里金光峰寺志明院の在る所にして全山奇岩疊層奇景多し詳細は名勝の部に記せり

河川

小野川　又雲ヶ畑川と云ふ源を棧敷ヶ岳の山谷に發し一村諸溪の水を合し深谷の間を曲折し東南流して上賀茂村に出で鴨川となる延長約三里深き所五六尺所々急瀨多し水淺けれど沽る丶事なし明治の初十餘年間は筏路を開らきしが近年絶えたり舊時朝廷の御用川にして八月中は制札を立てられ毎日鮎を捕りて禁裏に納

Digitized by Google

めたりといふ

中津川

中津川部落の北山より發し本村の中央に至り小野川に入る延長約一里水少けれど沽れず

岩屋谷川

源を岩屋山に發し約十八町にして小野川に入る細流なり

森林

本村は全部殆ど山谷にして最も森林に適せり其材は杉檜松を主とし其他各種あり舊來殖林事業の進まざりしがため良材乏しけれど近來村人大に此注意し增殖培養の道を講ず數十年の後には最上の物産となるべし

道路

丹波街道

大宮村字西賀茂より小野川に隨ひ本村を貫通して丹波國北桑田郡山國村に達す此道は舊道なれど變更多く舊と車坂より坂路を登り滿樹峠を踰え一の瀨に下り本村の部落を過ぎ岩屋谷に入り尾棧數を經て山國に至りしが數百年前岩屋口より祖父谷川に沿ひ峠道を開らき文政五年一の瀨より小野川に沿ひ車坂に至る道を開らき明治十三年十二月車坂道を附替へ所々の谷を夷らけ新道を開修せしより本村より以南は荷車を通ずる事となれり即今の道路なり明治二十八年始めて府費の補助を受け工事を起したり道路延長約三里廣二間經費金五萬圓を要したり

此外間道四線ありと雖も皆險路なり

松屋峠道

中津川より東北溪間に入り松尾峠を踰えて鞍馬村貴船及び丹波國北桑田郡黑田村芹生に至る延長三里

持越道

Digitized by Google

中畑より字持越を踰えて葛野郡小野郷眞弓に至る延長十五町

藥王峠道　岩屋山より藥王峠を踰え葛野郡小野郷大森に達す延長一里

出合橋　小野川に架す字中ノ町に在り明治三十六年改造木製長七間

里程　本村元標より里程左の如し

京都府	四里二十一町	郡役所	三里二十町
鞍馬村	二里十三町	上賀茂村	二里十八町
大宮村	二里二十五町	葛野郡小野郷村	二里十八町
葛野郡中川村	二里十三町	丹波國北桑田郡黒田村	四里
丹波國北桑田郡山國村	四里十一町		

運輸　本村より南方京都及び其他は道路開修の爲め車運の便あり然れども車行の頻煩なるが爲め時々道路の損壞を免がれず人力車も稍通行を得べし北方は山路險惡牛馬の外車運を得べからず其間道は皆險惡にして荷擔を通ずるのみ

字地　本村は中津川中畑出谷の三村を合併せしを以て三區に別かれ小字之に屬せり

中津川區	方位	段別	小字	方位	段別
小字					
椿谷	東南	一〇、〇〇七反	一ノ瀬	同	一六一、三〇〇

奥町　中間　一四、六〇〇
木谷八升谷　南　四一、九〇〇
大廻　同　一八、八〇七
沓掛　同　一〇八、七一四
寺森雨谷　東北　一三八、二二四
釜ケ谷　同　一〇八、九〇五
蛇良ノ口松尾口續　同　二九二、〇二〇
割善明雨谷　同　一九四、四二四
蛇良谷　同　一四九、六一三
梨直雨谷　東北　二八五、七〇七
熊ケ谷　東西　二二七、八一四

中畑區

サト　中央　一一、〇〇四
宮ノ向　北　一四、五〇〇
丸谷　東南　一二七、八一四
横成山　南　一一四、七〇七
横成　南　六二一、九一二
持越朽木谷　西南　一二五、〇〇三
出合ヨリ裾野續キ　東　一四四、〇一四
炭焼谷ヨリ冥加谷續　西北　六三二、八〇四

出谷區

出谷南　南　一三、六一七

中ノ町　北　一五、三一〇
大廻　南　一八、八〇七
沓掛　同　一〇八、七一四
向ガゲン　同　一六八、二一二
南奥雨谷　同　一五二、九二五
椿源海雨谷　同　二三四、四〇六
稲荷奥　西北　一四七、五〇九
善明幾居　同　二〇七、一一七
淺ケ谷　同　二〇七、二二八
松尾谷　北　二二七、一一六
向ガゲン　南　一六八、二一二

宮本　北　一三、二〇七
島本　北　九、〇〇〇
藪ケ谷　南　二五四、一一六
白木ケ谷　南　一一〇、一一八
森ケ谷　南　一〇九、八〇七
白梅ガエゴ　西北　一〇二、五〇四
總谷　東　九六三、八一〇

岩ノ奥　北　一〇、七〇七

Digitized by Google

木石ヨリ椿谷	南	一〇七、五一四
岩屋谷	西北	八五二、一二三
渡ケ瀬割砂古續	西北	八七、八一五
足谷	西北	三四〇、五一一
龜ケ砂古小柏口	西北	一〇三、七〇五
上ノ和田西原	西北	一三三、七〇〇
冥加谷	東北	一三九、〇二一
打トチ	東北	一一九、八〇四
小梅本谷	東北	四四二、一二三
夫婦石	東北	一〇六、〇二八
魚谷	東北	二〇六五、九一四
南ノ向	西南	一五四、三二〇
西谷	西北	四二一、九一六
伊勢谷	西北	一〇八、五〇五
草原川向龜ケ砂古	西北	六九、六〇三
小柏	西北	一九二、六〇〇
機敷谷	西北	二四六、九一九
草原谷	東北	一四九、六二七
久世谷	東北	三三八、〇二〇
瀧谷札ノ辻	東北	三二四、七二三
大エコ祖父谷峠迄	北	一一二〇、七〇二

明治四十一年十二月末日調

地籍

官有地

第三種

道路　九、七二一四町

河川溝渠　一〇、五三二一

第四種

寺院敷地　九四一五

民有地　一、五〇〇、四二一六

地租　五一五、〇五六円

四十一年

定率　二二二、八八五円

増率　二九二、一七一

田	地	六、六八一九	地	租	一一〇、五二五	同	同	五〇、二四五
畑	地	三、四八二九	同		二〇、二六〇	同	同	六〇、二四五
宅	地	三、〇八二二	同		七八、九四〇	同	同	九、二一〇
山	林	一、四八七、一二二〇	同		三〇五、三九〇	同	同	一一、〇五〇
原	野	三一六 町 六〇〇四	同		〇一一	同	同	二四、六六〇
民有免租地								五四、二八〇
學校敷地		一三一六		郷村社地		？		一三八、八〇〇
墳墓地		一二〇八		用悪水路		三三一〇		一六六、五九〇
溜池		—		堤塘		？		五
井溝		？		道路		？		六
保安林		—		役場敷地		？		
隔離病舎敷地		—		病院敷地		—		
其他の公用地		—		運河地		—		
租税		六三七、〇二七				四十年		
國税		三八四、四一九						
府税		六九、五〇八						
郡費		二、八六七、三〇九						
村税								

Digitized by Google

官公衙

村役場　中畑　字宮ノ本

明治七年二月中畑中津川出谷三村を合併して雲ヶ畑村とし戸長役場を設く同十二年五月本郡第五組に入り下鴨村に聯合役場を設く同十三年東紫竹大門村外三ヶ村と聯合し東紫竹大門に聯合役場を設く同十四年十二月一村獨立となり町村制實施後之に仍る

巡査駐在所　中畑　字宮ノ本

學校

雲ヶ畑尋常高等小學校

中畑小字宮ノ本に在り明治六年四月六日創立にして明治四十一年度在學兒童數は尋常科男四十五人女二十三人高等科男十八人女十五人計百〇一人職員は正教員男一人準教員男一人代用教員女一人計三名本年度經費は九百八拾六圓四拾錢なりとす

鑛山

銅鑛にして今廢止す岩屋鑛山と稱す岩屋山志明院の山に在り天保年內採掘せし由明治の初再度開坑せしも成功せずして廢せり

物産

本村は山間に在りて耕地尠なく四圍皆山にして木材と薪炭とを重なる物産とす普通物産は甚だ少なし今最近の額を左に揭ぐ

米	七二石	一、〇三七円	四十一年
麥	一	一	一
計	七二	一、〇三七	

Digitized by Google

林産

丸及角材	一、七八〇	尺ヅ	六、二五〇 円
挽材	三、三〇七	坪	四、〇〇〇
車輪用材	一四	尺ヅ	八〇
竹材	二〇	束	一二
苗木	一〇、〇〇〇	本	一五〇
炭木	五七、〇〇〇	ヅ	七、〇〇〇
松茸	一、〇〇〇	ヅ	一〇〇
薪材	五、〇〇〇	瓩	一〇、四四〇
其他	—		三五五
合計			二八、三八七
其他菜蔬、柿、等あるも僅少にして物産と稱するに足らず			二九、四二四

民業

本村は耕地乏しきを以て農業者は最も少なし木材薪炭に富めるにより山稼業最も多し

明治四十一年末現在

職業別	戸數	人口
農業	（二戸六人あるも他は兼業）	—
林業	六〇	一三九
工業	一	二
商業	二三	八五

Digitized by Google

交通業	一	八
日稼及勞働者	七	四五
雜業		
公務及自由業	一	九
無職及職業不詳	八	一九五
計	九	四八三
民力	九	

最近の直接國稅を納むるもの左の如し

百圓以上	一	五拾圓以上	四十一年	
拾圓以上	一二	五圓以上	一六	
參圓以上	八			

車輛

車	一三	甲牛車	明治四十一年十月調	
荷馬車	一	大七車	一	
乙牛車	一	二人乘人力車	二	
中小車	一	一人乘人力車	一	
自轉車	一			

家畜

牛	牝	一
	牡	一
	計	一

四十一年末現在

馬

本籍人口　五一〇

士族　男　四
　　女　九

平民　男　二五七
　　女　二四〇

現住人口及戸數

人口　男　二四五
　　女　二三九

計　四八四

戸數　九九

宗教（在住人）

神道　一

佛道　四八三

基督教　一

宗教未詳　一

神社

嚴島神社　大字中畑　小字宮ノ本

祭神　市杵島姫命

村社創立詳かならず然れども頗る舊社なり社地は小野川の東北山麓に在りて古樹多し其後に數丈の巨岩對立して門の如し此一村は元祿年代までは葛野郡に屬し同郡の式社天津石門別種姫社今所在詳かならず此社は舊時は葛野郡なりしのみならず女神にして且社地に天然の石門あり又維新前には辨財天とのみ稱

Digitized by Google

して祭神も確かならざりしかば式の天津石門別稚姫社は即ち此社なりと考證して即今社名訂正出願中なり其説に維新後神佛改正の時辨財天なれば佛なるによりて廢社となるべしとて村老等が協議して社名を嚴島となし又社名により祭神をも定めしものにて別に據るところなしといふ蓋詮議中に係れり天津石門別稚姫社は延喜式の大社にて名神大月次新嘗とあり貞觀七年六月庚戌朔二十二日辛未山城國從五位天津石門別稚姫神列於官社とある神社なり後來神社及び地理書にも多く載せたり元祿年度より舊時の書には葛野郡に掲け其後の書には愛宕郡に記せり社地一段十三歩民有地第一種社殿拜殿あり境内に八幡稻荷高橋山神等の小祠あり皆村内各所より移したるもの也祭日四月巳の日氏子五十一戸

惟喬神社　字出谷　小字岩ノ奥

祭神　惟喬親王

村社口碑に據るに惟喬親王貞觀九年此山中に御隱栖の後高雲宮といふを造りて御住居あり其後御落飾ありて同十五年二月二十日御年二十六にて薨し給ひしかば供奉の人々御靈を此に鎭め奉りしなりといふ社地一畝三歩社殿拜殿あり祭日春秋二度氏子十九戸親王の御事蹟は大原村誌に詳かなり

寺

志明院　出谷　字岩屋山

本尊　不動明王

眞言宗古義派敎王護國寺末岩屋山金光峰寺志明院と號す舊と獨立の勅願所なりしが明治の初め所屬を定めたり本寺は千有餘年前創立せし名山にして京北の靈場なり舊記散逸して傳らず今存する所の緣起に據るに孝德天皇の御宇役小角此山の靈異を見て巖岩を攀ぢ修業せし時不動明王の示驗を被り自から其像を刻して之を石窟に安せしを開基とし其後天長年中弘法大師登山し更に異靈に感じ又不動の像を刻し之を安せり菅公も亦手刻の不動像を寄進せらる宇多天皇の叡感に預かり勅願所と定められ寺運大に隆興せしが天德二年四月回祿に罹り更に再造あり承久の亂に再び荒廢せしを北朝貞和五年住僧雲曉僧正幕府の歸

Digitized by Google

依を得て所領を附せられ堂宇を再造せり觀應元年足利幕府丹波國小川莊を給せり後奈良天皇大永八年天下靜謐の御祈願行はれ志明院の勅額を賜ひ後陽成天皇慶長十三年修理料金百兩を御寄附あり同二十年六月敕願成就の御慶として南無不動明王六字の宸翰を下し賜ひ東山天皇は櫻樹八百本御寄附あり後櫻町天皇以來御歷代御遺物御下賜あり然るに天保二年參籠者火を戒めず一日回祿に罹り一山殆ど焦土となり僅に靈像と二王門鐘樓のみ幸に免がる此より別の建物を以て堂舍となし數十年を經過し明治の變革に會し上地處分の上住職破產し殆ど荒廢せんとせしが村人信徒相謀りて周旋する所あり明治三十五年上地岩屋山官林拂下を得て寺產を整理し一の本坊を建築し維持の方法を立てたり境內二千八百三十五坪官有地第四種本坊二王門鐘樓等あり寺產は畑二段六畝餘山林五十三町六段七畝餘を有し全村皆信徒にして外に二三の講社あり佛像には古靈像少からず後奈良天皇後陽成天皇宸翰其他歷朝御下賜品あり其緣起は元祿時代住職宗恒が撰にて寶鏡寺宮德巖尼王の御筆なり其名勝舊蹟は別に記あり

高雲寺　字中畑　小字里

本尊　釋迦如來

禪臨濟宗永源寺末寺傳に據るに貞觀年中惟喬親王此山中に御隱遁閑室を造りて高雲の宮といふ其後御落飾ありて九龍山高雲寺と號せらる是れ本寺の創立也故に親王を本寺の開山とし今に其御靈牌を奉安せりといふ舊時は祈禱寺にて正五九月には村人群參式後謠曲田村の切りを謠ふを例とせり宗旨初め眞言宗にて岩屋山志明院に屬せしが後改めて今の宗たり境內九十七坪官有地第四種堂坊一宇檀徒二十五戶

一惟喬親王御尊牌

表面　惟喬親王御尊牌

裏　人皇五十五代文德天皇第一皇子法諱素覺

貞觀十五年二月二十日壽二十六

城州小野鄕雲端九龍山高雲寺

Digitized by Google

一大般若經　六百冊

世に所謂惟喬般若なるものにて染紙墨書の折冊にて古寫なり村人の最も貴重する所にして村内第一の寶物とす相傳へて親王の時の舊物とす間々補充の冊あり全く數人の手に成りし者の如し其奥書には北條時の年號多し舊と別に經藏有りしが近年此寺に藏せり

谷寺　字中津川　小字中ノ町

本尊　釋迦如來

禪曹洞宗永平寺末天明年間凝極大謙和尚創立す境内百二十六坪官有地第四種本堂一宇堂一宇寺林九町七段餘檀徒二十八戸

福藏院　字出谷　小字岩ノ奥

本尊　阿彌陀如來

淨土宗知恩院末寺傳に延曆年中忍空阿闍梨開基天台宗なりしが文明五年改宗す明治六年知恩院に屬す境内百六十六坪官有地第四種本堂庫裏兼用一宇山林四町三段餘檀徒二十二戸

名勝舊蹟

岩屋山

金光峰寺志明山の舊境内にして志明院の上に在り全山殆ど惟石巨岩にして巍々巍峨懸崖奇窟相望み古樹飛瀑清流斷橋あり幽清深邃にして奇勝なる靈地なる舊時は其間に伽藍建て連なり高閣長廊相接せし由なれど今は唯其舊趾を存するのみ山城國にて名山の巨岩を以て稱せらるゝ笠置鷲峰大悲山等なれど此山最も奇絶なり唯其僻地にあるにより來遊の人少なきを以て世に顯はれず今其最もなるものを左に錄す

二王門　揭ぐ

中古の建築にして天保の回祿に免がれ今に存せり寺傳に小野道風の書と稱する岩屋山の額を

靈洞山

本堂の舊趾の右の山なり其崖に巨洞あるにより號く

神降石窟　靈洞山の斷崖の半腹に在り岩崖深く窪みて巨窟を爲し其中空洞冷泉滴々四時沽れず石佛を安す天神示驗の處なりとて此名あり之を香水と號し舊時は正五九月に禁裏に奉りし由今も巡拜の徒携歸りて御符の水となすとそ

方丈谷　窟の下の谷間を云ふ舊時方丈此に在り巨岩大石の間を石磴危廊にて相通せりと云ふ

金光山　寺傳に弘法大師登山の時神光の發せしより此名ありと云ふ

塔塔山　山勢突兀として寶塔に似たるより此名ありと云ふ

莊嚴閣址　舊時虛空藏堂のありし所なり寺傳に覺鍐上人求聞持法を修せしに靈驗の現せし所なりと

座禪石　役行者登山の時座禪を修せし所なり

覗巖　巡拜の徒此巖上に登りて深谷を覗く故に號く

飛巖　巨巖相倚磊々として飛行するにありされば渡るべからず

飛龍瀑　寺傳に弘法大師入山行法の時神童出現し飛龍となりて瀧谷に入る大師其靈を此に祭りてより號く

藥王崖　寺傳に役行者藥王菩薩に際會せし所也と云ふ其地最も幽深なり

石經洞　弘法大師佛經を石に寫せし所なりといふ

護摩石窟　弘法大師此内にて護摩法を修せし所なりとて今も大師を祀れり

志明塔　山頂にある古き石の塔なり蓋し經冢なるべし

右は岩屋山に屬せり

棧敷ケ嶽

山岳の部に記せり山嶺高く聳へて眺矚雄豁なり口碑に惟喬親王頂上に登りて京都を遠望し給ひし所なりと傳へたり山内に天狗の土俵場等の稱あり又故老の傳に山中にて時々器物を掘出す事あれど家に持歸れば必ず祟有るにより又其地に埋むと云ふ又鷹の水羽著と云ふ所あり清泉涌出して沽るゝ事なし口碑に親

Digitized by Google

王の鷹の水を飼ひ給ひし所なりといふ

一の鳥居趾

出谷の岩屋山に赴く路上にあり舊と大鳥居ありて岩屋山の勅額を掲げられし所なりと今は石礎のみ遺れり

岩屋山千本櫻の舊址

一の鳥居より岩屋山に赴く道の左右數町の間に合抱の櫻樹の切株數百朽遺れるあり此道は古來櫻の並木有りし上に東山天皇御寄附にて數千株の櫻を道を挟み河に沿ひて植ゑしめられ其盛時には花雲香風山中に滿ちしが其後漸く老枯せし上明治の初め一時に伐盡して今は二三の朽木のみ空しく當時を回想せしむ

夫婦岩

村北なる山國道の奥に在り巨岩屹然道を挟みて相向へり故に號く小野川其間を流れ風景清奇なり

惟喬親王舊趾

中畑高雲寺の地を云ふ口碑に惟喬親王此地に御隱栖あり其御殿を高雲と云ふ御落餝の後佛寺となす即ち高雲寺なりと親王の事は大原村誌に詳かなり

雲照寺趾

中畑の北部にあり往古本村を開發せし人老後僧となりて草庵を結ひ雲照法師と號す其後一寺となりしが明治十四年高雲寺に合併せり

判官阪

中津川の東南にあり口碑に牛若丸此に隱れ鞍馬に通ひし所なりと云ふ

滿樹峠

車阪の西半里許にあり二間茶屋より阪路を登りて中畑に出づる山逕にて舊時の本道なり口碑に延暦造宮の時此邊に大樹巨材多く老木滿山なりしより此名ありと

車阪

西賀茂より小野川に沿ひて北上し本村に入る小阪なり口碑に惟喬親王此所より御車を下り給ひしより此名ありと云ふ

大岩

小野川の東艇夜泣峠の入口にあり一大巨岩屹然孤立路側にあり高數十尺大之に稱ふ道其下に由るに行人宛ゝ蟻の石下を行くが如し蔦蘿之が衣となり清流其下に奔り頗る奇景なり

雲ケ畑御獵場

雲ケ畑御獵場は明治三十八年九月十三日を以て設置せられたり本村の地たる山谷深阻溪流縱橫北は丹波の深山に界し野獸の栖息する所なり且つ京都より里程も遠からず頗御獵地に適せるを以て明治二十年一旦御獵場と定まりしが三年を經て遂に中止となり村民は甚以て遺憾とせしが此に及び再び設置せられしなり其地は北は丹波國北桑田郡黑田村山國村東は本郡鞍馬村靜市野村南は本郡上賀茂村大宮村西は葛野郡小野郷村に界し面積二千六十五町を占む（本村山林千四百九十三町七段餘耕地十四町八段餘上賀茂村山林百八十六町六段餘大宮村山林三百七十五町餘耕地四町）監守長監守等職員を附せらる明治三十九年三月十日英國皇族「コンノート」殿下の一行及び接待官黑木東郷兩大將伊集院中將幷に主獵官の狩獵ありしを初ての御獵とす此日黑木東郷兩大將に乞ひ稚松を村立小學校に手植せられたり

逸事

芥菜菖蒲獻上

五月五日の節句に內裏に蓬芥菖蒲を獻上するは古來の恒例なり口碑には天長年間より始まれりといふ明治改革までは年々古式によりて獻上せりとぞ其式とて傳ふる所左の如し

獻捧芥菜菖蒲之式

每年獻捧芥菜菖蒲、前七日外懸門戶七五三、內爲事淸潔淨、齋然而捧兩種、至一帝城一宿、而翌四日至辰刻、著素袍烏帽子、獻捧之一鳳闕或凉若有時穢之刻、芥菜菖蒲獻捧一內侍所、當役之時自恒例致淸淨

Digitized by Google

潔齋甚嚴密也、其當人掛門戸七五三、於門前建置札、書記不可入諸人爲當役人、潔齋中不言語于諸人、且獻捧兩種日、於道路不經一宿、而五月五日辰刻直昇—禁闕、自南門之東道喜門令參入、獻捧內侍所矣、とあり蓋當時の式なり此外鮎献納又黒木炭を納めし例あり

軒別株附

本村には明治以前には株附といふ事あり中津川出谷中畑の三ヶ村に分立せしも毎戸の宅地は皆村持の名義にして個人の私有にあらず又毎戸に付屬の山林耕地あり家格に應じ古代より分配する例あり擅に賣買質入するを得ず戸數の增加あれば一村の評議により村有地所を分配す若し絶家又は他に移居する時は其家の株附は村に返納するを例とす年貢は家株の大小により各等差ありて之を上納せり故に村有財產の基礎鞏固にして村內協同に厚く且地所の他村に所有せらるゝ憂なかりし明治の初地租改正の際其株式を其家の地券とせしより此組織全く破れ私に地所賣買を爲す事となり舊來の慣例亡びたり

村民の墓所

本村は皇居の上にありて其水の御所御用水たるにより汚穢を避くるため死屍を其流域に葬らず中畑部落の西北なる小峴を踰へて葛野郡小野鄕大字眞弓部落の地內に葬る例なり此地は清瀧川の水域に屬せり此慣例は何頃始まりしや詳かならざれども本村と鞍馬村靜市野村各部落も御用水上流に屬するを以て其水域へ葬らぬ例なり

人情風俗

本村は山谷の間に介在し世間の交通疎なり人情質實にして風俗儉樸なり

Digitized by Google

岩倉村志

本村名稱の起因は詳かならざれども古傳に據るに延曆建都の時平安京の四方に石倉を築き佛經を納め鎭護とせらる本村は其北方の石倉の在りし所なるを以て此稱ありと其字は岩瘢又石座とも書けり中古以來今の字を用ふ

本村は舊時は數村に分れ岩倉、木野、幡枝、長谷、中、花園の六村なりしが明治二十二年地方制度改正の時合併して岩倉村の一村となり舊村は大字となれり

木野字岩倉山　本部の南西に在り本部落の住民は舊と葛野郡嵯峨村深草里に住し野宮社愛宕社の神職となり土器製造を業とし朝廷の御用器を調進せるを以て其原料土を隨所に掘採する事を許されたり應仁年間大字幡枝の內小字福枝に良土を發見し此に移住するもの多く元龜年間に至り此地を拜領して開拓し元龜年間より移住して一部落を成せり

幡枝　木野の西に在り口碑に舊と鉾枝と稱せしが寬平六年男山八幡宮を勸請せしより幡枝と改むといふ或は畑枝に作る鞍馬道に當り古き地名なり

長谷　本部の東北位に在り古代には名刹ありて其名早く聞えたり

中　其中央に位するを以て此稱あり里傳に住民は中古下鴨社領栗栖野（○下鴨神領四鄕の一にして今の大宮村の西北に在りしなり）より移れり故に下鴨社の神人として葵祭御蔭祭に奉仕し維新前は公儀人夫傳馬等を免除せられ男子生出ずれば終身年米五斗宛手當米を下されしとぞ

花園　本部の東に在り左大臣有仁花を愛し百花を其園に栽て花園といふ當時は洛西に在りしが其裔孫良枝に至り此地を賜ひしにより花園と名づくといふ

區域

本郡の中央に位し東は山嶺を以て大原八瀨村に界し西北は山嶺疊層其分水嶺を以て靜市野村に界し西南は

Digitized by Google

山嶺を以て上賀茂村及び松が崎村に界し東南の一隅田甫を以て修學院村と接す

幅員　東西廣所一里二町八間二尺三寸五分狹所十七町二間二尺南北廣所一里七町二十五間一尺狹所三十一町五十二間四尺にして面積は零方里八分二厘たり

形勢　其大形は宛も心臟狀を爲し北には山嶺連續横斷し其山脈互に相延ひて左右より抱きて高野に至り又西より抱きて上賀茂の山續きになり更に東に延ひて松ヶ崎に盡き青山殆ど環合して僅に其巽位の一方を缺き田甫を以て修學院村に接し地勢北を負ひ東南に臨み諸所の細流南下して高野川に入る中部は平坦にして耕田相連なり別に一境を開き農作に適し灌漑に便なり

管轄　寛仁二年賀茂神領に寄進せられし八鄉の內なり但し其區域は詳かならず其後の沿革徵すべき無し各村御料仙洞其他に分れしが明治四年に至り全く京都府の管轄となる

岩倉　中古以來御料となり寛文年間女院及仙洞御領に分かれ其後高三百八十石幕府領となり文久年間守護職領となりしなり

木野　近衞家領地なり

幡枝　中古以來高二十石九斗御料あり其他東寺安井門跡大炊御門家中院家法然寺竹田慶安領に分たれ高七百十五石なり

長谷

中古以來皇護院領たり其寺の在りしに因るなるべし

中

耕地は御料にて宅地は免除地なり

花　園

御料高百三十二石餘安井門跡寶鏡寺宮伏見宮廣幡家及中院今城西洞院の諸家相國寺光雲寺壬生地藏院實命坊非藏領等に分かれたり

山　岳

簑　裏　嶽

大字岩倉に屬し本村の西北に屹立し高百七十九間周廻一里二十三町山脈左右に分かれ東に走るものは長谷諸山に連り北境を繞り西に走るものは靜市野村と山嶺を以て界を爲す樹木多し

天　狗　谷

大字幡枝に屬する飛地山林にして鞍馬靜市野二村の間に峙ち其右に鬼谷山あり亦本村飛地なり

出龜山　入龜山

本村の中部田圃中に在り隆然たる岩村の小阜にして其狀大龜の南首するものと北首するもの丶如し故に此名あり

河　川　池　沼

岩　倉　川

源を大谷山に發し長谷岩倉を經て杉谷山繁見谷の溪流を合し木野橋に至り長代川と合し東南流して高野川に入る延長二千五百間餘廣五間に及ぶ深平均六尺常水二尺餘耕地九十餘町に灌く旱時沾渴の憂あり

長　谷　川

長谷寒谷峠より出て岩倉に至り岩倉川に合す延長八百五十間廣一間深三尺水少なし耕地三十餘町歩に灌

Digitized by Google

花園川
大字花園の大谷山より發し南流して高野川に入る延長八百六十間廣一間水乏し耕地四十餘町歩に灌く

長代川
靜市野村大字市原より來り大字幡枝を回り岩倉川に入る延長千二百間廣二間半深七尺平時水少く大雨忽ち溢る耕地四十五町歩に灌く

金井谷池
大字岩倉小字金井谷にあり廣袤千八百五十六坪明治十年贈太政大臣岩倉公本村幽隱の因緣を以て金參百圓を惠與せられ之を資金とし造設せりと云ふ

飛彈池
大字長谷小字飛彈にあり廣袤二千二百二十八坪文政十年の造築なり

トヽキ池
大字花園小字奥海道に在り廣袤千八百五十五坪烏井ヶ谷池は幡枝に一の古池二の古池新池は花園に飛彈上池小松一の池二の池三の池は長谷に在り皆田養水の爲めなり

道路

鞍馬街道
京都より鞍馬を經て丹波國北桑田郡及若狹國に達する道路にして往來頗頻繁なり本村幡枝を通過し靜市野村市原に入る延長九町四間廣四間古時は庄田繩手より檜峠を踰へ迂遠にして不便なりしが貞享年間村民主唱力を致して新道を開らき上賀茂村深泥池部落より直に幡枝に踰ゆる改路を通じ圓通寺の性通碑を立て之を表せり碑は左に記す近年地方稅補助を以て更に車道を開く大に交通の便を得たり

切通碑銘

山城州愛宕郡御泥池者、舊隸賀茂也、去村不遠、而有數十步高坂、兩峰角立、儼容正焉、振古稱通鞍槍木峠是也、然里人懲其迂遠、近世鑿開此山、呼曰切通、爾來取道於鞍馬者、無貴賤、靡不由於此、蓋爲此坂也、山不高而石出、地不卑而水涌、樹林陰翳、盛夏無乾、若夫朔風屢至、堅氷忽結、則石巖之嶇起、牛馬爲之顚躓、泥塗之凝滑、男女到此跌踢、可謂此土之小蜀路也、時有賈炭夫名吉三郎、世住御泥池、性好修善、歸心淨邦、生計枯淡、家無儋石之儲、雖風雨霜雪、自追馬馱往來于此者數十年矣、啖辛喫苦、不知其幾許、常謂若力足則我夷此險途也、雖然未能果其宿志、今茲貞享乙丑之夏、密語同村生次郎右衞門勘三郎二人、乃戮力丐助資於邑人、於是遠近小民、展轉隨喜、捨錢布鳩石工及傭夫、鏟去石巖、芟薉荊棘、或左右決溝、或運土舖濕、幡枝至下賀茂、其途蕩之而、來往永免險澁之患、若是擧者、雖諸州之牧伯、所爲難也、然微眇一夫、起志而終全其功、破列御冠所謂北山愚公孀妻弱子之說、蓋不誣乎哉、予徒入此山、星霜既久矣、行路難實能知之、是故每經過此地、必詣村之地藏堂、默禱是事、嗚呼向之所難、今也則安、因是觀之、則時緣之冥合、願王其共有感乎、可以嘉尙焉、方今闔國建一堂一塔、以爲有功德者、比々皆爾、雖然二三子之於事、何啻一鄉一時之幸而已、抑後世不朽之殊勳也、予歡喜之餘、立石記其事、且刻地藏尊於石上、以備四方之瞻禮焉、冀乎見聞之徒、相與隨喜、閭巷之間、各行一善、千載之下、豈少益乎哉、

貞享第二歲次丁丑臘月良辰

寓居　圓通寺性通立焉

名區道

京都より大字岩倉に通ずる道路にて明治二十八年遷都紀念祭の時府費を以て改修せらる延長二十町廣二間車道となり爾來本村の本道となれり

岩倉より松ヶ崎を經て京都に達する道路

舊時本村の要路なりしが名區道を開きしより往來少し延長十四町二十三間廣一間半

Digitized by Google

其他里道數條之を畧す

橋梁

十王堂橋　岩倉
岩倉川に架す土橋長四間廣二間橋畔に舊と十王堂あり故に名づく

本野橋　同
岩倉川に架す土橋長二間半廣一間

目無橋
岩倉川に架す土橋にして府費工事なり長四間廣二間明治三十四年改造

此他石倉橋木野橋有れど之を畧す

堤防

長代川堤防
長代川は舊來堤防屈曲水害多く明治三十四年洪水に破壞數十所に及び大に改造せり工費金參千百餘圓を要せり

里程

元標岩倉十王橋西詰より各所里程左の如し

京都府	二里十二町	郡役所	一里三十二町
田中村	一里三十二町	修學院村	三十五町
下鴨村	一里十二町	松ヶ崎村	二十八町
上賀茂村	一里〇五町	靜市野村	一里十九町
八瀨村	一里二十五町	大原村	二里二十九町
鞍馬村	二里十二町	長谷	十二町

Digitized by Google

運輸

本村は山岳圍繞僅に其異位の一方平坦なるのみにして舊時は運輸最不便其京都に通ずる多く峻坂を踰へざるべからず甚困難を感せしが近來京道鞍馬道のみならず村内各所も皆車道となり運輸の便大に開けたり其北部は猶嶮なれど猶り鞍馬道は車輪を通ずべく米穀の如き鞍馬以北に輸送するに至れり

字地	方位	段別	字名	方位	段別
岩倉					
大鷺	東南	九四、二一三	門田	東南	二六、二〇六
木ノ下	南	五九、一一七	落合	極南	六四、八二〇
藪田	東南	三七、二二五	西河原町	中央	二四、九一四
金井	南西	五一、六二六	御旅町	中央	四〇、六二四
藏之内	北	三七、五一〇	湯口町	中央	四九、五一四
下在地町	中央	三五、一〇一	中在地町	中央	四二、〇一一
宮田	西南	六二、六〇五	上藏町	中央	三八、一一三
桑原	南西	六七、四一八	大乘田	西南	二八、四〇八
大道脇	南	二八、〇一二	芝本	南	四四、一〇五
石倉	北	三二、八一九	東浦	東	二五、八〇一
東川	東	四五、三一八	大開	北	二五、〇〇五
大道端	北	二八、七一七	脇	南	四〇、六二九

Digitized by Google

忠在地町	中央	三六、六二九
西尾谷	西	一八五、二二四
桶谷	北	二四六、一〇六
鍛冶ノ山	南東	九、七二七
小倉山	中央	一八、三〇六
五田	南西	七〇、四二〇
島田	北	三七、四二三
木野村	西南	三七、五〇一
四ノ坪	南	三〇、四〇二
藪ケ下	西北	四一、八一八
尼吹	西北	二六七、三〇八
車ケ谷	北	二四〇、一一三
金井谷	西北	三三五、一一一
皆越	西	七九八、三二九
鐘突田	中央	九、五二九
小倉	西	一〇、七〇九
天井	西	一一、六一九
八伏	北	一六、二二七
新御靈	西北	八、〇二九
宮ノ下	南	二七、九二八

門前町	中央	二八、五〇八
トケ谷	西北	一五三、六二四
西谷	西北	四三七、四一三
鉢伏	北	二〇二、一二二
茂見	西北	一六二、〇二一
皆越	西	二九一、五一五
内木	極南	六五、九一九
鴨合	南東	四七、七〇一
柳八之坪	南西	六四、四一七
狹間	西南	一八、二二九
坂原	北	三〇、六二七
松室	北	二七、二一三
正水	北	一四二、七〇二
目無	中央	、〇二六
長谷		
得尾町	中央	一三、一〇三
下ノ町	中央	一八、七〇五
上ノ町	中央	一四、〇〇三
鎌ノ口	北	二三、四一二
坂原	北	一三、三〇四
土田	南東	三九、八〇二

Digitized by Google

| | | |

| | | |

下山	東南	五八、六一〇反
平岡	東北	六〇、九二七
南五反田	北	六三、八〇〇
石清水	中央	一一九、四一七
北庄田	中央	二九、四一六
大別當	南	九一、七〇七
元取	北	五一、四〇〇
北池田	東	四七、一一〇
鳥井ヶ谷	北	二八、五〇一
南庄田	中央	七五、三一一
南池田	東南	四五、二二一反
枝ヶ前	東北	四八、六一五
北五反田		三九、二一五
福枝	中央	六三、七〇四
神明	中央	二五、〇一四
長代	西北	七一、八〇六
御所ヶ谷	西南	一二〇、七二八
長尾	北	三三、〇二三
鬼谷	西北	二七一、一二七
天狗谷	西北	一四二、三二一

明治四十一年十二月末日調

地籍

官有地	一八、八四一五町

第一種

皇宮地同附屬地	—
御火葬地	—
鄉村社地	一、三八二九町

第二種

御料林野	—
田	—
道路	八、一三二九
其他	—
御陵墓地	、〇三〇五町
官國幣社地	—
其他	—
國有林野	—
畑	—
河川溝渠	六、〇二一八

Digitized by Google

第四種

寺院敷地　三、二五二四

民有地

有租地　一、二二四、町一五一四　地租　八、七五三、円〇七七

田　二六九、七八二七　同　七、三五八、四七〇

畑　九、一一二〇　同　八五、一八〇

宅地　二八、六六二五　同　一、〇三〇、一八〇

山林　九三七、四九二五　同　二七九、二一〇

原野　七〇七　同　二〇

雜種地　一〇〇　同　一七

民有免租地　三一、町三七二六

學校敷地　二七〇九

墳墓地　二、〇二二六

溜池　三、八一二一

井溝　三、八三〇二

租稅

國稅　九、二四五、円四七九

明治四十一年末調

定率　三、八三二、円三七七

增率　四、九二〇、七〇〇

同　三、三四四、八〇〇

同　四、〇一三、六七〇〇

同　三八、七〇〇

同　四六、四八〇〇

同　三二一、九五〇〇

同　七〇八、二三〇〇

同　一二六、九一〇〇

同　一五二、三〇〇

同　一一九

同　九八

鄉村社地　一、町二五〇八

用惡水路　一七〇八

堤塘　二、五三一六

道路　一七、四六二六

四十年

Digitized by Google

府税　三、八一四、七二二

郡費　九〇〇、八四〇

村税　七、二四七、七四六

官衙

村役場　大字岩倉小字忠在地町

明治二十二年五月十日町村制實施に伴ひ舊岩倉村外五ヶ村を合して一村となし岩倉村と改稱し大字岩倉小字湯口町第二十七番地に設置したりしが明治二十五年十月十二日同第九番地に改修移轉したるも執務の便ならざるより明治三十二年三月二十九日三度び改築し以て現今に至れり

巡査駐在所　大字岩倉小字下在地町

明治二十五年三月一日設置せしものなり

學校

明治二年三月九日岩倉、長谷、花園、中、幡枝、高野六ヶ村を學區域と爲し岩倉村小字門前町に於て京都府より下賜せられし實相院舊庫裏を以て小學校と爲し岩倉小學校と稱す其後通學不便を以て高野に分教場を設く同八年三月許可を得て分離し岩倉、長谷、木野、高野の四小學校を開く同二十年學制の變更に因り更に尋常小學校を設く二十二年村内三小學校を併せ岩倉尋常小學校と稱し木野、長谷に分教場を置く二十五年三月二十七日再び分立し兩校と爲し來たりしも明治四十一年四月より更らに一校に合併し明德尋常小學校と改稱するに至れり明治四十一年度在學兒童數は男百七十二人女百六十人計三百三十二人教員數正教員男五人女二人計七名にして本年度經費は貳千參百四拾圓貳拾四錢外に女子手藝學校の附設あり此經費貳百參拾四圓四拾貳錢なり

病院

岩倉病院　岩倉村大字岩倉小字上蔵町第五十九、第六十番地

Digitized by Google

舊岩倉癲狂院にして明治三十八年一月改稱して岩倉病院と號し精神病神經病脊髓病を專門とす本村にて精神病者斷續療養するは最も古くして近年交通の便開けしより益々盛なり遠く病院の古事を尋ぬれば畏くも人皇七十一代の聖上　後三條天皇第三の皇女は風姿端麗而して妙齡二九の御頃御擧動常ならず髮を亂し衣を裂き帳に隱れて言ふ事なく言へば譫語にて心全く喪なよ聖慮穩ならず以て神佛に告ぐ一夜靈告あり勅して岩倉大雲寺境內不增不減の靈泉を日每に汲ましめ之を皇女に聽下せしむ幾許もなく患疾癒へ聰明に復し給ひたる御事ありと此水は三井寺閼伽井の源にして瘧難院龍王佛法與隆衆生濟度の觀音薩埵の爲め守護して湧出せしむる所なりと以て古來より治療上に適するの地たる一端を知得するに足らん乎舊時觀音堂前の籠り堂に於て療養し日夜參籠して飮食品は附近の宿屋より供給せり然れども其不便なるにより漸次宿屋に寄宿するもの多く或は農家に下宿治療するものあり明治十一年京都府立癲狂院の設立に及び該病者の本村に滯在を禁せられ一時跡を斷ちしが未だ久しからず其舊に復し益々盛なり其療法は別に醫藥無く唯觀音堂の閼伽井水を服用し或は瀑布に冷却し樹蔭に靜息し田圃に散步し徜徉自適して精神を靜養するに在りて時に其平癒の効を見るを以て一時二百餘人の集合せる事あり明治十七年有志者岩倉精神病院を創立し規則により醫療を加へ其粗暴者は病院に收容し沈鬱者は宿屋に保養せしが其後規則の發行により增病院に收容せり患者は近畿地方は更なり遠く關東關西より來り加療を受くる者多し三十二年五月新に建設し設備完全にして全國有數の精神病院となり三十八年二月更に岩倉病院と改稱し院務を擴張し別に普通病室を增設せり四十年九月回祿の災に罹り建造物全部烏有の厄に遭ひしも幾許ならずして在地の地を距る西南約二丁の地に卜し更らに病舍の改善を企圖し四十一年一月起工し日夜工事を急ぎ今や全部竣成し益々業務を擴張しつゝあり今四十一年中の入退院患者數を擧れば左の如し

	入院	退院	通計
精神病患者	一四二人	一二九人	二七一人
普通病患者	六二	五一	一一三

計

尙ほ私立看護婦學校を設立し已に其筋の認可を經一層業務の擴張設備の完成を企圖せんとす殊に院長土屋榮吉氏は癩病專門家として令聲あり日夜孜々として院務に從事しありとのことなり

物産　四十一年

米	四、一三二	石	六、一一八
麥	二、〇〇八		一、六〇八
計	六、一四〇		七、七二六
木材	—		—
丸及角材	九〇	石	五四〇
挽材	一〇〇	坪	一〇〇
薪材	一二八	棚	二八〇
竹材	？		一二二
其他	？		三四〇
計	？		一、三八二
土器	？	貫	三〇〇
繩	八、三〇〇	貫	六、〇二三
果實	？		七一〇
茶	？		三八
藺	？		？
計	？	貫	七、〇七一
藺	一、二〇〇		六〇〇

Digitized by Google

種			
菜	一六二石	一、四五八	
蔬	一〇〇	一、〇〇〇	
甘藷	四八貫	五二八	
豆	一、七〇〇	一三六	
其他	？	一、六四一	
計	？	五、三六三	
合計	？	二一、五四二	

考備　本村の藺製品縄類の産額は多大ならんも其一端を記す特産物土器に關しては後に記しあり

民業

一般民業は農業及林業を專とし副業としては男は商工を營み又は京都市内へ出でゝ運送賃引其他の勞働等を爲し女は總て荷造縄を綯ふ事を業とす木野部落は多く土器の製造を業とせしも今は其産額多大ならず

明治四十一年末現在

職業別	戸數	人口
農業	三五二	一、五六二
林業	—	—
工業	一二	三六
商業	一八	六五
交通業	—	—
日稼及勞働者	—	一三
雜業	—	五
公務及自由業	七	四九

Digitized by Google

計　三八九　二、八四四

民産

直接國稅を納むるもの左の如し　四十一年末調査

百圓以上	二七	五拾圓以上	五一
拾圓以上	一七八	五圓以上	七八
參圓以上	六三	參圓以下	?

村民所有資產は土地千二百四十五町一反九畝餘歩建家四百二十一棟建坪一萬千七百八坪土藏三百十七棟建坪三千九百六十五坪五合納家二百四十六棟建坪千五百九十六坪餘なり個人の資產は中產以上十中の四強に當り甚しき貧富の懸隔少なく衆議院議員撰擧權を有するもの多く本郡の首位を占めたり（三十八年調）

車輛　四十一年十月調

車	二八六		
荷馬車	一	甲牛車	五
乙牛車	一一	大七車	二六六
中小車	一	自用人力車一人乘	二

家畜　四十一年末現在

	牝	牡	計
牛	一五	一七	三二
馬	—	六二	六二

本籍人口　明治四十一年末現在

Digitized by Google

士族　男　六一　女　五五

平民　男　一、三四二　女　一、三九〇

計　二、八四八

現住人口及戸數

人口　男　一、三八八　女　一、四六〇

計　二、八四八

戸數　三八九

宗教（在住人）

神道　四四一

佛道　二、三三二

基督教　一

宗教未詳　七一

神社

石座神社　岩倉　小字門前町

西社　祭神　天御中主神　外十一柱

東社　祭神　天照皇太神　外七柱

村社口碑に天祿二年圓融天皇の創立なりと云ふ社殿は東西一宇ありて頗る宏壯にして完備せり境内九百二十五坪官有地第一種にして大雲寺に接し殆ど其地域を同くせり或は云ふ三代實錄に元慶四年十月十三

大字別中

	岩倉	長谷	花園	幡枝
男	八三七	二一二	一六七	九八
女	八五八	二一五	一八一	一〇九
	一、六九五	四三七	二四八	二〇七
	二二七	六三	五一	二九

	男	七五	一六二
	女	八七	一九

Digitized by Google

日發巳授山城國正六位上石座神社從五位下とあるは此社なりと果して然れば天祿以前の舊社なるべし但祭神の甚多きは中代よりの事なるべし或は又云ふ此社は舊と其北なる小岡の上に熊野神社と倶に在りしを萬年ケ岡に御茶屋の造營ありし時其前の地に此神社を移し熊野神社を御茶屋のある萬年ケ岡の鎭守とせられしなりと此神社は岩倉一部落の氏神にて氏子二百餘戸神事頗る賑はし

境內攝末社

一言主社　祭神一言主神

寛文八年東福門院御創立

猿田彦社　祭神猿田彦神　愛宕神

東向社　祭神稻荷神　外四柱

西向社　祭神熊野神　外四柱

山住神社　岩倉　小字西尾谷　祭神御年神　外三柱

無格社創立不詳天祿以前は此社を氏神とせしが石座神社創立に及び變更せりと云ふ此社は建物無く大石の上に自然生の檜有り之を神籬とし其前に拜殿あり境內百五十一坪官有地第一種氏子石座神社と同じ

八幡神社　長谷　小字宮の下　祭神惟仁親王

村社創立詳かならず口碑に天安元年惟喬親王の御願にて惟仁親王を祭りしといへど其無稽尤も甚し改正を要すべきものなり社殿頗る完備す境內三百三十五坪官有地第一種氏子百三十七戸

境內神社

蛭子社　陰山社　疫神社　藏王社

稻荷社　椿宮　貴船　合社　春日社　山王社

Digitized by Google

共に祭神由緒を記せず

八幡神社　幡枝　小字石清水

祭神　應仁天皇　神功皇后

村社口碑宇多天皇寛平六年男山八幡宮を梓枝に勸請し改めて幡枝と稱す其後小松内府社殿を再造せしと社地社殿頗る宜し境内六百四坪官有地第一種氏子は幡枝部落なり

境内神社

貴布禰社　若宮神明合社　高良社　厄神社

多賀社　春日　金刀比羅社　白山社　愛宕社

針社

右祭神之を畧す由緒詳かならず

愛宕神社　岩倉　字木野

祭神　火產靈命　外六柱

村社文祿年中創立と相傳ふ境内二千百四十三坪官有地第一種氏子三十八戸

境内神社

神明社　稻荷社　八幡社

右祭神之を畧す由緒詳かならず

神明神社　花園

祭神　天照皇太神　豊受皇太神

無格社創立由緒詳かならず境内十一坪官有地第一種信徒百八十人

寺

實相院　岩倉　字門前町

Digitized by Google

本尊　不動明王

天台宗園城寺所轄の本山にして門跡寺院なり開基は智證大師の法孫淨基といふ淨基は關白近衞基通の孫鷹司大納言兼基の子なり攝家の出身なるを以て門跡に準せらる初め京都油小路今出川上る今の實相院町に在りしが應仁亂に東西兩軍の間に挾まれ戰爭の初め兵火に災したり其後岩倉大雲寺は同宗にして塔頭多きを以て其內なる成金剛院を選みて此に移り久しく年を經たり當時大雲寺も非常に衰微せり慶長寬永の際義尊僧正の門跡たるや、道晃親王と異父同母兄弟なるにより大に寺運を挽回し大雲寺をも兼務し主客勢を異にし大雲寺は反て其支配に屬する事となれり其後靈元天皇の皇子義延親王初めて皇子を以て入院あり此に及び寺運頓に開らけ享和五年舊院の御殿幷に四脚門を賜ひ之を移築し寺祿も六百十二石五斗に增加し子院も其下に相連なれり寺域は山林を合して十六町五反五畝四步を占め洛北の巨刹となれり明治維新に及び一般の處分を受け同四年殿宇は療病院に寄附せしめられしが住職更に其拂下を願ひ之を保存し近年に至り大修理を加へたり境內三千三百二十二坪官有地第四種特別の由緒を以て宮內省より年金六百九十圓七拾八錢を給せられ門跡の稱號を許さる舊時塔頭子院二十八寺ありしが漸々廢絕せり然れど其方丈は享保五年朝廷下賜の禁中御殿の舊物書院は先代宮門跡の舊物にて今猶存せり寶物古文書猶多く後陽成後水尾二帝の宸翰智證大師將來鏡鉦鈴大雲寺園城寺古圖大雲寺に關する古文書證光寺舊物宸翰舊記文書遺像等少からす

大雲寺　同　同

本尊　十一面觀世音

天台宗園城寺派實相院所轄なり初め天祿二年圓融天皇の勅願により中納言藤原敦忠が藤原時平より相傳せし十一面觀音を本尊とし地を此に相し佛刹を建立し大雲寺と號し文慶和尙を別當に補し寺域並に莊園を附せらる此像は延曆の朝內道場に在りしものなりといふ其寺域は當時の文書に限東安禪寺阪葛岡直道限西篠阪大道西端直道限南木列阪峠限北靜原氷室山とあり其四至より見る時は岩倉は殆と其全部寺域

Digitized by Google

となりしもの〻如し冷泉天皇の皇后昌子内親王歸依尤も厚く寺中に就き觀音院を創立し餘慶僧正をして此に住せしめ大に堂宇を造營せらる寺運猶是甚盛んなり正暦四年此より先き山門には慈覺智證の門派黨を立て相爭ひしか此に及ひ智證の黨千有餘人相率ゐて叡山より下り本寺に入り相共に是王寺福泉寺を建て一山三塔と爲し大に其法義を唱へて慈覺の徒と反抗せり此時山上山下堂宇相連なり僧侶數百人一時の盛を極めしか中古以來漸々衰微し天文十五年細川玄蕃頭國賡か細川黨として此地の豪族山本修理（山本系圖に佐渡守倘則に作る）か小倉山の城に據るを以て來り攻む山本大雲寺に防く十月二十八日交戰細川火を放て寺を燒く堂宇灰燼本尊僅に免かれしも頂上の十一面燒失し今は僅に一面を止むといふ其後同二十年九月四日三好長慶兵を以て本寺に屯し山野を掠め假堂も又崩壞せり其後又堂宇を築きしか天正年中叡山攻の時織田氏の爲に燒伐せられ全く荒廢せり文祿年中假に厨子を作り本尊を安置せしか是より先き實相院か塔頭成金剛院に移りしより自然其所屬の如く成り來り寛永寺中より全く其兼帶寺となれり實相院門跡義尊と道晃法親王と異父同母の兄弟にして恩遇尤も深く本寺の荒廢を歎き爲に本堂を再建す現在の建物是なり此際に當り觀音院は再建に及はすして全く廢絕せり明治變革に及ひ大に衰微せしか近年保存會を設け維持法を講せり境内は舊時に山林を併せ數十町に及ひしか現境内は二千三十七坪餘にして官有地第四種なり本堂七間四方地藏堂三間半四方と庫裏あり鐘樓は後水尾天皇の御再建なり鐘は高三尺一寸五分口徑一尺八寸三分龍頭の下より直きに張大にして直下し筒形を爲したり其鐘銘は左文字にて陽鑄せり

比叡山延暦寺西寶憧院鳴鐘天安二年八月九日至心鑄甄

とあり天安二年は文德天皇の御宇にて今より千五十年に亞んとす京都屈指の古鐘なり寺傳には染殿皇后の御寄附なりといふ近年國寶に指定せられたり外に緣起あり檀徒六十三人信徒千餘人

境内佛堂

地藏堂　本尊　地藏菩薩

法華堂　本尊　四菩薩

Digitized by Google

閼伽井堂　本尊　十一面觀音

新羅堂　本尊　新羅明神

不二房　同　同

本尊　阿彌陀如來

大雲寺の掛所にて大平記に見へたるは不二房の舊跡なりといふ石座神社の東にて山の麓に在り天文兵火に燒亡して廢絶せしを寶永年中一庵を結ひ其名稱を存す明治變革の後掛所となし之を維持せり地域百八十坪官有地第四種事は舊跡の部に在り

正行院　同　小字大門

本尊　阿彌陀如來

淨土宗極樂寺末天文元年創立境内二百四十九坪民有地第一種檀徒百五十人

來迎院　同　小字湯口町

本尊　阿彌陀如來

淨土宗極樂寺末慶長年中創立境内百七十四坪民有地第一種檀徒二百二十五人

心光院　同　小字下在地町

本尊　阿彌陀如來

淨土宗知恩院末正保二年創立せし尼寺なり境内三百四十五坪民有地第一種信徒六十人

專修院　同　小字上藏町

本尊　阿彌陀如來

淨土宗報恩寺末文祿四年創立境内百二坪民有地第一種檀徒六十四人

淨雲寺　同　小字下在地町

本尊　阿彌陀如來

Digitized by Google

淨土宗淨蓮華院末創立不詳境内二百九十八坪民有地第一種檀徒百九十人

淨念寺　同　同

本尊　阿彌陀如來

淨土宗信行寺末慶長二年創立境内二百十坪民有地第一種檀徒百二十人

是心院　同　小字湯口町

本尊　觀世音菩薩

禪臨濟宗相國寺末文祿年間創立境内二百三十一坪民有地第一種檀徒百六十一人

西來寺　花園　小字今井

本尊　正觀世音菩薩

禪曹洞宗靈雲院末萬治年中黃檗僧某創立後曹洞宗となる境内五百八十七坪民有地第一種

長榮庵　同　同

本尊　十一面觀世音

禪臨濟宗相國寺末天文年間創立境内百四十九坪民有地第一種

長源寺　長谷　同堀池町

本尊　阿彌陀如來

淨土宗知恩寺末寛正四年創立境内百八十五坪民有地第一種檀徒若干常春庵廢止の時其本尊十一面觀音を本寺に移す茲覺の師にて四條公任の念持佛なりといふ

圓通寺　幡枝　小字南庄田

本尊　正觀音大士

禪臨濟宗妙心寺末此地は舊と圓光院文英尼の隱栖なりしを延寶六年四月靈元天皇の叡願により禪刹となりし也圓光尼は園贈左大臣基任の女にして初め出雲國主京極高忠に嫁せしか高忠薨後京都に寡居せり此

時靈元天皇は猶襁褓の中なりしか其御母は贈左大臣園基房の女にして同姓の因を以て後水尾天皇東福門院より皇子の御養育を命せられたり其後此地を撰み隱栖の地とす靈元も即位の前御入りありて數日の間御滯在あらせらる尼は深く禪宗に歸依し其住家を以て禪刹と爲さん事を願ひ法皇深く叡感あらせ給ひ幕府に御内旨ありしも新寺建立を禁せし時にて行はれす幾度も交渉の上妙泉寺といふ舊寺の名を改めて本寺とする事となりしかは法皇門院とも大に喜ひ給ひ法皇には直に宸筆を染め大悲幷に圓通といふ大字の二幅を賜ひ佛堂を建て洪鐘を鑄妙心寺の禿翁和尚を請して開山とす是本寺の創立にて時に延寶六年なり尼は別に小庵を結ひ百華庵と號し此に居り朝夕勤行怠る事なく常に寶祚無窮を祈願せり又自から指を刺し血を以て經を寫し又普門品を印行し各所に納め遠く支那經山寺に送れり又黄檗の名僧に歸依し其法語を聞き法德世に高し兩法皇門院も折々御幸啓あり此時性通禪人なるものあり尼の附托を受て寺門の事に任し最も力を盡し別に潮音堂を立てたり朝廷仙洞より賜物頗る厚く宸翰御書其他の物品今に傳へたり當時寺領の叡念ありしも幕府行はさりしかは年々内帑より現米三十石を賜ひ以て明治の變革に及ひ其後宮内省より特別の緣故を以て年金八拾圓を賜ひ永く寺門を維持せり現境内六百七十八坪民有地第一種にして外に近傍に舊來所有の山林あり其園地は東に叡山を望み樹石の勝あり舊時は朝廷の緣故を以て公卿多く遊覽せりとそ南方の山上に舊と京見亭あり靈元法皇御幸の時御登臨の所也といふ南望すれは京洛一圓眸中に入り眺勝最宜し今は荒れたり法皇の御製に

世はなれて住める庵は峯高し都を雲のよそにこそみれ

其重寶には後水尾天皇宸翰山號寺號靈元天皇勅願所の御文同鐫鐘御文同絹本著色遠鷺圖同御畫像林丘寺元秀内親王御筆後水尾後光明靈元三帝合裝軸物寺門創立女房奉書其他御遺品及ひ歷史の考證となるもの多し尼の傳は其墓の所に記す本寺の事は世に顯はれぬ事多きにより特に創立に係る二通と記文を左に錄す

靈元天皇勅願所御宸翰

大悲山圓通寺の事はとし頃の願をとけられ候て建立の地に候得は末代までもつゝかなく候へかしとたも

Digitized by Google

ひ候事にて候こととさらに此菩薩はたひ〳〵の靈驗もあらたなる事にて自餘に混せさる次第も御入候上に故院○後水尾院勅額をも賜り候事に候得は祈願所に定めたき候事にて候此寺の事は子孫にいたり候ともたろそかなるましく候まゝ末々まて心やすかるへく候也

延寶八年十月二十六日　御華押

圓光院樣尼へ

按に尼は此年十一月十一日に七十二歳にて寂す此二十六日は其十五六日の前に當れり其重病につき特に賜ひしなるへし

女房奉書

仰として申入候ない〳〵申上候御祈願所の事則ち勅筆をも染められ候て下され候まゝ幾久しく寺に殘され候やうに申ゟ〳〵さて寺領の事も只今ぶけへあらまし仰いだされ候はんづれどもかへりて寺のため圓光院殿の御ためよろしからぬやうにたはしまし候へはとたはしめし候まゝ然るべきたりふし御沙汰もたはしまし〳〵ゟ〳〵左候得者寺領のこぬうちは僧侶のすまゐもなりかたく候やうにたはしめし候まゝ少の事にては候へとも寺領のとゝのひ候までは御なゐしやうより三十石つゝ下され〳〵ゟ〳〵寺のしゆりなどのたりふしは外に御沙汰もたはしまし〳〵ゟ〳〵かへす〳〵寺領の事もやがてしゆびよくとゝのひ候やうとたはしめし候又普ぞうす事幼少より御とりたて候てふひんにたはしめし候へく候いよ〳〵けんごに修業をもとげゆく〳〵住持になり候やうにとたはしめし候性通も圓通寺の事萬心にいれ候て御よろこび候よしひとひと御申上候てきこしめされ候ぎゝなる事とたはしめし候ゑん光院殿御後にも寺のためいよ〳〵疎畧なきやうにより〳〵申きかされ候へく候寺法以下の事はかねてより禿翁和尚に御たのみに候つるよし是又疎畧なく圓通寺の事よろしくはからひ申され候やうに御たのみ候てよく申入候なをくは敷事ともは圓大納言殿御申へく候此よし心得候て申入候かしく

夕

ゑん光院殿

・よろしく

大悲山圓通寺記

延寶辛酉秋八月或生魄、余偶呼杖、自東山溯洄于鴨川、將訪通公於幡枝、抵平安城外五里許、奇峰競秀、沃野披青、隨步惟有白沙淺流茂林脩竹之勝、徐而至菩薩池畔、植杖而憩、時有老樵、眉如雪、弛擔而立、就詢大悲圓通寺在何許、樵曰、面北陟嶺下坡一箭道、回首東望、窈窕脩林竹影陰森者圓通寺也、遂迨焉、碧杉有秀色、苾蒭有古風、戢々出迎、揖而坐之、從容四顧、叡嶽東峙、雲坊蜂窩、群峰羅列、如朝如拜、南山嵐晴、白雲澹泞、萬松卷濤、老鶴巢霞、西背賀茂、神明翊化、峻岡疊翠、毓秀鐘靈、北嶺岧嶢、金飈涼然、寒雁篆空、緣野凝碧、糯糨布芳、醴泉噴玉、窩雲上燾、餘波及物、風況無悉、收拾不盡、轉身昇堂、三快兜婁大士儼然、電光射人、歛眸而坐、廼問斯寺權輿、通公曰、山名大悲、寺扁圓通者、蓋有必播揚音聞敎體者也、此地本爲文英大師甲第也、大師號瑞雲、圓光其院名也、闤亞相公左大臣基任第三女也、大師少時、嘗侍中和皇后、既長、承命出嫁雲列刺史忠高、及公薨、從公族、遷居幡陽立野、未幾、有所感、歸洛、當聖皇帝在襁褓、承太上皇暨皇太后命、代育之、後卜域於幡枝山中、經營第宅、以爲歸隱之所、聖皇在東宮時、方九齡、將登極之際、御幸斯宅、駐鸞輿六抽萱莢、示親睦也、即位後、大師宛擬榮膺紫誥之封、寵賜供給如不及也、大師篤信西來之道、屢登攝普門、參吾租隱老和尙、親問法要、有所默契、逮隱祖寂、後復依花園禿老禪、請益不無省力、遂欲報佛飯僧、垂芳於無窮、捨宅爲寺、以國禁故、仗京尹代稟武陵閣下、以延寶六年蒙允可、移易隣崦妙泉舊寺、改今號、太上法皇親染龍翰、永鎭寺門、然不題山寺者、蓋有故也、因請隱老租別書今額、兼頒賜白金、鑄蒲牢、以警昏衢、大師遂删髮爲尼、精脩梵行、別剏白華庵、以爲行道之所、蓋分二衆也、青松翠竹、竹椅蒲團、怡々然申々然、不知春秋代謝、可謂處富貴中、不被富貴之籠單、誠有大丈夫之氣概也、乃至桑榆暮影、身纏風恙、知風燈將息、尋囑小子永普、使總院事、遂合掌念佛而逝、實延寶八年十一月十二日也、壽七十有二、全身瘞寺之東南

Digitized by Google

隅、大師所自定也、今上皇帝、於大師不忘撫鞠之勞、大息不能已、每歲例賜僧糧、庸充香火之辨、以免勞呼庚癸也、於是每遇月之十八日、特修懺法、以祝皇圖、原夫諸佛菩薩、所有行願成佛、國土者莫不感、是等慈之所攝、嗚呼如大師、創建接提、而弘法之志切至耳、至如拂雲嘯月之砌迎薰養素之扉、景象亦不爲少、願爲文以記之、余不克辭、不揣陋才、喚起毛錐楮氏、紀所聞見、兼定二四景目、各係以詩、以錄諸後云、嵗延寶九年、歲在重光作噩、南呂穀旦、嗣祖沙門式盧山主別傳往謹識

圓通寺八景

台嶺朝暾　賀茂積翠　北山暮雪　白華松月

南嶺時雨　竹塢蓮沼　閶苑雜華　玉阜檻泉

潮音閣

舊境內にして今は境外所有地松林の中にあり近年大に荒破して殆ど風日を支へず性通禪人が全國を巡錫し三十三所觀音を模し之を刻して一堂に安せんとする由聞食され靈元天皇潮音閣の號を賜ひ仙洞女院より公卿武家に至るまで各々其資を助け大佛師弘教をして之を刻せしめ仙洞の御覽を經妙心寺萬福寺等の名師を請じて開眼式を行ふ各々偈を作り之を讃す又其記文を作り銅版に刻し篆額を加へ其堂下に埋む時に元祿元年なり其文は之を略す

附記

性通禪人は氏名傳なし藝州名族なりしが中年仕を致し禪門に入り戒行謹嚴識見卓異なり圓光尼の附託を受け本寺創立の事を幹し善を勸め化を弘めて怠る事なし又新道開修の碑を建て其事を傳ふ海內を周遊し十度高野に登り五度熊野に詣づ而して一寺に主たらず生涯頭陀を以て終る蓋奇人なり其傳は黃檗道蓮之を作り大瓦磚に刻し潮音閣に埋めしもの今寺に在り

尊修寺　幡枝　小字福枝

本尊　阿彌陀如來

Digitized by Google

浄土宗禪林寺末寛永年中創立境内三百七坪民有地第一種

双林寺　轉枝　小字石清水

本尊　宗旨　三寶宗祖像

日蓮宗本隆寺末境内九十六坪民有地第一種

名勝舊跡

觀音院舊跡

大雲寺内にあり觀音院は冷泉天皇の皇后昌子内親王の創立なり皇后大雲寺の觀世音に御歸依厚く其院内に觀音院を創立あり講堂には六觀音五大堂には五大尊灌頂堂には普賢菩薩眞言堂には金胎曼荼羅を安じ餘慶僧正をして此に住せしめらる事は扶桑畧記諸門跡傳其他諸書に在り長德五年十二月皇太后昌子崩御ありやがて遺旨により此院内に奉葬し山陵國忌を置かず圓融天皇此院を御祈願所と定めらる寛仁の頃より漸々衰頽し其後多く年月を經て終に荒廢せり今昌子皇太后御陵の邊なるべし

是王寺福泉寺舊跡

大雲寺緣起に正暦四年八月八日、於叡山、慈覺智證兩流有敎文諍也、仍智證門徒一千餘人、退大雲寺、（中略）大雲寺爲本寺、建立二個寺、是王寺福泉寺是也、中大門者大雲寺、南大門者是王寺、北大門者福泉寺也とある者なり山城名勝志に是王寺、今在大雲寺西方、有高山、號是王山とある所にて今の證光寺舊址の上の山に當れり今も是王山と云ふ又福泉寺舊跡、在大雲寺東北、又鋤上水在福泉寺舊跡、大雲寺東北二町許、池今爲田、長谷川西山際也とあり今も福善寺森と云ふ萬年岡の山續きに當れり是當時南北兩大門の跡にして其間に大雲寺の子院の在りしなり

鋤上水跡

前に擧ぐる所の山城名勝志の文にて其所在を知るべし今不二房の下を山に沿ひ北に上れば道の右の方地卑く窪みたる所あり蓋此地なるべし

Digitized by Google

不二房舊址藤原藤房遺髮碑

不二房の事は先に記したり創立傳無し大雲寺の子房也建武元年十月五日權中納言藤原藤房朝廷粧政多く人心離畔せるを憂ひ屢々直諫すれど行はれず天下再び亂れ中興の業更に敗れんとするを察し此夜退朝より家に歸らず直に都を出て此房に入り知る所の僧に托し薙染入道して嘉遁せられし所なりといふ太平記に父宣房驚き車を急ぎ尋ね行きければ庵室の障子に一首の歌を殘し諸國修行の爲めに足に任せて出でたる跡なりし

住すつる山をうき世の人とはゝあらしや庭の松にこたへん

とあるところなり寛政二年有志の徒の建てし遺髮塔と稱する石碑あり文は妙心寺の僧祖芳の作なり但し藤房を以て妙心寺三世宗弼授翁となすは誤傳にて近年史學家の辯論せるところなり其文を左に錄す

髮塔銘

山城州北巖倉大雲敕寺封境不二房舊址、有一基石浮圖、傳言藤房卿髮塔、往昔建武甲戌之冬、藤房掛冠遁蹤岩倉、禮於不二房法一、薙髮自稱薙彩韜之居無之處、此塔久歷星霜、古貌巋然、藏髮銅筒、安塔之中央、竊惟法一追感藤房賢德建立乎、藤房東修西錬、後登洛西正法山、受關山國師衣法、遂爲妙心禪寺第二世、諱宗弼字授翁、敕謚神光寂照禪師是也、今恐荊榛荒涼不可識、彫刻片石、記其概略以爲後標、

寛政二年庚戌三月二十八日祖芳焚香謹誌

とあり近年村人更に谷鐵臣に文を請ひ更に大碑を其側に立てたり

大雲寺塔頭子院

大雲寺朝廷及ひ權門勢家の歸敬甚深かりしを以て其塔頭子院由緒あるもの甚多し然れとも數百年來皆廢して存せす今其の重なるを左に揭く

中大門

廣金剛院

本尊不動毘沙門金剛童子山本供奉建立今の實相院の地に在り

定林院

本尊六觀音後三條天皇御願備前守朝棟建立

寶塔院

善惠大師成尊建立成尊治曆三年三月十三日入宋英宗熙寧元年三月勅して善惠大師の號を賜ふ入唐僧大師號の始なり

圓樹院

本尊阿彌陀如來宇治大納言隆國建立

尊光院

同上

南大門に屬するもの

平等院

本尊尊星王兵部卿致平親王建立後入道圓壽と號し此寺に住せらる榮花物語

遍智院

本尊阿彌陀如來式部卿敦儀親王建立長元三年九月十三日出家悟覺と號し此に住せらる又乘々坊といふ

新御堂

本尊釋迦佛治部卿　親王建立

北大門に屬するもの

淨雲寺

本尊聖觀音善惠大師建立

願成寺

Digitized by Google

本尊阿彌陀佛善惠大師建立

如來寺

本尊阿彌陀佛宇治關白賴通建立

此他塔頭子院三門の內外に相連なり一時の盛を極めしか戰亂の爲め漸々滅ひたり

萬年岡御茶屋跡

後水尾法皇東福門院岩倉へ御幸の時此地に清雅なるを御賞愛ありて明曆年間御茶屋を營み萬年か岡と號し女三宮昭子內親王に賜ひ其御料となりしか女三宮薨去の後林丘寺は御姉妹の間なるにより其建物をは林丘寺に移し其地は村人山本某か世々預かりしか維新後官林となり近頃不要存置林として處分せられんとせしを更に舊跡地として保存せらるゝ事となれり石座神社と不二房の北なる小皐の小松原なり小字中在地町の山手に屬す

證光寺舊跡幷三位局事跡

證光寺は後水尾法皇の三位局の爲めに創立し給ひし所にて法華宗の寺なり局は法華信心の厚きにより特に其宗旨と定め給へるは叡眷の深を見るへし寺は維新後廢絕せられて形跡をも止めす唯局の墓の荊棘の叢に埋れたるのみ此事實は史誌にも細に記されぬ逸事なれは舊記遺物によりて更に實地を探り之を畧記する左の如し

三位局は近衞龍山前久公の外孫女なり初め前久の女某（桂光院可性と號す元和二年十二月一日亡）大和國古市城主古市播磨守胤榮に嫁し女子を生む即ち三位局なり足利義昭の子南都大乘院門主となり義尋といふ後還俗して足利義廣と稱す然れと足利氏將に衰亡に垂んとし義廣京都に入る事あたはすして大和に居る胤榮女を以て之に嫁す二男子を生む足利氏亡ひ義廣も亦死す一家零落倚るところなし遂に緣を求めて宮中に仕ふ時に局年正に盛んに才色共に秀つ後陽成天皇の幸を得て二皇子一皇女を生む三位局といふ其皇子は聖護院門跡道晃親王なり其他早く薨す帝局の先に子あるを聞き召して宮中に入る其秀發を愛し道晃親王の異父の兄に當れる

を以て深く之を憐み共に三井寺につき僧とならしめらる後に實相院門主三井長吏最法院前大僧正義尊法
和尚圓滿院門主定尊大阿闍梨と聞えしは此二孤なり三人とも世の名僧となり友愛尤厚し三井寺は豊太閤
の兵火に災せしを定尊之を中興し實相院は天文兵火以來荒殘せしを義尊之を中興し道晃親王學德世に高
く文藝に通し其名今に高し皆此局の生みし所なり初め後陽成帝の崩御あるや局は年三十六七なれと夙く
佛門に歸し菩提を修るの願尤も切なり　後水尾天皇深く其志を憐み此地を相し新に一寺を建立し給ひし
なり是は義尊の實相院門主にて其孝養に便なるか爲めなるへし其山號寺號は天皇之を撰み宸翰を染て賜
ひしもの今實相院に存せり其寺は實相院の南の山續き二町許の所に在り堂房山林田園皆備はり法華僧を
住職とし格式は十六本山に準せられたり承應明暦寛文の頃は法皇東福門院明正上皇も御幸啓ありしよし
局は萬治元年六月二十七日七十六歳にて薨せられ即ち其寺の後山に葬り今も七尺許の石塔儼然として存
在せり其後數世を經て寛政年間其寺大に衰微せし時岸駒か資を投して買得し大に修營を加へ其書院門廊
支那風に摸し清雅を盡し又家廟を建てたり岸駒歿後其家衰へ寺も荒殘せしを明治改正の時無檀無住にて
遂に廢せられ其物は多く實相院へ引取れり今存するもの丶中に局の剪裁の肖像あり墨漆塗金の龕中に納
む高一尺二寸許錦繍綾羅を裁ちて湊合して之を造る垂髪の立像にて雲鬢豊頬明眸秀眉細帶長袖綽約清婉
宛も仇英の美人の如し東福門院の御手製にて證光寺に賜はりしもの也といふ局は佛門に歸するも終身宮
裝を改めす戒行謹嚴人之を敬憚せりとそ像は四十歳前後と見ゆれは其山入時代の姿にやあらん又一尺許
の木像あり此剪裁の像を摸せしか如し背に法誓院殿之尊像三宮御寄附也十八世嗣法義維時天明四稔甲辰
三月開眼之也御所大佛師左京刻房に書き誌したり

藤原公任山莊　朗詠ノ谷

四條大納言公任卿老後隱栖して和漢朗詠集を撰ひし所なりとて朗詠谷といふ山城名勝誌に土人云、舊跡
今曰朗詠谷、聖護院山莊より八瀧岡を寺に見て長谷川に傍て北入山中五六町許、有解脫寺跡、又一町許、
至北、有平地、是則彼卿幽居舊跡也とあり公任の解脫寺にて出家の事は日本紀略にも見ゆ扶桑略記に長

Digitized by Google

久二年正月一日、入道前大納言公任薨、年七十六、先是出家多年、住解脱寺念佛とあり其出家は六十一歳にして薨年は七十六歳なれは其間十六年は此地に閑居ありしなるへし村誌に字上の町の東にありとあれと今は地勢變更して何れとも定め難し此卿の長谷に閑栖の事は後拾遺集に世をそむきて長谷に侍ける比入道中將のもとより云々申たりけれは谷風になれすといかゝたもふらん心ははやくすみにしものをといふ公任の歌にても知るへし

解脱寺舊跡

扶桑略記に東三條禪定太后、爲國家護誓所建立也、山鄰叡岳之西頭とあり又長保四年七月常行堂供養の事あり公任卿は萬壽三年正月四日此寺にて六十一歳にて出家せし事日本紀略にあり天台宗三井寺派にて聖護院の屬寺なりしなり舊跡は大字長谷の山手にあり

普門寺舊跡

創立詳かならす蓋藤原氏の創立にして天台宗の寺なるへし山城名勝志の註に土人云、長谷聖護院山莊、則其跡也、西側有溝川、云普門寺井手、又山莊南面田地字曰大門、是曰普門寺大門遺名也云々今猶然り此邊其舊跡なるへし

聖護院長谷坊舊跡

聖護院の別坊にて長谷の内に在り舊跡詳かならす蓋普門寺の舊跡の邊なるへし文明十三年の冬足利義政か此に遁れし事あり横川和尚は壬寅正月十五日初謁長谷御所といふ題の詩に綠髮將軍省父回といふ句あり壬寅は文明十四年に當る義政は十三年の冬より此に在りしを其明年正月足利義尚か京都より此に省せし事を謂ふ也綠髮將軍とは義尚を指す此時其年十八歳なり長谷御所とは即ち長谷別坊の事なり

花園

花園の部落は蓋其地なるへし初め右大臣有仁右京桃花坊の邸に百花を栽る花園を作る故に花園大臣と稱す其孫某に至り家を此に移す因て花園といふとそ

Digitized by Google

八　鹽　岡

長谷の東北御所谷の内にありて別に小阜をなす古歌に紅葉を詠せし所なれど今は勝景を認めず

北岩倉舊跡

平安京西方にある岩倉の内なる北岩倉なり山城名勝誌には在長谷村西にありとあり其趾詳かならず

内大臣具守山莊

衆好の歌にほり川のたほいまうち君をいはくらの山莊、たさめ奉りし云々の詞書あり則ち其山莊も墓も此にありしなるへきも今詳かならす岩倉家の此地に緣故あるは此人より始まりしなり

岩倉贈太政大臣具視公幽居舊跡

岩倉小字門前町の南側に在り當時よりは稍修營を加へし由なれど狹隘にして最も質素なる搆なり公は初め西賀茂靈源寺に隱れ祝髮せられしか此村は内大臣具守の舊地且つ公の幼時乳里なりし緣を以て更に此に隱栖して靜に天下の大勢を察し其計畫を建て慶應三年十二月九日直に起て禁内に入り大政復古の偉業を立てられし所なり公既に大勳を立て宰輔に任せられ時々來京せらるゝや此地に遊ひ當時を回想し父老を招き舊時を語り悠々の情甚厚く其邸を以て別莊とし素樸にして舊よりも加へす公薨後遺髮を埋め石碑を建て井上毅の撰みし文を刻す此地前には藤房卿遺髮塔あり後は又此碑あり名公の遺跡双美といふへし其碑文左に錄す

痲髮碑文

岩倉村痲髮碑

參事院議官兼圖書頭從四位勳三等　井上毅撰

岩倉村者故右大臣岩倉公所栖息之處也、公被譴、幽居于此者數年、時事方急、公志未嘗一日不在于朝廷、茅堵蕭然、足不出門、而達觀天下之大勢、待察世變、密糾合忠義之士、當此時、今太政大臣三條公在于大宰府、遣間使求朝紳中同心之人、二公之交始合、而故參議大久保廣澤諸公、亦與公相往來、籌商最熟、

Digitized by Google

公既知諸藩之情勢、進疏畫中興之謀、密旨由中付公、大計既定于禁掖之間、而人莫知之者、及丁卯十二月九日之事起、公懷文書一囊、冒曉入禁内、大號宣布、廢攝關將軍以下之職、新命文武諸官、令出如流、一時機務倥傯、大久保公以下、多奔走于闕外、公居中當局、事無稽失、蓋皆岩倉村間居之時所豫計畫也、大駕東駐、公躬荷台寄之重、暇時談及前日事、未嘗不以岩倉村爲言、如其山川風物、宛然往來于眼目者焉、每以事往西京、乃至岩倉村、集父老飲宴叙舊、父老往往有流涕者、公晚年與子弟論世故、以權勢之易帖、而名節之難全爲戒、浩然欲以躬爲人臣進退標準、及病革、上表乞解官、有誓心執節不以進退貳臣子之義之語、天子愍其至誠、姑允所請、公感泣謝恩、如病順已者而遂以其明日逝矣、朝廷特命史臣、撰叙公之勛德、將勒石其墓、男具綱等、與岩倉村父老謀、更蔆遺髮于前日栖息之地、建碑爲記表公之眷戀此土、終始不忘之意、又以識元功偉勳始于屯困之時也、嗚呼後之慕公者、可以觀于此碑焉

明治十八年七月

正五位　日下部東作書

小野暖

小野橋を渡りて山に沿ひ西の方木行阪にいたる小路なり古歌に詠める小野の秋津は是なるへしといふ

慈雲庵跡　岩倉　小字中在地町

周鳳瑞溪和尚か應仁の亂を避けし所なり今相國寺中に遷れり

帝釋堂跡　同　同場口町

寛弘元年創立明治年間廢す

阿彌陀堂跡　同　同西河原町

圓通寺跡　同　同御旅町

本村は寺堂の非常に多かりし地にて此外足利氏時代より已來建立せし寺庵四十餘ありしか明治改正の際廢止し又は同宗の寺に合併せり其遺跡は大抵知るへきも歷史上の關係少けれは之を記せす

Digitized by Google

小倉山城趾

岩倉の東北大雲寺の艮位に當り孤立せる小阜にして山上に城砦の趾僅に遺れり山本佐渡守尚親か近江國山本より此に移りて更に築きし所なり是より此附近を領し足利氏に屬し細川三好の間屢々戰攻を經たり若狹守俊尚に至り足利義昭を助け織田信長の爲に誘殺せられ其子尚治に至り城廢す

附　山本氏記

山本氏は清和源氏新羅三郎義光より出つ義光の孫義定近江國山本に居る山本冠者と稱す其義經源平の間に名あり其二子義弘繼く其より九代を經て佐渡守從五位下尚親に至り文明年間山城國愛宕郡岩倉に移り小倉山に城き之に居り足利氏其附近の地を領せしむ其孫對馬守資幹細川政元と戰ひ武名あり其子佐渡守尚利（利一に作る）に即細川高國と桂川に勇戰す將軍義澄別に地を丹波に賜ふ天文十五年十月二十八日細川玄蕃允國賢來り攻む尚則大雲寺に據り交戰す寺兵火に罹る同二十年三好長慶來り大雲寺に屯し野を掠む其子若狹守尚俊足利義昭を奉す織田信長招けとも應せす元龜元年高島郡に誘殺せらる其子修理太夫尚治明智光秀に屬し天王山に戰死し山本氏大に衰ふ弟尚則大阪に屬し武功あり尚俊の女孫主殿助三十郎彌十郎關白秀次に仕へ高野山に殉死す尚俊の子盛尚歸て岩倉に居る其子尚高後陽成天皇の恩遇を被り家を興す其子保宣伊豫守と稱す御使番勘使役となる此より先き後水尾天皇第三皇女の爲め萬年岡の御茶屋御造營あり寶永五年保宣其支配を命せられ其職を世々にす尚材尚紀尚芳尚備尚文を經て尚定に至り世々從五位若くは從六位に叙し任官受領し御使番御奏者衞府官等となる尚定明治變革を以て更に士族に列し今猶岩倉に住す尚親の墓今猶岩倉山に在り家に尚親武裝古畫像武器後陽成天皇御賜宸翰後水尾後光明靈元三帝宸翰尚芳從五位の位記宣旨其他古文書及御賜器物を傳へたり其盛時には近鄉數村を領し小倉山を本城とし靜原にも別城有りしといふ萬治年間山本泰順なるものあり山本氏の族にて家衰へしより醫となり學問を好み圓滿院の侍醫となる洛陽名所集十二卷を著し上木す其書畫皆自筆なり今猶存せり

Digitized by Google

陵墓

冷泉天皇皇后昌子內親王岩倉陵　岩倉　大雲寺內

大雲寺內に在り別に一區を爲す皇后は大雲寺內に觀音院を創立せらる崩後其中に葬れり觀音院早く廢し其跡不明なりしか近年考證して此に定まれり諸陵寮に管す

義延法親王墓　同

靈元天皇皇子にて實相院皇族門主の第一世也是より寺門再興せり御墓は山內に在り諸陵寮に管す

儉慶僧正墓　同

天台座主第二十一世にして法德世に高く昌子皇后の歸依を得て觀音院の開基たり正曆二年壬二月九日寂す年七十七此山に葬り諡を智辨と賜ふ

義尊大僧正墓　同

足利義昭の孫にて義廣の子なり其母三位局法誓院尼の緣故を以て僧となり實相院門主となり大雲寺を中興す墓は同所に在り

三位局法誓院尼墓　同

近衞前久の孫女にて古市榮胤の女なり後に後陽成帝の宮に入り寵あり道晃親王を生む事は證光寺の記に在り墓は證光寺の廢址中に在り巍然たる石塔なり

圓光尼墓　幡枝圓通寺門前

圓贈左大臣基任の女なり靈元帝を鞠養せし緣故を以て圓通寺を創立ぜられ圓寂後其山內に葬る黃檗の道蓮之か碑文を作れり

圓光院瑞雪文英大姉塔銘幷序

大姉姓藤原、諱文英、号瑞雲、園亞相贈太僕射基任公之女也、少侍中和皇后、有旨、配前若州刺史、小心有內治之德、及寡、今上皇帝在襁褓、太上法皇皇太后召親育之、大師奉養盡其道、後營第于當山、遂

落髮爲恣獺、時謁宗匠、扣以直指之道、皇帝潛龍時、嘗幸駕於茲者六日、延寶戊午六年夏四月、嘗京尹移鈔泉、舊刹、寺名圓通、山号大悲、法皇特賜二扁宸翰爲鎭寺焉、因立本如實性禪師牌位、尊爲開山祖、囑僧永普爲住持、別創白華菴以爲禪誦逸老之所、皇帝不忘其鞠育之功、特賜僧糧若干、充錦遠香火之需、庚申八年冬十月沾疾、迨病革、遂屏絕人事、繫念觀音大士聖号、合掌而逝、寔十一月十一日戌時也、壽七十二、越日、瘞全身于山之東南、遵治命也、嗚呼大師爲人端愨、生平奉大士甚篤、嘗刺血書經、復印變相普門品、領鎭本國三十三所大士靈區及支那經山植良因也、如其事實、具載寺碑記、永普号照岩、藝州廣島人、出家于攝州佛日禪寺、後爲法山禿翁和尙之徒、天和癸亥三年春正月廿七日遘疾而寂、先是大師遺囑普暨性通日尙不幸、須藏眞干塔之側、故卜其日窆普于其左、茲拜書者、客臘嘗托余以大師塔銘之事、未及上石而寂、故有所感而識焉、謹爲之銘

銘曰倚歟大師、貴爲皇姻、內外榮顯、其盛孰弟、配賢守法、淑德四馳、捨第建刹、委僧創規、棲心禪寂、東耳昆尼、收因結果、穆々有猷、作銘鐫石、以示來茲、偉哉檀蔭、終古弗遺、

天和三年癸亥春三月清明日

槃山龍興沙門道蓮香國謹撰

當山知事小比丘徹源性通勒石

山本尙親墓

岩倉山に至り傳に記したり

岩倉燒幷木野土器

岩倉燒陶器は本村の製作にて頗る高雅なるものなり久しからすして廢窯せり木野の土器は卷首に記したる如し葛野郡嵯峨の土器工人此地に良土を發見し移り住せしものなり木野は山本氏の領地にて元龜中其許を得て此に其業を開き今日に至れり其古文書山本氏に藏せり

領知之內きの野芝へ可居住之由得其意候然者土器土の事存分次第可取も不可有諸公事者也仍狀如件

Digitized by Google

元龜三年十月十八日　　山本昌倘判

土器衆中

小字木野村

此地の居住民中椹木藤木藤本藤井藤田の五性なる家は山城國葛野郡嵯峨愛宕神社及野々宮神社兩社の舊神官なり常に土器を製造す依て　朝廷より御代々御綸旨を受け土器製造の埴土を隨意至る處堀取り特權を許され又諸公事を免せらる

右の中椹木丸太夫と云家は往古より　皇室へ土器を献納し且つ御由緒有之により明治維新後に至る迄　皇室より種々の恩賜受け居れり

右等の家は皆應仁年間嵯峨小倉山の麓深草の里より愛宕郡幡枝の内福枝と云地へ移轉し元龜年間今の木野村へ移住す

一御綸旨御文言之寫

文明元年四月の分　　御文言署

姉小路殿

右御綸旨に付御下知狀

土器師申土器土之事於當社領所々無其煩可令取之之旨堅可被下知候由被仰出也仍執達如件

文明元年十二月三十日　　爲信　花押
元信　同

賜社禰宜殿

嵯峨土器師申所々に可取土關之事幷諸公事免除候文證紛失可有之所詮古來之儀不有相違其旨可令取役候由可被下知旨仰下之狀如件

文明六年四月二十八日　　右大辨御押

慶長二年四月十六日　　御文言畧

右大辨立豊

万里小路中納言殿

岩藏土器師申於所々可取土間之事幷諸公事免除不可有相違之間可令下知之狀如件

奉

權右中辨資宗

弘化三年午六月三日

進上　中山中納言殿

文明元年より御當代迄御綸旨都合十七通

椹木丸太夫

朝廷より左の恩典を受け居れり

一孝明天皇より格別之御思召を以て永世扶持米下賜せらる

一往古より皇室御代々（御即位御讓位）之節御祝米下賜せらる

一往古より毎年々頭五節句其他佳節には御祝酒及御祝肴下賜せらる

一往古より年頭には雉子燒き菱葩及御曆等下賜せらる

一往古より苗字帶力及菊の御紋章提灯使用するを許さる

一住居の屋敷地下賜せられ貢租等赦免せられ諸公事課役等總て免除せらる

風俗人情

本村は一谷内の數部落より成りて天然の一區をなし其風俗人情も大に相似たるものあり勤儉にして克く其業に勵み甚しき富豪窮民も少なく能く其生活を保てり其婦女尤も職業に力め岩倉中村長谷花園等は其夜業に荒繩を綯ふを常職とし貧富老若を論せず寒暑を厭はず必修の職とし倦む事なし田家夜業の風大に古代の樣を存せり其小女か夜々稼きて貯へし金を積みて嫁裝と爲すものありといふ最近の統計によるに一年製造

Digitized by Google

約八萬貫目價額六千四百餘圓に上るといふ

Digitized by Google

八瀬村志

里傳に往古は矢脊と稱せり天武天皇大友皇子と位爭の時此所にて御脊に矢を負ひ給ひしより矢脊と號すと云ふ是說は大和本紀に出でたる說にて矢脊といふ文字より附會せしものに過ぎず壬申の變に天武天皇は大和より伊勢に出で美濃に駐まり給ひ此地には更に關係なければ此說は取らず延喜年中より今の字に改めしといふも其據を知らず思ふに八瀬川此山峽を下り急瀨の多きより此名有るなるべし今も七瀨、餘瀨、美濃瀨等瀨の字を用ゆる所少からず村內に八ヶ所の瀨ありて名づけしか又は八は國語のいやの義にて數の多きを稱する所より起りしものなるべし

區　域　東は八瀨官林を以て近江國滋賀郡と叡山を界とし西は岩倉村と山嶺を限り南は修學院村高野と接し北は大原村戶寺に鄰す

幅　員　東西三十五町南北一里十五町餘周廻三里十餘町面積約三十七萬二千九百六十三坪

形　勢　東は叡山の山脈を負ひ西は岩倉村界の山嶺に連り溪谷深阻なり八瀨川南北に貫通し人家耕地川に沿ひて散在す京北幽閑の地なり

鄉　莊　古代は小野鄉に屬す高野より大原を包ねて皆小野鄉の地なり中古より八瀨庄と稱せり

管　轄　古代は延曆寺領たり中古以來御料地となり維新後京都府の管轄と爲れり然れども古來朝廷の關係深く今に至るまで特別の例あり

Digitized by Google

山岳

比叡山

四明ヶ嶽より四分し西面は本村及び修學院村に屬す延暦寺境内は本府と滋賀縣と兩廳の管轄地に跨れり登路は本村東北字扇谷より登る三十餘町にして頗る險なり溪水一條字八町谷より出て北流して八瀬川に入る

高祖谷山

村の東南にあり叡山西面の一山なり高約千五百尺樹木多く溪流一條八瀬川に入る

御所谷山

村の東北に在り叡山西面の一山なり其麓に天滿宮社あり此所より横川に登路有り

森林

國有林

八町林

叡山の西に有り段別六十町六段七畝一歩延暦寺の上地なり

大黒林

同上段別十一町一段八畝十五歩延暦寺の上地なり

此國有林は叡山の西面本村の東方に在りて古來本村の永代請所と稱し中代より年々米一石四斗銀五百四匁三分五厘を延暦寺に納め來りしが寺領上地の後京都府の所轄となり年々米一石四斗金八圓四拾錢五厘を府廳に納め舊來の慣例を繼續せしが明治九年七月返納せしめられたり（四十二年八月延暦寺有となる）

民有林は三百五十三町餘にして杉檜を主とし雜木多し

河川

八瀬川

北方大原村字戸寺より來り山峽間を屈折南流し修學院村字高野に入り高野川となる延長一里二十八町餘深き所三尺淺き所一尺廣さ約六間清くして急なり田地十八町餘に灌く

道路橋梁

教賀街道

修學院村字高野より本村に入り八瀬川に沿ひ北上して大原村字戸寺に入る延長一里十五町餘廣さ約二間近年大に開修せり

南出橋

村の中央八瀬川に架す長四間廣五尺木造なり俗に八瀬の大橋と稱す

里程

本村元標より里程左の如し

京都府廳	二里二十五町	愛宕郡役所	二里十町
修學院村	一里十三町	田中村	二里十町
大原村	一里四町	岩倉村	一里二十五町
滋賀縣滋賀郡阪本村界	二十町		

附記　本村より叡山に登るを便道とす其登路左の如し

長谷口　釋迦堂二十四町四十八間横川一里二町頗る險なり字たい阪の北氏神天神森より登る山麓の便あり

運輸

舊時は道路險惡狹隘なりしも近年大に開修行はれ運輸利便となれり

字地

本村字地左の如し

Digitized by Google

字名	位置	段別
花尻	東北	一町、八〇〇〇
美濃瀬	同	、六一一六
扇谷	同	一、八一〇四
脇ノ原	同	一、二九〇二
矢谷	同	一五、七〇一三
鯖谷	同	四〇、〇八〇七
丹住谷	同	一〇、一六二一
神出	同	、九二〇五
八瀬林	同	二、四六一四
西ノ原	西北	一三、六二一二
岩山	東南	一二、二三〇二
七瀬谷	同	一五、八一二九
七瀬	同	、七九〇五
余瀬	同	一、五八二五
雌鳥山	同	三、一八二七
胴ノ谷	同	五、二七二九
大谷千束ケ谷近	同	二二、一三二七
藤山野瀬橋詰山	同	三、四〇〇一
野瀬東田	同	一、五二〇九
川原田	同	、四三二九
清水	東北	

字名	位置	段別
山西	北	一町、七二〇三
西ノ田	中央	一、四九一二
西ノ野	同	一、八九一〇
南田	同	二、五二二〇
川原筋	同	一、五一一八
上田	同	二、六〇二八
宮ノ田	同	七、八三一二
御所谷東	同	八、四六二二
猪ノ谷	同	四、八五一五
北谷	同	、五一〇五
和所	西南	、六四一九
ケ	同	一一、三二二五
妙見谷	同	一六、二二〇一
方便谷	同	五、九一一一
植ケ谷	同	二三、五〇一三
高祖谷	同	一三、〇九〇〇
青良谷	同	、二四〇八
橋詰	同	一、〇五〇〇
南橋詰	同	一、二二〇五
甲賀小路	西南	

Digitized by Google

北田北　一、八九一〇
修仙谷東北　三六、七六一九
水井谷東北　二二、二五〇二
壽ヶ谷西　一一、七五〇九

地籍

官有地　第三種　七九、町八五一六
國有林野　七一、町八五一六
河川溝渠　六、四〇〇〇

民有地

租税地　三九〇、町〇三一七
田　二八、四九一二
畑　二、四〇二五
宅地　六、一六一八
山林　三五二、九六二三
民有免租地　一、町六九〇七
學校敷地　一二三

神子ヶ淵西南　一、二八一一
大岩同　九一一九
谷山西北　四六、七〇一七

明治四十一年十二月末日調

道路　一、町六〇〇〇

租税　九五七、円八三九
田　五六三、二七〇
畑　二二、五〇〇
宅地　一七一、五二〇
山林　一〇〇、五四九

四十一年
定率　四六五、円五一五
増率　四九二、三二四
同　二五五、九八五
同　三〇七、二八五
同　一〇、二二五
同　一二、二七五
同　五三、六一〇
同　一一七、九一〇
同　四五、六九五
同　五四、八五四

鄭村社地　二〇一八

Digitized by Google

墳墓地　一、四六二六　用悪水路　？
溜池　？　堤塘　？？
井溝　？　道路　？
役場敷地　？

租税　四十年
國税　九六三、八八〇円
府税　七四一、一九三
郡費　一一九、四〇七
村税　三、五八二、二九七

官公衙
八瀬村役場　字川原筋
明治三年迄和尚支配同三年迄庄屋支配となり同五年に本郡第七區六年に第三區となり戸長役場を置く十二年より聯合役場となり十四年より村役場となりて二十二年町村制施行せらる
巡査駐在所　字宮ノ田

學校
八瀬尋常小學校　字川原筋
明治十年八月創立にして明治四十一年度在學兒童數は男五十四人女四十八人計百〇二人教員は正教員男一人女一人計二人本年度經費は六百貳拾九圓五拾錢なり

物産
本村は溪谷の間にあり耕地太だ少なく穀類多からず其他林産を以て重となせり

Digitized by Google

米	四八八石	七、四〇五円
麥	一〇七	、九一七
計	五九五	八、三二二
木材		
丸及角材	一、三五〇尺〆	三、九五〇円
挽材	四五〇坪	一、〇八〇
竹材	一二二束	一五六
薪材	五〇〇圍	二、〇〇〇
其他		二八五
計		七、四七一
合計		一五、七九三

民業

職業別

	戸數	人口
農業	九八	六三〇
林業	五	五
工業	五	五
商業	二〇	二二
日稼及勞働者	三	一五
雜業	一	四〇
公務及自由業	二	一三

明治四十一年末現在

Digitized by Google

無職及職業不詳	一	八二
計	一三四	八一二

備考　林業者の比較的僅少なるは農業兼業者多きよりして主たる農業者としたるに因る

民力　直接國稅を納むるもの左の如し　四十一年末調査

五拾圓以上	二人	
拾圓以上	一四	
五圓以上	一二	
參圓以上	一二	

車輛　四十一年十月調

車	荷馬車	一	甲半車	六
	乙牛車	一	大七車	七八
	中小車	一		

家畜　四十一年末現在

	牝	牡	計	
牛	一	五	五	
馬	二	一	二	

本籍人口　明治四十一年末現在

士族	男	二	
	女	三	

平民 男 四一六
　　女 四一八
計 八三九

現住人及戸數

人口 男 三九七
　　女 四一六
計 八一三
戸數 一三四

宗教（在住人）

神道 —
佛道 八一三
基督教 —
宗教未詳 —

神社

天滿宮社 字御所谷山
祭神 菅原朝臣道眞
村社里傳に菅公幼時叡山尊意僧正に從學し登山毎に此に憩ふ其後村民公の威德に感じ社を建てゝ之を祭る社地山に依り西面す老樹林を成す境内六百十八坪民有地第一種一村皆氏子たり

境内神社

山王社 祭神 八大龍神
岩上社 同 天武天皇
秋元社 同 秋元但馬守吉朝

八幡社　同　應神天皇
六折社　同　猿田彦神
幸神社　同

寺院

妙傳寺　字田ノ宮
本尊　如意輪觀世音
天台宗延暦寺末元和二年三月叡山北尾大智院より此に移す境内九十五坪民有地第一種檀家一村なり

名勝舊蹟

八瀬川
大原村の界より本村の間八瀬川と云ふ溪川深壑幽谷の間を曲折し奇岩老樹交錯點綴し飛流奔湍雷吼玉鳴洛北の奇景なり此川元と埴川と稱す（埴或は垣に作る）鮎の名產なり舊時は朝廷の供御に進る例にて維新前迄年々獻納せり今も溪魚最美なり又名所とし古歌に詠せらる

鬼ケ洞
本村西山字岩山の半腹に在り登路五町餘險なり洞は南に向ひ高二丈深三丈餘入口廣八尺口隘く内廣し殆ど四帖敷許なり天然の岩窟なり口碑に八瀬童子の舊跡なりと云ふ今に至り毎年七月十五日洞の前にて念佛供養をなすとぞ

竈風爐
竈を築き石を納れ青松葉を焚き之を熱し鹽水を濺ぎ蒸發せしめ蒸風爐とす舊時五六戸ありしが今一戸存せり時々湯治の客あり天武帝のことを傳ふるも信じがたし

千束ケ峰
高野より八瀬に入る八瀬川の西畔にあり西は山嶂高く峙ち東は急流岸高く最も險要の地なり平治の亂源

義朝東國に敗走の時叡山の僧兵此に拒す齋藤實盛が謀計を以て免れし所なり

兜ヶ淵

千束の下八瀬川にあり立つ巖高く聳る碧潭藍の如し

硯比石

天滿宮社の入口に在り自然石にて高さ四五尺あり里俗辨慶が硯競石と云ふ

御所谷幷碑

御所谷は氏神天滿宮社の在る所の山にして其舊址は社より登る二町許に在り舊と山王權現の祠あり相傳ふ延元元年正月十日後醍醐天皇足利尊氏の入犯を避け俄に叡山に行幸の時此道に由り暫く鳳輿を駐め給ひし所なり當時村人輿を奉じて供奉せり故に御所谷の稱ありと山王社は氏神の攝社にて遙に山上に在りしが不便なるを以て明治十一年京都府命じて本社の地に遷す村民舊址の堙滅せんことを恐れ碑を立て之を表せんとて其文を宇田淵に求む大勳位晃親王篆額を賜ひ之を其地に立つ其文を左に錄す

御所谷碑

山城國愛宕郡八瀨村御所谷、有山王祠、與氏神社相距二町餘、而爲其攝社、後醍醐天皇延元元年正月、足利尊氏入犯、官軍防戰不克、將幸比叡山避其鋒、取途于八瀨、駐蹕此祠、待官軍之聚、村人防禦護駕、達延曆寺、勅復其租以賞焉、後稱其地曰御所谷云、八瀨在比叡山下、距京師二里、村人勞王事久矣、歷朝行幸、充駕輿丁、至今爲例、明治十一年、京都府令移山王祠于氏神社側、於是其地荒蕪、不修村人恐歲月之久遂失其跡、胥謀建碑表之、請余文、余謂駐蹕之事、史乘不載、然其事確實有據可信、因叙其概畧、係以銘、銘曰、

谷曰御所　龍駕駐蹕　歲月旣久　民沐遺澤　維石峨々　斯表舊蹟

明治廿六年八月

大勳位晃親王篆額

Digitized by Google

主殿助正五位勳五等　宇田　淵撰文
京都府屬　岩本範治謹書

西洋人避暑地

本村より横川に登る坂路の中に辨慶屋敷と云ふ所あり深山幽靜老樹蒼蔚炎氛の至らざる所なり近年西洋人此地を愛し夏日避暑の爲め來り住む者數十人假屋を構へ天幕を張り凡百需用を持して來る村人の之に供給する者亦少からず皆欣々然として其清趣を樂む者の如し

逸事

八瀬童子年貢課役免除

八瀬童子課役免除は頗る古代よりの事にして其起源詳ならず口碑によるに延元元年正月十日後醍醐天皇叡山蒙塵の際鳳輿を捧せし功勞に因ると云へり然れども八瀬村人の駕輿丁に役し且朝廷に緣故ある事は猶古く見ゆれば必ず此時に始るとは定めがたし今舊記に傳ふる所の文書は建武三年の綸旨を以て最も舊しとす

八瀬童子等年貢以下の事課役一向所被免除也可令存其旨者
天氣如此悉之

建武三年二月廿四日　左少辨判

山城國八瀬庄住人等被免年貢也得其意矣而可有下知旨
天氣所候以此旨可被申入座主宮給仍執啓

正月十三日　右中將判

大納言僧都御房

山城國八瀬庄住人等年貢御免事　綸旨如此可令存知之由被仰下之狀如件

正月十三日　判

八瀬庄住人等中

其後歷代此例に因れり足利中代戰亂の世となりては橫暴を加へられしと見へて退新儀之妨等の文句あり以て其時勢を見るべし但し古來梶井宮に附屬せし者の如く其綸旨を請願するも下附するも皆梶井宮の坊官院家を經由せし者にて先に大納言僧都とあるは蓋し梶井宮の院家なるべし此課役免除の事は地租改正の爲め一般の新制を實施せられしも地租は宮內省より特別に賜はる例にて村民は國稅の地租を納むる事を免がるゝと云ふ特典を長へに受くることゝはなれり之が爲め村民は今も人員を定め一年交替にて上京宮內省の御用を務めるの例なりといふ

八瀬庄與高野鄕境論裁定

舊時は詳かならされども天文十一年境界裁定の下知狀あり

城州八瀬庄と高野鄕境之事

南限橋南阪西限嶺東限川東阿於良谷水流爲庄內之條若背此旨令越境者可被處其科之段被成奉書於彼鄕畢當所地下人等宜存知之所被仰下也仍下知如件

天文十一年十一月十五日

大和守三善朝臣在判

對馬守平朝臣　在判

諸商買の儀任綸旨幷御代々御下知之旨不可有相違付伐採山林竹木鄕質所質等押執事停止畢仍狀如件

永錄十二四月五日

信長朱印

八瀬童子中

八瀬庄內山之事

南は川より東あをらの谷を限川より西は橋詰水流を限北ははな尻之鳥居を限東は嶺を限西も嶺を限爲御料所入木仕候條自然御普請衆へ人夫以下其外雖爲何方之者彼山へ入こみ於柴木伐採者爲鄕中支置早

Digitized by Google

々此方へ可申越候急度可成敗候也

天正十六二月二日　　民部卿法印在判

當庄

此後寛永年間板倉勝重所司代の時高野村より山林盜伐の事あり八瀬村民は幕府に訴訟し審理の上寛永八年九月十日所司代板倉勝重より裁許狀を下附し八瀬村の勝訴となれりと云ふ

八瀬童子輿丁の例

八瀬童子は課役免除せられ輿丁に充てらるゝ例にて其舊例の記錄左の如し

一禁裏樣御わたましの時御役者に童子十三人參上申候

一三門跡樣於禁中爲天下太平之御祈禱年中に五ヶ度童子十三人宛參上申候

一公方樣日吉山王へ御參詣の時御はしとのより御こしの役者として童子十三人餘

一於日吉之社に五月祭之時後白川院有御幸佐々木四郎殿やふさめを被仰付候時公方樣御乘物役者童子十三人御用に相立候事

一公方樣八幡宮へ御參詣之時やくつかより御前まで御こしの御役者に十三人參り申候事

一公方樣伊勢大神宮へ御參宮の時中山之間童子十三人御役者に參上の事

一於山門大會法事之時役人に童子十三人宛罷上候

右條々之役者に罷立候間代々之天下樣より諸役御免許に而御座候處後寂光院より御代々之御綸旨幷御下知等之旨をそむかれ役義を被仰付候事一段迷惑仕候然者幾度も御綸旨御下知等の旨に由らせ諸役免除之御訴訟可申上候此旨可預御披露候仍申狀如件

慶長十二年壬卯月吉日　　八瀬村中

御奉行樣

八瀬村私領寺領上地御料となり課役一切免除之事

八瀬村舊時所領詳かならず德川幕府の初めより寶永年間迄は村高二百八石七斗四升二合にして其分左の如し

一高百石　林大學頭
一高六十五石六斗二升二合　施藥院
一高三十石　寂光院
一高壹石一斗二升　長岡帶刀

外

小黒木二千六百四十把　同村小物成

是は小物成として前々より御料に取立來れり然るに山門結界訴訟判決の月從來私領寺領一切上知せられ本村は全く御料となり六十三石二斗三升四合を收納するのみにて其他一切課役を免除せられたり由是舊來二條御城に年々寸竹百八十四本（四寸圍）同百七十本（三寸圍）小竹二十四束（一尺入）を納め來りしも是亦免除せられたりと云ふ

八瀬村氏神社内弓始

弓　始

毎年正月廿日天神の社に村中一同衣裝して出て左座右座の兩座に分る大鏡餠十居（一居五升）小鏡餠廿五居（一居三合）を神前に供へ惠方の方に檜薄板網代に組み五尺にして星黒の的立て神主一手射る次に神主の子素袍を着し本弓に鵜の羽の矢を取添て神主に渡す神主受取り倒まに一手射る次に村の子二人出て半弓にて一手射る其起は昔小たんたいと云ふ鬼神常に八瀬の人を惱す故に天照大神八幡大菩薩春日大明神此三社の神射さしめ給ふ由にて天下泰平の御祈なりと云ふとそ

花　の　弓

毎年三月躑躅の盛に天神の旅所南の方は檜の薄板を網代に組み三尺にして星白の的を立て年十六七の者

Digitized by Google

四人之を射る其後子供爭ひて射る終りて的の釣糸を切落し的の表を十文字に切り鬼は川に流したと囃して川に流す正月の弓始めの的は射鎭めとて星黑し花の弓は猶靈殘るとて星白しと云ふ是は蓋し八瀬の舊記に昔源平兩家の戰惡逆の武士禁中に狼藉し責入んとする時艮の方の御番に八瀬童子一人も不殘參上せし由申傳へ依之御弓を許さるとあるに起れる者にやあらん

八瀬童子献上物

八瀬村は古來綸旨を拜領し諸役免除の特恩を蒙り朝廷に御慶事行はるゝ毎に献品を上り御用を勤仕し御酒肴を賜りたり天明寛政以來の事實は舊記に存せり大概近衞家に因りて事を願出で許可せらるゝ例なり女御入內皇子降誕、讓位、即位、大嘗の如き大禮は勿論離宮御幸非常御立除の時の如き必ず御用を勤め献上物をなしたり其物は柳樽一荷鹽鯛一折又は鯣一連或は小豆五升等を恒例とす又文化十五年文政元三月中宮御所御庭石大小五十七運送被仰付人足五百七十六人して運送し御褒美として銀子一貫大判形饅頭五百下し賜りし事あり又同年十一月二十一日大嘗會行はるゝに付如先例調進物御用として左の品を調進せし由舊記に見えたり

杉丸木	長二間目通一尺六寸廻	一本
竹	目通六寸廻	二十本
杉皮	上節印	二十五間
垣柴	一駄分目方四五貫目	一駄半

又鮎献上の事は往古より近年に至る迄行はれたり其舊記左の如し

八瀬川の鮎むかしより今に禁裏へ春夏秋にいたり奉る鮎もち參るものにはいつも御食を下さるまた献上のしるしに禁裏御臺所の役人より御代官小堀二右衞門殿役人へ今日鮎いくつうけ取候と書付出されその書付度々當村へたさめ候八瀬村の內に禁裏御料あり小堀二右衞門殿支配につき鮎の書付も出る也

山門結界訴訟幷秋元神社

往古は詳かならざれども八瀬は叡山西面延暦寺領内に於て樵漁牧養するを得しが徳川綱吉將軍の時天
座主日光宮の願により更に畫圖面を製し老中連署の裏書を加へ結界改定女人牛馬立入を禁せらる其文如
左

山門結界之儀、往古者四至掲示之内、女人牛馬制禁之處、近來西表屬八瀬村、女人牛馬令往來、淨界
就及汚濁、依日光准后御願、結界之地改之、小比叡波母山阿彌陀峰と天石三尊石五百羅漢石等者山門
之要地、依之山頂者、從狼馬場至元黒谷松生際幷經塚南尾墓天狗岩者、山門之境内相加之、以石杭牓
示定之、注繪圖墨筋引之、其内へ女人牛馬者勿論、惣而八瀬村之者一切不可入、山下白筋者、古來結
界牓示の跡也、是又相改、以石杭定之、女人牛馬出入之儀、堅令停止之、斧堂地藏谷者、雖牓示之内、
屬八瀬村、惣而墨引之外者、八瀬村之者爲持分之條、柴薪伐採之儀者不制之者、墨筋各加印判、境目
相極也、

右今度相改、注繪圖黒白之筋引之、爲後證山門八瀬村双方え渡之畢、堅可相守者也

寶永五年十二月五日

河　内　印　氏井上
加　賀　印　氏大久保
但　馬　印　氏秋元
相　模　印　氏土屋

此より先京都町奉行郡代より八瀬村人を召し從來下附の綸旨證文を取上げ調査する所あり其後代官古川
小島等八瀬山見分ありしが此に及び村人を二條役所に召し安藤駿河守より此圖面裏書を下附せらる八瀬
村は耕地少く薪を生計とし且朝廷世家の需用に供し來りしを之が爲め其生活を失ふて以て明年正月より
奉行所に歎訴すれども用ひられず同四月八瀬童子八人江戸に出て社寺奉行本多彈正少弼に願出て呵斥せ
られ志を得ず然れども百折不屈頻に歎訴に及びしが同年七月老中秋元但馬守八瀬山巡見の事あり隨從哀
訴怠らす八月又江戸に上り歎願すれども沙汰なし既にして網吉薨し家宣將軍となる寶永七年七月十二日

Digitized by Google

童子を評定所に召され老中連座の上左の裁許狀を下附せらる

日光准后御申の旨に就て去々年戊子十二月山門の結界を改定めて女人牛馬等勝示の中に入る事を禁斷あり依之去年以來八瀨庄住人等訴申す彼庄の中禁裏の御料綸旨を被下往古より男女山に入り薪を採て商賣のたすけとす結界の後すでに其業を失ふと云々然るに綸旨は課役免除之事にして山門の境內に入る事をゆるさるゝ旨はのせられずしかりといへども禁裏の御料綸旨重疊の上は愁訴する所も其謂なきにならず故に別に恩裁の儀を以て彼庄散在の私領寺領等を他所に遷替られ其地はすなはち御代官に附られ年貢諸役一切を免除せられ畢禁裏御料に至ては永く先規を守るべき者也

寶永七年七月十二日　　紀伊判　河內判

加賀判　伯耆判

但馬判　相模判

於是訴願の旨を達し八瀨村一同は生計を立つる事を得る舊時の如きを得たり之に依て秋元氏の實見の恩に感じ其靈社を氏神社內に立て秋元大明神と稱し每年十月十一日其祭事を行ひ今に至りて絕えずと云ふ

八瀨躍の事

每年十月十一日の夜八人を一隊となし女官の用ひし上衣を着し各切子燈籠を頭に戴き大蠟燭を點し氏神境內に於て皷を打て踊を奏す神社には百燈を點し各戶に大張灯を揭げ篝を焚く其式最盛んなり其謠物の曲は左の如し

道歌　花積踊　津島踊　家方踊　茶摘踊

白糸　御所踊　忍踊　獅子踊

此歌醇古敦樸觀風の資と爲すへき者あり其內一二を抄錄す

屋形踊

あら面白の家方の造日暮御門に額を打ちいろ〳〵繪紋かやら見事ヒイヤイハアハイ家方踊を一踊

東のでゐは春かと見ゆる梅の小枝に鶯が羽を休めて音をいたすヒイヤイハアハイ家方踊を一踊
南のでゐは夏かと見ゆる洲濱に池をほらせつゝ橋の下には御座船が五色の糸でつなぎあるヒイヤイハアハイやかたにぎりを一踊
西のでゐは秋かと見ゆる菊と紅葉にたわむれてあれなる鹿の戀心ヒイヤイハアハイ家方踊を一踊
北のでゐは冬かとみゆる松と常盤を相添へて其枝々に薄雪が白米の米と降かゝるヒイヤイハアハイ家方踊を一踊
さて見事な工かな四方四面寶に大倉戒黒いはひこめヒイヤイハアハイ家方踊を一をどり
家方掛りを見物仕候御居もひさしきいつまでも御所踊
鎌倉の御所の御庭にうゑたる松は唐松ハツトロト御所の踊を踊ろふよ
さて見事な御所の御庭には唐石唐松唐椿ハツトロトハツトロト御所の踊を踊ろふよ
唐松の一の御枝に御所の御鷹の巣をかけた御所の踊を踊ろふよ
さて見事な鷹の羽がゝ片羽がひは淺黄紅梅又片羽かひは紫きハツトロトハツトロト御所の踊を踊ふよ
さて今年の御所の御たかや心も言もたよばしハアトロト御所の踊を踊ふよ
さて九月になりぬれは八重咲菊に心たわむれ月かゝやきてたもしろやハツトロト御所の踊はこれまでよ

人情風俗

家作は概ね茅葺衣服は木綿を主とす婚姻は親族二三人を招くのみ他村と縁組する時は此限にあらず氏神神主は村内老分上席者一年交代に之を勤むる例なり男子の頭は多く總髪なりしが維新後廢せし者多し人情は質朴にして最も禁裏の御用を重んじ常に忠義の心を存せり古來駕輿丁たりしが今日に至りても古式の風輿出づる時は輿丁に命せらるゝ例なり

Digitized by Google

Digitized by Google

大原村志

本村は舊と大原の一鄕にて戸寺、上野、大長瀨、來迎院、勝林院、草生、野村、井出の八ヶ村に分かれしが明治十六年八村を合して一村となし大原村と稱し同二十二年小出石、百井、大見、尾越の四ヶ村を合併せり故に今も十二部落に分れたり舊との八村は雞犬相聞へ互に近けれど小出石、百井、大見、尾越の如きは山谷を隔てし深山中に在り本部よりの方位里程は左の如し

大長瀨　大原の中位に在り西は野村北は來迎院南は上野に接す東西約三町南北粗同し村役場小學此に在り

來迎院　大長瀨の東北に在り西は草生北は勝林院に接す南北約四町東西約十八町

勝林院　來迎院の北に在り北は小出石西は草生に接す南北約二十町東西約三町

草生　大原の西北部に在り東は勝林院南は野村に接す南北約十七町餘東西約八町

野村　草生の南來迎院の西に在り南は井手に接す南北約八町東西約四町

井手　野村の南に在り戸寺と界し南は八瀨村西は靜市野村に鄰す南北約八町東西約三町

小出石　大原の北二十餘町に在り小濱街道に當る

百井　小出石の西約一里餘に在り

大見　百井より更に北方一里半の深山中に在り

尾越　大見より更に北方半里の深山中に在り

區域

北は本郡の最北部久多村と界し東は滋賀縣滋賀郡伊香立、仰木、坂本の各村と叡山と脈を以て境を分ち西は本郡花脊、靜市野の二村に接し南は八瀨、岩倉の二村に鄰す

幅員

Digitized by Google

南北約五里東西約一里半にして其面積二千三百二十二町二段一畝四歩なりといふ

郷村

上代郷荘詳かならされども蓋し小野郷なるべし古制の郡は大上中下小の五等ありて五十戸を里とし二十里より十六里を大郡とす本郡は大なれど二十里とすれば千戸に過ぎず其南部は延暦十二年京都に編入せられたり故に北郷は戸口稀少にして南部は衆多なりしと見えて郷は多く南部に在りて北部は甚少し是れ自然の勢なり本村は南方高野の邊より此一谷を擧げて小野郷なりしものと察せらる其證は高野に小野毛人の墓あり小野社あり本村に小野山あり惟喬親王御隠栖の舊地比叡山の麓小野といふは即ち小野山の下にて親王の御舊址幷びに御墓ありて此邊一帯は上代の小野郷なりしを知るべし但し其區域は今考がへ難し

管轄

上代詳かならず徳川幕府の時は勝林院、來迎院、大長瀬の三村は概ね梶井門跡の領地上野、草生、野村、井手、小出石の各村は中東氏の領地にして百井、大見、尾越の三村は近江國朽木氏の封地なり其他細少のものは之を畧す明治維新京都府の管轄となれり

地勢

本村は郡の北位に在る一區域にて北は山城峠百井峠の分水嶺を以て久多村と界し郡内の高地なり其より比叡山脈を東に負ひ西は花脊より静市野村に走る山脈を限り南は八瀬川の山峡を以て京都に通ず三面皆分水嶺に圍まれ地勢高峻にして險急なり其北は遠く伸びて山谷益々深阻大原川此より出て南流し本村の中央を貫き八瀬を過ぎ鴨川に注ぐ敦賀街道之に沿ひ北上して近江國に入る大原は山河清淑幽閑にして京北の勝地たり

山岳

長谷山

字井出の南に在り高約百二十間周廻約二里

Digitized by Google

井出山
字井出の西に在り高約六十間周廻約四町
江文峠
字井出の西北に在り高百二十間靜原道之に由る
宮の谷山
字野村の西に在り高約百八十間
壹の谷山
字野村の西に在り高約百二十間周廻約八町
西の谷山
字草生の北に在り高百二十間周廻約一里
三叉山
字草生の北に在り高百二十間
大山
字勝林院の東北に在り高約百八十間周廻約一里二十町
柳ケ谷山
字勝林院の東北に在り高百二十間周廻三里
大原山
字來迎院の東に在り高約百八十間周廻四里又小野山と稱す右三山叡山に連り滋賀縣と界せり
一平見山
字大長瀬の東に在り高約百二十間周廻十町
笹ケ峰峠

Digitized by Google

字上野の東に在り滋賀縣に界す

相谷山
字戸寺の東に在り滋賀縣に界す

見谷山
字小出石の北東に在り周廻約二里二十町滋賀縣と界す

小出石山
字小出石の東に在り周廻約二里滋賀縣と界す

高谷山
字小出石の西北に在り周廻約三里餘字大原の山と界す

山城峠
字小出石の東北に在り高六十間若狹街道にして近江國界に當る西南は小出石に屬し東北は滋賀縣滋賀郡途中村伊香立村に屬す所謂途中踰也此より龍華に出づるを以て龍華踰とも云ふ

火打谷山
字大見の西に在り周廻約一里三十町字尾越百井の間に屬す

海老山
字大見の南に在り官林有り段別十二町四段餘

釜曾谷山
字百井と小出石の間に在り周廻約一里七町

ヒノコ山
字百井の東に在り周廻二里二十餘町滋賀縣と界す

水無山

Digitized by Google

字百井の西に在り山脈鞍馬山に連なる

坪栗山

字尾越の東に在り周廻約二里八町滋賀縣に界す

河川

大原川

源を百井峠山城峠の分水嶺より發し小出石に出て大原に入り溪谷の水を合し八瀬の山峽より南流して高野川となり鴨川に合す村内の延長約二里許深き所三尺常水沽れず大雨も溢るゝに及ばず時に川涯の破損あるのみ舟筏通せず田二十五町許に灌漑す

草生川

字草生の谷合より出て東南に流れて大原川に入る

來迎院川音無川

字來迎院の東山より出て西流して大原川に入り音無川は音無瀧の下流なり律川呂川音無瀧は名勝部に記す

小出石川

字小出石の山谷より出て南流大原川と爲る延長一里十五町

大見川

字大見の山間より出て東南して百井に入る末流湖水に注ぐ

百井川

鞍馬村界の谷合より出て字百井を經て滋賀縣に入る

尾越川

字尾越の南澤ケ谷より出て東北流して滋賀縣に入る延長二十三町

Digitized by Google

橋梁

花尻橋　大原川に架す小字花尻に在り長十二間木造明治二十七年十一月改造

和田橋　同上小字和田に在り長八間木造明治二十九年改造

高橋　同上小字新田に在り長六間木造

古知谷橋　同上小字古知谷に在り長六間半

井出橋　同上大字井手に在り長七間木造明治三十三年改造此他三間以下の者之を畧せり

道路

大原道　八瀬村の入口小字花尻より三千院分岐に至る地方税皆支辨なり明治二十七年度より同三十二年度迄に改修延長六百二十四間四分經費貳千七百參拾壹圓九拾九錢七厘を要し今假定縣道敎賀街道の一部分となれり

敎賀街道　三千院分岐より以北山城峠に至り舊と地方税皆支辨にして明治三十一年より同三十三年度迄に改修延長二千六十九間八分經費金參千貳百八拾七圓參拾四錢九厘を要せり山城峠より近江國滋賀郡に入る即ち龍華踰なり因に山城峠は文德天皇天安元年關を設けられし所なりと云ふ

寂光院道

Digitized by Google

小字花尻より草生淑光院に至り舊と地方税二分の一補助道路にして明治三十三年度より同三十六年迄に改修延長七百二十三間經費金四千四百圓を要せり

鞍馬口より大原に達する街道

小字宮川橋より以北小字和田に至る地方税二分の一補助にて明治三十二年度より同三十四年度迄に改修す延長九百二十七間五分經費四千圓を要せり

花脊より敎賀に達する街道

字大見小出石の區内に在り地方税二分の一補助にて明治三十四年度より同三十六年度迄に改修す延長一千十五間經費金千四百六拾圓を要せり

久多より京都に達する街道

字尾越百井の區内に在り地方税二分の一補助にて明治三十四年度より同三十六年度迄に改修す延長一千五百九十六間五分經費金參千四百圓を要せり

里程

本村元標より各所里程左の如し

京都府廳	三里二十八町	郡役所	三里十四町
八瀨村	一里四町	岩倉村	二里二十九町
靜市野村	二里二十六町	花脊村	三里二十六町
久多村	五里十九町	滋賀縣滋賀郡伊香立村	一里七町
同仰木村	一里十二町	同阪本村	三里十四町

運輸

本村は敎賀の本道に當り且久多村幷に滋賀縣滋賀郡の西北部仰木、伊香立各村より京都との運輸は概ね本村に由れり舊時は道路粗惡甚だ不便なりしが近年開修せられ大に便利となれり且つ人力車の通行も自由な

Digitized by Google

れども北西の諸道は未だ開修を經ず車運通じ難し且冬季積雪の際運送を停むるに至る事あり

便

大原三等郵便局　大字大原

明治三十三年四月二十一日小出石より此に新築移轉せり

地

本村は大原八ヶ村と小出石、百井、大見、尾越の四村と合併せしを以て今猶各區として分れ遠きは三里以上に及ぶものあり今大字小字の概要を左に掲ぐ

戸寺區

小字	位置	段別
相谷	東南	二三〇、〇二〇反
高瀧	西北	三、九〇二
堂田	中央	一三、八二九
花尻	南	一二、五一二
中河原	西南	一三、三一五
前河原	西	二八八、八一八
上河原	西北	八、〇〇九
南内田	西北	七、二〇三
谷田	北	三、四一一
仲の池	東	一二、八二八

上野區

小字	位置	段別
龜甲谷	東北	四七六、九〇九反
谷下	北	八、九二九
水の元	東	一二、五一二
下河原	南	一四、八〇四
長谷口	西	一一、四二五
岸下	西	一四、五二六
内田	西北	一五、〇〇三
湯屋	北	二、六〇三
稻葉	東北	五、〇〇四

北溝南　三二、七二六

南出中央　三九、〇〇六

Digitized by Google

大長瀬區

出口　北　七〇、九〇二
關屋　西　四〇、一二九
谷田　南　一八、三二一
上山　東　二〇八、一一九
長谷山　南西　三一〇、七二二

芝原　北　三九、四二二
梅宮　北西　一四、一〇四
小川原　南西　二九、二一九

來迎院區

宮の前　東北　二二、七二六
ツク田　中央　五七、〇〇一
庄田　西　三三、八〇五
來迎院南谷　東北　二八四、八〇七
東山　北　四一六、二一一
見谷中　北　七、二一〇
伊王谷　西北　四九、八〇六
西山　西　一〇九、四〇四

勝林院區

森田　南　六、八一二
石折　北　三一、七〇三

上畠　北東　六、三一
下庄田　南西　三〇、一二六
南田　南　三五、三一七
龜甲谷　東南　二九五、四〇六
高瀧　北西　一三〇、四二二

上畑　東　八、六〇四
中川原　中央　一九、五一〇
大長瀬　東北　二六一、八〇二

坊の上　東　二九、二二〇
カト田　中央　三五、七〇一
和田　北西　一六、四一一
來迎院北谷　東北　三〇一、三二七
東庄津　北　八、五〇五
高瀧　西北　五二、一〇九
古知谷　西北　九、三二〇
飛山　西　三五、三一五

窪田　西北　七、二二三
平本　北　九、五〇四

Digitized by Google

川原田	北	一五、五二四
内街道	中央	三八、五〇九
北手	東	三二、六一九
堂谷	東	二、八二五
中庄	北	三六、九〇五
大掛	北	八、五二二
上利谷	東北	二九七、九二五
小瀧	東北	一六八、四二六
向の裏	西	七七、七二七
古知谷	北	一七四、一一七
來迎院谷	東	一〇、三〇一

草生區

上草生	西北	一二、四二一
茶屋	中央	一七、二〇五
下	東南	二二、四一九
森前	南	一九、八〇一
堂ケ谷	西南	二一五、三〇一
西ノ谷	北	二九九、二二五
小ヤ	北	二三三、八二〇
伊王谷	北	二四六、八一七
古知谷	東北	一七四、四〇三
芹生	北	一四、〇二四
奥田	北	一八、〇一四
古知平	北	三七、一二三
上北手	東	八、九一三
尾堂	北	一五、七〇三
大山	北	三四一、三一四
瀧の裏	東北	一九一、四一一
柳ケ谷	東北	一〇三、二一五
登路須	北	八〇、一二六
伊王谷	北	三六、七二五
中	中央	一〇、八一二
牛ケ首	東	一三、四〇六
セモシ	南	一四、一二一
土藏	東南	五二、七二五
三ツ	北西	三〇二、五一〇
氷谷	東北	三八四、〇〇六
五葉ノ尾	北	二二七、二一一
アベ谷	西北	三九六、六一六
岩谷	西	四四九、〇一九

Digitized by Google

野村區

北出野　北東　二二、〇〇八
南出中央　二六、八一二
太田南　三二、六一三
下山田南　三三、八二〇
辻堂東　一八、四〇二
上川原東　八、九一一
ユリノ上西南　五〇、三〇〇
宮ノ谷西　一一六、七一九
中尾谷北　二七、四〇七
古知谷北　五、三二二
瀧谷北　四、九〇五
瀧ノ浦東北　一八、五二一
古知谷南谷北　二、九二六
井出脇谷西南　二一、八〇〇
古知谷船ケハタ北　四、二一六

井出區

岸ノ下北東　一二、八〇五
勘定北　二二、九一七
南伊王堂北　二一、六一七
久保北　一〇、三一五

中出中央　二四、八一〇
畑ノ芝南　三一、〇一五
上山田西南　二六、六二七
シタシ南　一四、四〇七
大長瀬道北東　一五、二一八
下川原東南　二八、三二八
一ノ谷西　六一、〇二五
堂ノ谷西　三二、九二〇
北出谷北　四〇、七〇五
阿部谷北　一、一一六
瀧谷口北　五、九二八
古知ケ平平日表北　三、五〇〇
柯部谷七石山北　二二、四〇〇
伊王谷岩屋北　三、七〇六

鮮田北東　八、三〇二
北伊王堂北　九、五一四
杉谷西北　一五、七〇二
西出中央　二七、〇二九

Digitized by Google

川原田　北　一五、五二四
内街道　中央　三八、五〇九
北手　東　三二、六一九
壷谷　東　二、八二五
中庄　北　三六、九〇五
大掛　北　八、五二二
上利谷　東北　二九七、九二五
小瀧　東北　一六八、四二六
向の裏　西　七七、七二七
古知谷　北　一七四、一一七
来迎院谷　東　一〇、三〇一

華生區

上華生　西北　一二、四二一
茶屋　中央　一七、二〇五
下　東南　二二、四一九
前　南　一九、八〇一
森ケ谷　西南　二一五、三〇一
西ノ谷　北　二九九、二二五
小ヤ　北　二三三、八三〇
伊王谷　北　二四六、八一七
古知谷　東北　一七四、四〇三

芹生　北　一四、〇二四
奥田　北　一八、〇一四
古知平　北　三七、一二三
上手　東　八、九一三
堂尾　北　一五、七〇三
大山　北　三四一、三一四
瀧の裏　東北　一九一、四一一
柳ケ谷　東北　一〇三、二一五
登路須　北　八〇、一二六
伊王谷　北　三六、七二五

中ケ　中央　一〇、八一二
半ケ　東　一三、四〇六
モシ　南　一四、一二一
土蔵　東南　五二、七二五
三ツ　北西　三〇二、五一〇
氷谷　東北　三八四、〇〇六
五葉ノ尾　北　二二七、二一一
アベ谷　西北　三九六、六一六
岩谷　西　四四九、〇一九

Digitized by Google

野村區

北出野　北東　二二、〇〇八
南出中央　二六、八一二
太田南　三二、六一三
下山田南　三三、八二〇
辻堂東　一八、四〇二
上川原東　八、九一一
ユリノ上西南　五〇、三〇〇
宮ノ谷西　一一六、七一九
中尾谷北　二七、四〇七
古知谷北　五、三二二
瀧谷北　四、九〇五
瀧ノ浦東北　一八、五二一
古知谷南谷北　二、九二六
井出脇谷西南　二一、八〇〇
古知谷船ケハタ北　四、二一六

井出區

岸ノ下北東　一二、八〇五
勘定北　二二、九一七
南伊王堂北　二一、六一七
久保北　一〇、三一五

中出　中央　二四、八一〇
畑ノ芝　病　三一、〇一五
上山田西　病　二六、六二七
シタシ　病　一四、四〇七
大長瀬道北東　一五、二一八
下川原東南　二八、三二八
一ノ谷西　六一、〇二五
堂ノ谷西　三二、九二〇
北出谷北　四〇、七〇五
阿部谷北　一、一一六
瀧谷口北　五、九二八
古知ケ平平日表北　三、五〇〇
飼部谷七石山北　二二、四〇〇
伊王谷岩屋北　三、七〇六

鮮田北東　八、三〇二
北伊王堂北　九、五一四
杉谷西北　一五、七〇二
西出中央　二七、〇二九

Digitized by Google

下屋敷東　二三、二〇九
宮ノ谷北　一一八、六〇六
杉谷西北　一三八、六〇六
長谷西　一八〇、七二三
三ツ叉北　四、五〇〇

小出石區

見谷北　四五七、五〇八
見谷口北　一〇、三〇四
宮ノ下北東　四、五二一
上出東北　九、六一三
北前田東　八、八二九
岩崎西　一五、八〇一
高谷西北　二三〇、二〇一
小出石門跡　七七、三二九
高谷ノ内　一五〇一、九一六

百井區

茶屋谷西　一七、三二〇
宮ノ前西　三二、五一一
臺原ノ二東　二四、五〇七
百井谷四方ニ至ル　二四一七、〇二五

次ケ谷西　一三、三二四
脇谷西北　八七、七二〇
管谷西　一〇五、九一〇
伊王谷北　四、六二〇
松尾北　四、五〇〇

小出石谷東　五七一、六〇三
堂ノ後東　三、八二二
岩見谷北　一七、一〇八
中ノ町中央　一八、八一七
前田南　二一、五一四
新田南西　三四、二一五
見谷　一四九、一一四
小出石谷ノ内　一五六、〇〇一
高瀧ノ内　二一、七一七

櫻谷西北　四、九一三
臺原ノ一中央　一、八二六
田ノ上東　二二、八〇二

Digitized by Google

寺谷北　五六七、六一八
菅ノ谷中央　七、三一二
宮ノ上西　一三、二一二
掛附西　二二、八一七
奥田原北西　一四、一二一
前海地中央　八、八二九
池ノ海地南　六、四一一
水口谷東　一四三、七一四
燧谷東　三九六、五二五
寥路東南　二三一、七二三
池ノ谷西南　七六、五二〇
榎ノ谷西南　一三七、六二五
清水谷西　一二七、九〇一
ふきや谷西南　一六三、三一五
剣山西　一一一、九二二
白岩北西　一四〇、一一〇
海老谷南　一五七、五〇五

尾越區

脊戸口東　一四、四一一
阪尻東南　一二、六二五
庵ケ谷西　九、九一七

歳ノ前中央　七、二二〇
岩淵北西　三、一〇一
摺山西　八、二一七
榑原北西　九七、〇〇五
向海地西　一〇、六一八
下前海地中央　一〇、六一四
下田南　八、二二四
松谷東　三〇四、八〇〇
寒風東南　一九二、五二五
棧敷谷南　二二六、八二六
蛇谷西南　四六、七二三
牛岩西　八〇、九二七
清水谷二ノ谷西　一八二、九一二
小松谷西　一七六、五〇〇
小野峠北西　七八、七一七
上明谷西　九四、八一五

澤ケ谷東　一九七、〇〇八
上ノ原西　一五、三〇三
向ケ原西　一五、〇一一

Digitized by Google

宮ノ前　西　二四、二〇五
下ケ原　北　九、六二二
宮ノ測　東北　五九、〇〇一
足立　西　七四、三二一
上セト　東　一二一、九一三
荒谷　北西　三九一、六一五

地籍

官有地　第一種　六九、〇七〇三町
御陵墓地　二、二〇八町
第三種
道路　二七、九三二六
其他　二四二〇
第四種
寺院敷地　四、九七〇〇

民有地

有租地　二、三〇三、五九一九町　地租　四、一三七、一九〇円
田　一五二、〇七一〇　地租　三、〇五四、〇二〇　同
畑　一六、五三一四　地租　一二二、八六五　同

小堂谷　東　一七、九一二
杉谷　北東　三八〇、二二〇
ナメラ　西　一〇九、九一九
澤ケ谷　西　一八九、三二三
セト　東　一六七、三〇五
坪栗　東　六六六、一〇〇

明治四十一年十二月末日調

郷村社地　一、四五一六町
河川溝渠　三四、二三二三

四十一年
定率　一、七六三、九〇〇内
増率　二、三七三、二九〇　同
一、三八八、二三〇　同
一、六六五、七九〇　同
五五、八七五
六六、九九〇

宅地	二〇、〇三〇九	地租	五〇二、一七五	同	一五六、九四〇
山林	二、一一二、一九〇四	地租	三五六、一七五	同	三四五、二三五
原野	二、七六一二	地租	一、九五五	同	一六一、九六〇
				同	一九四、二一五
				同	八九五
				同	一、〇六〇
民有免租地	二、七三一四				
學校敷地	二五〇三	郷村社地	一四一三		
墳墓地	九二〇九	用悪水路	一六二八		
溜池	九一五	堤塘	一、一二〇		
井溝	？	道路	？		
役場敷地	三一六	其他ノ公用地	一		

官公衙

村役場　大字大原　小字大長瀬梅ノ宮

明治十五年大原八村を合併大原と稱し同二十二年小出石、百井、大見、尾越の四ヶ村を大原村と合併し編入の村役場とす

郷査駐在所　大字大原　小字大長瀬梅ノ宮

學校

大原尋常高等小學校　大見、百井の二分校

大原尋常高等小學校、大見、百井の二分校あり何れも村立にして大原校は明治八年五月大見分校は同卅四年四月一日百井分校は同三十八年四月一日の創立なり明治四十一年度在學兒童數は尋常科男百五十八人女百四十五人計三百〇三人高等科男十六人女六人計二十二人合計三百二十五人にして教員數は正教員男

Digitized by Google

六人代用教員男二人專科正教員女一人計九人同年度の經費は貳千五百八拾七圓五拾錢外に實業補習學校の附設幷に教員講習補助費あり合計貳千七百四拾九圓五拾錢なりとす

搾乳場數　一　四十一年調

乳牛　三頭

搾乳高　三石

價格　九〇円

製綿工場　字大原

京都市川橋鐵之助明治三十九年七月創立にして日本形水車二臺實馬力十六の動力を使用し盛んに業務を擴張しつゝあり最近の調査に因れば常に約三十名の男女を使役し製綿脫脂綿の一ヶ年製產高は二萬貫以上ありと云ふ

物產

本村は山間に在るを以て耕地多大ならずと雖も區域廣大なるより比較的田面多く而して又山林に富めるを以て薪炭の產額頗る多し普通農產は村內の需用に足らず供給を他方に仰ぐもの少からず今最近の產額を揭ぐれば左の如し

			四十一年
米	二、〇九〇石	三一、五〇三円	
麥	三〇〇	二、四二四	
計	二、三九〇	三三、九二七	
木材			
丸及角材	一、二五〇尺ヅヽ	六、二五〇	
挽材	四、八〇〇駄	二、八八〇	
下駄材	四〇	四〇	

Digitized by Google

竹材	三四〇束	二三四
其他	？	二、一九九
果實	？圓	九七三
薪材	一、六〇〇〇貫	八、〇〇〇
木炭	五〇、〇〇〇	五、〇〇〇
茶	二五〇斤	四〇八
土類	一五	四〇
蔬菜類	？	三、三六三
計		二九、三八六
合計		六三、三一三

備考　外に藥製品價格一、六八八円あり

名産

柴漬（茄子、蕃椒、茗荷、紫蘇等の混合鹽漬なり）本村及八瀬村に製造するものにして一種の雅味あり茶人酒客の賞玩は更なり高貴の清膳にも上ることありて其名亦高し

民業

民業を大別すれば大畧左の如し然れども專業者のみならず相兼ぬるもの多し

職業別	戸數	人口
農業	二三二	一、一四四
林業	一七	八二
工業	五七	三二一

明治四十一年末現在

Digitized by Google

商業	四七	四二二
交通業	三	一五
日稼及勞働者	二四	一六〇
雜業	八	五一
公務及自由業	五	二一
無職及職業不詳	一	七五
計	三九七	二二九一

備考　養蠶兼一戶五人茶業八戶三十八人は農業の内に併記す

民力

直接國稅を納むる者左の如し

百圓以上	三人	五拾圓以上
拾圓以上	一〇四	五圓以上
參圓以上	四五	

車輛

車	一八五	甲種牛車	四
荷馬車	一	自用人力車	十一年
乙牛車	二	一人乘車	一人
大七車	一三六	中小車	六三

家畜

牝牛	一七	四十一年十月調
牡牛	九四	四四
計	一一一	一
		一
		四十一年末現在

Digitized by Google

馬	—	—	—
羊	一	一	二

明治四十一年末現在

本籍人口

士族	男	六九
	女	七五
平民	男	一、一六二
	女	一、一〇五
計		二、四一一

現住人口及戶數

			大字別				
			大原	小出石	百井	大見	尾越
人口	男	一、一六一	男 八七一	男 九八	男 八一	男 七三	男 三八
	女	一、一三〇	女 八六七	女 八八	女 七三	女 六五	女 三七
計		二二九一	一、七三八	一八六	一五四	一三八	七五
戶數		三九七	三〇〇	三〇	三四	二二	一一

宗教（在住人）

神道	一七九
佛道	二、〇七八
基督教	—
宗教未詳	三一

神社

江文神社　大字大原　小字宮山

祭神　稻倉魂命

Digitized by Google

村社由緒不詳なれど頗る舊社なり本社拜殿神庫あり境内千百六十七坪官有地第一種江文山にあり樹木多し

境内神社

級長津彦神社　祭神　級長津彦神　外一柱
軻遇突知神社　祭神　軻遇突知神　外二柱
滿山神社　祭神　愛宕神　外一柱
天滿宮社　祭神　菅原朝臣道眞　外一柱

神明神社　大字大原　小字三又

祭神　天照皇太神　豊受皇太神

村社由緒詳ならされども舊社なり本社二宇相併ひ境内老杉多し文明十八年六月十六日送別の宴を此に開らき歌詠み法樂しける事廻國雜記に見えたり境内九十坪民有地第一種

境内神社

八滿神社　祭神　八滿宮　蓋八幡の誤り

小野御靈神社　大字大原　小字龜甲谷

祭神　惟喬親王

無格社創立詳かならず然れど惟喬親王大原御隱栖の後遂に薨し給ひしかば其御靈を御草庵の邊に祠りしより始まりしなるべし御墓も御舊址も神社と相近し境内六十五坪官有地第一種

梅ノ宮神社　大字大原　小字長瀬町

祭神　木花咲耶姫命

無格社由緒詳かならず本社拜殿神庫あり境内百八十六坪官有地第一種

小野源太夫神社　大字大原　小字戸寺町

祭神　猪田彦命

無格社由緒詳かならず文花散の森といふ或花尻に作る境内五百十五坪官有地第一種

八幡神社　大字小出石　小字堂之後

祭神　應神天皇

村社由緒詳かならず境内千七百八十九坪官有地第一種

境内神社

地主神社　祭神　保食命

山神神社　祭神　大山祇命

志古淵神社　大字大見　小字宮之前

祭神　龍神

村社由緒詳かならず境内二百八十七坪官有地第一種

境内神社

平野神社

外禿社七座あれど之を畧す

志子淵神社　大字百井　小字宮之前

祭神　龍神

村社由緒詳かならず境内四百四十坪民有地第一種

境内神社

日吉社

外二社皆祭神不詳

嚴島神社　大字尾越　小字宮側

愛宕郡志　大原村

Digitized by Google

祭神　嚴島姫命

村社由緒詳かならず境内四百三十三坪民有地第一種

境内神社

稻荷神社　祭神　稻倉魂命

寺院

三千院　大字大原　小字宮の前

本尊　阿彌陀如來座像　定朝作

脇佛　觀音菩薩　勢至菩薩座像　同

本院本尊は舊來藥師瑠璃光如來にて舊梶井御里坊の本室本尊なりしを明治變革の際本院に送置せられ之を本尊としたり明治二十九年境外佛堂往生極樂院更に境内に屬し本堂となりしより其堂の本尊即ち本寺の本尊となれり此像は古來著顯の名作にて國寶と定められたり

天台宗延暦寺所轄の門跡寺院なり初め延暦年中傳敎大師叡山根本中堂創立の時東塔の南谷に假に一堂を築き本尊藥師如來（傳敎大師自作）を安す是れ本寺の開基なり之を三千院圓融房と號す其後貞觀年中承雲和尚清和天皇の勅を奉じ更に精舍を建立し東塔より阪本の梶井の里に移る因りて梶井門跡と稱す元永年中堀川天皇の皇子最雲法親王入室ありて本寺第十一世を繼がせられしより皇族門跡となり皇子皇孫聯綿相承して法燈常に輝けり後に紫野舟岡の犁の鼻に移る今の建勳神社の東にて其舊跡存せり應仁の亂大內が陣となりて兵燹に罹り其後此地に移れるもの〻如し（應仁以前既に大原に居られしと云ふ說あり）魚山は聲明の根源なれば梶井門跡は聲明業の事務の宮とし音律の闡明を司どり給へり此より先にも顯眞承圓など魚山に住せし事あり來迎勝林の二部自から其下に立て寺運益々盛んなり第二十八世門主は即ち大塔宮尊雲法親王にて元弘の國難に當り撥亂反正の大勳を建て給へり慈胤法親王後陽成天皇の皇子を以て入室あり天台座主に補せらる此時京都御車道廣小路に邸地を賜り殿舍を建て御里坊となし佛殿を營み門主

Digitized by Google

は概ね此に住せられ本寺は修業の攸となれり里坊の所在に因りて梨本宮と稱す徳川幕府寺祿千六十七石第五十世昌仁法親王の時王政復古に會し復舊ありて梨本宮と稱せられ里坊の佛像宸額等を本寺に移したり明治四年門跡號を廢せられ一般寺院となり其後廢祿せられしも格別の御由緒を以て宮内省より年金九百六拾六圓八拾錢貳厘を給せられ其後門跡號を許され以て今に至れり本院は千年の名寺京北の巨刹にして寺域高敞殿宇完備せしが往年宸殿は取毀たれしを以て今再建計畫中なり方丈玄關の額は靈元天皇の宸翰（京都所司代巡檢の一也）にて蓋し特に賜ひしものなるべし境内一町一段二畝二十四歩官有地第四種此外上地となりし地は住職買得して之を寄附し全く舊形を失はず小野山を負ひ大原の郷に臨み律呂の川を左右に控へ最も清淨なる靈地なり寺産は畑宅地三段二畝餘山林六町餘を有せり

本寺は什寶多く其最なるものを擧ぐれば御懺法講の本尊阿彌陀三尊軸堯胤親王御筆、御懺法講經卷後伏見天皇後陽成天皇靈元天皇宸翰、仁孝天皇御願文、孝明天皇御念珠、惠心僧都筆二十五菩薩、來通佛古畫、曼荼羅、託摩筆一字金輪、晃殿司筆不動明王、此外歷朝御下賜品多し近年梶井門跡傳來の大塔宮御薙刀一振梨本宮より御返附あり此時宮より歷朝御宸翰古文書御返しあり又舊來門主直封の古文書八函と稱して八函あり舊記古文書數百通なり其中に正中二年十一月二十五日の附屬狀あり先門主承鎭法親王より大塔宮に附屬の本書之なり宮十八歲の御時に當れり希世の古文書なり其主文左の如し

件寺院本尊聖敎山浴房舍庄園所領等式依相承知行式有由緒傳領各相副調度文書附屬禪定皇子尊雲如件

正中二年十一月二十五日　　沙門（華押）

本院第一の規模は御懺法講なり此嚴儀は天皇御親祭の式にして其儀最も重く後白川法皇の御時より始まり應安元年後伏見天皇三十三年御忌より定式となり清涼殿又仙洞御所にて行はれ梶井宮勅を承りて其導師を勤めらるゝ例なり其式には天皇御躬から行道し給ふ事なれば最も嚴肅莊重なる大儀なり其事は別に記錄あれば此には畧しぬ明治變革より宮中の式は廢せられたれど文明八年京都室町の營中にて後花園天皇崩御ありしが應仁の大亂にて皇居にては其儀行れ難かりしかば御七回忌の御懺法講を魚山にて行れし

Digitized by Google

事あり導師は慈胤法親王にて親王自から其事を記し給へり其書を魚山のみのりといふ此例によりて英照皇太后の御一周忌に當り當院より宮中に其由を奏聞し明治三十一年一月十一日梶井門跡假宸殿に於て古來の式に基き御懺法講を執行せり宮內省よりも參向あり其儀最も盛んなりし

因に云ふ御懺法講は保元二年五月內裏仁壽殿に於て七寶御塔供養に行はれたりとの舊記あれば既に白川天皇以前に此事ありしとの說あり

本堂

本尊　阿彌陀如來三尊

舊と往生極樂院と號す梶井門跡此に在りし時境內佛堂たりしが明治變革境外となり明治二十九年特別保護建造物に指定せらるゝに及び更に境內に編入せられ以て本堂となせり桁行五間七寸梁行四間二尺七寸の入母屋造りにて妻を正面とする珍らしき古建築なり其內部は舊物にて佛壇天井柱等精密の繪畫を以て裝飾せり本尊阿彌陀三尊は惠心僧都の作にて靈像なり近年傳圓仁作不動尊像と俱に國寶に指定せらる寺傳に永觀三年花山法皇惠心僧都に勅して之を創立せしめ給ひしといふ（舊と一寺にて天文年中迄は住職ありしが梶井門跡の境內に入りしより幾變遷をへて又三千院の本堂となりしなり）近年大修理行はる堂內佛像にも古佛頗る多し

魚山

魚山大原寺とは聲明の本源を表したる名稱なり初め仁壽齊衡の頃慈覺大師台敎の奧秘を究め更に入唐して天台山に入り聲明梵唄の秘蘊を受け歸朝の後此地を相し聲明の本源と定めしなり佛法宣明には音聞を攝化の巧便となし五明の一に備はり尤も之を重んず支那の梵音は魏の陳思王曹子建が濟州の魚山にて空中の妙音を聞き其節奏を寫し梵唄を製せしに始まり世々相傳へて大事とせり吾朝にも早く傳來せしが奈良朝の季は既に亂れしかば梵音を正すべき旨の勅ありし事國史に見ゆ大師已に聲明を傳へ此地を本據と定め濟州の魚山に據り山の名とし大源の水を去りて大原寺と號す大原の名も此より起れり智證、相應、淨

藏、慈恩、源信、覺超、懷空、寬誉、相傳へて良忍に至り益々盛んにして顯密聲明の音訣を集めて大成せり承徳中良忍來迎院を建て是より先寂源は勝林院を建て二部に分かれ各院之に附屬せり其隆盛の時は四十九院ありしと傳へたり其後兵亂相踵き各院轉退多く梶井門跡此に移るに及び門跡寺院の勢を以て自から本寺の如くなれり大原寺は明治維新の後まで其名稱を存せしが別に其寺坊の有りしにあらす唯其總稱のみ今は來迎院と勝林院の二部にして來迎院内には淨蓮花院、蓮成院、遮那院、善逝院の四院あり勝林院内には寶泉院、寶光院、普賢院の三院あり此諸院は舊時は格式普通の寺院に勝ぐれ宮中御懺法講には參勤の榮を荷へり今も特立の別格寺として固より三千院の附屬にあらず他宗の聲明傳授は猶此二寺に依る例なり

來迎院　大字大原　小字宮ノ前

本尊　中　藥師如來座像　傳行基作
左右　釋迦阿彌陀二尊座像　傳定朝作

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり仁壽年間慈覺大師の創立にして聲明梵唄の本源なり嘉保二年中興聖應大師良忍更に之を盛大にし音律の各派を一統し世の聲明學を成さんとするものは必ず當山に依る勢となれり天仁元年良忍鳥羽上皇の叡願により一堂を建立し阿彌陀釋迦二尊を安す即ち本院なり於是四近の諸院之を總本堂とす藥師如來は舊時別堂の佛なりしもの也といふ應永三十三年十月炎上し永享年中再建せしを天文年中に至り改修せり即今の堂宇是なり舊時は寺院多かりしが漸々轉退して今は四ケ院となり本院も普通の一ケ寺となれど他の四ケ院より輪番として舊來總本堂たりし故例を失はず境内千十坪官有地第四種本堂桁行六間半梁間之に同じ背に經藏あり如來藏と號す良忍の遺書を納めし所にして今は建物も替り舊記も多く散亡すれど猶大函三つあり法報應の三字を以て之を別ち古文書其中に充ちたり聖應大師已來聲明に係る舊記太だ多し其中希有の寶書は傳敎大師戒牒度牒なり此は眞物魚山に傳れるよしに聞へしが往年舊記調査の時發見して一々臨寫せし事あり寶龜十一年十一月十日延暦二年正月二十日の國牒延暦四年四月六日の戒牒にて國牒は當時の謄本にて戒牒は原書也國牒は他に移すべきものなるにより

Digitized by Google

之を寫して副本を作り戒牒は其身に携帶すべきにより原書なり滴副に僧綱之印といふ古印を押し賢璟以下皆自署なり此牒によれば大師は滋賀郡古市鄉戸主正八位下三津首淨足が戸口にて其名を廣野とあり大師傳には其父を大藏卿正三位三津朝臣百枝とあれど之と違へり且其母を應神天皇第九の皇女といふに至りては荒唐も甚しといふべし國牒度牒とも廣野は黑子頸左一右肘折上一とあり當時の戸籍法を見るべし延曆四年は大師二十歲の時なり此時始めて戒牒を受け僧籍に入り延曆七年には既に根本中堂を山上に建て天台の基を開らきたり其年僅に二十三歲なり誠に非常の英才なりしを見るべし此文書につきては別に考證あれど文長して載するを得ず今其戒牒のみを揭ぐ

僧綱牒近江國師

今年受戒僧事

僧最證年二十近江國滋賀郡古市鄉戸主正八位下三津首淨足戸口同姓廣野黑子左頸一左肘折上一

牒、上件僧、以今年受戒已畢、國師承知、經於國司、編附國分寺僧牒、今以狀下、牒到奉行、

延曆四年四月六日

大僧都賢璟　從儀師常耀

少僧都行賀　威儀師明道

律師　威儀師壽石

律師玄憐

此他寶物云御儀法講本尊普賢菩薩畫像三尊來迎畫像後小松天皇御詞書土佐行長畫融通念佛大緣起等にて其中戒牒は國寶に指さゝれたり梵鐘は永亨の古鐘なり寺產は田畑四段一畝餘山林九町八段餘を有せり

境内佛堂

鎮守堂　本尊　釋迦如來

淨蓮花院　同　小字宮ノ前

本尊　阿彌陀如來

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり其創立由緒來迎院に同じく來迎院内の一院にして中興聖應大師の住院なり大師が融通念佛を發明せし靈場にて其名世に聞えたり舊來の本堂は明治七年燒亡し本尊も共に烏有となれり此像は運慶の作にて魚山三大像の一なりしといふ今は庫裏を再建せしのみにて本堂の跡には木標を立てたり境内千四百四十九坪官有地第四種

蓮成院　同　小字坊ノ上

本尊　阿彌陀如來

天台宗延暦寺末三等二級別格寺にして其創立由緒來迎院に同じく即ち來迎院内の一院なり境内四百七十二坪官有地第四種佛殿客殿庫裏其他皆備はり文政年間の改修にて建物完好景致尤も勝れたり事は名勝の部に在り寺産は田一町一段四畝餘山林十二町一段五畝餘を有せり尚ほ境内佛堂は鎮守堂に本尊托枳尼天の堂宇あり

善逝院　同　小字宮ノ前

本尊　阿彌陀如來

天台宗延暦寺末三等二級別格寺にして其創立沿革來迎院に同じく即ち來迎院内の一院なり境内千五十九坪官有地第四種堂宇文久二年燒亡して明治二十年再建せり本堂兼庫裏一宇寺産は田畑宅地合一町六段四畝餘山林六町九段一畝餘を有せり

遮那院　同　小字坊ノ上

本尊　地藏菩薩立像

Digitized by Google

天台宗延暦寺末三等二級別格寺にして其創立沿革來迎院に同じく即ち來迎院内の一院なり境内六百十三坪官有地第四種本堂兼庫裏一宇寛永十八年改築にして其他雜舍あり寺産は田宅畑地合一町三段八畝餘山林畝地二十六町五段三畝餘を有せり

境内佛堂

鎮守堂　本尊　托枳尼天

辨天堂　本尊　辨財天

勝林院　大字勝林院　小字上北手

本尊　阿彌陀如來立像

脇士　不動明王　毘沙門天

天台宗延暦寺末三等二級別格寺にして其創立由緒は來迎院と同じく慈覺大師の入唐聲明梵唄を究め此地を其本源と定めしに開基せり一條天皇の時右大臣源雅信の子少將時信佛門に歸し名を寂源と改め此山に入り一堂を建立し常行三昧を修すること三十年毘沙門天の示驗を被り其堂を勝林院と號し益々聲明を興隆せり時に長和二年なり寂源在世の時所領の土田を施入し寺產となせり寛仁二年寂源臺嶺の碩學を請じて法華八講を本尊の前に修し覺超遍救の兩僧佛果空不空の義を論せし時本尊其理證を示し中道實相の本意を現せしにより世に證據阿彌陀と稱し大に信向せられ朝廷御歸依も淺からず佛像は八尺の大像にて大原三大佛の一にて名作なり寺記によれば太宰帥藤原隆家と其子經輔との本願にて大佛師康成の作なりといふ世に名高き法然上人の大原問答も此にて行はれしなり現在の堂は安永年間の再建にて九間に八間惣槻木造の宏壯完堅なる建物にて前階の擬寶珠に其記事を刻したり堂内は猶大原問答の時の裝儀をなせり朝廷の御懺法講は清涼殿にて行るゝ例なれど文明八年後花園天皇七回御忌の時皇居は應仁の大亂にて儀式の行れ難かりしかば特に此堂にて行はれし事あり此院は來迎院と同じく勝林院内三ヶ院の總本堂にて近年一ヶ院となりしかど別に住職を置かず三院にて輪番に之を預かれり境内二千六百二十五坪官有地第

四種寺産は田四反七畝餘山三段四畝を有せり本院は舊來後鳥羽順德二陵境內に在りしを以て奉仕せしが今は宮內省に管せらる境內に佛堂五宇あり今は變遷して僅に其舊名を傳ふるのみなれど皆特別の由緒あれば其概畧を記す

境內佛堂

法華堂

本尊　普賢菩薩

勝林院本堂の東南後鳥羽天皇御陵に入る所にあり二間半四方の堂なり此堂は後鳥羽天皇の御骨を此山に納めしにより修明門院の御沙汰として梶井門主尊快法親王に仰せて木無瀨殿の建物を此に移されしなり事堉錄に詳かなり舊の堂は早く廢れて今有りと云ふは本堂再建の時の假建なり又文明三年二月十一日後花園天皇分骨を此に納めし事あり

西林堂

本尊　阿彌陀如來

法華堂の北にあり西に向ふ三間四方の柿屋の小堂なり此堂は梶井第十六世前天台座主承圓僧正の舊坊なり承久年間座主を辭して此に隱栖し自身往生の儀式の行へり大原の迎講此より始まりとぞ舊の堂は燒亡して現在の建物は安永年間の假建なり

觀音堂

本尊　聖觀音菩薩

法華堂の右にあり方僅に三尺の小堂なり慈覺大師の將來佛なりといふ

實泉院　同　同

本尊　阿彌陀如來

脇士　觀音勢至

Digitized by Google

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり創立由緒詳かならず勝林院内三ケ院の一なり他の二院と共に勝林院を總本堂とす客殿庫裏居間茶室等備はり園内に五葉の老松あり蟠鬱數丈且眺望最も好し寺産田畑宅地合三町四段餘山林五十七町三畝餘を有せり

寶光院　同　同

本尊　地藏菩薩

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり其創立由緒寶泉院に同じ明治十四年燒亡して再建せり寺産は田畑宅地合二町四段五畝餘山林四十七町九畝餘を有せり

普賢院　同　同

本尊　阿彌陀如來

天台宗延暦寺末三等二級別格寺なり其創立由緒寶泉院に同じ近來無住にて大に荒頽せり寺産田畑宅地合七段八畝餘山林十二町三段四畝餘を有せり

寂光院　字草生　同上

本尊　地藏菩薩立像

本尊は八尺餘の大像にて著色なり寺傳には聖德太子の時の作なりといふ三四寸の地藏の小像其腹内及後光其他に充ちたり皆金彩を施したるが如し舊と六萬體ありしと傳ふれど何時しが散亡して今幾許なるを知らず

天台宗延暦寺末なり寺傳には聖德太子其母君の爲に創立ありし舊刹なりといふ建禮門院入院以前の事は傳らず寺は字草生の谷奥に在り小鹽山又の名は翠黛の山を負ひ東南に面せり境内四百七十二坪官有地第四種本堂は慶長年中淀君の本願にて片桐且元が奉行して建立せしものにて其由を額に記したり方丈庫裏は大に傾頽せり建禮門院の御陵は方丈の上に在り舊と境内なりしが近年分割せられて諸陵寮に屬せり文治元年九月建禮門院吉田より此に隱れ給ひ同二年四月二十日後白川法皇の御幸ありしより大に世に顯は

れ小原御幸の巻となり平家琵琶に演せられ謡曲に歌はれ端なく海内の名區となれり今も大原御幸の巻に見えし舊名を傳へて翠黛の山綠蘿の垣汀の櫻岸の山吹などあり阿伽の水は昔の歎きを湛へ不斷の香は其世の俤を忍ばるゝ所なり事は名勝の部に記す又什寶には門院の遺物數品あり建禮門院御像一體建禮門院の高倉天皇宸翰の故紙にて手づから作り給ひしといふ張子の阿波內侍像三尊來迎佛畵幅善尊大師畵幅等あり又建禮門院の御遺髮にて繡せしといふ南無阿彌陀佛六字名號の幅あり其下に〇〇七年甲申月日沙彌證道比丘尼妙心と繡ひ上には要文數十字を繡へり製作巧妙筆蹟も遒美なり按に七年にて甲申に當るは弘安七年にして宛も門院の御落飾より百年に當れば其御遺髮の猶存せしを取出て此二人が冥福の爲に刺繡せしものにやあらん刺繡名號は間に有れど年號人名の入りしはまだ見ず大に考證すべき者なり又應安四年辛亥三月十五日云々奥書ある平家物語十二冊あり大原御幸緣起畵卷は慶長壬子清和寄附權中納言花押の奥書あり詞書は飛鳥井雅望書は後藤長乘なり

念佛寺　同　小字芹生

本尊　阿彌陀如來

天台宗三千院末寺傳には大塔宮御建立にて本尊は宮の御持佛とあり其他傳なし境內七十四坪民有地第一種

攝取院　同　小字上畑

本尊　阿彌陀如來

淨土宗眞敎寺末寺傳には正曆二年攝取院實翁鋭心創立し天正二年因州鳥取眞敎寺近譽中興し以て今に至れりとあり境內百六十九坪官有地第四種此寺は俗に蛇同心と稱して信徒頗多く三百五十餘人あり

阿彌陀寺　同古知谷

本尊　彈誓上人

淨土宗知恩院末にして彈誓上人の創立せし所也彈誓は尾張の人深く淨土宗を信じ其門に入り法德あり此

Digitized by Google

山を相し一寺を建立せんと發心し益々其業に力め滋賀郡南庄村の信徒の力を得て慶長十四年此山中に新寺を建立せり本尊の木像は自刻なりといふ境内三百八十一坪民有地第一種本堂方丈庫裏其他の建物あり且寺產山林二十餘町を有したり

境内佛堂

開山堂　本尊　彈誓上人
藥師堂　本尊　藥師如來
觀音堂　本尊　十一面觀音

桂德院

本尊　阿彌陀如來

禪臨濟宗相國寺末延德年中石田和尙創立す境内二百坪民有地第一種

境内佛堂

行者堂　本尊　役行者

知藏庵　同

本尊　釋迦如來

禪臨濟宗相國寺末天正年中陽山和尙創立す

吸江院　大字大見　小字寺谷

本尊　藥師如來

禪曹洞宗慈眼寺末舊と叡山三千坊の一にて早く廢絕せしを貞享年間慈眼寺久世大顯自費を以て堂舍を建立し寺田を寄附し之を再興す此より禪宗となれり境内二百九坪官有地第一種本堂兼庫裏一宇寺產田四畝餘山林四十二町七段四畝餘を有せり

長慶寺　大字百井　小字臺原

本尊　阿彌陀如來

眞宗大谷派本願寺末天正元年創立境内百三十五坪民有地第一種本堂兼庫裏一宇のり

正圓寺　大字小出石　小字上出

本尊　釋迦牟尼佛

禪曹洞宗源光庵末裔と天台宗の一坊にて廢跡となりしを敦賀の大鐘善四郎なるもの源光庵卍山の法子大機和尚に歸依し爲に之を再興し禪宗となし大機を請じて開山とせり境内六十坪民有地第一種本堂兼庫裏一宇寺産田畑二段九畝餘山林十六町一段六畝餘を有せり

陵墓

後鳥羽天皇御陵

大原法華堂陵といふ小野山の下三千院の北勝林院法華堂の背後の林中に在り兆域百九十七坪十三重の石塔を建つ高二間許延應二年二月二十二日隱岐國にて崩御あらせ給ふ北面の士にて久しく供奉せる藤原能義法師が御骨を袋に盛り首に懸けて京に登りしかば此法華堂に納め十三重の石塔を建てらる往年修營の時中心より貴重の佛像を發見せしが更に納められたり此御陵も荒殘せしを近年修理せられたり

順德天皇御陵

同所兆域の中に北方に相併びたり御標石あり後鳥羽天皇崩御より四年の後仁治三年九月十二日佐渡國にて崩御あり康光法師が御骨を齎らして京に登りしが明年五月十三日此に納めらる天皇は承久の敗に北條の爲めに御父上と同じく絕海の孤島に遷され終天の御恨を含み後鳥羽の御骨を此に納めしよし傳へ聞かせられて入月の朧の清水いかにしてついにすむべき影をとむらんと詠ませ給へり其後幾年ならずして崩し給ひしかば特に先皇の御陵の側に葬り奉りしなるべし

附記

後花園天皇御分骨所

Digitized by Google

文明三年二月十一日後花園天皇御分骨を大原法華堂に納め奉りし事親長卿記に見る又其時詠みし歌に跡をとふ草の原こそ哀しけれ聞しにかはる露の身なからとあり外の御分骨所は修理ありしも此には今に其沙汰なし其跡定かならざるにや

建禮門院御陵

建禮門院御陵は寂光院の上にあり近年大に修理せらる舊と僅に石の五輪の有りしが今は圓土を築き松を植る舊との五輪を安し柵を繞らし階を設け莊嚴なる御陵となれり門院は文治元年寂光院に入り建保元年崩せられ此に葬れりと此御陵は歷史に著しく人の知るところなり

惟喬親王御墓

字上野の東小野山の麓字龜甲谷の間に在り一區域をなし其内に五輪の石塔立てり高サ四尺三寸南に向ふ兆域東西四間南北七間半石垣を築く近年稍修理を加へられたり山城名勝志の注に土人云大原上野村東山際有二一本杉一云所二其地一有二古石塔一惟喬親王御墓とあるもの也親王の御舊跡は其北の山下に在り

惟喬親王は文德天皇第一皇子にして賢德あり天皇深く鍾愛し太子に立んとし給ひしも藤原氏の出にあらざりしを以て遂に嬰孩なる惟仁の皇子を立嫡あり之を清和天皇とす此より藤原氏益々外戚の權を專らにし王室衰微の基となれり親王は早く時勢を觀察し風流に事を托し世を避け佛に歸し遂に大原の奥に隱栖し給へり清和も聰明に在しゝかば御長成の後深く御心に悔ひ厚く親王を待たせ給ひしも親王は深く謙讓して受け給はざりき其封戸を辭し給へる時允させ給はぬ勅答の文に王滌二慮一潤水一、窒二慾一岩扉一、代二衣服一以二薜蘿一、當二烟霞一於餐飯一、また朕異體同氣、眷愛之懷可レ知、一株連枝、榮枯之期相共ニス、といふ句あり天倫の至情今猶掬すべきものあり清和の早く天位を去り水尾の奥に世を弃て給ひしも此等の事に基せるが如し親王の御舊栖は日枝の山のふもと小野といふ所とのみありて其地定かならざりしが頓阿正徹等の舊跡にて詠みし歌あれば足利時代には猶存せしなるべし此御墓より二町許の北に當り僅なる官有地あり小字を稻荷といふ舊來の除地なり御碑に親王の草庵の在りし舊趾なりと

いふ今は建物の墟の如き坦地少しありて雜木原なり宛も小野山の麓に當り御墓にも近ければ蓋し御舊趾なるべし客年大林區にて不要存置林として公賣せられんとせしを如此舊跡の堙沒を惜しみ京都府にて種々交渉の上舊跡地として保存せらるゝ事となれり在原業平が雪を冒して參戻し忘れては夢かとそたもふの歌を作りしは定めて此地なるべし當時を追懐して感想に堪へざるところなり

慈胤法親王墓

後陽成天皇皇子三千院門主天台座主

承快法親王墓

後陽成天皇皇子三千院門主天台座主

盛胤法親王墓

後水尾天皇皇子三千院門主天台座主

右三門主皆皇子にて法德高く叡山再興に大に功あり以上諸寮陵に管す

承眞親王御墓

職仁親王の御子光格天皇御養子文化七年四月天台座主天保十二年薨す梶井門跡第四十七世なり大原山に葬る

（因に御墓は此外數個所あるならんとのことなるも判然せざるに就き畧す）

聖應大師墓

來迎院の背後律川の上なる山麓にあり別區域を爲し大なる石の五輪塔を建つ古色蒼老敬すべし聖應大師名は良忍大に聲明を闡弘せし大德なり長承元年二月一日圓寂し此に葬りしなり年は六十六歲なりき

阿波內侍大納言佐局墓

寂光院の南の谷間に在り小き五輪塔二つ相併びたり口碑に此二人の墓と傳ふれど何れとも定めがたし

阿波內侍は少納言入道信西の娘にて門院に仕へ盛衰榮枯を以て其節を改めず始終忠貞を盡し大納言佐

Digitized by Google

局と共に心を一にし此にて往生の素懐を遂げし人なり内侍は博學多才尤も佛典に通じ和歌を善くせり信西は一世の宏才博識其子皆俊才にて世に著はる參議俊憲少納言貞憲中納言成範參議修範沙門靜賢成賢成憲明遍尼西信の如き皆内侍の兄弟なり此父あり此兄弟あり其一世の名媛たるも宜なるかな特に感ずべきは門院に仕へし忠貞にして之を古今に求むるも儔稀なる事蹟と謂ふべし然るに人の之を稱するものなきは何ぞや

名勝舊蹟

大原は比叡の麓小野の奥に在りて自から一區をなし澗谷幽深山靜に水清く自然の別乾坤たり故に千餘年名卿碩士高僧逸人の其地に肥遁せしもの甚多く之が爲めに名勝舊蹟其間に偏く其名益々顯はれ京北第一の勝區たり余往年其地に遊び大原名勝を編し詳かに其事を記したれば今此に其要を掲ぐ但し名勝舊跡は多く寺院に屬せるを以て各々其重きに從ひて之を記せり

小野山

來迎院部落の東方の山の名なり小野郷の小野山にして其名最も古し所謂日枝の山麓小野とあるは此邊を謂ふなり

音無瀧

來迎院部落の東の谷奥三町許にあり谷迫り崖斷て瀑布懸れり高八仞許廣三四仞全崖巉巖に岩斜に低れて彫鏤せるが如く飛泉其上に濺ぎ下る崖廣く水多からず純白なる千條の絲を繰るが如くにして其音極めて細かなり故に此名あり古來より歌に詠せし所なり近年山途を開らき橋を架け大に遊覽に便せり其水は谷間を下り呂川となる

（因に音無瀧は往昔聖應大師此地に修法せるに瀑聲喧囂を極めたれば起て梵唄を唱へて水聲呂律に合して遂に喧囂爲し是より名くとの故事あるとのことなり）

呂川　羅澤橋

音無瀧の流幽溪を西に下り苔岩老樹を穿ち潺々金石の音あり蓮成院に至り石圯架かる之を羅澤橋と名く

三千院林泉

庭園の内上下にあり上は極樂院の東北にあり舊梶井宸殿の林泉あり東の山を負ひ飛泉を作り其下に泉池あり此山は聲明の本源なれば非必絲千竹山水有清音といふ句に取りて有清園と號せり下は方丈の林泉にて石を疊み池を浄へ老杉森沈噴水飛騰頗る靜雅なり聚碧園と號す

（因に本堂を圍める庭園は聖應大師居住雲臺閣庭園なりと傳へ後に金森宗阿之を修理すと云へり）

涙の櫻

上下の園の間に老木の櫻の朽株あり今は植繼し木も大木となりて併び立てり昔頓阿法師が其友なる陵阿上人が極樂院の舊栖を吊ひ手植の櫻をみて見るたびに袖こそぬるれ櫻花涙の種とうるやときけんと詠めるより此名あり古木は枯れて今は植繼ぎの木なり

蓮成院林泉

院の東南小野山を負ひ林泉を構へ躑躅花と楓樹を交植し開花の時また錦火の頃尤宜し其園を號して契心といふ足利將軍觀楓のため來遊せし舊址なり門外は即ち羅澤橋にて合抱の老楓行を成し其下に呂川流る錦雲碧苔白水と相映じ景致尤も佳なり

惟喬親王遺跡

上野部落の東にて小野山の麓にあり小字を稻荷といふ雜木原にて廣五段八畝十歩あり地勢は山麓を切平らしたる如く見ゆ相傳ふ親王小野の御隱栖の舊地なりと此地は古來除地にして今も國有林に屬せり親王の御墓と相距二町許のみ親王の御事蹟は御墓の所に記すべし

附記

在原業平

在原業平が惟喬親王に隨從して風流を樂しみ榮利の外に逍遙し親王の此大原に隱栖し世に背き給ひし後

Digitized by Google

獨舊恩を忘れす風雪を冐し遙に參戻せしは其心情深厚にして恩愛甚深く其人の高尚なるを想見るべし此人を一種の遊冶郎の如く論するは知言にあらざるなり

圓昭舊址

西宮左大臣高明の孫にして名を顯基といふ後一條天皇崩御の後悲哀の餘叡山にて僧となり圓昭と號す大原山に住し經論を究め練行怠りなし永承二年疽を病み醫藥を付け心神亂れずして終れり舊址詳かならず此人は宇治大納言隆國の兄なり

圓智舊址

桓武天皇皇子葛原親王十三世の裔にて左大臣範家の子なり名を親範といふ正三位民部卿となる承安四年大原に入り緣忍上人を戒師とし出家し圓智と號す初親王の家に傳敎大師手刻して桓武天皇に奏し毘沙門天を傳へたり圓智五世の祖親信尊重寺を五辻に建立して之を祭りしが久して其堂倒れしかば圓智は魚山に堂を立てゝ之を安置せり今の山科毘沙門堂本尊也圓智の大原の堂舊址詳かならず

顯眞五坊舊址

顯眞は美作守藤原顯能の子なり顯密の學を究め僧都を罷めて大原山に隱れ獨り其道を修めたり文治二年法然上人を勝林院に請し之に歸依し又皇慶阿闍梨の舊跡につき性智鏡智妙智佛智勝智の五坊を建つ之を大原の五坊といふ後天台座主に補せられ一山の事を整のへ著書多し山家要畧記比叡山靈所廻禮修業記等あり又大原問答の一人なり建久三年東塔圓融坊にて寂し勝林院に葬る五坊は南北朝の頃は猶存せしが今は其舊址のみ勝林院の北に存せり五坊屋敷と云ふ墓今定かならず

藤原貞憲舊址

少納言入道信西の子にて從四位少納言に進み平治の亂藤原惟方が爲に流罪せられ其後赦されて都に歸れり信西の子は皆才學有り多く佛門に入り世に著はれ靜憲貞憲成賢明偏なぞあり貞憲も早く大原山に隱れしが其後高野に入れり法橋顯昭が此人の高野に入りし後其庵にてあはれなる事を障子にかきてはへりけ

Digitized by Google

るを見てよめるといふ歌あり其舊址詳かならず此人は建禮門院に從ひ大原に住みし阿波内侍とは兄弟にて解脫上人の父なり

良暹舊趾

良暹法師は百人一首の一人にて名高き歌人なり大原に草庵を結びて住みし事あり袋草子歌枕に朧清水の邊とあり良暹か素意に答へし歌にも大原や朧の清水すむなはかりそとあり藤原俊頼一世の歌人なりしが良暹の學庵の趾を過ぐる時は馬を下りて歩行せしとぞ舊趾詳かならず

藤原敏行紀貫之舊址

敏行貫之とも文行の名士にして古今の秀才なり此山水を愛して山莊を構へしよし舊史に見えたり然れど其趾詳かならず或はいふ小野山の麓の邊なるべしと

藤原爲業兄弟舊趾

藤原爲業は藤原氏の名族にて其弟を爲經頼業といふ俱に五位の國守となり政績ありしが大に悟るところあり皆世を棄て僧となり爲業は寂念爲經は寂照頼業は寂然と號し共に大原山に隱栖し其道を樂めり世に太原の三寂とて名高し爲業は特に文學に長じ才識に秀でしが深く世の事を憂ひ史乘の重んずべきを鑑み大鏡を著はし王朝の事實を直書し世に傳へたり和文を以て時事を記し所謂和文國史の一體を開き千歳の信を傳へたり此頃佛門に歸せし名士は多けれど概ね後生を祈り塵世を厭ふ徒なれど爲業は忠君の情愛國の誠猶忘れがたく史記を著はし其意を屬せしは其人物の高き見識の卓越なるを見るべし古人は若志を得ざれば閑寛の野に耕し寂寞の濱に釣り國家の遺事を求め賢人哲士の始終を考がへ唐の一經を作り之を無窮に傳へ奸諛を既に死せしに誅し潛德の幽光を發せんと欲すと謂へる志と能く合せりといふべし此人の高風を想起し其遺蹟墳墓を此地に求めんとするに得る所なし唯山空しく水流るゝを見るのみ然れども遺著は國史に備りて終古光を史林に放てる死して死せずといふべし

琳賢大原房舊趾

Digitized by Google

琳賢は橘義清の子にて芝法眼と號す大原に房を構へて住し事あり藤原俊頼が尋來て瀧の下にて歌詠し事夫木集に見ゆ舊址詳かならず琳賢は佛書に長じ其名世に聞えたり

鴨長明舊趾

長明は鴨の社人にて菊太夫といふ文學に長じ和歌を善くし古今の秀才なり早く感ずるところありて入道して僧となり風流を以て其身を終れり其方丈記に五十の春をむかへて家を出で世にそむけりもとより妻子なければ捨がたきよすがもなく身に官祿あらず何によりて執をとゞめん空しく大原山の雲に臥して五かへりの春秋をむかへにけるとあり此記によれば長明も初め大原山に隱れしなり此人の眼識の高き文筆の暢達なる風騷に長じ隱逸に深き世の知るところなれば述ぶるに及ばず其方丈記を讀みても其人物を想見するに足れり其隱栖の舊址を求むるに今詳かならず例の方丈室にて輙く他に移りしより早く其傳を亡ひしなるべし

法然上人蓮生房舊趾　腰懸石　鉋薬藪

法然上人が勝林院に通ひし時の腰懸石とて呂川の道に大なる苔石あり蓮生坊の鉋薬藪とて三千院の門前の北律川の石橋の西に僅かなる竹林あり上人が圓宗より出て淨土宗を開らき勝林院にて大問答ありし時蓮生坊は若し上人の敗るゝ事あらば其敵を殺さんとて鉋を隱し持ちて隨ひしを上人が悟りて深く解說せられしかば忽ち悔ひて其鉋を投棄てしところなりといふ直實の人と爲りより思へば然もあるべき事なり

大原遊園

三千院よりは南蓮成院よりは西なる岡の北面に呂川に沿へる杉林あり近年定めて遊園の所とせり地勢高敞にして眺望好く幽邃を兼ねたり落成せば好き園なるべし

獅子石

來迎院本堂の東に在り苔蒸したる大岩なり良忍上人が文珠秘法を修せし時此石獅子に化して吼へしより名づくと謂ひ傳へたり

Digitized by Google

清和井の清水

三千院の入口の東なり石垣の下の東側に在り方二尺深二三尺許にて清泉常に沽れず三千院移轉の時舊來の形を變じ僅に其跡を存せしなるべし

三千院門前の櫻楓

三千院の門前なり南北の通に櫻楓路を挾み交植せり櫻は山櫻多し春秋の風光尤も宜し

光香庵舊址

梶井門主盛胤親王の庵室なり親王は後水尾天皇の皇子天台座主に補せられ法德甚高し僧職の廢頽を歎き律義を修め天台律を中興し給へり草庵を結ひ一人の侍者と此中に住し勤修の時異香光明の靈驗に感じ此名を附け給へり天保年中承眞親王中興し碑文を作り給ひしもまた建つるに及ばずして止みぬ明治の變革に荒廢して存せず

律　川　茅穗橋

三千院の東の谷間より出て勝林院來迎院の間を下りて西に流れ大原川に入る呂川と三千院を南北に抱ひて流る大原は聲明の淵源なるにより呂川律川といふ其石橋を茅穗橋といふ

（因に是は音無瀑より下るなり近年五橋を架する事となり京都の名望家之を寄附す乃ち飯田家の養老橋、池田家の清玉橋既に成る蓋し維新後の新名勝なり）

實泉院古松

實泉院方丈の庭にあり五葉の老松にて盤屈院庭に蔚然たり方丈も廣く眺望宜し

實泉院舊趾　古石佛

勝手神社の下法華堂の上に大なる石佛あり蓋し舊時大原寺隆盛の時の遺佛なるべし此邊を小野の炭竈の舊址なりといふ

小野氷室舊趾

Digitized by Google

山城國氷室五百餘所の内なり小野氷室は此小野山に在るべしと云ふ然れど高野邊も同じく小野郷にて其地に氷室と云ふ字地あれば其舊址なるべきにや

供水清水

上野部落の人家の裏にあり小き涌泉にて四時沽るゝ事なし毎年陰暦の六月十六日に遠近の人來り酌み群をなす之を大原の水取といふ

正徹舊趾

正徹は即ち徹書記にて桐の葉にとせ秋のはつ風といふ歌よみて流罪に處せられし人なり其憤世の意言外に溢るゝを見れば其人物をも想見るべし此人惟喬親王の舊跡に草庵を結びて住みしは其歌にも見ゆれど其趾詳かならず

萬里正傳庵舊址

足利氏の亂を避けて漆桶萬里が此大原の正傳庵といふに隱れし時橫川和尙が訪ひ來て花下に詩を作りし時亂離相逢日半曛懷曾官寺其論文の句あり其趾詳かならず

朧の清水

草生に赴く道の右にあり些かなる方池を作り清水其中に淳へたり古形は今存せず

翠黛の山　綠蘿の垣

寂光院の上の山を翠黛の山といひ其下の谷の林を綠蘿の垣といふ共に大原御幸に因みし名なり

汀の池　汀の櫻　岸の山吹　阿伽の水

共に寂光院の本堂の前に在り皆大原御幸に因みし處なり寂光院の記事に詳かなり

芹生の里

草生の部内の字にあり謠に詠せし所なり

雨壺風壺火壺江文寺舊址

Digitized by Google

江文山の内なり江文寺は拾芥抄に載せたる名刹なり治承元年九月十七日圓智が好法經を一日に寫して顯眞に供養を求めし所なりといふ口碑に此山に自然の石窓三つあり火壺風壺雨壺といふ祈れば必ず應驗ありと如何を知らず

小鹽山

大原の西北の山を小鹽山と稱す是は大原野に小鹽山あり此も大原といふにより此稱を設けしものなるべし

人情風俗

大原は山谷深阻別に一區域を爲し八瀨の山峽其口を擁し所謂武陵桃源の形を成せり故に古來より一種の風俗人情を存したり明治以來世運に伴ひ變化せしも猶他と殊なるものあり所謂大原女の如き是なり此粧束の事につきては種々の説あれど據る所確かならず此鄕の薪は昔より御所の御竈木に納むる例にて其婦女の古風なる粧束して薪を戴き京に出しや初めなるべし若きも老たるも髮をたゞし髷といふ形に結ひて其上に手拭を被け藁にて造りし小き輪樣の物を戴き薪を其上に載するなり手拭は夏は有染冬は紺地に和歌など白の絲に繡ひ總を附し衣は紺地木綿夏は紺絣の帷子裾短じかに著なし白の木綿の脚袢を向脛にて合せ白の湯帷をあらはし帶は御所染の木綿を折て前にて結びたり此裝は其式ありて亂れず嫁入の時も此衣裝を第一とし其多少を競へり春秋のころ薪の上に花紅葉など折そへて最と右風なれば大原女が薪に花を折そへてなど歌に詠せられて古來世に名高くなりしなり

Digitized by Google

Digitized by Google

靜市野村志

本村は靜原市原野中の三村を合併して一村となせり三村本郡の中央山谷の內に鼎立せしか明治二十二年町村制實施の時合併して自治の一村となしたり

野中　本村の中部に在り南は市原に連り東北は靜原に接す

市原　本村の南部に在り舊と櫟原野と稱す

靜原　本村の東北の谷奥に在り

區域　北は鞍馬大原兩村と山嶺を以て界し東は大原村東南は岩倉村と山嶺を限り南は岩倉村上賀茂村と山嶺又鞍馬川を以て界し西は上賀茂村と十三石山を以て界とす

幅員　南北二里二十町餘　東西一里餘　面積一方里三十三丁七

鄕莊　古代は蓋し賀茂鄕に屬せしなるへし又中古より小野莊の名あり

管轄　古代は上賀茂別雷神社の神領の內なり中代管轄詳かならす德川時代には靜原は九條家金地院大光明寺市原野中は禁裏御料の外金地院曇華院相國寺油小路家等の領地なり明治維新後京都府管轄となれり

形勢　四面皆山にして溪谷長位より坤位に蜿延として延ひ長四里許部落其間に分散す耕地は纔に溪流に傍へる部落の近側に過きす

山岳

Digitized by Google

河合谷山
村の東靜原部落にあり周圍一里三十四町嶺上より四分し其南は本村に屬す登路二里險なり溪流の一條靜原川に入る

江文山
河合谷山の南にあり周回四町其西北本村に屬す

向山
村の北にあり周回一里嶺上より四分し其南本村に屬す樹木多し溪水一條市原川に入る

蛇谷山
村の南にあり周回二十町許其西南本村に屬す溪水一條は市原川に入る

寺谷山
村の北にあり周回二十五町其南本村に屬す松及雜木多し溪水一條二の瀨川に入る

其他之を畧す

河靜原川
村の東北河合谷山より出て溪谷の水を合し西南に流れ野中小字打合に至り鞍馬川に合す延長二里餘廣所二間狹所五尺深所五尺靜原にて田地四十五町市原にて十一町野中にて一町に灌漑す舟筏の便なし

鞍馬川
北方鞍馬村二瀨より南流し本村西南野中市原を過き山峽を西南に流れて上賀茂村に入る延長二千三百間深所二尺常水乏しからさるも河底太卑きを以て灌漑に便ならす舟筏通せす

市原川
鞍馬川靜原野中川の下流にして上賀茂村字出合に至り賀茂川に合す

Digitized by Google

野中川

鞍馬川の下流にして大字野中字打合に至り靜原川と合し市原川に入る兩川とも田地に灌漑す

道路橋梁

鞍馬街道

南方岩倉村界より北上し鞍馬村二の瀬界に至る即ち若狹街道なり延長二十二町餘廣二里餘

大原街道

大原より江文峠を越へ靜原を過き野中に至り鞍馬街道に續く

橋梁

靜原部落鞍馬川に架る橋梁にして長七間廣二間明治三十六年府費經營に屬し新造せらる舊來は道路と共に村費にて甚だ完全を欠きしか此に及ひ新設となれり

里程

本村元標より里程左の如し

京都府廳	三里七町	愛宕郡役所	二里二十三町
鞍馬村	二十九町	岩倉村	一里十九町
大原村	二里二十六町	靜原	一里
雲ケ畑村	二里二町		

運輸

本村は四面皆山にして唯鞍馬街道のみ運輸に便なり

字地

靜原

字地段別

字地段別

Digitized by Google

| | | |

河合社	枝谷	三五、二〇一〇	四五、五二二七
向ヒ田	中島	一、三四一〇	三、五八〇二
西畑	寺谷	二、一三一四	六二、六二一二
蛇谷		、九〇〇四	
市			
原			
向町	宮の前	三、五二二〇	一、六二〇七
富の後	木戸口	二、二五一九	一、六一二五
中林	横山	二、四四一七	二、四九二四
中在地	瀬戸	三、〇七二七	二、〇八一七
西野	氷室	一、八〇〇九	二、一五一四
思湯	笹ヶ丸	一、六六二一	二、七〇一五
十時谷	松陰	五、二八二三	一、五二〇五
竹田	近江谷	二、三二二五	三、六〇一三
小和田	小松ヶ谷	一、四三二一	二、八二二五
尼ヶ谷	繁昌	一、九六二三	二、三〇二二
荒田	三反田	二、四〇一〇	二、一九一八
平田	水越	二、七六一〇	二、六二〇九
四反田	畔勝	一、九〇〇九	一、六七〇三
篠阪	柳谷	一、八〇〇二	一、九九一一
横山	稲葉	三、五八二三	一、二三二八

Digitized by Google

蛇谷　一三、二三二八　向山　六、六二二七
柚木谷　七一、八二二六

地籍

官有地　第一種　一四、五〇一九町
村社地　第三種　三四〇二町
道路　第三種　八、一三二九
河川溝渠　六、〇二一八
其他　第四種　—
寺院敷地　—

民有地　一、〇六〇、四〇〇七町　地租　二、七七二、一一三円　定率　四十一年
田　一〇一、六八二〇町　地租　二、二三三、二七二円　定率　一、二一九、六三六
増率　一、五五二、四七七
畑　二、四一二八　地租　二〇、八〇七　定率　一、〇一一、〇三三
増率　一、二一二、二三九
宅地　九、七九二五　地租　一八七、六五七　定率　九、四五八
増率　一一、三四九
山林　九四六、〇二一一　地租　二四〇、二四二　定率　八九、八八四
増率　一〇三、二一五
一〇九、二〇一
一三一、〇四二

Digitized by Google

原野　四七一三　地租　一三二　定率　六〇
民有免租地　三、町〇一二九　一三〇一　四四一九　四一二四　？　九六一六　｜　｜　｜　鄉村社地　用惡水路　堤塘　道路　役場敷地　病院敷地　運河地　？　六六一〇　三九一九　？　？　｜　｜　｜　増率　七三
學校敷地
墳墓地
溜池
井溝
保安林
警察署敷地
隔離病舍敷地
其他ノ公用地

明治四十一年末現在

租稅　四十年
國稅　三、一〇二、二五二円
府稅　一、四七九、〇六五
郡費　三〇三、七三〇
村稅　五、四六四、三〇六

官公衙
靜市野村役場　字野中
野中尋常小學校西隣に在り小學校と共に新築せしなり
靜市野巡査駐在所　字市原

學校

Digitized by Google

野中尋常小學校

明治八年六月創立にして明治四十一年度在學兒童數は男二十八人女三十人計五十八人職員は正教員男一人代用教員女一人計二名本年度經費は九百拾九圓〇五錢なり

靜原尋常小學校

明治八年六月創立にして明治四十一年度在學兒童數は男四十六人女四十九人計九十五人職員は正教員男二人本年度經費は九百參拾貳圓七拾貳錢なり

物産

農産物

四十一年

米	一、八九〇、石	二九、八六〇、円
麥	三六七、	三、二八九、
計		三三、一四九、
大豆	二一、	二四二、
小豆	一五、	二一八、
豌豆	四、〃	三八、
大角豆	四六〇、〃	一三〇、
大麻	八〇、	四〇、
甘藷	一二、石	一〇二、
蘿蔔	一三、五〇〇、〃	一、一九〇、
牛蒡	一、六八〇、	五〇〇、
蕪菁	二四、五〇〇、	一、二二五、
蒜	五〇〇、	四〇〇、

里芋	一〇、三五〇、	一、五〇〇、
馬鈴薯	五、〇〇〇、	三〇〇、
甘藷	六、〇〇〇、	四二〇、
憩	二、六〇〇、	二〇八、
玉蜀黍	九〇〇、	一一〇、
茄子	一五、〇〇〇、	二、〇〇〇、
南瓜	一〇〇、	九〇、
胡瓜	二、四〇〇、	三六〇、
菜種	一八、石	一六二、
其他		一七五、
計		一〇、三二〇、
林産物		
丸及角材	四五、八〇	一、五七五、
挽材	一、八〇〇、㎥	一、六二〇、
竹材	九〇、束	五四、
薪	三五〇、圓	一、七五〇、
木炭	一、四四〇、貫	一、四四〇、
茸	二〇八、	一四五、
計		六、五八四、
合計		四九、九五三、

明治四十一年末現在

Digitized by Google

職業別

	戸數	人口
農業	九三	三六五
林業	五一	一八三
工業	一〇	二一
商業	一六	三七
交通業	一	一
日稼及勞働者	三四	九四
雜業	一	一
公務及自由業	五	八
無職及職業不許	三	四九〇
計	二一二	一一九八

民力

直接國稅を納むる者左の如し

百圓以上	一	五拾圓以上	四十一年
拾圓以上	四七	五圓以上	八
參圓以上	二三		三四

車輛

車	七〇		四十一年十月調
荷馬車	一七	甲牛車	一二

Digitized by Google

乙牛車	一	大七車	三七
中小車	三		

家畜

	牝	牡	計	
牛	二	四二	四四	四十一年末現在
馬	一	五三	五四	

本籍人口

士族	男	三	明治四十一年末現在
	女	三	
平民	男	六六三	
	女	六六六	
計		一、三二九	

現住人口及戶數

			大字別			
			靜原	市原	野中	
人口	男	五九〇	男 三四二	男 二一二	男 三六	
	女	六二四	女 三六八	女 二〇七	女 四九	
計		一、二一四	七一〇	四一九	八五	
戶數		二一二	一一八	七七	一七	

宗教（在住人）

神道	七七
佛道	一、一〇四
基督教	—

Digitized by Google

宗教末詳　一七

神社

龍田神社　字野中　小字西畑

祭神　志那都比古命
志那都比賣命

社傳には仁德天皇の御宇の創立なりとあれと據る所を知らず其後天文十三年大風の爲め社殿破壞同九月に再造ありて村社吉田家にて龍田の大神を勸請せりといへり境內百十七坪民有地第一種

境內末社

稻荷神社　字市原　小字蛇谷　祭神　宇賀御魂命

大神宮社　祭神　天照皇太神

村社創立詳かならす境內五百三十五坪官有地第一種

境內末社

神明神社　祭神　伊弉諾尊

片岡神社　祭神　大山祇命

八幡神社　祭神　應神天皇

嚴島神社　同　同

祭神　市杵島姫命

村社創立詳かならす舊と粟穗辨財天と稱す明治維新改めて嚴島神社と云ふ境內百四坪官有地第一種

靜原神社　字靜原　小字眞路山

祭神　伊弉諾神　天津彦火々瓊々杵神

村社社傳には成務天皇十二年壬午歲の創立なりとあれと據る所を知らす古來よりの名社にして後鳥羽後

醍醐南天皇の綸旨鎌倉室町將軍家の敎書等相傳せしを明應年中此地に山本對馬入道の戰爭ありし時悉く
に燒亡して今傳らすといふ社領も祠官も舊時は多かりしが豐臣氏の時は下鴨社領の內にて年々三十石三
升四合を領受せりといふ境內八百九坪官有地第一種本殿拜殿神庫末社皆備はり村內第一の社なり

境內末社

若宮　祭神　豐受比賣命
比賣宮　祭神　春日四柱神
貴船神社　祭神　龍神
天滿宮　祭神　菅原道眞朝臣
大神宮社　祭神　大日靈女尊
太田神社　祭神　太田彥命
肩揃神社　祭神　經津主命　武甕槌命
八幡宮　祭神　應神天皇
惣山神社　祭神　大山祇命

天皇神社　祠　祠下山
祭神　仲哀天皇　天武天皇
無格社社傳に元明天皇和銅年中創立といへど據る所を知らす境內二百十三坪官有地第一種

琴平神社　同　同堂ノ峰
祭神　大巳貴命　崇德天皇
無格社社傳には崇德天皇讃岐國にて崩御の後兵衞佐局か天皇の御遺旨により御遺物を集め京都に歸り此
地を相し安仁年中創立せしものなりとあり未た如何を知らす境內四百坪民有地第一種

境內末社

Digitized by Google

奥ノ宮　祭神　兵衛佐局

稻荷神社　同　同稻荷山

祭神　宇賀御魂命

無格社創立詳かならす境內五百二十坪民有地第一種

寺院

專稱庵　字野中　小字中島

本尊　阿彌陀如來

淨土宗一心院末天文十七年僧稱念創立す境內三十三坪民有地第一種

普陀洛寺　字市原　小字筏阪

本尊　阿彌陀如來

天台宗鞍馬寺末此寺は清原深養父か舊地なりといへと其實は然らす深養父の舊地は靜原の谷奥に在るを正しとすへし此地は此谷の各村の葬地なり舊來賀茂川の水源各村は其水皇居の御用水なるにより其流域に死屍を埋葬せさる例なり故に鞍馬貴船二ノ瀨靜原野中市原は必す此地に葬る慣例なり此地本村市原と岩倉村幡枝との界にて小阪あり阪の北は其水西北に流れて鞍馬川に入り賀茂川に合す阪の南は其水南に流れて岩倉に出て高野川に入る故に其共同墓地を此阪の南部に設けしなり此慣例は何時に始りしや詳かならねと阪の南は全く叢葬の地たり其中に大なる古石塔二基あり小野小町四位少將墓と云ふものなり是は固より訛傳なり蓋し叢墓の供養塔にあらん山城名勝志の常壽院の分註に有二基石塔土人曰小野小町四位少將墓誤傳歟疑後冷泉院小野皇太后御塔歟又此小堂稱補陀洛寺是又可虛說とあり山州名跡志にも其事を辨して曰く古老云近世の新說也此寺は元來爲墓守建立する草庵也未見實說普陀洛寺の舊蹟載下と云々當時已に普陀洛寺と号せしも其實跡にあらさるを証せしなり蓋し普陀洛寺は早く廢せしも其名の高きにより此墓守の草庵に其名を冒せしなるへし普陀洛寺の舊跡は別に記す

靜林院　同　小字西野

本尊　阿彌陀如來

淨土宗一心院末寛永十三年創立境內百四十六坪民有地第一種

阿彌陀寺　同　小字堂山

本尊　阿彌陀如來

淨土宗知恩院末延寶三年創立境內百十一坪民有地第一種

境內佛堂

大日堂　本尊　大日如來

地藏堂　本尊　地藏菩薩

善光寺　同

本尊　阿彌陀如來

淨土宗誓願寺末貞享二年創立境內六十三坪民有地第一種

惠光寺　同

本尊　阿彌陀如來

淨土宗禪林寺末寶曆二年創立境內百坪民有地第一種

附記

本村各部落に於ては鞍馬雲ケ畑諸村と同しく死者を土葬することなし朝廷御用水の源流たるにより其穢を避けて市原の小阪を踰へ其南にて高野川の流域に屬する地に葬る例なり何の年代より始りしを知らす

名勝舊跡

小野皇太后舊跡幷常壽院

小野皇太后舊跡は未だ詳かならず或は今の普陀洛寺といふ所なりとし又續世繼にひえの山の麓邊のとい

Digitized by Google

ふ里とあれば必ず其方なるべしともいふ平家物語に普陀洛寺と續けて記したれば其順路にありしにや後は關白敎通の第三女にて後冷泉院の女御となり治暦四年皇后に立てらる然れど此より先關白賴道女寬子入内ありし爲め后の兄靜圓の小野の山房に入り尊ら佛乘に歸せらる天皇崩御の後皇太后と尊はれ尋て落飾して尼となり其山房を佛寺となし此に住せらる此山房は白川法皇雪見の御幸ありし所にて其記事を見て當時の光況を想見るべし康和四年八月十八日御年八十四にて此にて崩せらる故に小野皇太后と稱すさて其寺は常壽院と號し丈六の彌陀を本尊とし天台宗にて太后の兄某僧正之を管す拾芥抄に小野皇太后御願奉寄白川院金岡立石とあり慈鎭和尙別當となりし事あり其名刹たりしを知るべし續世繼には其をの〵寺などは猶のこりて三昧をとなふ僧もまたかすかに侍べるにやとあれば此頃は猶存せしなり山城名勝志の分註に今市原村、有小堂、世稱常壽院舊趾、有二基石塔、土人曰、小野小町四位少將墓、誤傳歟、疑後冷泉院小野皇太后御塔歟、又此小堂號補陀洛寺、是又可虛傳とあり試に此地を小野山莊の古跡とすれば其石塔を御塔といふも當れるが如し今小町少將の墓といふは小野といひ小町の名高きより訛傳せしものと考がへらる此小堂を常壽院といふは既に久しき事なれど何時より始まりしを知らず京都府の記錄には記されず猶考ふべし

普陀洛寺舊趾

拾芥抄に千手本願延昌僧正清原深養父建立とあり延昌は天台宗の名僧にて惠亮僧正の弟子にて村上天皇の時の人なり延昌が此山にゐたりし信心堅固なる修行者の事に感じて其由を奏聞して寺を建立し普陀洛寺と號せし由今昔物語に見ゆ天德三年四月二十九日供養行はれ應和二年四月十七日宣旨を以て御願寺と定めらる此より名刹となり二百餘年を經過せしが如し治承年間陸奥の基衡が無越寺を建立するに及び東鑑に其佛像の事を記して曰く基衡建立無越寺內吉祥堂、本佛者奉模洛陽補陀洛寺本尊觀音生身之由有託語、爲嚴重靈像之間、更建立觀音像其內奉納件本佛也とあり無越寺は奧州の巨刹にて基衡の國力を盡して建立せし所なり普陀洛寺の舊趾は靜原の山中に在り山城名勝志の分註に舊跡在江文明神與靜原間所々

在礎石或云、去靜原民村半里許、山麓有古樫一株是補陀洛寺舊跡也とあり山州名跡志には舊地靜原[illegible]より五町許寅の方に當る山間也谷を左に入る十二町許土人此所を出堂谷、其山上古木森々たり是其堂跡也、大なる岩あつて景色をなす其地傍に古たる石塔婆一重ありと記したり

櫟原野

即ち今の市原なり此地は鞍馬街道に當り古より著名の地なり源頼光鬼童丸等の事を傳へたり鬼童丸が隱れて頼光を狙ひし所とて山際に石窟ありといふ

惺窩先生市原山莊遺跡

市原小字札の辻の西方五町許の山麓に在り小字向山二十一番地にて山林一段なり先生儒道を明かにし以て天下を救はんと欲す然して遇はず此地の清佳を愛し時に隱居して道を樂しみ塵外に逍遙せられたる所なり後光明天皇御製先生の文集序に乃退廬市原、隱居放言、恣思丘岳、任倩山林、沈吟小詩、作爲文章云々とあり林道春の撰みし先生の行狀に洛北市原山中、有百餘弓之地、先生欲與道春俱行遊市原、以有公務而不果、先生時々獨往、乘興吟詠云々、又同人の作りし記文に北肉山地爲洛水之源、後山前水、有松峰桂壑紅泉碧磴泉石雲烟之勝、高師惺窩先生卜幽居賛其志云々とある所なり先生其八勝を擇み雅號を附け各々其歌あり門人武田道安は爲に夕佳樓を建て石川丈山等は時々來り遊びたり今は全く荒堙して廢墟となり僅に其跡を認るのみ一世大儒の芳躅なるに此の如く空しく荒廢に委するは誠に惜しむべきなり近年舊跡保存の流行するに此所にも一片石を建てゝ永く世に標したきものなり

甲寅中秋市原看月

殘生豈得幾回秋佳節月前宣髮頭清影轉處心亦轉四山帶光一川流
青山高聳白雲邊仄聽樵歌忘世情意足不救絲竹樂幽禽睡熟碧巖前

市原の山莊にその景あるものことに八の名をつけ侍りて

飛鳥潭

とふ鳥のあすかとえやはいひあへんけふのふちせのなかれての代を

手　月　磧

いく世たれ雲のよそにやなかむらんわか手に結ふ水の月かけ

朽　斧　松

琴の音にくたすや斧の柄にしあれはこの山かつの軒の松かけ

巖　瑞　水

いはかきや水のすたれのたれこめて世のありさまとへたてはてゝき

北　肉　峰

心をやそかひにすらん人もわれも北のそかひの山のなかはに

流　六　溪

谷川の水のまに〳〵流るらん六のむなしきかたもさためす

洗　蜜　科

たかみそきいかにかくしてかくるらんみそか心は神もしらしを

枕　流　洞

うたゝねの枕なかるゝみつ草のみとりの洞は春秋もなし

山本尚治靜原城墟

靜原の北方城谷山の嶺に在り上下二郭をなし上郭は周三町下郭は周二町許石垣の跡僅に遺れり山本は岩倉村より此邊を領せし土豪にて足利氏に屬し功あり天正中明智光秀と戰ひ落城し光秀に屬し天王山に戰死せり山本氏の事は岩倉村誌に在り

風俗民情

山間各村と大同少異にして別に記すべき程の事なし

Digitized by Google

鞍馬村志

鞍馬の名は鞍馬寺の稱號より起りし者なり今は貴船二ノ瀬二村を合併して鞍馬村となす

貴船は貴船谷の奥に在り元標より谷を回り貴船川に隨ひて上り三十二町餘

二ノ瀬は鞍馬川の下に在り元標より十七町

區域

北は花脊峠芹生峠を負ひ花脊村丹波國北桑田郡黒田村字芹生と界し東南は大原村靜市野村と界し西は雲ケ畑村と鄰す三方概ね山嶺を限り獨り其南西は谷を以て界とす

幅員

東西約一里南北約二里二十町面積約一千百七十二町三段餘を有せり

鄉莊

詳かならず蓋し賀茂鄉に屬せしもの〻如し

管轄

往古詳かならず寛仁年中本郡八鄉を賀茂兩社へ寄せられし時も本村は鞍馬寺領として除かれしなるべし中古以來鞍馬は鞍馬寺領貴船は貴船社領二ノ瀬は藤原惺窩の領其後林家の領となり以て明治の變革に及び京都府の管轄となれり

形勢

二ノ瀬より入り兩谷に分かれ東を鞍馬西を貴船とす其狀又木の如く北部は高峰峻嶺相連り東西に分水嶺をなす鞍馬貴船の二水此より出て槻取に至り合流して二ノ瀬に下る山谷深沮陰鬱にして極めて幽僻なり

山嶽

鞍馬山

Digitized by Google

本村の北東に屹立して北方花脊峠に連なり直立約二千八百尺周廻一里二十町蜂巒秀を競ひ老樹蒼蔚其上に鞍馬寺在り別に寺院名勝の部に記す

貴船山

本村の北西に屹立し北方芹生峠に連なる直立約二千尺周廻約一里山峰險峻にして樹木多し貴船川之より出て南流して鞍馬川に合す貴船神社其谷底に在り

龍王ヶ嶽

鞍馬部落の東南に在り靜市野村と境界をなす直立約千八百尺周廻一里餘樹木多し

河川

鞍馬川

本村北部花脊百井の嶺上より發し溪谷の水を合し鞍馬部落を貫流し梶取に至り貴船川と西南流して二ノ瀧を經て靜市野村に入る延長二里二十町深所八尺水最も清くして少なし大雨溢れ易し

貴船川

本村の北部芹生峠の嶺上より發し貴船部落を貫流し梶取に至り鞍馬川に合す延長一里二十町深所七尺

森林

官林　二百十五町二反九畝十一歩

民林　千百五十六町六反一畝十二歩

道路橋梁

名區勝地道路

鞍馬寺門前より二ノ瀧を經て靜市野村に入る延長十九町廣二間明治廿七年開修

若狹街道

鞍馬寺門前より花脊峠を踰えて花脊村に入る延長一里二十町廣九尺明治二十七年より繼續工事として改

Digitized by Google

修

本村より貴船谷に入り弃生峠を踰えて丹波國北桑田郡黒田村に入り延長二里十八町廣六尺

二ノ瀬橋

二ノ瀬入口なる鞍馬川に架る長八間廣一丈土橋

十王橋

鞍馬部落鞍馬川に架る長六間廣一丈

梶取橋

貴船谷入口小字梶取に架る長七間廣六尺

里程

本村より里程左の如し

京都府廳	四里	愛宕郡役所	三里十七町
花脊村	三里廿一町	大原村	二里三町
静市野村	二十九町	雲ヶ畑村	二里十三町
丹波國北桑田郡黒田村	二里十八町		

運輸

全村深谷の間に在り交通不便なり其京都に達する道路本村より以南は近年開修車運に便なり其他は未だ車道を通せず

字地

鞍馬區

字地	方位	段別	字地	方位	段別
中ノ町	中央	六、八〇四反	下在地	中央	二五、二二六反

Digitized by Google

在地	中央	一三、一一四
岩上	同	九、一〇九
下山	東	四九〇、六二七
北山	同	二六九、二〇二
奥山	北	三八二、八二八
大見谷	東原	二二九、六二七
花瀬峠	同	四二一、四〇五
奥西山	同	四一二、一〇五
竹原	同	三八九、二二〇
仙徳谷	中央	一三七、一二一
下西山	同	二三五、二一九
長ユリ	西	二一五、六〇三
湯屋ケ谷	同	一六四、三二二

貴船區

中ノ森	西	一一、五二五
惣頭畑	同	七、四二四
灰焼ユリ	同	一三二、一二六
長ユリ	同	二〇六、三〇〇
坂畑	同	一一二、一二六

二ノ瀬區

川西町	南	二四、八一二

在地	中央	一六、九一〇
向河原	同	三〇、一〇二
上山	東	二九一、五一七
戸谷	東北	二一二、九〇七
百井谷東原	同	五四三、七〇四
山子谷	同	一三一、〇一六
百井谷西原	同	五二三、〇二八
百々井峠	同	一六四、〇二一
御管山下	中央	一三三、五一九
阿蔵東谷	西北	三七四、九〇三
阿蔵西谷	同	四六五、一二〇
釜ケ谷	同	八一、二一六

梶取	西南	七、〇二四
瀧谷	西北	二三四、七〇二
西脇谷	同	一五五、五一四
東脇谷	同	一八一、七一三

烏帽子形　南　四一、五〇九

Digitized by Google

川東町　同　二六、一〇四
向谷南　一四六、八二三
大浦同　一五八、四二四
笹原同　二八三、三一七
栗夜又谷西　一九三、六二二
笹原西側西南　一四一、九〇三
丈ヶ谷西北　一一〇、六一二
長谷東側甲西南　一一八、八二七
長谷東側乙西北　一三八、六二五
細ヶ谷同　一四一、二二七
松尾同　四九〇、四〇八

地籍

官有地

第一種

官國幣社地　一五、〇一一八町

第三種

國有林野　二一五、二九一一
河川溝渠　六、四五二八

第四種

寺院敷地　一九、〇二〇七
民有地　七〇、〇二一〇

廣久保山　同　一六七、二一八
長谷西側甲　西南　二三九、一二四
長谷西側乙　西北　五二、六二五
栗夜叉呆　西　七三、七二八
湯屋利　西北　一二九、四一四
深道谷　同、　一〇四、五〇九
樋ノ水　同　二八八、二〇六
野中ユリ　同　一九四、九二四
川下リ　同　一四〇、二一四
岩風呂　同　五一六、八二四
川登　同

明治四十一年十二月末日調

道路　？

明治四十一年

Digitized by Google

有租地	一、一七二、二七二五	地租	六〇八、九〇三	円	定率	二三七、六八五
					増率	三七一、二一八
田	八六一一	地租	一六、二〇一		定率	七、三六五
					増率	八、八三六
畑	七、〇六〇八	同	三三、九五〇		同	一五、四二〇〇
					同	一八、五三〇〇
宅地	七、四一二三	同	二七四、二〇五		同	八五、六三五
					同	一八八、五七〇
山林	一、一五六、六一一二	同	二八四、一七六		同	一二九、二三〇
					同	一五四、九四六
原野	一四二四	同	七七		同	三五
					同	四二
民有免租地	六〇二一					
學校敷地	一七〇八	鄉村社地				四三一三
墳墓地	？	用悪水路				？
溜池	―	堤塘				？
井溝	？	道路				？
保安林	―	役場敷地				？
隔離病舎敷地	―	病院敷地				―
其他公用地	―	運河地				―
租税	一、〇九八、七九一					四十年
國税	八七三、七二六					
府税						

Digitized by Google

郡費　一三五、七〇三

村税　二、八三九、六二八

官公衙

鞍馬村役場　大字鞍馬小字中在地

明治十七年迄は鞍馬村戸長役場と稱し一村獨立せしが同十八年二ノ瀬野中靜原市原貴船六村を合し二ノ瀬外五ヶ村役場と稱し二ノ瀬に設けたり二十二年野中靜原市原を合し一村を立つるに及び二ノ瀬貴船と本村を以て鞍馬村となし其役場を此に移したり

鞍馬巡査駐在所　同上

鞍馬郵便局　同上

學校

鞍馬尋常高等小學校

明治八年十月創立にして三十九年度より尋常高等を併置せり明治四十一年度在學兒童は尋常科男八十六人女六十九人高等科男九人女八人計百七十二人職員は正教員男三人女二人本年度經費は千七百參拾壹圓七拾錢外に實業補習學校の附設ありて經費百貳拾八圓女子手藝學校費參拾七圓あり

物産

本村は山間に在りて田畑甚だ少なく物産としては薪炭を主とし鞍馬石は其特産品たり建築用又は庭石用として各地に貴重せらる穀物の如きは常に他より輸入需用に供しつゝあり

商業は郡の特産品たる薪炭の集散地にして京都市内との取引盛んなり一見市街の體裁を爲せり

林産

丸及角材　一、二〇〇㎥　四十一年　三、〇〇〇円

Digitized by Google

挽材	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
木炭	一、七二〇	三、三五〇
薪材	？	四、〇〇〇
鞍馬石		三〇二
其他		
計		一一、六五二

備考　農産物として記する程のものなし林産物中木材幷に薪炭は花脊村久多村大原村の内大見尾越及び北桑田郡等四時絶へず集散し本郡に於ける薪炭の元販賣地にして鞍馬炭の名高し尚ほ鞍馬石ハ本村の特産品なりとす

民力　直接國稅を納むる者左の如し

百圓以上	一	五拾圓以上
拾圓以上	二六	五圓以上
參圓以上	一九	二四

民業　職業別　明治四十一年末現在

	戸數	人口
農業	六	四八
林業	一〇七	六一一
工業	二七	一〇四

Digitized by Google

商業	二八	一五〇
交通業	二	七
日稼及勞働者	五	四五
雜業	九	八五
公務及自由業	七	一二
無職及職業不詳	三六	三二四
計	二二七	一、三八六

備考　養蠶兼業四戸四十三人は農業欄内に併記す

車輛　四十一年十月調

車	八六	甲牛車	四
荷馬車	一	牛車	七八
乙牛車	一	大七車	
中小車	二		

家畜　四十一年末現在

牝牛	五	計	五
牡牛	五		
豚	一		

本籍人口　明治四十一年末現在

士族	男	五	六
	女		
平民	男	七一二	六九三
	女		

Digitized by Google

計　一、四一六

現住人口及戸數

		大字別 鞍馬	大字別 二ノ瀬	大字別 貴船
人口	男 七〇四	男 四四二	男 一八九	男 七三
	女 六八六	女 四三七	女 一八二	女 六七
計	一、三九〇	八七九	三七一	一四〇
戸數	二二七	一四四	六〇	二三

宗教（在住人）

神道	一二八
佛道	一、二五八
基督教	—
宗教未詳	—

神社

貴船神社　大字貴船　字貴船山

祭神　高龍神

延喜式に名神大月次新嘗とあり二十二社を定めらるゝや下八社に加はり式の名神祭二百八十五座の一なり創立由緒は詳かならず其神階は弘仁九年六月從五位下を授けられ此より累昇して保延六年七月正一位に進めらる嵯峨天皇大社に進められしより歴朝崇敬最も厚く祭神の水神なるにより祈雨祈晴の奉幣屢々行はれ大和の丹生川上神社と大凡相同し龜山法皇御幸の事あり社殿は白鳳年中賀茂社造營の時建設ありしものゝ如し朝廷幕府より造宮ある事加茂神社と同しく正遷宮卅六度に及べりといふ舊時は今の奥宮の地本社なりしが其地谷底溪涯に在るを以て永承元年七月洪水の爲に流損し天喜二年四月又水害に罹りし

Digitized by Google

を以て更に今の地を本社と定めらる境内は東は貴船道又は貴船川を限り西は二ノ瀬の山嶺を限り南は鞍馬川と貴船川合流の所梶取社を限り北は丹波國界芹生峠に至る四十七町餘に及びたりしが其後沿革詳かならず舊境内百三十町三段四畝ありしが現境内は本社境内六町一段三畝二十九歩奥宮境内七町九段七畝七歩官有地第一種なり

其末社は舊時は境内なりしも今は多く境外となれり社祿は往古由良庄を領せしより其他詳かならず中代より別宮神社の攝社の中に加へられしより其朱印地は唯三石のみにて別宮神社社領の内にて貴船田と稱せし者六十六石八斗一升あり其神職は舊來禰宜祝を置かれ賀茂の社家より之に任じ之を貴船の二官と云ふ一切神事祭式其他の事舊來皆賀茂の祠官にて執行せり之が爲め貴船と相爭ひ訴訟を起し大に紛錯を極めしも寛文年中德川幕府は賀茂の攝社と判決し以て明治に及び祀典改正の時官幣中社に列せられたり

奥宮及末社

奥宮　祭神　本社に同じ

右本社の奥五町餘に在り

白龍社　祭神　猿田彦命
鈴鹿社　祭神　大比古命
川尾社　祭神　賀牟良姫命
半一社　祭神　木花開耶姫命

右本社境内に在り

吸葛社　祭神　味鉏高彦根命
日吉社　祭神　大物主命
鈴市社　祭神　五十鈴姫命
私市社　祭神　大國主命

Digitized by Google

林田社　祭神　少彦名命
右奥宮境内に在り
結社　祭神　磐長姫命
右奥宮の南に在り
白石社　祭神　宇賀魂命
梅宮社　祭神　木花開耶姫命
右貴船川の東涯に在り
梶取社　祭神　下照姫命
右貴船の入口鞍馬川の南梶取に在り
由岐神社　大字鞍馬　小字鞍馬山
祭神　大貴己命少彦名命外八柱
村社舊と毘大明神と號す天慶三年庚子歳の勅創なりと云ふ古傳に天子不豫或は三十間騒動の時勅を社前に懸くる例あるにより勅社といふとぞ鞍馬寺山内に在り蓋し其鎮守社にやあらん天正十二年慶長十五年豊臣氏より社殿興造あり天正十七年正一位を授けらる境内五百坪官有地第一種社殿拝殿頗大なり一村皆氏子にして祭日は十月二十二日なり其夜毎戸炬火を焚き青年男子は力を極めて大炬火を擔ぎ神幸に供奉し炬を點じ其儀頗る盛んなり世に鞍馬の神樂松火と云ふ本社の棟札は豊臣氏再造の時の物にて慶長十二丁未卯月吉日片桐東市正且元華押あり
境内神社
岩上社　祭神　大國魂命
冠者社　祭神　大物主命
方谷神社　大字二之瀬　小字川東

Digitized by Google

祭神　惟喬親王

村社口碑に親王小野御隱栖の後山中にて薨去あり従臣之を哀しみ此に社を建てゝ奉祀せり時に元慶元年三月二十五日なりと初め惟喬親王社と號せしを天文十三年吉田家より今の社名に改めしと云ふ親王の事は大原村志に記せり境内六十坪民有地第一種

富士神祀　大字二之瀬　小字川西町

祭神　惟喬親王母靜子

村社創立由緒詳かならず境内五十八坪民有地第一種

寺院

鞍馬寺　大字鞍馬　小字鞍馬

本尊　毘沙門天王座像

脇佛　吉祥天女立像　善膩童子立像

宗旨天台宗延暦寺派にて從來無本寺なりしが明治改正後延暦寺に屬し准別格二等大寺たり（舊反僧正寺格なり）其宗旨は創立の時は法相宗にして寛平年中眞言宗となり天永年間より天台宗と爲れり初め遏海大師鑑眞上人の高足鑑禎上人法德世に高し光仁天皇寶龜元年正月四日寅時靈夢に感じ其地を尋ねて山背國に至り遂に北方の山上に紫雲の靉くを見て其靈地を知り其山に登る未だ其地を得ず假寢中高僧の告により其翌早朝陽の中白馬寶蓋の瑞を感じ其下に至る果して靈地を得又毘沙門天出現の感應あり草庵を其地に結ひ毘沙門天像を安す之を本寺の濫觴とす故に寺を建立するに及ひ白馬蓋寺と號す鞍馬山の稱は此より起り正月初寅の日を第一の會式とするは此に基けり延暦中從四位下藤原伊勢人勅を奉じ東寺を建立せり此人深く觀音を信じ靈地を相し一堂を營せんと欲す偶々靈夢の告に從ひ此山に登り鑑禎の毘沙門天を安せし草庵に至り大に感ずる所あり改めて精舍を營み觀音大士の像を刻して之を安す是れ本寺の創立なり其後朝廷崇敬益々厚く勅願寺と定められ京北の名刹となり其名海内に聞ゆるに至れり伊勢人の子孫檀那となり堂宇

Digitized by Google

を建て僧侶を置き益々盛大になりしが其後一時衰頽せしを寛平年間東寺の十禪師延峰上人之を中興し改めて眞言宗となす鳥羽天皇天永年間延暦寺天台座主忠尋僧正更に之を興隆し是より天台宗となり以て今に至れり寺地は鞍馬山を領し堂宇子院山上山下に相連り輪奐の美を尽しゝか屢々回祿に罹り大治の災には重怡上人之を再建し更に阿彌陀堂を建て丈六の大像を安し融通念佛を弘め長祿の災には春盛和尚足利將軍の許を得て糾河原に能を興行し其收益を以て再建の功を奏す戰亂をへて幾分荒廢せしが文化十一年三月二十八日諸堂回祿に逢ひ再建を謀りしも遂に明治の變革に會し全山上地となり寺祿は廢せられ非常の困難に陷りしが住職晃秀和尚百方盡瘁し明治五年遂に本堂を再建せり第一の古建築なりし貞觀年中の建物と稱せし仁王門及運慶作仁王像後白川法皇御幸の時の四脚門は明治二十四年火燒祭の夜不幸にして燒亡せり寺祿は舊來鞍馬全村及其他を領し住僧多く所謂衆徒なるものありて叡山大衆と連り兵を擅し屢々軍事に從ひ一方に雄を稱し時に貴船社を賀茂社司と爭ひ紛鬪せし事あり其寺祿は初は領地多かりしが豊臣氏以來鞍馬村一村及野中村にて合二百二十六石餘を領せり寺地は鞍馬全山一百十九町三反九畝餘を占め守護不入地として諸役免除せられたりしが上地の時七町六段六畝十五歩に削られ明治三十六年更に上地の內より增加して十一町三段五畝二十二歩官有地第四種堂宇は本堂の外不動堂地藏堂阿彌陀堂魔王堂御供所閼迦井堂本坊庫裏あれど昔の全盛に及ばず子院は德川氏の時十坊九院と定められしが文化火災後明治維新に及び皆廢せり古代は法皇御幸公卿武家の參拜屢々行はれ今日に至るも遠近信向其法會の如きは終夜群參間斷なし其最も著しきは一月の初寅三月華供養六月二十日蓮華會俗に竹切法會といふ其他融通會大般若會も最と賑はし

魔王堂

僧正谷の奥に在り二間三尺餘の祠堂なり延喜年間峰延上人が魔王大僧正の示驗に會せし所なりといふ牛若の兵法を習ひしは此地なりとぞ

奥院　不動堂

僧正谷に在り延暦年中傳敎大師入唐の前此所に參籠し不動尊の示驗により其像を安せし所也といふ巖窟洞の奥にて人境を離れし地なり今に時々參籠修業の徒あり

此外猶有れど之を畧す

本寺は千年の名刹にして重寶古文書最も多かりしが舊來寶藏を設けず本堂の須彌壇の下に納めしがため回祿の爲め燒亡せしもの甚多し今存するもの〻中にて重要品を擧ぐれば左の如し

國寶甲種二等毘沙門天立像（木長五尺八寸二分）吉祥天女立像（木長三尺二寸五分）善膩童子立像（木長同上）國寶甲種二等鎭守夜叉毘沙門天立像（木長五尺五寸五分）同四等聖觀音立像（木長五尺七寸五分）にて其他名像猶多し其物品には天文中狩野古法眼の筆と稱する魔王大僧正壽像大幅あり古劒一口直刀長三尺許革製鐵具の鞘の破損せしもの之に添ふ寺傳に田村麿將軍深く當山を信向し東夷征伐の後其佩刀を奉納せしものにて之を天眞浦寶劒と號すといふ其製延暦時代の物にして將軍の遺物として不可無きもの也又刀一口あり是も將軍の遺物にて藤戸寶劒と號す古銅方印福富印と稱す造營福印とあり押して守護符となす蓋し營福寺造營の時の職印なり光仁天皇の時勅創ありし名刹なり此外重怡上人の作りし銅製轉法輪器正嘉二年刻字寄進人名ある銅大燈籠等有り其古文書記錄は古文書卷物二卷あり其一には北條泰時下知狀將軍賴嗣立願文新田義貞延元元年六月二十三日左中將（押）尊氏以下追罰下知狀名和長年八月十三日伯耆守長年（押）當山深依奉憑入云々狀等あり六月十九日左少辨（押）綸旨外十餘通有り多く建武延元年間本寺に宛てたる凶徒誅罰に係る文書なり其中新田名和二公の文書は名賢の遺墨國史の憑証として最も貴重のものなれば已に史徵墨寶にも出でたれど其全文を此に揭ぐ

尊氏以下凶徒等追罰事以政泰所被觸遣也得其意嚴密可被致其沙汰狀如件

延元元年六月二十三日　　左中將（押）

鞍馬寺衆徒御中

右は此時後醍醐天皇叡山に蒙塵し給ひ足利尊氏京都に據る新田公諸將と大擧して尊氏を伐んとするに先ち鞍馬寺に下知せられしものなり此月晦日大擧して京攻ありしに官軍敗れて名和公戰死せられしなり

Digitized by Google

當山深依奉憑入候使者進祐賢候之處御不審尤本望候就其當所之路次肝要候歟沒落輩候者可被召捕候公私用心候委細之旨但馬公令申候了恐々謹言

八月十三日　　伯耆守長年　花押

謹上　鞍馬寺衆徒御中

右八月十三日は元弘三年の事にて名和公船上山にて回天の偉勳を建て五月駕に扈して京都に入り專ら警固の任に當らるゝ時兵餘殘黨の反側するものあるを以て本寺に此狀を與へられしものなり

此外重要の文書有れど之を畧す

地藏院　大字鞍馬　小字向河原

本尊　地藏菩薩

鞍馬寺末寺なり境内二十二坪民有地第一種

稱名院　大字二ノ瀨

本尊　阿彌陀佛

淨土宗一心院末慶長七年創立境内百八十坪

名勝舊跡

鞍馬山

其所在大小は已に山岳の部に記す此山は京北の名山にして廣く海内に聞えたり其名は鞍馬寺の緣起に據れり峰高く谷深く老樹恠岩幽恠凄絶神物の栖むところとして古來恠談頗る多し靈跡勝區其間に相交はり春は雲珠櫻秋は紅葉の賞あり山上より遙に京洛を望むべし

鞍馬川

其流域延長等は已に河川の部に記したり鞍馬山の東南を繞りて西北に流れ鴨川の源流にて水尤も清く河邊に鞍馬石磊々と相連り奔泉其間を下り淙然として鳴る清景尤佳なり夏は河鹿を聽に宜し又盆景の資石

を出し世に賞せらる

一鞍馬寺二王門跡

鞍馬寺山下鳥居の南石階の上に在り寺傳に貞觀年中の建築にして二重樓門建坪四十三坪餘檜皮葺彩色にて希世の古建物なり又四脚門は後白川法皇御幸の時の門なりしが明治二十四年の冬火燒祭の時共に南風の爲に燒亡せり甚だ惜しむべし今や有志相謀り樓門再建の擧あり

七　曲　坂

二王門跡より本堂に登る坂路あり谷間を曲折して羊腸たる坂なれば此名あり此間八町にして一町毎に石標あり山上より見下ぐれば村里掌に在る如くなり清少納言の近くて遠きものは鞍馬のつゝら折とは此所なり坂路左右に櫻楓最も多し

一東光坊舊跡

由岐神社の上なる檪の老木の邊に廢墟あり之を東光坊の跡とす此坊は牛若丸が七歳より十五歳にて奥州に下るまで居たる所にて平家物語に牛若は鞍馬山の東光坊阿闍梨蓮忍の弟子禪師阿闍梨覺日の弟子となり遮那王とぞ申しけるとあるは此所なりとぞ

一涙　の　瀧

東光坊の跡より阪路を隔てゝ右の方に在り谷水の山畦にかゝりて小き瀧となれるなり牛若の涙の瀧の歌とて傳ふれど取らず何れの頃より此名あるか詳かならず

一衣　の　瀧

赤染衛門の鞍馬の衣の瀧といふ所にて詠める歌あれど何れの瀧とも定め難し或は涙の瀧の事にやあらん

川上地藏

衣の瀧の上にあり假建の板屋なり牛若の念持佛といへど如何にや

雲珠櫻

Digitized by Google

鞍馬山の名花なり鑑禎上人が手植の一株より生ひ茂りし櫻にて鞍馬の名に因みて雲珠櫻と名づくとぞ本堂の前に數株の大樹枝を交へ其滿開の頃花供養とて法華懺法行はる遠近群參甚盛んなり德川時代には所司代より花折取るべからずといふ木札を立つ大内と所司代とに花の枝を納むる例なりしとぞ

阿迦井水

本堂の後に在る山井なり寺傳に延峰上人が大蛇を呪して此水を湧出せりといふ

眞勝院跡

本堂より奥院に赴く入口の谷合にあり青蓮院尊朝親王暫く此に隱栖の事あり

講堂跡

奥院に登る坂の一町許の所に地藏の小堂あり昔の講堂の跡なりといふ

雁金坂　屏風坂

同じ坂路の内なり其曲折せるもの屏風を立てたるが如きよりの名なるべし

牛若脊競石

坂の峠の右にあり高四尺許牛若が奥州に下る時に身の丈を競らべしとぞ

天狗杉

脊競石より南一町許に在り老幹圍四十餘尺蟠根龍の如く山崖に蜿蜒す數丈の上より三幹に分れ蓋々亭々雲に聳ゆ蒼翠蔚々人を寒からしむ分幹の岐する所摩擦せられて光澤あり物の凭り栖みしが如し天狗の憩ふところなりと云ひ傳へたり

空也上人遺跡

天狗杉より一町餘の山中にあり空也上人修業の所なりといふ

不動坂

脊競石より西に下る坂なり頗る險し坂を下り谷に入れば不動堂あり

Digitized by Google

不動堂

鞍馬寺の記事に在り

差汲池

不動堂の前なる谷底の山崖にあり池にはあらで山の井なり清泉沾るゝ事なし阿迦の水とて牛若の古事を傳ふれど如何や差汲とは杓を差し入れて汲出すより名づけしにや

奥院魔王堂

鞍馬寺の記事に在り

牛若修業場

魔王堂の在るところは深谷の底なれど別に小阜の形を爲し稍平かなり其間樹木多く大石錯落たり牛若の天狗を相手に武藝修行せしところなりといひ傳へたり

牛若硯石

魔王堂の邊は老岩奇石磊砢相重なる幾百千なるを知らず其中に石面窪みて水の滴るものあり旱天にも沾れず因て牛若の硯石といふとぞ

經塚

山内所々に在り石を集め冢を築き其上に石塔を立つ明治十二年本堂の後なる山上の經冢より銅の八角の經筒松龜の鏡大小六面小金佛及硯石錬鉄青磁の小盒小壜を出したる事あり其物は京都帝室博物館に在り

天狗谷

魔王堂より五六町の谷奥なり山溪益々壑まり老杉古木森蔚天を覆ひ奇岩怪石岌業相倚り幽寂陰沈日光の照さゝる所人跡の到らざる地なり昔は鞍馬寺の境内なりしが今は上地官林なり山逕全く絶え荆棘路を塞きたり此山第一の奥區にて天狗の栖む所とて人々恐れて往くものなし

大虫ケ峯

Digitized by Google

寺より東南を望めば村を隔てゝ向に峙てる峯なり中興延峯上人が修法の時大蛇出現して上人を呑んとせしが上人の法力にて段々となりて死せしを此に葬てしより此名ありといふ

薬王峠

大虫ヶ峯を東南に踰へ靜原に出づる阪路なり頗る險峻傳敎大師の鞍馬にて薬王如來の像を造りて叡山に歸るとて此阪を踰るとき薬王の形に現れしより此名ありといふ或は誤りて奴峠とも云ふ

沓風

鞍馬の入口なる川より北の山にあり昔は會式の時此上より沓風をなし種々の物を參詣の人に取せしところなり

鬼一法眼舊跡

沓風の下鞍馬道の北側に古き家の如き形をなし榎の古木二株其上に生ひ木柵を繞らし小き鳥居を立つ之を鬼一法眼の墓なりといふ世に傳ふ牛若丸鞍馬山にかくれ鬼一法眼に兵法の秘書虎の巻を授かり之を學びて遂に平家を討滅したりと此より皆鶴姫などを假りて一齣の傳奇を作るに至れり鬼一法眼といふ人は有るが如く無きが如く如何とも定め難きが如し試に其人有りとすれば或は當時英傑の君子世を疾み能を韜めて深山に遁避し牛若の英才なるを見て隱に其學を傳へしものには非ざるか猶張子房の黄石公に於ける鬼國子の李斯に於ける趣有るを覺ゆ鬼國子と鬼一法眼と其名の相似たるも亦故無きに非るが如し

貴船山

貴船神社の舊境内にて今は官林なり山谷深阻北は芹生峠に連なり密樹晝も亦暗し眞に高龍の祀らるべきところなり

貴船川

貴船山及び鞍馬山の西面の水谷川となりて南に出て鞍馬川と合す幽溪深沈岩老ひ水清く山吹其間に點綴し花時景色尤も宜し和歌に多く見へたり

Digitized by Google

奉先堂跡

二の瀬の中部なる鞍馬川の北涯の山麓にあり二の瀬は林家の領地なり延寶二年鳳岡先生其邑宰今江清長に命じて家廟を建てしめ道春先生遺像羅山全集及遺品等を納め奉先堂と號す又道春の子寂勝鵞峯の子鳳凰國の子愚の爲めに祠堂を立て三哀堂と號す竹洞人見節をして奉先堂記を作りしむ其後大學頭林信言奉先堂碑を立つ文化中道春以下五世の宣旨位記及び歴世畫像を納め其後も代々之に遵ひ述齋以後に及びたり道春の像は唐服立像探幽筆にて自贊あり其外は五位朝服又直垂或は上下等あり自贊多し其建物は奉先堂觀鷹堂三哀堂土藏番所等あり老樹森々として清穆なる家廟なりしが明治變革の爲め荒廢し今は唯奉先堂碑の廢址に屹立するのみ其畫像遺物神主宣旨位記碑本等は今江氏に相傳せり羅山全集鵝峰文集其他當時の寫本にて鳳圖の自跋押印あり道春先生京都より出て世々天下の文柄を握る三百年其奉先追孝の厚き家風を見遺德を仰ぐに足るべし然るに其家廟の遺跡此荒殘に委するは誠に惜しむべきなり責て表石をも立て人に知らしめたきものなり果して然れば京北名勝の一を加ふべきなり奉先堂碑文左に揭ぐ

奉先堂碑

奉先堂者、延寶二年甲寅、顯祖鳳岡子之所建、而在二瀕采邑、此邑者慶長十六年辛亥、高祖羅山子、當神君創業之時所賜也、由此以來、肇倡斯學、始樹儒風、或制法令、或預政典、出則奉職、入則勵業、播敎四方、垂名千載、位叙法印、戸稱部尚書、曾祖鵞峯子、當猷廟之時、克述其志、克嗣其職、該通倭漢、歴觀古今、奉命編書、研精講經、叙法眼、至法印、稱禮部尚書、賜號弘文院學士、顯祖鳳岡子、當嚴廟之時、襲祿受職、當憲廟之時、嗣世興家、進則侍講之勞獲千君、退則修身之心愼於獨、初稱學士、後任祭酒、釋奠、祀典經筵講經未嘗曠也、增秩改官、進班立功、歴事昭廟章廟、至德廟之初、日日趨朝、時時侍座、讓祭酒、稱内史、致仕而伺起居、退休而給俸祿、恩命超倫、懇遇異等、家父龍洞子、當憲廟昭廟之時、試業奉職、講經成學、及德廟之時、襲祿傳業、至今大君之朝、讓職告老、初列亞侍中之班、領國子監祭酒、後入親軍師之次、稱戸部員外郎、侍讀儲君、奉祀斯堂、可謂勤矣、可謂勞矣、余亦幸遇

Digitized by Google

德廟之時、執謁試業、皆如前規、奉職襲祿、皆如故事、初秘書監、後領國子監、講官之職、祭酒之任、未嘗輕也、俯則感昊天之祐助與明君之恩惠、仰則思往聖之道德與先祖之威名、五世貝職、而事九朝、一家傳業而踰百年、是故建碑於奉先堂之前、以續祖考之志、而奉高曾之靈、又有三衰堂及觀薦堂、此皆鳳岡子命邑宰今江清長所經營也、語在其記中、茲不復贅焉、繫之以銘、其辭曰、

高祖遇時　大擧儒風　生于洛西　卒于關東　曾祖嗣學　弘立勳功
書達倭漢　職克始終　顯祖興道　吾家英雄　恩命殊厚　盛名益隆
家父守業　職位不空　乃告其老　乃息其躬　余亦懇遇　與四世同
君恩恭敬　聖德尊崇　去人欲私　從天理公　內顧任大　外誘棄洪
廼今勒石　以彰吾衷　子孫傳業　濟美無窮

寶曆八年戊寅仲秋中浣

國子監祭酒朝散大夫林信言識幷書

附記

本村（鞍馬貴船）二ノ瀬は靜市野（靜原市原野中）の二村は鞍馬貴船靜原の三谷の間に在り其水皆市原に集り山谿を過ぎ上賀茂に出て南流京都に入る皇居の水皆此より引く其御用水の上流たるを以て古來死屍を其流域に埋めざる慣例たり此六部落の墓は市原の今の普陀洛寺の小阪の南に屬する地を共同墓地として皆此に葬る此地の水は南流して幡枝をへて高野川に落ち御用水と混せざるがためなり何年代に始まりしや詳かならねど今に其慣例を破らずして繼續せり雲ケ畑村も亦同じ

人情風俗

本村は山谷の間に在り概ね質樸にして儉素の風古來より存續せりと雖も今や商業上の關係京都市との交通頻繁となり自然輕薄華美の風潮に化せんとするの形勢は免ぬがれざるならん乎

Digitized by Google

花脊村志

本村は舊と別所、大布施、八桝、原地新田の四ケ村なりしが明治二十二年町村制實施に當り合併して今の村名とす村の南端に花脊峠あるに因れり

別所　或云ふ舊と丹波山國に屬せしが平安京奠建の時分割せられし也と村の南方に在り元標より一里十四町

大布施　或云ふ舊と丹波山國に屬せしが平安京奠建の時八桝と共に御用材を献せしより杣御料となり以て數百年を經過し正保二年に至り本郡に編入せらる本村の中央に在り元標の所在地なり

八桝　其說大布施に同じ大布施の上に在り元標より二里一町

原地新田　舊と大布施、八桝の出郷なりしが寶暦十三年檢地ありて一村となれり村の北に在り元標より二里二十五町

區域

西北は丹波國北桑田郡黒田村と界し東は大原久多二村に接し南は鞍馬村と花脊峠を以て界せり

幅員

東西一里十三町二十間南北三里十四町面積三方里許

鄉莊

古代鄉莊詳かならず其南部は蓋賀茂鄉の北奥に屬するが中代以前大布施、八桝、別所共に丹波國桑田郡の内なりしが正保二年に至り山城國に屬す故に近世に至り本郡に入りしものなり

管轄

古代所領詳かならず慶長十九年に至り舊領を改め三雲施藥院領となれり正保二年丹波山國より別れて本郡

Digitized by Google

に入り明治改正に及び京都府管轄となれり

形勢

本村は本郡の北奥に位し桂川の上流に在り北に大悲山を負ひ南に花脊峠あり東西峻嶺亂山を以て包含し其間に保津川の上流屈折回流し人家川に沿ひ斷續散在す四塞險隘の地なり

山岳

大悲山

村の北位原地新田に在り西北東は山峰連亘し南は寺谷川の溪流に臨み奇峰突兀怪岩礫砢直立一千五百餘尺周回一里許檜杉老樹多し峰定寺此に在り山は其境内に屬せしが上地となれり

花脊峠

村の南位に在り本村鞍馬村及び丹波國北桑田郡芦生の山に連亘す高及周廻詳かならず本村の官道之に由れり

三輪の谷山

村の南位に在り高及周廻詳かならず山脈連亘して四方に延く

知世路山

村の東位に在り高百八十間周回六町本村と大原村の間に屬す

河川

桂川

源を丹波國北桑田郡の奥より發し本村に入り大悲山の下を過ぎ溪谷間を曲折南流し諸溪の水を合し西下して丹波國北桑田郡黒田村に入る延長二里三十町深所三尺毎年十月より翌年五月の間筏運の便あり

別所川

源を花脊峠に發し北流して大布施に至り桂川に合す延長四十町

Digitized by Google

谷中川

源を刕所の山間に發し桂川に合す延長三十町

世路川

源を八栃の東南一の谷に發し桂川に合す延長三十八町

此外谷川有れど之を畧す大抵流筏の便あり又田地三十餘町歩に灌漑す

道路

舊若狹街道

鞍馬村界花脊峠より北上し本村中央を貫通して丹波國北桑田郡に入る延長三里十四町廣九尺より六尺なりしが明治三十年より府費支辨を以て繼續工事となし三十二年花脊峠を開鑿し漸次進行して殆ど工事の大半を成せり

國鄕より花脊に達する街道

大布施橋より分岐し小字鎌倉を經て北桑田郡黑田村に至る延長二十七町四十間

鞍馬より大溝に達する街道

原地新田より元若狹街道と分岐し小字寺谷を經て久多村に至る延長二里二十九町明治三十三年より三十六年の間府費補助を得て年々改修せり其延長三十一町二十間工費金壹千八百四拾圓

橋梁

本村は桂川全部を貫通し公道之に由るを以て橋梁甚多し此他三間以下の小橋又谷川の小橋は之を畧す

元若狹街道に屬するもの

紅葉橋　剏所板橋　長五間五分　廣九尺

大橋　同　同　長四間　同

角の子橋　大布施　同　長五間五分　同

Digitized by Google

大橋　同　長十二間　同
大橋　八桝　同　長十八間　同
寺谷口橋　原地新田　同　長七間　同

里程

本村元標より各地里程左の如し

京都府廳　七里二十一町　愛宕郡役所　七里二町
鞍馬村　二里二十一町　久多村　三里十一町
大原村　三里二十六町　北桑田郡黒田村　三里四町

運輸

本村運輸は若狹街道を主とす舊來道路幅六尺乃至九尺にして急勾配多く車運を得ざりしが近年改修工事起り其既成の道は車運を開きたり然れど大半は猶牛馬人脊に頼らざるを得ず且冬季積雪路を埋め運搬閉塞する事少からず園部より花脊に達する街道鞍馬より大溝に達する街道は物貨の運搬極めて少なし

水運は桂川上流により毎年九月より翌年五月の間流筏の便あり木材木炭は專ら此に由りて北桑田郡より南桑田郡を經て嵯峨に達す

字地別所區

字名	方位	反別	字名	方位	反別
ハザマ	西北	一、八二二六	圓城坊	東南	一、〇六二七
ゴシ谷	東	一、七五二四	上南谷	西南	九八〇四
下南谷	西北	一、四〇一四	向谷	東南	九三二六
アゲシ	東北	一、四三〇二	アガタ	西南	一、一一〇二

Digitized by Google

三輪谷　東南　四〇、六九二九
和佐谷　東　二五、六四一一
大釜谷　東　三一、九二一二
瀧谷　東　九四、〇九〇三
走リ坂　西北　三六、二一二四
脇谷　西北　三四、〇一〇五
熊ノ谷　西　二九、〇八〇二

和佐谷ハ重複ナラズ（重復ニアラス平地ト山地ニ分レ各一番ヨリ起ルモノ）

大布施區

向ケ原　西南　町七五二九
神里　東南　四九二一
大野谷　同　一、五〇〇三
小坂町　西北　一、六〇〇五
湯舟谷　西　一、三八二一
ヒトツ中央　六七二七
南町東　一、六四〇六
ヒルケ原　南　四〇二三
火打石　西南　一、五〇一六
南ケ谷　南　七五、三五二七
奥寺谷　同　一、二一一〇

湯舟谷ハ重複ナラズ（和佐谷ニ同ジ）

馬場　東南　二、四九一七
杉ノ谷　西南　二、〇一二二
堂ノ下　東南　二、四七二一
和佐谷　東　二、一二一三
中居奥　西　一、一五〇九
中ノ芝　東　一、〇三〇七
大平谷　西南　三五、六六〇〇

京路町　東南　一町五六〇九
鎌倉口　西南　九二一〇
鎌倉　同　一一九、六〇二七
チシヨロ　東北　二三、一八一七
中谷　東南　一一〇、八六二一
大ノ谷　東　七二、八三二五
湯船谷　西　六九、〇〇二一
町西　二、〇一一三
今峠　西南　一、四二〇二
寺谷　東北　一七〇、二四二三

Digitized by Google

八桝區

藏谷	東南	四五町一二一一
坂	南	、五九一〇
カイダ	南東	、七〇〇二
小田地	同	、五一〇一
大田地	南西	一、八一一五
堂ノ本	中央	、八四二五
南	同	二、〇五二九
踞屋	北東	一、一二一一
正源	西北	一、〇〇〇八

原地新田區

門前通	東	、九四二三
大町通	同	、六四〇五
井根尻	同	、三六一八
大川表	中央	三三、五四二〇
井ノ口谷	南	三一、一三〇〇
鍋谷	同	二九、九八〇九
ヌカダケ谷	東北	二六、一〇二一
桑谷	同	七〇、三九二九
寺谷入口	東南	二〇、八三〇九
大悲山	東	六、〇〇〇〇
細	南	二町三〇〇一
知世ろ谷	東	二四、〇一二一
同左平	同	五八、七九〇三
屋小谷	南	二二、〇五〇八
刺鍋谷	西北	三〇、四八〇三
緋ノ谷	西南	二九、五〇二五
段ノ町	中央	一、九〇〇一
タヽ原	北東	、五〇二一
登口	西北	、七九二〇
井ノ口原	西南	一、七〇一四
甲宮ノ下通	西北	、九〇〇一
乙宮ノ下通	中央	一、五一一九
クルビ原	西南	、八八二四
芝通	中央	、九二二三
中ケ原	南	、五〇二〇
寺谷口	東南	、六一二五
三ツ田原	東	一、一四〇二
竿谷原	東	一、六五〇九
骨ケ原	東	一、一二一四

Digitized by Google

明治四十一年十二月末日調

地籍

官有地

第一種

府社及鄉村社地　一、〇四二三

第三種

國有林野　一五八、七五一一

道路　？？

河川溝渠　？

其他　一、二三二六

第四種

寺院敷地　一、四七一一

民有地

有租地　一、四八五、三五〇九町　地租　四十一年

田　四三、九二二一　同　定率　四四五、八七〇円

畑　四、四三〇八　同　増率　五八六、四〇五

宅　六、八七一四　同　同　二七三、六五〇

山林一、四二四、七六二五　同　同　三二八、二七〇〇

同　一五、九九〇〇

同　一九、一八〇〇

同　五一、四四五

同　一一三、一六〇

同　一〇一、五九五

同　一二一、九六五

Digitized by Google

原野　五、三五〇一　同　三、一九〇
民有免租地　町七四〇一　同　三、八三〇
學校敷地　一七二七
墳墓地　三七二四
溜池　一三二六
井溝　？
保安林　｜
隔離病舍敷地　｜
其他ノ公用地　｜

鄉村社地　｜
用惡水路　？　？
堤塘　？　？
道路　？
役場敷地　四一四
病院敷地　｜
運河地　｜

租稅　四十年

國稅　一、三一一、五一三
府稅　六三八、三三九
郡費　一一七、五〇三
村稅　四、〇一六、六九四

官公衙

花脊村役場　大字大布施

明治五年以前は各區に庄屋あり同年五月第九區に編入同六年第三區となり同十二年第八組となり戸長を置かる同十四年聯合戸長を置かれ同十七年四ケ村を聯合し戸長を置かる

巡査駐在所　同上

學校

別所尋常小學校
明治八年六月一日創立にして明治四十一年度在學兒童數は男二十八人女十九人計四十七人職員は正教員男一人代用教員女一人明治四十一年度經費は八百六拾七圓五拾六錢なり

八桝尋常小學校
明治二十五年四月一日創立にして明治四十一年度在學兒童數は男四十二人女四十二人計八十四人職員は正教員男一人專科正教員女一人本年度經費は八百九拾四圓五拾貳錢なり

物產

農產　四十一年

米	七六七石	一三、四〇八円	
其他	—	一、	

林產

丸及角材	七、三〇〇尺ノ	一七、五〇〇、	
挽材	七〇坪	三〇〇、	
木炭	三〇〇、〇〇〇〃	二四、〇〇〇、	
薪	一、五〇〇把	六〇〇、	
材	三五〇、〇〇〇〃	七〇〇、	
下草	？	七五、	
其他			

養蠶

繭	一八石	四七八、
計		五七、〇六一、

備考　本村は寒氣强く且つ耕地少なき爲め農產物としては單に米作の收穫あるに止まると雖も林業は年を

Digitized by Google

追ひ益々旺盛となり今や本郡内造林主要地の一なりとす

民業

職業別

	戸數	人口
農業	—	—
林業	一〇七	四一一
工業	七	一九
商業	二二	二八
交通業	—	—
日稼及勞働者	二	一七
雜業	三	一九
公務及自由業	八	一〇
無職及職業不詳	—	五三九
計	一四九	一〇四三

備考　養蠶一戸五人は林業欄へ含む農業者は兼業にして林業に含む

民力

五拾圓以上	一人	拾圓以上	四十一年
五圓以上	三八	參圓以上	二九
			二二

車輛

車	三	四十一年十月調
大七車	三	

Digitized by Google

家畜

	牝	牡	計
牛	三二	—	三二
馬		二六	二六

本籍人口

士族	男	—
	女	—
平民	男	五五八
	女	五五一
計		一、一〇九

明治四十一年末現在

現住人口及戶數

		大字別			
		別所	大布施	八桝	原地新田
人口	男	一八八	一六二	一一四	六八
	女	一九〇	一五二	一一〇	六七
計		三七八	三一四	二二四	一三五
戶數		五二	四〇	三六	二一

宗教（在住人）

神道	—
佛道	一、〇四三
基督教	—
宗教未詳	—

神社

三輪神社　別所區　小字三輪の谷

祭神　大物主神

村社創立由緒沿革不詳境内一段二畝十歩官有地第一種氏子五十戸例祭十月二十三日

境内神社

金峰社　祭神　安閑天皇

日吉社　祭神　大山咋神

右明治十二年區内より遷座す

大神宮社　大布施區　小字京路町

祭神　天照皇太神

村社祖傳に三條天皇長和五年勅宣を以て丹波國山國庄内に於て五社明神を勸請あり本社は其一なり舊時祭事に付下行米百二十五石を宛て行はれし由天正七年明智光秀亂入社殿舊記一切烏有と爲る慶長元年豊臣氏檢地の時前田玄以奉行として神領其他沒收せらる正保二年此地と倶に本郡に入れり境内四畝二十三歩官有地第一種氏子五十戸例祭十月二十三日

境内末社

山神社　祭神　玉前大神

三輪社　祭神　三輪大神

春日社　入栖區　小字太田地

祭神　天兒屋根命

村社祖傳大畧大神宮社に同じ舊時は神職も多く造營の時は宣旨を下されし由天正七年八月二十九日明智光秀亂入の時北巢大和守窪田近江守○蓋土豪なるへし其傳詳かならず防禦戰死し社殿舊記烏有と爲る其他太神宮社に同じ

境内二畝二十八歩民有地第一種氏子四十餘戸例祭十月二十三日

Digitized by Google

大神宮社　原田新田區　小字大川表

祭神　天照皇太神　大國主神

村社創立由緒沿革不詳境內二畝十八步民有地第一種氏子二十戶例祭十月二十三日

境內末社

山神社　祭神　大山祇命

寺院

福田寺　別所區　小字三輪谷

本尊　釋迦牟尼佛

宗旨禪曹洞宗永平寺末舊と叡山三千坊の一なりしが荒殘年を經しを天和元年本村の藤井嘉右衞門なる者再興し永平寺無碍禪師を請じ中興の祖とし禪刹とす境內六百四十九坪官有地第四種檀徒三百六十餘人

境內佛堂

地藏堂　本尊　地藏菩薩

毘沙門堂　本尊　毘沙門天

行者堂　本尊　役小角

地藏院　大布施區　小字小阪町

本尊　釋迦如來

宗旨禪曹洞宗寶國寺末舊と叡山三千坊の一なりしが荒頽して僅に小堂に千體地藏を存す惠心僧都本尊を刻して之を納む殆ど廢絕せんとせしを貞享二年加賀國寶田寺丹嶺和尙此に行化し其地を愛し村民の歸依を得て之を中興し禪刹とす安永三年後桃園天皇地藏の立像を賜ふ境內三百三十六坪官有地第四種檀徒三十七戶

境內佛堂

Digitized by Google

毘沙門堂　本尊　毘沙門天

洞泉寺　八桝區　小字田地

本尊　釋迦牟尼佛

宗旨禪曹洞宗永平寺末初め勅賜大證無碍禪師の隱栖なりしが弟子寶山をして村民を勸めて堂宇を建て元祿八年八月入佛式を行ひ一寺とす境內二百四坪民有地第一種檀徒五十一戶

境內佛堂

鎭守堂　本尊　摩利支天

峰定寺　原地新田　小字大悲山

本尊　千手十一面觀世音菩薩

脇立　不動毘沙門天二童

宗旨天台宗寺門派聖護院末初め三瀧上人觀空西念此山の靈地なるを以て佛寺創立の發願を起し鳥羽上皇の勅願により堂宇を建立し白檀二尺の千手十一面觀音の像を安置し本尊とす法皇更に一尺三寸の不動尊像と五寸の二童子像と毘沙門天像とを納めしめ給ひ寺を峰定寺と號し又慈眼院と稱す當時少納言信西入道奉行して安藝守平清盛工事を監せりと云ふ此より上下歸依益々多く山門諸堂佛具經卷を始め寄進するもの甚だ多く一方の名刹となれり平治元年平清盛佛舍利唐畫十六羅漢を奉納し沙彌生西は道橋を造り山門を建立せり後白川法皇大悲山發心門の扁額を賜ひ又其山下に於て方十四町の地を賜ひ永く寺領產と定め給へり又壽永二年法皇平氏の亂を避け鞍馬に御幸ありし時本寺に御入りありて然後叡山に登らせ給へりと口碑に傳へたり中古より延曆園城二寺の僧徒更る〳〵來り住し相爭ひて止まず寺門大に衰へしを貞和年間阿闍梨定知稍堂舍を修理せしも舊時の盛に復するあたはず大に荒殘せり其後年を經て沙門元快修道歸洛して貴船の成就院に住せし時（成就院は貴船神社の奥院の邊にあり嘉永年間洪水の爲に流亡せり）後西院上皇不豫の時勅を奉じて加持せしかば叡感の餘上皇聖護院宮二品道祐親王に勅し元快をして本寺に住せしめ給ふ於是元快大に修理に力

Digitized by Google

を盡し殆ど舊觀に復し之を當山中興とす元快法德世に高く上下の歸依を得たり正德二年三井長吏道承親王令旨を下し本寺を聖護院の末寺となし大に保護を加へらる本寺は舊と丹波國山國鄉なりしが豐公の時分轄して本寺境界より東を山城國愛宕郡に屬せられたり德川氏三雲施藥院に此地方にて五百石の領地を給し本寺も其內に介在すれど施藥院は寺域山林を侵す事無かりしに聖護院よりは妄りに山林を伐採せられ施藥院と葛藤を生じ互に幕府に訴へ相結んで解けざる事年あり之が爲め寺產益々空乏し更に衰頽に陷れり其後樹木栽培の業を起し永遠の本金と爲す方法を立てしが明治維新に會し後白川法皇御寄附の地面山林とも上地となり一山殆ど維持の資を亡へり近年園城寺所轄となり更に寺門再興の方法を立て幸に上地山林樹木は舊來植付の證ありしを以て緣故拂下を願ひ其金を以て永遠の資本とする事と爲せり寺域は舊時の四至は東は灰ケ谷獅子岩を限り西は三ッ田阪を限り南は知所路谷を限り北は桑谷を限り東西約一里十町南北約一里と相傳へたり維新變革の前は三町八段二十步なりしが上地の際寺坊堂宇所在地面を限り三千七百七十二坪となれり官有地第四種也

本堂は久壽二年二月の建築にして梁行六間桁行六間五尺惣檜材舞臺造りにして幾回の修理をへしも本建は舊物を存せり供水所梁行六間一尺二寸桁行一間二尺五寸亦同時の舊物なり護法殿梁行三間桁行三間保元々年三月の建造なりしが明治二十九年八月三十日暴風雨の爲め破壞して今は亡し仁王門梁行二間四尺桁行二間二尺平治元年十月の建立なり鐘樓は文正元年六月の建立なりといふ舊時は山下にも堂宇子坊ありしが今は大に減じて本坊のみとなれり現在建物の內本堂供水所仁王門は特別保護建造物となれり

本尊十一面千手觀音と脇立四像共創立の時鳥羽法皇御寄附なり三尊佛は傳運慶作慈心和尙開眼にて後鳥羽法皇御念持佛願王大士像は傳運慶作にて上皇隱岐にて崩御の後修明門院水無瀨離宮の佛堂に納め上皇の冥福を祈り給ひしものなり明治維新神佛判然の時水無瀨家より志明院住職祖傳に托し之を購ひて本寺に納めしもの也といふ其他由緖ある古佛頗る多し緣起は少納言入道信西が撰ぶところにて事實明確文章暢達希世のものなりしが本書は失亡して今は其寫のみ存せり鐵盤一枚は保元三年五月檢非違使別當正三

Digitized by Google

位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅の寄附せし舊物なり其他仁平四年八月五日と刻せる磬仁平元年觀空西と刻せる柱幷足利氏以來の舊物頗多し寺產は田地一町一段二畝餘山林九町四段餘信徒千餘戸一年の大法會は八月十七日にて大護摩供修業と云ふ

大悲山は本郡の奥區に在り奇峰突兀天に聳へ怪岩礫砢岌業相層なり石逕羊腸其間に由る大井川の上流山下を流れ山水清奇地勢靈淑なり老杉古樹陰森蒼翠飛泉奔流其間に相接す三伏の天亦炎熱を知らず山上の奇峰相聯なるを九品界に擬し其中峰を大悲山の頂上とす其下に飛閣蜿に架するを本堂即觀音閣といふ堂宇數百年の舊物にして蒼老の氣掬すべし獅子戀鏡の二大岩其間に在り其靈勝本郡岩屋山相樂郡笠置山と相比すべし山下の登路に二王門有り其下即ち大井川の上流にして本坊は其川湄に在り信西の緣起は能く此山を記せしを以て其全文を左に揭ぐ

大悲山峰定寺緣起

夫一代教主之說妙法也、占耆闍窟而演圓乘、三世覺母之利衆生也、在清涼山而弘化道、大聖世尊、猶占靈地、凡夫行人、豈捨勝境、佛子所求願者、無上正等之道、所遊歷者名山大岳之境、偏事跋涉、未嘗寧居、爰鳳凰城之地畔、鞍馬寺北方、有一靈地、自山脚至山頂、往々有奇峯、連々而相接、松栢鬱茂、昇降崎嶇、佛子至此地、戀々不能去、忽結茅茨、栖息尙矣、其山爲體也、光尋往詣之便、各定止宿止所、宛如驛亭、量程置之、此外有九品峯、蓋擬安養界也、其第一宿號峯靈山、稱之西方宿、第二號立盤手向、第三宿名熊小屋、居此宿、西有崇峰、名牟尼山、次有一嵩嶺、號善覺山、象中品上生也、第四宿、號阿彌陀寺、次有奇峯、號明覺山、象中品中生也、第五宿、號眼覺淨土、象中品下生也、次有崇岳、號離苦淨土、法上品下生也、第六宿、號垂原、次有奇峯、號無垢山、擬上品中生也、第七宿、水飲、次有峰、號眞色淨土、擬上品上生也、又有一峯、號樂門淨土、模下品下生也、第八宿號平地、其次峯號眞覺淨土、准下品中生也、第九宿名瀧本、次有峰、號無漏淨土、爲下品上生也、次峰稱文殊嵩、此峰有一奇石、其形如師子、次有峯、號大日金輪佛頂山、行者至此峰者、誦大佛頂及諸陀羅尼也、次峯號大悲山、是其中

臺也、石窟側畔、有一靈石、其貝如鶯鏡、千手觀音寶鏡御手、大悲山名蓋在此也、山高路深、人事尤希、大白去天之形勢、翩三尺於蛾壞、遙海遮望之眼路矣、編百谷於牛涔者也、當彼石窟中央、置此堂閣之基跡、久壽元年二月、建立三間堂一宇、奉安置白檀二尺千手觀音菩薩像一軀、佛座下、有石寶水滴、宛如擔溜、以之供閼伽、以之充盥漱、一尺三寸不動明王五寸二童子像各一體、同毘沙門天像一體、至于同年四月、仙院忽降勅命、奉請此像、恩出不意、事是鄭重、歡喜踊躍、隨喜悅豫、昔不空三藏之營佛閣也、即是肅宗皇帝之仁恩也、今貧道比丘之建精廬也、寧非禪定法皇之叡慮哉、歸三寶治萬邦、以六度撫四海、古今少彙、和漢無類、若不仰利生於我后、必無緣之比丘、得遂弘願焉、若不殖善種於此山、何必孤露之少僧、得果素意矣、幸哉々々、抑善根之員、意趣遠分、其一曰、今生誦大佛頂陀羅尼、來世療一切衆生々死之重病、其二曰、早生西方極樂、得爲利生還住此巖崛、得通力、誦法華及一切經論、其聲達法界、聞之者必蒙利益、二途之願、大概如斯、弟子昔生弓馬之家、無辨因果之理、以畋獵爲業、以漁鈎爲事、春秋廿一、忽喪父、當于彼時、父命弟子曰、平生惡業、不省來世之苦、果何爲、汝廻方便、可祈解脫、弟子一聞斯事、如刀釼在胷、行年廿五、善緣忽催、剃首染衣、爾降難行苦行、積功累德、念々歩々、思知我父之生何趣、造次顚沛、期知我父受何苦、丹誠盡一心、素念及三年、在夢中、見父貌、身爲鳥、面爲人、後歷二年、參詣熊野山那智如意輪堂、又有夢想、我父面爲人、身爲師子、其後歷十一年、修行播磨國八塔寺、蓋十一面觀音靈驗地也、夢中觀音告曰、汝亡父往生淨土數年、後夢中親母同見往生之姿、前後三夢、仰而取信、又弟子平生行業、存紙墨者、依如法之儀式、書寫妙法蓮華經八部、限以一千五百日、久修常行三昧、又修常行常座兩三昧、經歷千六百日、天刻三千日燒八曼陀羅香、其間修常座三昧、心神全不動、此外修行大峯、逈三箇年、自餘少行不遑委記、又我父夢中來告云、汝常可在山林、敢莫交聚落、於戲山林之睡眠者、如來讃嘆之、聚落之苦行者、菩薩誡訶之、誠哉斯言、于時久壽三年仲春二日、佛子西念聊記由緣以貽來葉也、

作者　少納言入道信西

Digitized by Google

扨に信西博學宏才古今に超越事業終へすと雖も希世の人物也而して筆跡甚乏し此文の亡せしは最も惜しむへきなり

人情風俗

其地幽僻交通最も不便にして車を通せす故を以て世間と疎遠にして人情風俗他と比較して稍質樸なりと雖して其職業に於ける頗勉勵にして生活は甚倹素なり

Digitized by Google

久多村志

本村は舊と久多の庄と稱し上村、下村、中在地村、宮谷村、川合村の五小村に別かれ本郡の極北深谷の間久多川の上流に在り明治十年五月五ケ村を合併して久多村と號し同二十二年町村制實施之に仍る而して其部落は五區に別る

上　村　本村の上位に在るを以て上村と稱す元標より七百二十間

下　村　上村の次に在るを以て下村と稱す

中在地村　本村の中位に在るを以て中在地と稱す元標の在る所なり

宮谷村　村社志古洞神社の在る所故に宮谷村と稱す中在地と界を接す

川合村　本村の東北久多川と針畑川と合流の所に在り故に川合村と稱す元標より九町二十間

區域

四面山岳疊歷東の方溪谷を爲し溪水合流して近江國に入り湖水に注ぐ東北は近江國高島郡朽木村滋賀郡葛川村に界し南は本郡大原村に界し西南は花脊村に界し北は丹波國北桑田郡黑田村に界す

幅員

東西一里二十八町四十八間餘南北三里十八町十四間餘面積二方里五四〇

管轄

沿革詳かならず寶德年中醍醐三寶院領永正中近江國朽木氏領となり其後德川幕府領となり明治維新後京都府の管轄となれり

形勢

山岳疊疊溪谷盤屈人居は僅に萬山中に點在す郡中最も幽邃の地なり北に三國岳あり山城近江丹波に跨り其山彙たり其脈東と南に走り分水嶺となり本村の東北を限る京都に出るには尾越峠の險あり他方人の往來稀

Digitized by Google

なる所なり

山　岳

三國ヶ嶽

久多村の上區字イヤ谷に在り西北は丹波國北桑田郡に接し東北は近江國高島郡に接し直立約七十五丈周廻實測せず

擧阪岳

久多村上區字見渡谷に在り東は近江國高島郡朽木村字平良に接し西北南の三面は山に接し直立約六十八丈周廻不詳

瀧谷山

久多村上區字瀧谷に在り面積七十七町餘甚高からず西南丹波國北桑田郡黒田村字熊見灰野に接す直立周廻不詳久多川の水源にして大瀧有り

八町峠

久多村下區字大黒谷東平に在り本村より京都に達する道此山に由る其峠に登り阪路三十二町屈曲甚多し三十三曲阪と云ふ之を踰れば八丁平に至る

古君道山

多久村宮谷區字古君道に在り鞍馬村より大溝に達するは之に由る南は本郡花脊村と寺谷峠を以て界す阪路十八町

觀音山

久多村中在地區字觀音谷にあり頂上に西國三十三所觀音堂有り故に號く

根來山

久多村川合區字根來谷に在り西北は近江國高島郡杉木町東北は同郡朽木村葛川村と界す

Digitized by Google

河　川

久多川

水源本村瀧谷山より出て溪谷の間を曲折し南東に流れ上區中在地區下區川合區を經て東流して滋賀縣滋賀郡葛川村に入る水源より百二十八町二十七間深所二間淺所二尺上流三十一町は水淺くして筏を流すに足らず然れど溢水の時は損害少からず水源なる山中に大瀧あり支川五流諸谷より出て久多川に入る

宮谷川

宮谷區の山谷より出て區内を過ぎ久多川に入る延長二十六町二十一間

古君道川

宮谷區の東南古君道山より出て宮谷川に入る延長十町二十五間

大黒谷川

下區東南字大黒谷東平西平の山間より出て本村に入り延長二十九町三十二間

針谷川

滋賀縣高島郡朽木村大字小川より本村川合西北隅に出て根來谷と川西の山間を流れ久多川に入る延長十二町七間

右諸川田地五十餘町の用水たり

原　野　　四十年末調

合計十五町五畝十三歩

山畔田尾に屬する零細地にて三百十ヶ所に及ぶ皆狹小記するに足らず

森　林　　四十年末調

村有林　一千〇四十五町五反七畝十一歩

杉檜林　二九、一〇〇

薪炭樹林　六七〇、一一〇

Digitized by Google

私有林

杉檜林　一三五〇、三二五　其他用材林　一三一一、〇二〇

薪炭樹林　七三六二、〇〇八

道路橋梁

久多京都間道路

本村に係る分二里十七町餘は往年經費七千餘圓にて改修工事を施こしたりと雖も地勢嶮峻殊に交通稀少なるよりして今尚ほ交通不便なり

鞍馬大溝間道路

往年本村に係るもの一里三十町餘經費六千餘圓にて改修工事を施こしたりと雖も單に交通上至難ならざる迄なり

本村に係るもの一里三十町五十六間目下繼續工事中なり此經費金六千餘圓

樋ノ谷橋　長四十五尺廣七尺二寸

觀音橋　長四十六尺廣七尺二寸

國上橋　長四十八尺廣七尺二寸

右本村より京都に達する道路に屬する久多川に架する木橋也

大官橋　長四十七尺廣七尺二寸

川合原橋　長四十八尺廣七尺二寸

右鞍馬より大溝に達する道路に屬する久多川に架する木橋なり

大黒谷川橋　長四十八尺廣七尺二寸

右本村より京都に達する道路に屬する大黒谷川に架する木橋也此外椿谷橋中谷橋自性寺谷橋風呂谷口橋岩淵谷口橋竹上原橋右君道口橋右君道東平橋有り五間以下の木橋又土橋なり

Digitized by Google

堤防

本村は久多川其他溪川村内を經過し時々漲溢の患ありて堤防を要する少からず明治二十九年洪水より俄に其所を增加し二十三ヶ所六十四間に及びたり其工事は石垣十六ヶ所三角枠五ヶ所柵二ヶ所にして其延長七十間に及ぶものあり故に出水毎に破損多く工費に苦めり

里程

本村元標より里程左の如し

京都府廳	九里三町	愛宕郡役所	八里三十三町
花脊村	三里十一町	鞍馬村	六里三十二町
大原村字尾越	二里十町十八間	花脊村大字原地新田境	二十八町五十六間
近江國高島郡朽木村	三十五町十九間	迄山阪にて	
丹波國北桑田郡黑田村	二十九町二十九間	同滋賀郡葛川村	三十一町十九間

運輸

四面山谷深阻運輸甚だ不便なり滋賀郡葛川村梅の木に達する道路は米穀及一切日需品の輸入物產薪炭輸出の途なり然るに管內に屬する所は改修なるも管外は舊來の險惡山逕にして擔荷の外牛馬を通せず

字地

川合

字名	方位	段別	字名	方位	段別
宮地野原	東南	二町、七六〇〇	川合原	中央	三、七五一四
向原	南	一、六三〇六	椿原	西	二、六〇〇三
上野々原	西南	一九〇〇	中野々原	西南	、三六二三
根來谷	東北	三六、一一二二	川東	西南	三五、五七二五

Digitized by Google

川西　西北　二八、九三二八

下

山花街道　東北　二、三一〇一
東街道　東北　三、六三一四
大西街道　西　一、八一〇八
左近原　西北　二、三〇一三
東通　東北　七一、九〇一二
大黒谷西平　南　一一七、七八一〇

中在地

田中原　東南　四、六二二八
三ツヤ原　東　二、六一〇三
西側　西南　一八、一七二七
東側　東北　一三、六八二九

上

木戸海道　東南　四、一六一三
小海道　中央東南　三、五六二五
岩淵海道　西北　三、三一一九
丸山海道　西北　一、七一一三
畑原　西北　五、四一〇七
樋ノ谷　東　四一、六七〇九
見谷　北　三六、一九二七

大黒谷　東南　、九六〇〇
西街道　西北　一、六二二七
古君道　南西　一、〇六一一
瀧ノ下　西北　、三四一六
大黒谷東平　東南　一七〇、八八〇〇
古君道東平　西南　三一、〇八〇六

小南原　西北　二、六二二七
池ノ原　北　一、八八二四
観音居　東北隅　二六、三七二〇

樋谷原　東　、三一二一
戈神海道　北　三、三三二五
奥谷原　西北　、六四一九
六反田原　北　一、三七二一
市後谷原　西北　五、二五一九
木戸谷　北東　五一、九六二五
瀧谷　西　七七、一三二七

Digitized by Google

イヤ谷　西　九〇、六九二九
奥ノ谷　西　三八、一三〇五
向谷　南　八、九八〇七

宮谷
古屋原　東北　一、〇六一一
中前原　東　一、一九一〇
林前原　中央　一、三一〇六
水口原　西南　二、一三二七
大谷　西北　五〇、三七一五
古君道　南　三八、〇一〇五

長瀬谷　西北　五六、二三二八
馬別當谷　西南　一一、二〇一三

竹上原　東南　一、五〇〇九
中坊原　東北　一、七九二八
隱谷原　西北　五〇二五
櫻谷原　西南　八八〇一
谷　西南　六三、九六一一

明治四十一年十二月末調

地籍

官有地

第一種　府社及鄉村社地　一七一六

第三種　道路　六、二一二〇
　其他　一九〇二

第四種　寺院敷地　—

河川溝渠　二七、七九〇二

民有地　一、一八九、一三二四　地租

明治四十一年末調
定率　四〇〇、〇八五
增率　五〇九、八〇五

Digitized by Google

田　五〇、九五〇二　地　租　定率　三一七、四五五
畑　三、三五〇八　地　租　増率　三八〇、九一五
宅地　四、二四二五　地　租　定率　一一、六一〇〇
山林一、一一五、五三〇六　地　租　増率　一三、九四〇〇
原野　一五、三五〇一　地　租　定率　二九、六七〇〇
民有免租地　三五〇三反　増率　六五、三四〇〇
學校敷地　一〇〇〇　定率　三八、二〇〇〇
郷村社地　一七一六　増率　四五、八四〇〇
墳墓地　三一四　定率　三、一五〇〇
用悪水路　？　増率　三、七七〇〇
溜池　？　警察署敷地　―
堤塘　？　病院敷地　―
道路　？　隔離病舎敷地　―
役場敷地　二二七　運河地　―
其他公用地　二〇
井溝　？
保安林　―

租税　國税　一、三六五、三九一円
府税　四八八、九九一
郡費　一〇二、九一八

明治四十一年調

Digitized by Google

村税　一、二八一、七九三

官公衙

久多村役場　中在地　小字瀧の下

初め中在地村字田中原に在りしが其後小學校内に併置し又小字石屋原に移し明治三十六年に至り更に現在地に移築せり

巡査駐在所　同　小字四側

學校

久多尋常小學校

明治十年四月創立にして其後幾多の變遷を經て今日に至りたるものにして明治四十一年度在學兒童數は男三十九人女三十五人計七十四人職員は正教員男一人准教員女一人本年度經費は六百五拾九圓貳拾六錢なり

物産　明治四十一年末調

農産

米	六〇九石	九、二五五円
林産		
丸及角材	一、五八七尺〆	五、五五四
挽材	五〇〇丼	五〇〇
木炭	六六、〇六五〆	五、〇〇〇
薪材	四、四八〇	二八〇
下草	一一三、〇〇〇	五五六
其他		三九〇

Digitized by Google

計　一六、五三六

備考　本村も花脊村と同じく寒氣強く耕地少なくして農作物としては米作の收穫あるのみなりと雖も近年造林經營に努め且つ製炭事業盛かんなるより林産の收穫漸次增大しつゝあり

民業職業別　明治四十一年末現在

職業別	戸數	人口
農業	七二	三一二
林業	一	一〇二
工業	一	三
商業	一	二〇
交通業	一	一
日稼及勞働者	三	三〇
雜業	一	五
公務及自由業	五	一二
無職及職業不詳	一	三五
計	八〇	五一九

備考　本村林業者欄人口のみありて戸數なきは農業の部に戸數は含む右は農を主要したるに依る雜業欄人口五は漁業者なり

民力　明治四十一年末調

地租を納むるもの左の如し

百圓以上　一　五拾圓以上　二

拾圓以上　三六
參圓以上　一二

車輛
車　一
大七車　一

家畜
牝　牡
牛　四三　一

本籍人口
士族　男　一　一
　　女
平民　男　二六二
　　女　二五一
計　五一三

現住人口及戸數
人口　戸　男　二六五
　　女　二五六
計　五二一
戸數　八〇

宗教（在住人）
神道　一
佛道　五一九

五圓以上　一四

四十一年十月調

四十一年末現在

計　四三

明治四十一年末現在

Digitized by Google

基督教　―

宗教未詳　―

神社

思古淵神社　宮谷中在地區の圖　字田中原

祭神龍神

創立詳かならず中在地區に在り安曇川沿流一圓の地主神なりと云ふ蓋し本村深山幽谷の中にあり因て此神を祭りしなるべし境內三百三十六坪官有地第一種本社拜殿休所等あり村內第一の神社なり氏子は七十餘戶全村大概之に屬せり

境內末社

若宮社　祭神應神天皇

一說には本村の元祖中納言兼忠の靈を祭るといへど其傳詳かならず

山神社　祭神大山祇神

上宮神社　上區　字木戶海道

祭神未詳

村社建武元年の創立と傳ふれど確かならず境內百三十坪官有地第一種

境內末社

若宮社　祭神未詳

大川神社　中在地區　字小南原

祭神未詳

村社口碑には丹後國加佐郡大川神社の神を祭れりといふ境內五十坪官有地第一種氏子十二戶

寺院

Digitized by Google

自性寺　下區　字瀧の下

本尊　釋迦牟尼佛

禪曹洞宗與聖寺末天文年中奥州輪王寺源庵和尚參內の時痾を此に養ひ草庵を結ひ盛源庵と號す後百餘年寛文元年庵住明忍與聖寺月峰和尚の助力を得て更に二個の小寺を併せ改めて自性寺と號し與聖寺に屬す境內二百五坪民有地第一種檀徒九十餘人

德恩寺　上區　字岩淵街道

本尊　阿彌陀如來

禪曹洞宗與聖寺末正德年中若州小濱空仰寺普觀禪師舊寺廢址に就き創立す境內百七十八坪民有地第一種檀徒二十戶

龍寶寺　宮谷區　字林前原

本尊　藥師瑠璃光佛

禪曹洞宗與聖寺末口碑に古代延曆寺末寺なりしが久しく中絕せしを天明七年祖寶和尚其舊址に再興せりといふ境內二百三十三坪民有地第一種檀徒百九人

境內佛堂

地藏堂　本尊　地藏菩薩

洞雲庵　中在地區　字田中原

本尊　阿彌陀如來

禪曹洞宗與聖寺末元文元年治雲和尚延曆寺末寺跡に創立す境內五十三坪民有地第一種

玉泉庵　川合區　字川合原

本尊　阿彌陀如來

禪曹洞宗與聖寺末寛文二年月峰自性和尚延曆寺末寺の舊跡に創立す境內五十二坪民有地第一種

Digitized by Google

按に本村は皆禪曹洞宗にて皆與聖寺の末なり而して多くは延暦寺末寺の舊跡につき寛文以來創設せし寺なり舊寺は皆延暦寺の屬寺のみなりしを知るべし

名勝

雄瀧雌瀧

瀧谷山の深谷中に在り高各五丈許廣尺餘上下二級を爲し雄瀧雌瀧と云ふ山谷幽僻にして來り觀るものなし下流は久多川に入る

三ノ窟

上村區の字イヤ谷（〇いはや谷の略言か）の奥に在り人家より十五町許谷道より石壇を左に登れば疊八貼敷許の岩屋あり役行者不動尊を安す又登る二町許第二窟あり六貼敷許不動尊を安す又登る四町許第三窟あり又不動尊を安す文政年間までは法圓庵といふ草庵あり行者之に住せりとぞ

人情風俗

山間幽僻の地にして人情粗質風俗醇朴なり近來社[redacted]の風潮に伴ひ交通の便稍開けしより時勢に從ひ舊時と異なる所有るが如し

愛宕郡志　終

明治四十三年十一月三日印刷
明治四十四年一月廿八日發行

京都府愛宕郡役所編纂

印刷人　京都市上京區出町今出川上ル　中井龜治郎

印刷所　京都市上京區出町今出川上ル　中井印刷部

Digitized by Google

Digitized by Google

Digitized by Google

慶應義塾圖書館

返却日指定票

最終日附又ハ其以前ニ此本ヲ御返シ下サイ

DEC 1 7 1942

03. 1. -6

07. 3. 19

1102989509

慶應義塾図書館

Digitized by Google

M.ASAKURA
KOBE
朝倉書店

Digitized by Google

10810985942
慶應義塾図書館
Digitized by Google